払田柵跡調査事務所年報1983

払田柵跡

―― 第49―2～3・53・54次発掘調査概要 ――

序　　文

払田柵跡調査事務所では、本年度第49－2・3次、第53次、第54次の3地区における学術調査を実施いたしました。この発掘調査は、第2次5か年計画の最終年次の調査でもあります。

最初に実施いたしました第49－2・3次発掘調査は、昨年度降雪のため完掘のできなかった第49次発掘調査の補足調査で、通称「ホイドスズ」と呼ばれる井戸構造の実態を把握し、それに新しい木簡を検出することができました。同時にこの地点からいままで検出された木簡等を考古資料と対比させることによって新たな理解が可能となってきたことも大きな成果の一つです。

第53次発掘調査は政庁地区北西部の遺構群の調査で、ここでは政庁を画する板塀と付属建物群や灰釉陶器などの遺構遺物が検出され、政庁変遷の具体的見通しを得ることができました。政庁域の調査は、1977年（昭和52年）以来延6年間にわたっており、本年度で全体の85％を発掘調査して終了したことになります。

第54次発掘調査は、内郭南門跡東部地区で行った内郭南門に接する築地部分の調査であります。築地本体は失われておりましたが、その下の整地基礎地業は確認できました。

今ここに本年度の発掘調査概要としてその成果をまとめ、当事務所の年報として刊行することになりましたが、今後の古代城柵官衙遺跡の研究上はもちろんのこと、遺跡保存整備の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、調査ならびに年報刊行にあたって、御指導・御助言をいただきました顧問・文化庁記念物課・奈良国立文化財研究所・国立歴史民俗博物館・宮城県多賀城跡調査研究所・秋田市秋田城跡発掘調査事務所に心から感謝申しあげるとともに、史跡管理団体仙北町・同教育委員会、千畑村・同教育委員会ならびに地元の皆様の御協力に対し、厚く御礼を申しあげます。

昭和59年3月31日

秋田県教育委員会
教育長　斎藤　　長

例　　言

1　本年報は、調査の速報を編集方針とし、所員が発掘調査と整理作業にあたった。年報の作成にあたっては、次のとおり執筆分担し船木義勝が総括した。

第１章、第２章、第４章第４節……船木義勝

第３章、第４章第１～３節、第５章、第６章……山崎文幸

2　発掘調査および整理作業・年報作成にあたって、下記の方々から御協力をいただいた。

土地所有者　後藤和夫・仙北町

協力　高梨正進会第九支部（代表　後藤八郎）　〔敬称略〕

3　火山灰の分析については、東北大学農学部庄子貞雄教授・山田一郎助手にお願いし、御教示いただいた。

4　墨書土器の判読、木簡の釈読については、国立歴史民俗博物館歴史研究部助教授平川南氏にお願いし、御教示いただいた。

5　灰釉陶器の年代については、名古屋大学文学部助手斎藤孝正氏に御教示いただいた。

6　建築学的見地から見た検出遺構の検討は、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部遺構調査室長宮本長二郎氏にお願いし、御教示いただいた。

7　土色の記載については、小山正忠・竹原秀雄編著『新版　標準土色帖』（1976・9）を参考にした。

8　実測図は、国土調査法第Ｘ座標系を基準に作成した。詳細は『払田柵跡調査事務所年報1977』を参照されたい。

目　　次

第１章　はじめに……１
第２章　調査計画と実績……２
第３章　第49－２・３次発掘調査……４
　第１節　調査経過……４
　第２節　発見遺構……６
　第３節　出土遺物……10
　第４節　小　　結……23
第４章　第53次発掘調査……24
　第１節　調査経過……24
　第２節　発見遺構……26
　第３節　出土遺物……45
　第４節　小　　結……56
第５章　第54次発掘調査……60
　第１節　調査経過……60
　第２節　発見遺構……62
　第３節　出土遺物……69
　第４節　小　　結……72
第６章　払田柵跡中の火山灰……73
第７章　「ホイド清水」出土の木簡……78
第８章　調査成果の普及と関連活動……84

表　目　次

第１表　発掘調査計画表……２
第２表　発掘調査実績表……３
第３表　１次鉱物組成……77
第４表　磁鉄鉱の化学組成……77

挿　図　目　次

第１図　払田柵跡発掘調査地域図……２－３
第２図　第49－２次発掘調査地形図……４
第３図　第49－２次発掘調査遺構配置図……５
第４図　ＳＥ550底面プラン図……６
第５図　ＳＥ550遺材出土状況図……６
第６図　第49－２・３次発掘調査遺構配置図……７
第７図　ＳＫ564実測図……９
第８図　出土遺物①……12
第９図　出土遺物②……13
第10図　出土遺物③……14
第11図　出土遺物④……15
第12図　出土遺物⑤……16
第13図　出土遺物⑥……16
第14図　出土遺物⑦……17

第15図　出土遺物⑧……18
第16図　出土遺物⑨……19
第17図　出土遺物⑩……20
第18図　出土遺物⑪……21
第19図　出土木簡実測図……22
第20図　第15号木簡出土地点実測図……23
第21図　第53次発掘調査地形図……24
第22図　第53次発掘調査遺構配置図・政庁模式図……25
第23図　ＳＢ 610 ・ 611 柱掘形立割……27
第24図　ＳＢ 610 ・ 611 ・ 645 実測図……27
第25図　ＳＢ 620 柱掘形立割・灰釉陶器接合図 ……28
第26図　ＳＢ 620 実測図……28
第27図　ＳＢ 638 ～ 640 実測図……30
第28図　ＳＢ 641 柱掘形立割……31
第29図　ＳＢ 638 ～ 640 模式図……32
第30図　ＳＢ 638 ～ 640 柱掘形立割……32
第31図　ＳＢ 641 実測図……33
第32図　ＳＩ 571 実測図……34
第33図　ＳＩ 580 実測図……35
第34図　ＳＤ・ＳＸ実測図……36
第35図　板塀新旧関係実測図……36
第36図　ＳＤ 483 ・ 606 実測図……37
第37図　ＳＤ土層図・ＳＸ 524 ・ 630 土層図……38
第38図　ＳＫ実測図……39
第39図　ＳＫ・ＳＸ実測図……41
第40図　ＳＢ出土遺物①……45
第41図　ＳＢ出土遺物②……46
第42図　ＳＢ出土遺物③……47
第43図　ＳＢ出土遺物④……48
第44図　ＳＢ出土遺物⑤……49
第45図　漆紙出土状況図・実測図……50
第46図　ＳＩ 580 出土遺物……51

第47図　ＳＤ 187 出土遺物……51
第48図　ＳＩ 571 出土遺物①……52
第49図　ＳＩ 571 出土遺物②……53
第50図　ＳＫ・ＳＸ・遺構外出土遺物……54
第51図　出土瓦……55
第52図　灰釉陶器実測図・接合状態図……57
第53図　第54次発掘調査地形図……60
第54図　第54次発掘調査遺構配置図……61
第55図　ＳＢ 230 実測図……62
第56図　ＳＤ 656 実測図……63
第57図　94ライン東壁土層図……64
第58図　土壙実測図……65
第59図　ＳＸ 655 実測図……66
第60図　89ライン西壁土層図……68
第61図　出土遺物①……70
第62図　出土遺物②……71
第63図　磁鉄鉱のＶ－Znベルト ……77

図　版　目　次

図版１　第49－２・３次発掘調査　(1)ＳＥ 550 底面プラン　(2)ＳＥ 550 完掘
図版２　第49－２・３次発掘調査　(1)ＳＥ 550 埋土　(2)調査区全景
図版３　第49－２・３次発掘調査　(1)ＳＸ 569　(2)ＳＸ 569 全景
図版４　第49－２・３次発掘調査　(1)遺物出土状況　(2)墨書土器出土状況
図版５　第49－２・３次発掘調査　出土遺物①
図版６　第49－２・３次発掘調査　出土遺物②
図版７　第49－２・３次発掘調査　出土遺物③
図版８　第49－２・３次発掘調査　出土遺物④
図版９　第49－２・３次発掘調査　木製品①
図版10　第49－２・３次発掘調査　木製品②
図版11　第49－２・３次発掘調査　木製品③
図版12　第53次発掘調査　(1)発掘調査前　(2)調査区全景
図版13　第53次発掘調査　(1)調査区全景　(2)調査区東部

図版14　第53次発掘調査　(1)ＳＢ 638 ～ 640　(2)ＳＢ 640 Ａ・Ｂ－１柱・ＳＢ 639 －１柱
図版15　第53次発掘調査　(1)漆紙出土状況（ＳＢ 639 ・ 640 － 4 柱掘形）(2)漆紙出土状況
図版16　第53次発掘調査　(1)ＳＢ 610 ・ 611 ・ 645　(2)ＳＢ 610 ・ 611 ・ 645
図版17　第53次発掘調査　(1)ＳＢ 620 ・ＳＤ 646　(2)ＳＢ 620 ・ＳＤ 646
図版18　第53次発掘調査　(1)ＳＩ 571　(2)ＳＩ 571 カマド
図版19　第53次発掘調査　(1)ＳＢ 645 ・ＳＤ 187 ・ 646　(2)ＳＩ 580
図版20　第53次発掘調査　(1)ＳＤ 483 ・ＳＸ 598 ・ 599　(2)ＳＤ 606
図版21　第53次発掘調査　(1)ＳＤ 139 ・ 143 重複　(2)ＳＩ 571 遺物出土状況
図版22　第53次発掘調査　出土遺物①
図版23　第53次発掘調査　出土遺物②
図版24　第53次発掘調査　出土遺物③
図版25　第53次発掘調査　出土遺物④
図版26　第53次発掘調査　出土遺物⑤
図版27　第53次発掘調査　出土遺物⑥
図版28　第53次発掘調査　出土遺物⑦
図版29　第54次発掘調査　(1)Ａ地区全景　(2)Ａ地区西部
図版30　第54次発掘調査　(1)ＳＤ 656　(2)ＳＤ 656
図版31　第54次発掘調査　(1)ＳＢ 230 － 9 柱　(2)ＳＦ 650
図版32　第54次発掘調査　(1)Ｂ地区全景　(2)Ｂ地区全景
図版33　第54次発掘調査　(1)ＳＸ 671　(2)ＳＸ 671
図版34　第54次発掘調査　(1)遺物出土状況　(2)遺物出土状況
図版35　第54次発掘調査　出土遺物①
図版36　第54次発掘調査　出土遺物②
図版37　「ホイド清水」出土木簡　（１）
図版38　「ホイド清水」出土木簡　（２）
図版39　「ホイド清水」出土木簡　（３）
図版40　「ホイド清水」出土木簡　（４）
図版41　「ホイド清水」出土木簡　（５）
図版42　「ホイド清水」出土木簡　（６）
図版43　「ホイド清水」出土木簡　（７）
図版44　「ホイド清水」出土木簡　（８）

第1章　はじめに

払田柵跡は秋田県仙北郡仙北町払田・千畑村本堂城廻にある。遺跡は雄物川の中流域に近く、大曲市の東方約6㎞、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置し、第三紀硬質泥岩の真山・長森の残丘を中心として、北側の烏川・矢島川・南側の丸子川（鞠子川）に囲まれた沖積地に立地する。1906年（明治5）頃から開始された高梨村耕地整理事業の際発見された埋木が、地元の後藤宙外・藤井東一の努力によって歴史的遺産と理解され、遺跡解明の糸口が開かれた。1930年（昭和5）3月後藤宙外が調査を実施し、さらに同年10月文部省嘱託上田三平によって学術調査がおこなわれて遺跡の輪郭が明らかにされた。この結果に基づき、1931年（昭和6）3月30日付けで国指定史跡となり現在に至っている。

1970年（昭和45）代になって、指定地域内外の開発計画が立案された。そこで秋田県教育委員会は地元仙北町と協議の上、この重要遺跡を保護するため基礎調査を実施して遺跡の実態を把握することを目的に、1974年（昭和49）現地に「秋田県払田柵跡調査事務所」を設置し、本格的な発掘調査を開始した。さいわい、地元管理団体仙北町当局および地域の人々の深い理解により、史跡指定地内は開発計画から除外された。

現在は「払田柵跡発掘調査要項」の第2次5カ年計画に基づいて計画的に発掘調査を実施している。当払田柵跡調査事務所が設置されてからの調査成果を要約すると次のとおりである。

史跡は長森を中心とする内郭(線)と、長森・真山を含む外郭(線)に囲まれている。内郭は東西770ｍ、南北320ｍの長楕円形で延長約1.76㎞であり、外郭は東西1,370ｍ、南北780ｍの長楕円形で延長約3.6㎞、面積およそ87万5千㎡である。外郭線は角材列が一列にならび、東・西・南・北に八脚門がつく。内郭線は築地土塀（東・西・南の山麓）と角材列（北の湿地）が連なり、南・北に八脚門がつく。これら内郭の門は新旧2時期ある。外郭南門・内郭南門延長上の長森丘陵上に政庁がある。政庁は板塀で区画され、政庁門を設けている。板塀の中には正殿・東脇殿・西脇殿が配置され、これらの遺構は6時期あり、主要建物の基本的配置は6期を通じて一貫していて、政治的機能を果していた場所と考えられる。政庁の南側板塀に接するように東前殿・西前殿がある。

出土品には、土師器・須恵器・灰釉陶器があり、ほかに木簡・墨書土器・塼などがある。木簡には「飽海郡隊長解申請」「十火大粮二石二斗八升」「嘉祥二年正月十日」など文書・貢進様木簡がある。墨書土器には「懺悔」「厨」「厨家」「缶舎」「文」などがある。

管理団体仙北町は1979年（昭和54）から保存管理計画による遺構保護整備地区である内郭地域の土地買上げ事業を進めており、1982年（昭和57）からは環境整備事業を開始している。

第２章　調査計画と実績

昭和58年度の発掘調査は「払田柵跡発掘調査要項」に基づく、第２次５カ年計画の最終年次にあたる。さいわい発掘調査費については秋田県の要求額どおりの国庫補助金の内示（総経費1,300万円のうち、国庫補助額650万円）を得たので、次のような「昭和58年度払田柵跡発掘調査計画(案)」を立案した。

第１表　発掘調査計画表

調査次数	調　査　地　区	調査予定面積	調　査　期　間	備　　考
第53次	政庁地区北西部（払田字長森）	1,000m²	４月20日～７月31日	
第54次	内郭南門跡東部（払田字長森）	1,500m²	８月１日～11月30日	
第55次	外郭南西部（払田字館前・仲谷地）	610m²	11月１日～11月30日	但し、国庫補助対象外事業
合　計	３　地　区	3,110m²		

昨年度第49次発掘調査として実施した通称「ホイド清水」の発掘調査は、降雪期のため充分な記録作成ができなくなり途中で中止した。このため、本年度はＳＥ550の完掘と、北側土留めとした約１ｍ幅部分を補足調査（第49－２次調査）することにした。ＳＥ550は約４ｍ四方の掘形内に７尺四方の井戸枠を設け、底面には砂利が敷きつめられていた。底面よりさらに下約２ｍの掘形があり、角礫がぎっしりとつまっていた。ＳＥ550の北側には排水施設と思われる角杭と４～５枚の板を検出した。調査は田植えの季節をむかえ水路が満水となったため、困難となり、継続調査を余儀なくされた。第49－３次発掘調査は秋の稲刈り後に実施した。

払田柵跡の環境整備事業は昭和57年度から開始され、本年度は政庁地区の盛土整地工事が予定されている。本事業に先行して、政庁地区北西部の建物群および区画施設を確認するため、第53次発掘調査を立案した。第53次発掘調査の主要な成果は、第１に板塀の変遷を理解するうえに重要な資料を得たこと、第２に政庁北門の位置と復原が可能となったこと、第３に第35次発掘調査でＳＢ370Ａ・Ｂ建物と相対するＳＢ640Ａ・Ｂ建物を検出できたことなどが特筆される。

第54次発掘調査は内郭南門跡とその東側の築地土塀との関連をつかむのが目的である。しか

史跡　払田柵跡

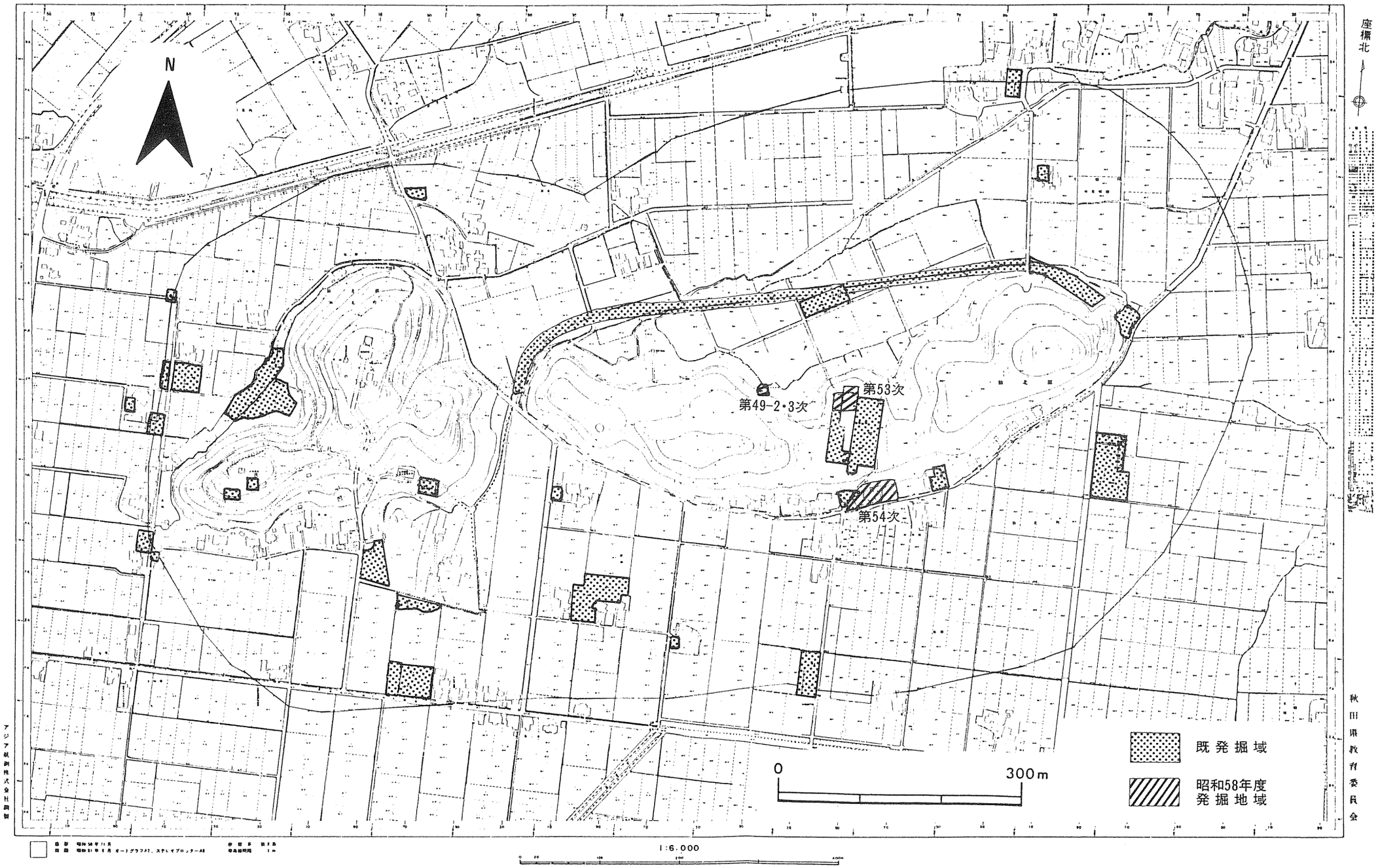

第１図　払田柵跡発掘調査地域図

し、当地点は一昨年まで住宅のあった場所であり大きな成果を望めなかったが、築地土塀を築くための大がかりな基礎地業を認めることができた。この基礎地業の土層観察のためトレンチを入れたところ、須恵器の出土を見た。おそらく、当遺跡の創建期に近い土器と見なしても良いと思う。

第55次発掘調査は仙北町建設課が予定していた道路拡幅工事だったが、来年度以降に繰越されることとなったため、本年度事業から除外することにした。

昭和58年度の発掘調査の実績は次のとおりである。

第２表　発掘調査実績表

調査次数	調　査　地　区	発　掘　面　積	調　査　期　間
第49－２次 第49－３次	長森北部（払田字百目木・長森）	18m²	４月11日～５月25日 10月３日～11月４日
第　53　次	政庁地区北西部（払田字長森）	1,200m²	４月４日～８月12日
第　54　次	内郭南門跡東部（払田字長森）	800m²	８月23日～９月30日
合　　計	３　地　区	2,018m²	

なお、出土遺物・図面等の資料整理は年間を通して実施した。

第３章　第49－２・３次発掘調査

第１節　調査経過　（第２図）

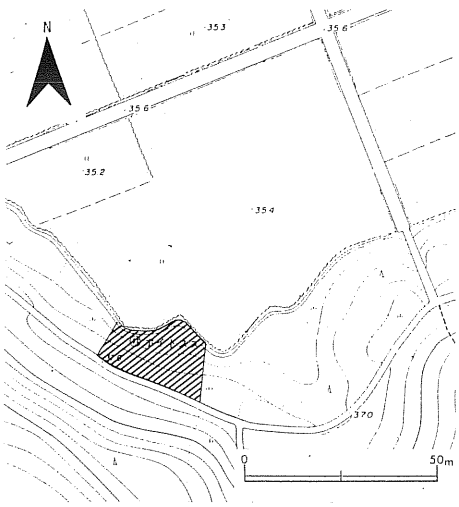

第２図　第49－２次発掘調査地形図

第49－２次発掘調査は、57年度に調査を実施した第49次発掘調査の補足調査として計画したものである。第49次発掘調査は、「絵馬」・木簡等の出土した層位面にて、降雪等の悪条件のため慎重な調査の実施が不可能となり中止していたため、第49－２次調査として本年度雪解けと同時に開始した。

４月11日～13日は冬期間における壁の崩落土やＳＥ550（ホイド井泉）内の藻の除去作業を行い、14日からＳＥ550周辺の遺構の精査を開始した。19日からはＳＥ550周辺の古代遺物包含層の掘り下げを行い、ＫＦ36内より墨書土器が出土した。26日よりＳＥ550内の埋土の掘り下げに入る。掘り下げが進むにつれて、昨年度ＳＥ550掘形プラン①・②とした部分は原地形の落ち込みによるもので地山面からは縄文土器片が出土した。同じくＳＥ550掘形プラン②・③・④とした部分からは縄文土器を伴う砂利を平坦に敷きつめた遺構（ＳＸ565）およびフラスコ状ピット（ＳＫ564）が検出され、ＳＥ550掘形プランは⑤であることを確認した。27日には国立歴史民俗博物館考古研究部長　岡田茂弘教授が来跡され、現地にて御指導をいただいた。５月９日ＳＥ550東西土層図を作成後これを除去し、さらに掘り下げた。13日にＳＥ550底面プランを確認した。約２ｍ方形で井桁材の一部が残っている。底面プラン北側に接してＳＥ550の排水溝と思われる幅1.5ｍほどの砂利を敷きつめた遺構（ＳＸ568）を検出した。18日までにＳＥ550を除く各遺構の調査を終了し、19日よりＳＥ550掘形の掘り下げに入る。24日までに角礫が密に詰ったＳＥ550掘形をプラン確認レベルより２ｍ掘り下げて底面を確認した。25日にＳＥ550の断面実測し完掘、写真撮影を行い調査を終了した。

第49－３次発掘調査は、第49次発掘調査区域と北側水路（排水第28号）間の約18m²を対象として水位の低い期間（10月３日～19日）を選んで実施した。調査はＳＥ550北側における付属施設の有無および周辺遺構の検出を目的として行い、調査区層位を先の調査結果から大きく５層に分けて、層位単位での遺構確認および遺物取り上げを行った。層序は第１層が暗褐色土で

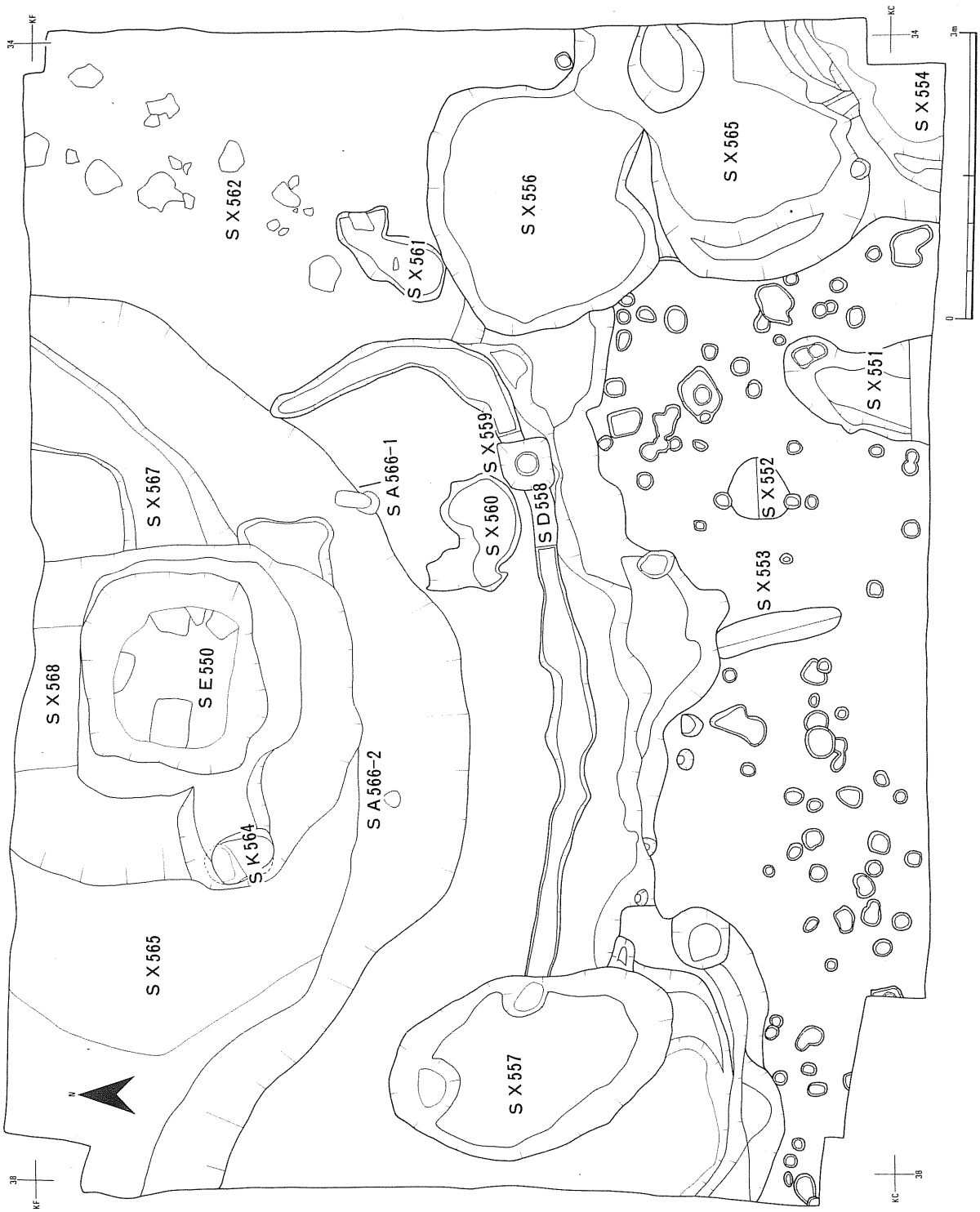

第３図　第49－２次発掘調査遺構配置図

表土および攪乱層、第２層が黒褐色土で古代遺物包含層(一部攪乱形跡あり)、第３層が黒褐色土で木製品を主とした古代遺物包含層、第４層が植物遺体層、第５層が黒色土で縄文土器を含む層である。10月３日から第１層の掘り下げを開始し、第１・２層より多量の遺物が出土したがいずれも小破片であった。７日ＫＦ36第２層中より木簡の小破片２点が出土した。11日にもＫＦ36第２層中より木簡の小破片１点が出土した。またＫＦ34・36より「舎」・「厨」と読める墨書土器が出土した。14日ＫＦ36第３層中・ＫＦ37第２層中より土師器、須恵器、木製品の完形品および一個体の出土が相次いだ。ＫＦ36内においてＳＥ550排水路と思われる杭と杭に密接して北西に延びる４～５枚の板(ＳＸ569)を検出した。18日に調査区の平面実測を行い、翌19日に調査区内の写真撮影、11月４日までに埋戻しを行い調査を終了した。

第２節　発見遺構　(第３・６図)

第49－２次発掘調査において６遺構、第49－３次発掘調査で１遺構の計７遺構を検出した。本年度検出の柱列１・土壙１・その他５の７遺構に加えて、昨年度検出のＳＥ550・ＳＸ561～563の４遺構の補足説明をあわせて行いたい。

ＳＥ550（ホイド井泉跡）　(第４・５図、図版１・２)

本年度の調査で約２ｍ×２ｍの井戸枠プランを確認した。プラン縁辺部には井戸枠の一部であったと思われる遺材があり、プラン内は赤色化した砂・小礫が敷き詰められた状態で検出したので、同面を井戸底面と判断した。遺物の出土も井戸底面までで、それ以下になると敷き詰められた礫の間から落ち込んだと思われる極小破片がわずかに認められる程度である。掘形は約４ｍ四方で、中央に井戸枠を据えている。掘形埋土には裏込石を連想させ

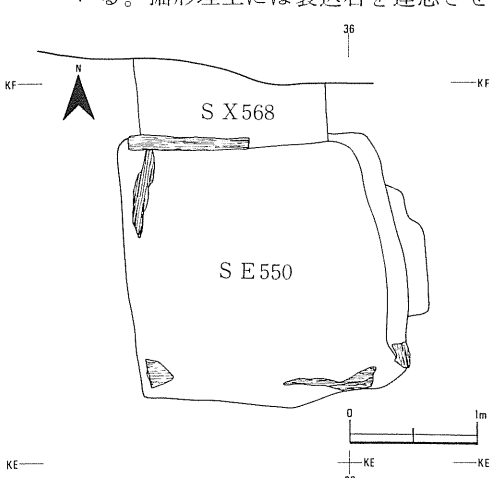

第４図　ＳＥ550底面プラン図

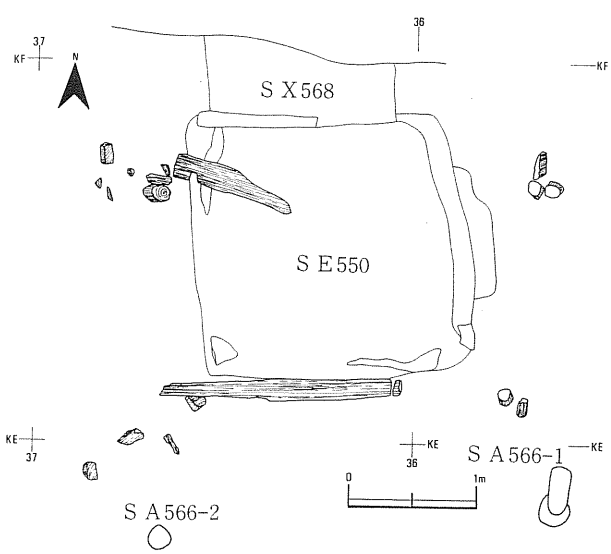

第５図　ＳＥ550遺材出土状態図

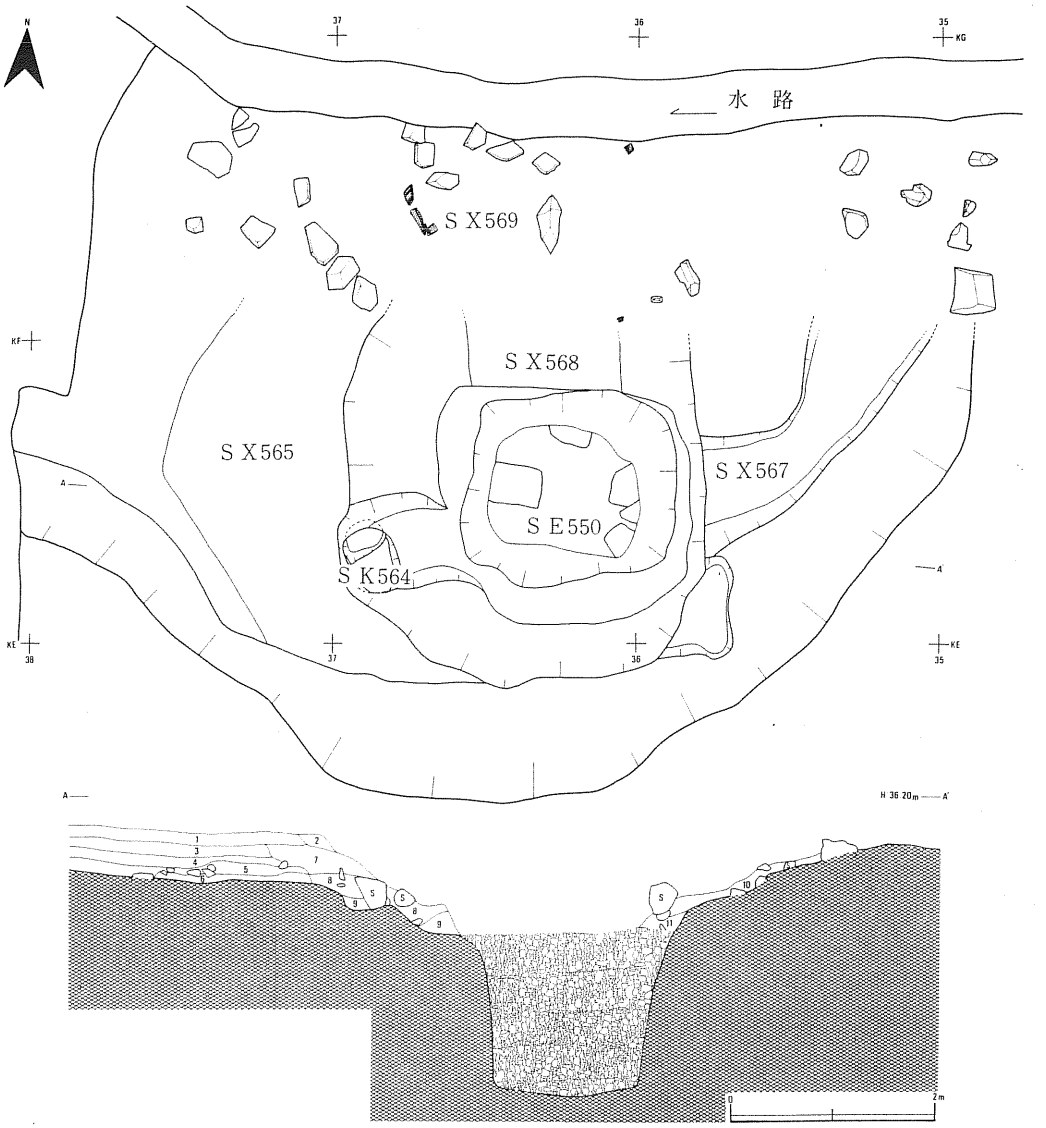

第１層　暗褐色土(7.5Ｙ Ｒ3/3)　第７層　黒褐色土（10Ｙ Ｒ2/2）
第２層　黒褐色土(7.5Ｙ Ｒ2/3)　第８層　褐 色 土(7.5Ｙ Ｒ4/3)
第３層　暗褐色土（10Ｙ Ｒ3/3）　第９層　明黄褐色土（10Ｙ Ｒ6/8）
第４層　黒褐色土（10Ｙ Ｒ3/2）　第10層　黒褐色土（10Ｙ Ｒ2/3）
第５層　黒褐色土（10Ｙ Ｒ2/2）　第11層　黒褐色土（10Ｙ Ｒ3/2）
第６層　黄褐色土（10Ｙ Ｒ5/6）

第６図　第49－２・３次発掘調査遺構配置図

る赤色化した砂礫や井戸埋土上部によく用いられる粘土などが含まれており、井戸構築法の一端を窺えるが、後世の攪乱が著しいため詳細は不明である。井戸底面の下には上面幅約２ｍ四方、深さ２ｍの掘形があり、中には頁岩の角礫と砂がぎっしりと詰まっている。おそらくＳＥ550の湧水浄化機能を果したものと思われるが、角礫中に縄文土器片および石鏃を含む部分があるため、古代の遺構と断定できず、ＳＸ570とした。詳細はＳＸ570の説明で行う。

ＳＸ561

ＳＥ550の南東に位置する1.4×0.35ｍの不整形を呈する遺構である。深さは17cmで、覆土は黒褐色土である。当初ＳＸ562との関連が考えられたが、確証は得られなかった。

ＳＸ562

ＳＥ550の東に位置する２条の列石遺構である。20～50cm大の角礫が20～60cm間隔で配置されており、２条の列石の長さは約3.7ｍ、列石間は幅40～60cmである。当初ＳＸ561と関連するものか、もしくはＳＸ562単独でＳＥ550に雨水の流入を防ぐための溝と考えたが、再精査の結果、溝としての機能よりも井戸施設と他の地域とを区別する区画施設および区画線であった可能性が強いと思われる。

ＳＸ563

ＳＥ550周辺に東西９ｍ・南北６ｍの広範囲で検出された５～30cm大の礫群である。当初ＳＥ550の裏込石と考えたが、その後の調査でＳＥ550掘形外であることが判明したため、ＳＥ550構築時に地山土中より掘り出された岩石を土砂および粘土と混ぜ合せてＳＥ550周辺の地盤強化に利用したものと考えたい。

ＳＡ566　（第５図）

ＳＥ550南に位置する東西１間の柱列である。ＳＡ566－１の柱掘形は径25cmの円形を呈し、北側に重複するピットを伴うが、その新旧関係は不明である。掘形内埋土は暗褐色土で、径10cmの柱痕を検出した。ＳＢ566－２の柱掘形は径18cmの円形を呈し、掘形内埋土は黒褐色土で、径８～９cmの柱痕が認められた。　柱間距離は3.11ｍで、柱筋はＳＥ550井戸枠プラン南側とほぼ平行する。井戸の覆屋である可能性も考えたが、ＳＥ550北側においては攪乱が激しく、同様の柱痕跡および柱掘形を検出することができなかった。

ＳＫ564　（第７図、図版１）

ＳＥ550西に隣接する長軸73cm、短軸49cm、深さ66cmの略楕円形を呈するフラスコ状ピットである。ＳＥ550掘形壁面にて検出した。ＳＥ550より古い遺構である。ＳＸ565と同一面における検出遺構で、ＳＸ565同様に縄文時代のものと思われる。ＳＸ564底面はＳＥ550底面よりも低く、湧水量も豊富であるため、縄文時代においても井泉的役割を果していたものと推察する。

ＳＸ 565　（第６図）

ＳＫ 564 の西に隣接する 0.5 ～ 3 cm大の玉石を敷き詰めた不整形を呈する遺構で、東西 1.8 m・南北 3.3 m の範囲で弧状に検出した。原形は略円形を呈していたと思われるが、ＳＥ 550 構築時に東部を壊されたため現在の形状になったのであろう。プラン確認は縄文土器を含む層と地山との接面上で、縄文時代の遺構であろう。原形を略円形と考えた場合、中心部よりやや南寄りにＳＸ 564 が位置しており、ＳＸ 565 はＳＸ 564 の周囲を敷石によって平坦に固めるための仕事と推察したい。ＳＸ 564 が縄文時代における井泉的役割を果していたとすれば、ＳＸ 565 は当然それに付随した遺構であろう。

ＳＸ 567　（第６図）

ＳＥ 550 東と隣接する帯状の遺構で、上面幅60～ 120 cm、深さ９～23cmで、長さ約 3.1 m を検出した。底面はＳＥ 550 に向かって次第に低くなっており、西端はＳＥ 550 掘形に接している。ＳＥ 550 に関連した溝とも考えられるが、確証は得られなかった。

ＳＸ 568　（第４～６図、図版１）

ＳＥ 550 北に隣接する敷石遺構で、東西幅1.45～ 1.5 m、南端はＳＥ 550 底面プラン（ＳＸ 570 上面プラン）に接し、北へ約60cm延びている。0.5 ～ 3 cm大の玉石を敷き詰めた状態はＳＸ 565 と非常ににている。上部における攪乱が著しいため詳細は不明だが、ＳＥ 550 の排水路であった可能性も十分に考えられる。

ＳＸ 569　（第６図、図版３）

ＫＦ36内にて検出した杭と矢板５枚からなる古代排水施設と思われる遺構である。ＳＥ 550 とは 1.5 m離れてはいるが、現存している部分は排水施設のごく一部と考えられることから、ＳＥ 550 ・ＳＸ 568 に接続する排水施設と推察した。現存部は排水施設の西壁と思われるが、東壁部は検出できなかった。

ＳＸ 570

ＳＥ 550 底面下にある上面幅２m 四方・深さ２m の遺構で、掘形内は５～30cm大の頁岩角礫および砂礫で埋っている。遺物は掘形内上部において縄文土器片および石鏃が出土し、最上部において土師器の小破片数点

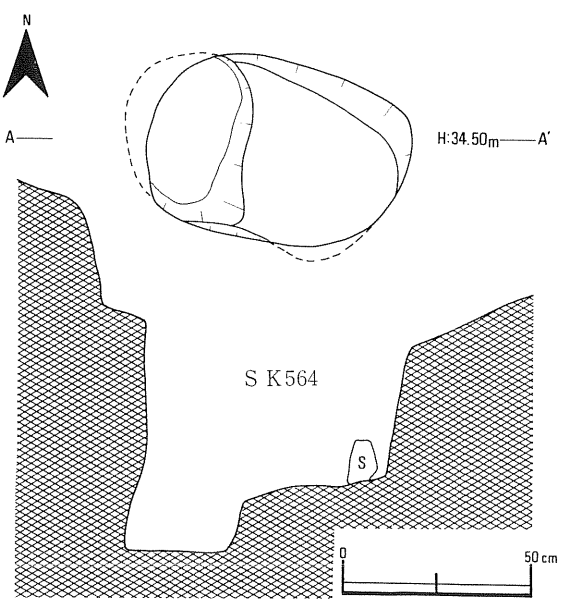

第７図　ＳＫ 564 実測図

が出土している。縄文土器片の出土およびＳＫ564縄文時代遺構の検出などをあわせ考えると、古代遺構としての決定資料に欠けるが、ＳＥ550掘形の一部であり導水・浄化の機能を果していたものと考えたい。

第３節　出土遺物　（第８～19図、図版５～11）

本報告では第49次発掘調査未報告分と第49－２・３次発掘調査出土遺物を併せて説明したい。遺物の説明は第49次発掘調査未報告分、第49－２・３次発掘調査出土分の順で行うが、各調査における遺物取り上げ層位番号が統一されていないため層位番号が等しくても同一層位からの出土とは限らない。以下各調査単位で説明を行う。

１　第49次発掘調査未報告分　（第８～10図、図版５・６）

須恵器　３はロクロ成形の杯で、底部切り離しは回転ヘラ切りである。体外面に『印』の墨書がある。40～42はロクロ成形の甕で、いずれも口縁部で外反しながら立上がる。

土師器　１・２・４～11・13～33はロクロ成形の杯で、底部切り離しは右回転糸切りないし回転方向が右と思われるものである。12はロクロ成形の高台付杯で、底部切り離しは高台を付けた際の調整によって不明である。34～36・39はロクロ成形の皿で、底部切り離しは右回転糸切りである。37・38はロクロ成形の高台付皿で、37は高台を付けた際の調整によって底部切り離しは不明であるが、38は回転糸切りである。

２　第49－２・３次発掘調査出土遺物　（第10～14図、図版７・８）

須恵器　44・45・48・64～66・68はロクロ成形の杯で、底部切り離しは44が回転糸切りで他はすべて回転ヘラ切りである。45・64～66は外底面に墨書がある。65は「舎」であり、他は不明である。

土師器　46・47・49～61・67・69はロクロ成形の杯で、底部切り離しは53を除いては、右回転糸切りないしは回転方向が右と思われるものである。53は切り離し後回転ヘラナデによって二次調整を施されており、切り離しは不明である。62はロクロ成形の高台付杯で、底部切り離しは右回転糸切りである。63はロクロ成形の皿で、底部切り離しは右回転糸切りである。

以上の遺物を出土量の多い土師器に限って形態、技法等に基づいて６分類してみたが、調査区の地形が傾斜地であるため、傾斜地上部と下部においては同層位番号であってもなお再検討を要するものである。また第49次発掘調査と第49－２・３次発掘調査で用いた層位番号を統一しなかったため、同一層位番号であっても同一層位中の出土ではない。しかしその後の出土レベル・出土状態の検討によって①第49－１・２次発掘調査第１・２層＝第49－３次発掘調査第１層②第49－１・２次発掘調査第３・４層＝第49－３次発掘調査第２層③第49－３次発掘調査

第３層と相対させ、大きく３つの共通層位に大別できそうである。以下土師器６分類の概略である。

第１類(杯)ロクロ成形で回転糸切りによる底部切り離し後、再調整を施さないものである。

第２類(杯)ロクロ成形で回転糸切りによる底部切り離し後、再調整を施さないものである。胎土中には砂粒を多く含んでいるため器面はザラザラしている。

第３類(杯)ロクロ成形で回転糸切りによる底部切り離し後、高台を付したものである。

第４類(杯)ロクロ成形で底部切り離し後、回転ヘラナデによる二次調整を施したものである。

第５類(皿)ロクロ成形で回転糸切りによる底部切り離し後、再調整を施さないものである。

第６類(皿)ロクロ成形で回転糸切りによる底部切り離し後、高台を付したものである。第５類と比較して器面が平滑である。

第１類は共通層位の①・②層、第３～６類は②層、第２類は③層の出土であるが、各層位に絶対年代の決め手となる資料がないためこれらの分類に年代を付すことは現段階では不可能である。なお、共通層位②層中に火山灰が含まれているが、現在までの分析結果では噴出源、噴出年代の特定はされていないため、今後の良好な資料の検出を期待したい。

瓦　43は凸面が格子叩目で、凹面に布目をもつ軟質瓦である。

硯　70～74は須恵器の底部内面を利用した転用硯である。

土製品　75は土玉で中央に径２㎜の穴が貫通している。

その他　76は土師器甑等に付く把手であろう。77は宝珠状のつまみをもつ須恵器蓋である。78は菊花状痕のある土師器杯の高台である。底部切り離し後、高台を付して右回りに外から内へ箆状工具で押しつけるように接合したものである。

３　木製品　（第14～18図、図版９～11）

79～81・83～86・88は木札および木札状木製品である。79～81は一端を両側面から鋭く削り出しているものである。79は完形品で、上端は箆状に削り下端は一側面からの削り出しによる刀形を呈する木製品である。82は完形品で、上部の一側面に刻みを入れ紐等の結びつけを容易にし、下端は両側面からの削り出しで鋭くなっている。刻み部分を中心に２条の圧痕が巡っているのが認められる。86は上端を丸く整形し、上部両側面に刻みを入れたものである。88は上端を丸く整形後、上部中央に径３㎜の孔を穿ったものである。87は方１㎝の角材で、一端を鋭く削り出した棒状木製品である。89・90は杓子状木製品で、89は全面を削り出して整形しており、90は板材の両側面の削り込みによる整形である。91～95は曲物容器の破片で、91・92は曲物の底板材、93～95は曲物の側板である。91は３カ所、92は１カ所に径３～４㎜の穿孔が認められる。93～95にはとじあわせに用いた桜皮が残存している。96は糸巻で、板材の両端および一側面をＵ字状に削り込んだものである。97は糸枠の横木部分で、２枚の板材の両端を両側面

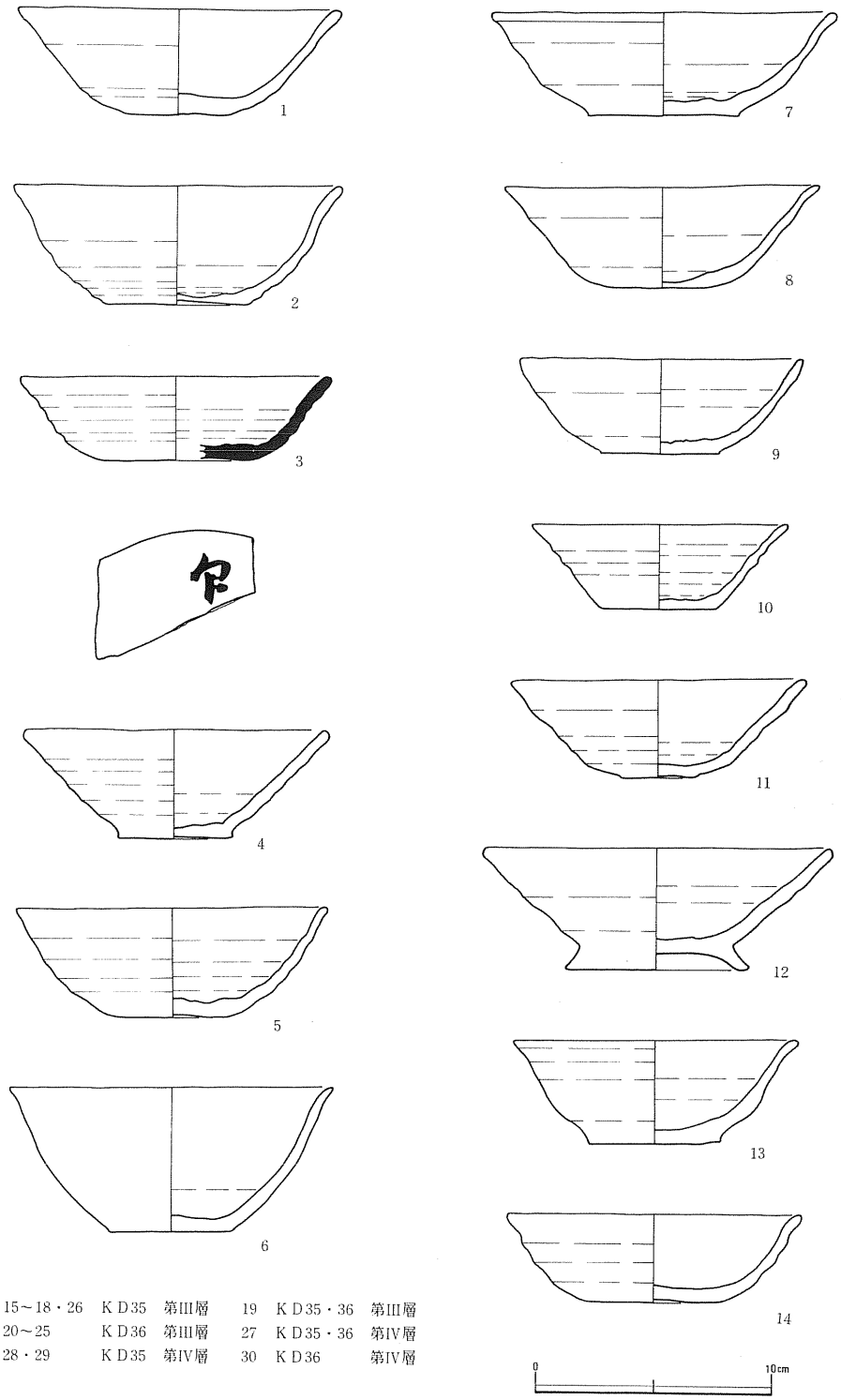

出土地点	15～18・26	KD35	第III層	19	KD35・36	第III層
	20～25	KD36	第III層	27	KD35・36	第IV層
	28・29	KD35	第IV層	30	KD36	第IV層

第8図　出土遺物①

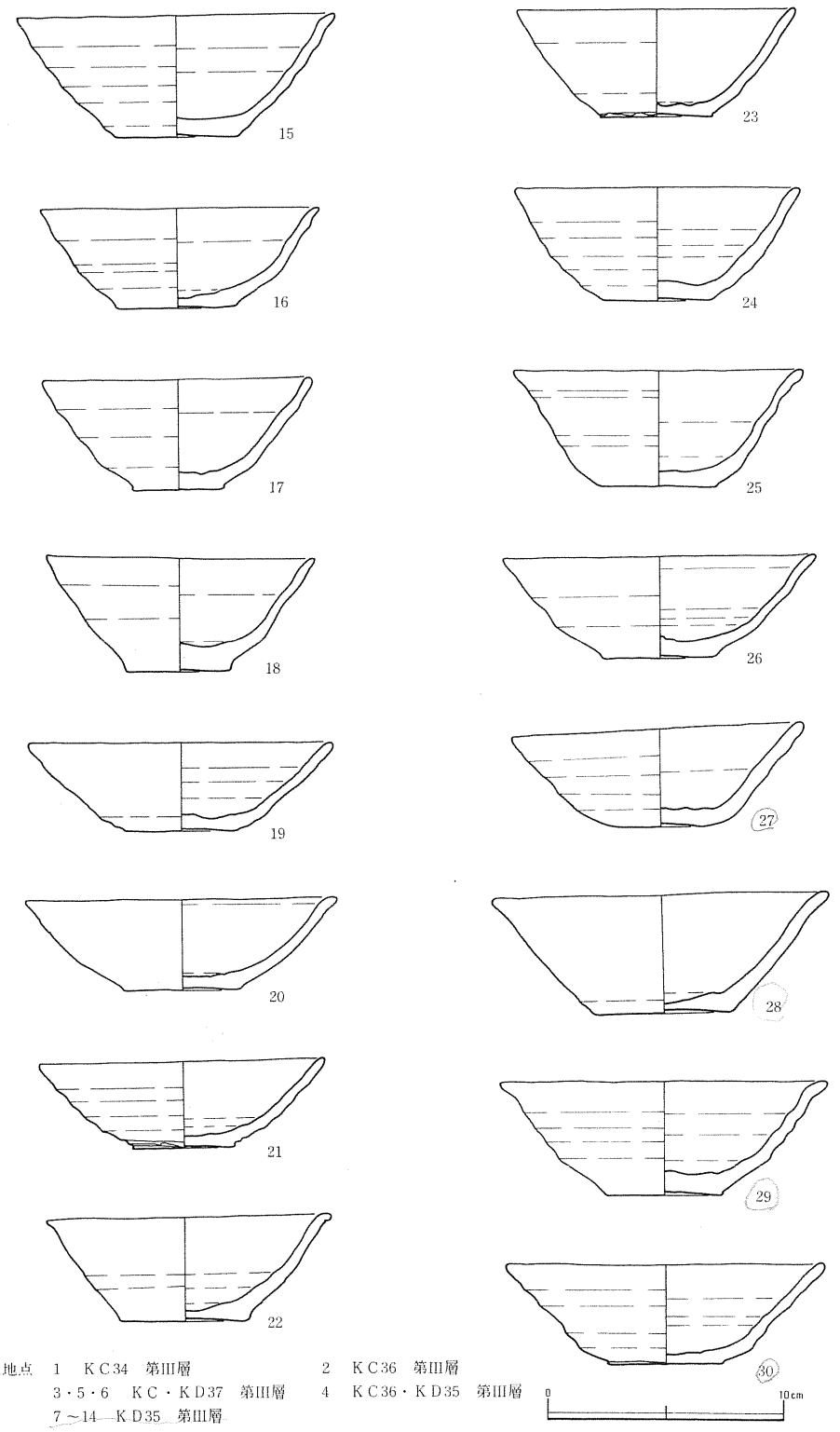

出土地点　1　ＫＣ34　第Ⅲ層　　2　ＫＣ36　第Ⅲ層
3・5・6　ＫＣ・ＫＤ37　第Ⅲ層　　4　ＫＣ36・ＫＤ35　第Ⅲ層
7～14　ＫＤ35　第Ⅲ層

第９図　出土遺物②

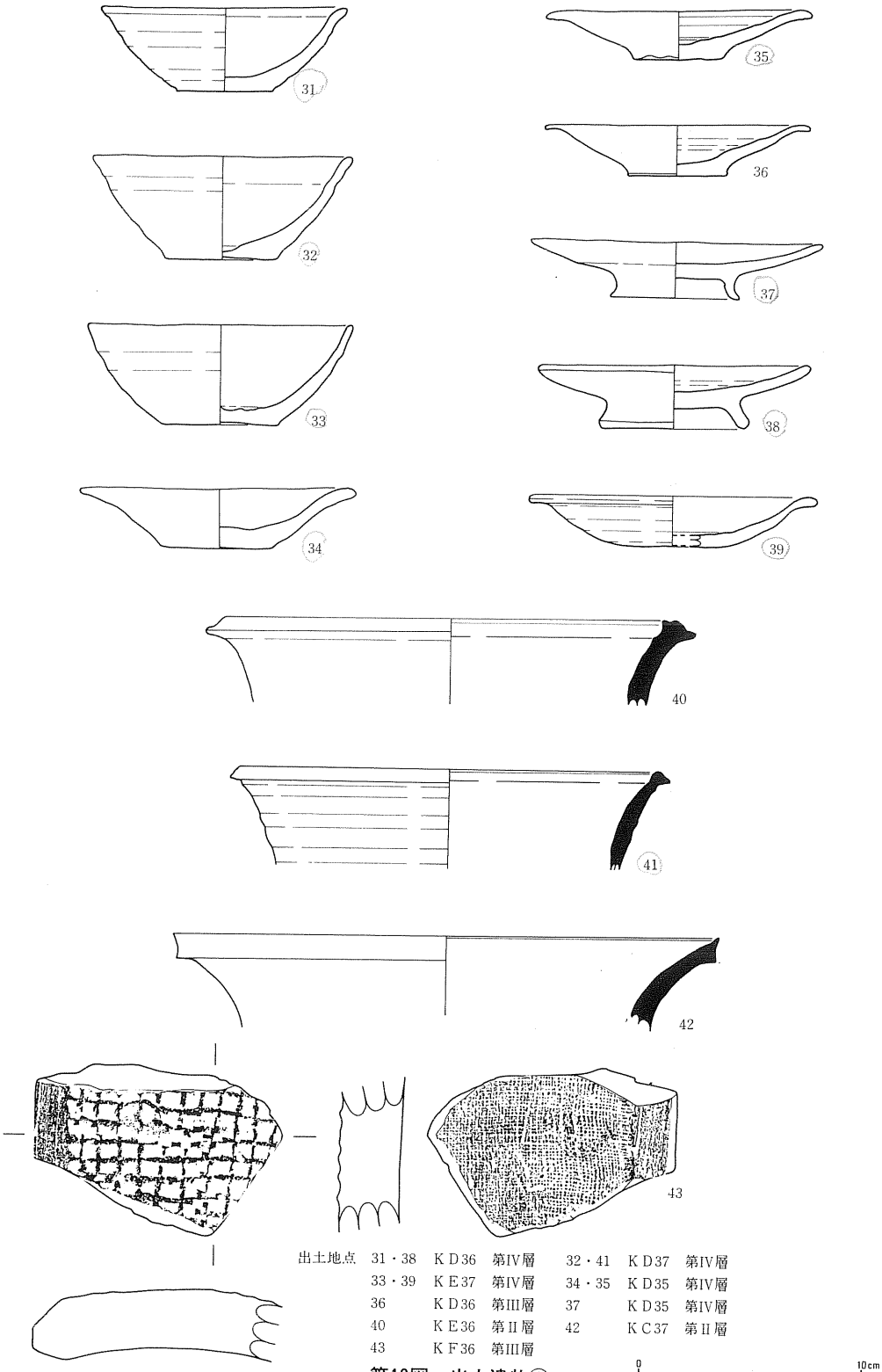

出土地点							
31・38	KD36	第IV層		32・41	KD37	第IV層
33・39	KE37	第IV層		34・35	KD35	第IV層
36	KD36	第III層		37	KD35	第IV層
40	KE36	第II層		42	KC37	第II層
43	KF36	第III層				

第10図　出土遺物③

0　10cm

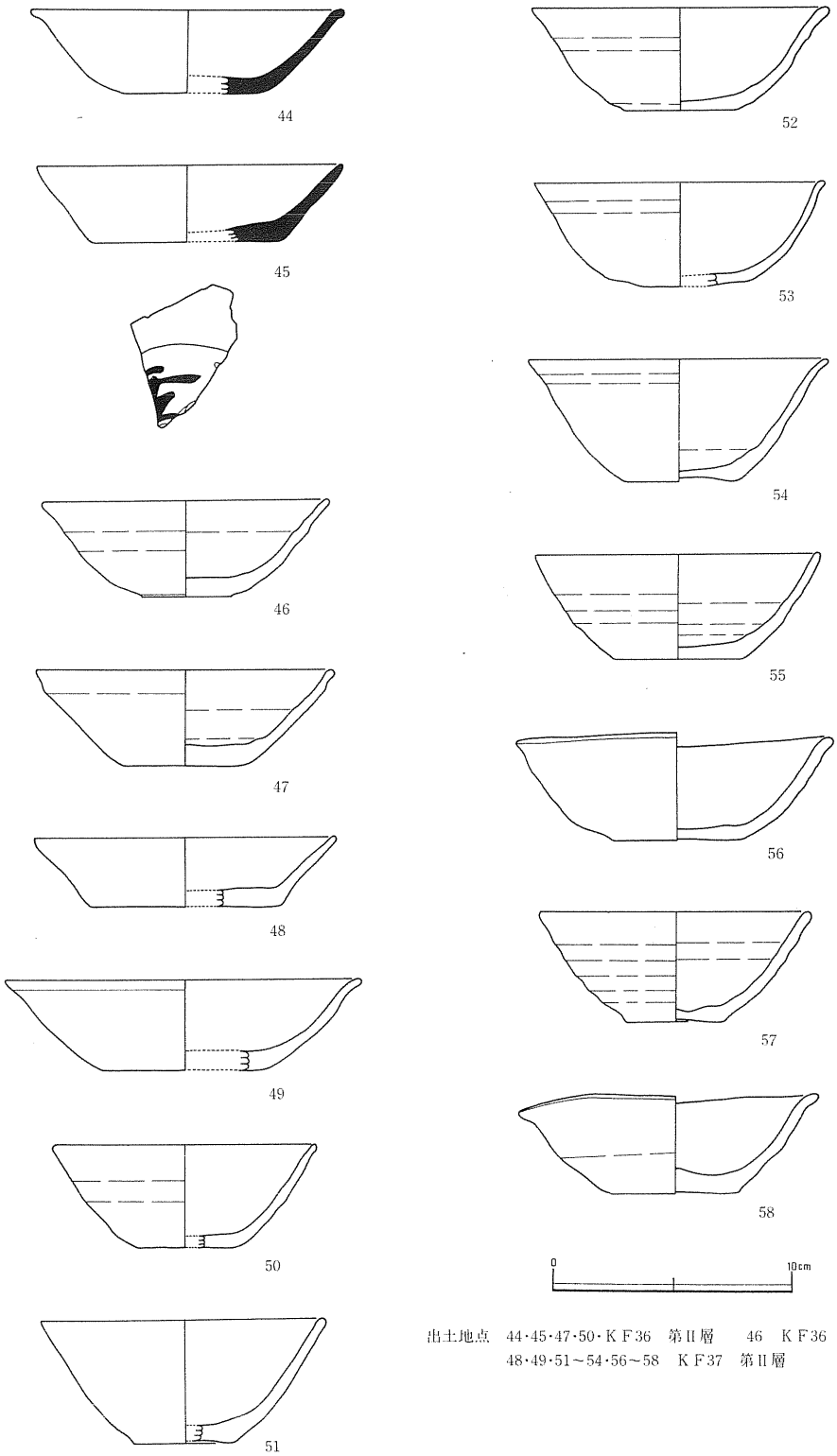

出土地点　44・45・47・50・ＫＦ36　第Ⅱ層　　46　ＫＦ36　第Ⅰ層
48・49・51～54・56～58　ＫＦ37　第Ⅱ層

第11図　出土遺物④

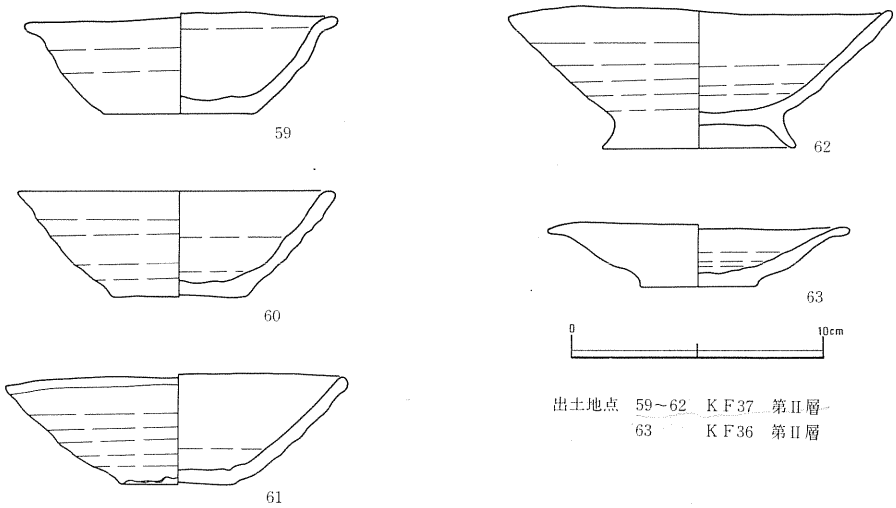

出土地点　59～62　ＫＦ37　第Ⅱ層
　　63　　ＫＦ36　第Ⅱ層

第12図　出土遺物⑤

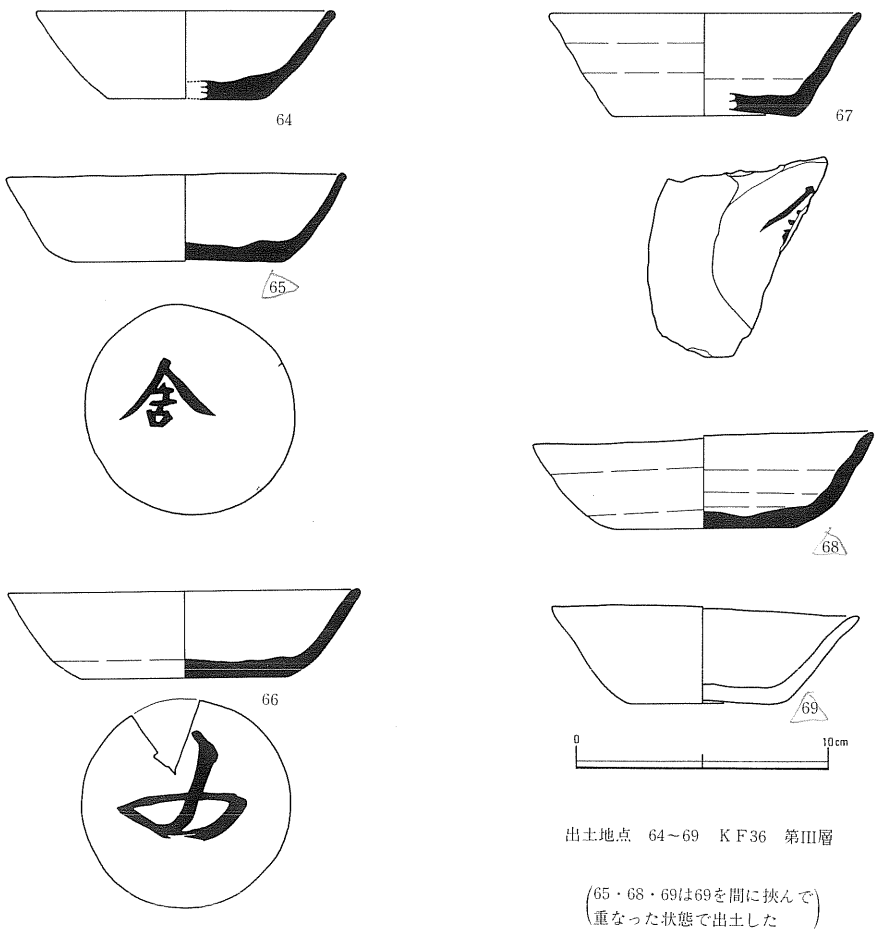

出土地点　64～69　ＫＦ36　第Ⅲ層

（65・68・69は69を間に挟んで重なった状態で出土した）

第13図　出土遺物⑥

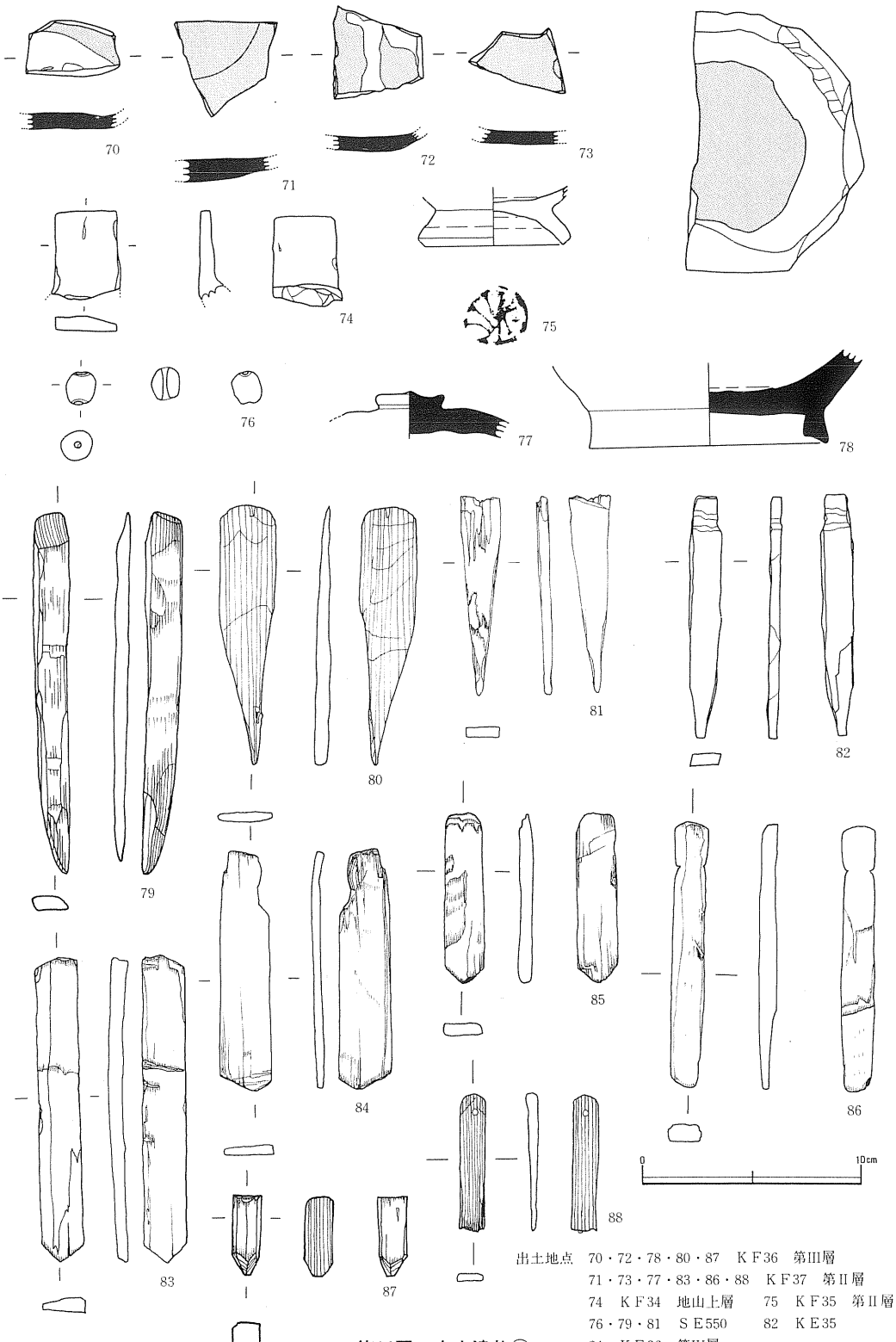

出土地点　70・72・78・80・87　ＫＦ36　第Ⅲ層
71・73・77・83・86・88　ＫＦ37　第Ⅱ層
74　ＫＦ34　地山上層　75　ＫＦ35　第Ⅱ層
76・79・81　ＳＥ550　82　ＫＥ35
84　ＫＥ36　第Ⅳ層

第14図　出土遺物⑦

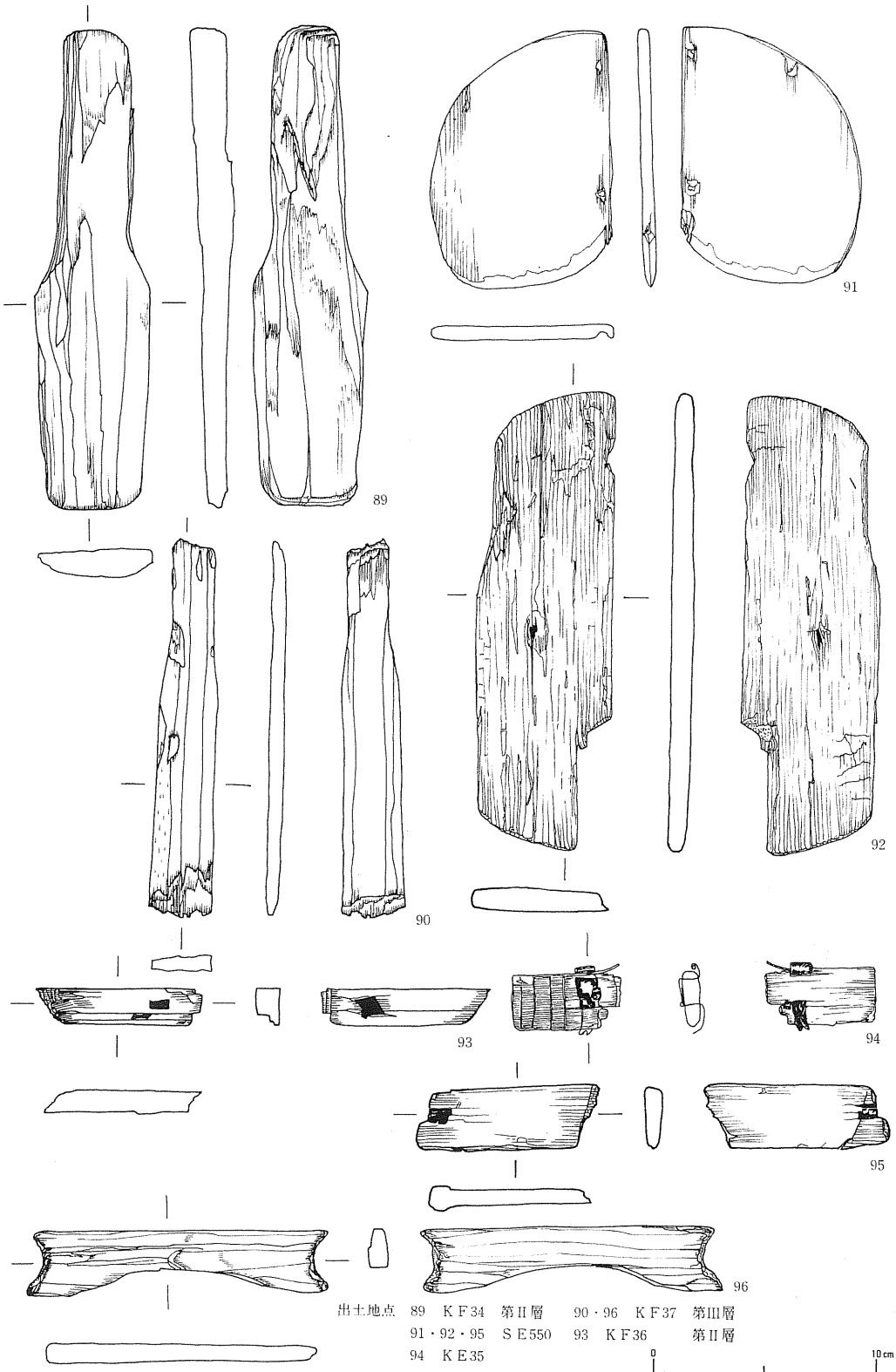

出土地点　89　ＫＦ34　第Ⅱ層　　90・96　ＫＦ37　第Ⅲ層
91・92・95　ＳＥ550　93　ＫＦ36　第Ⅱ層
94　ＫＥ35

第15図　出土遺物⑧

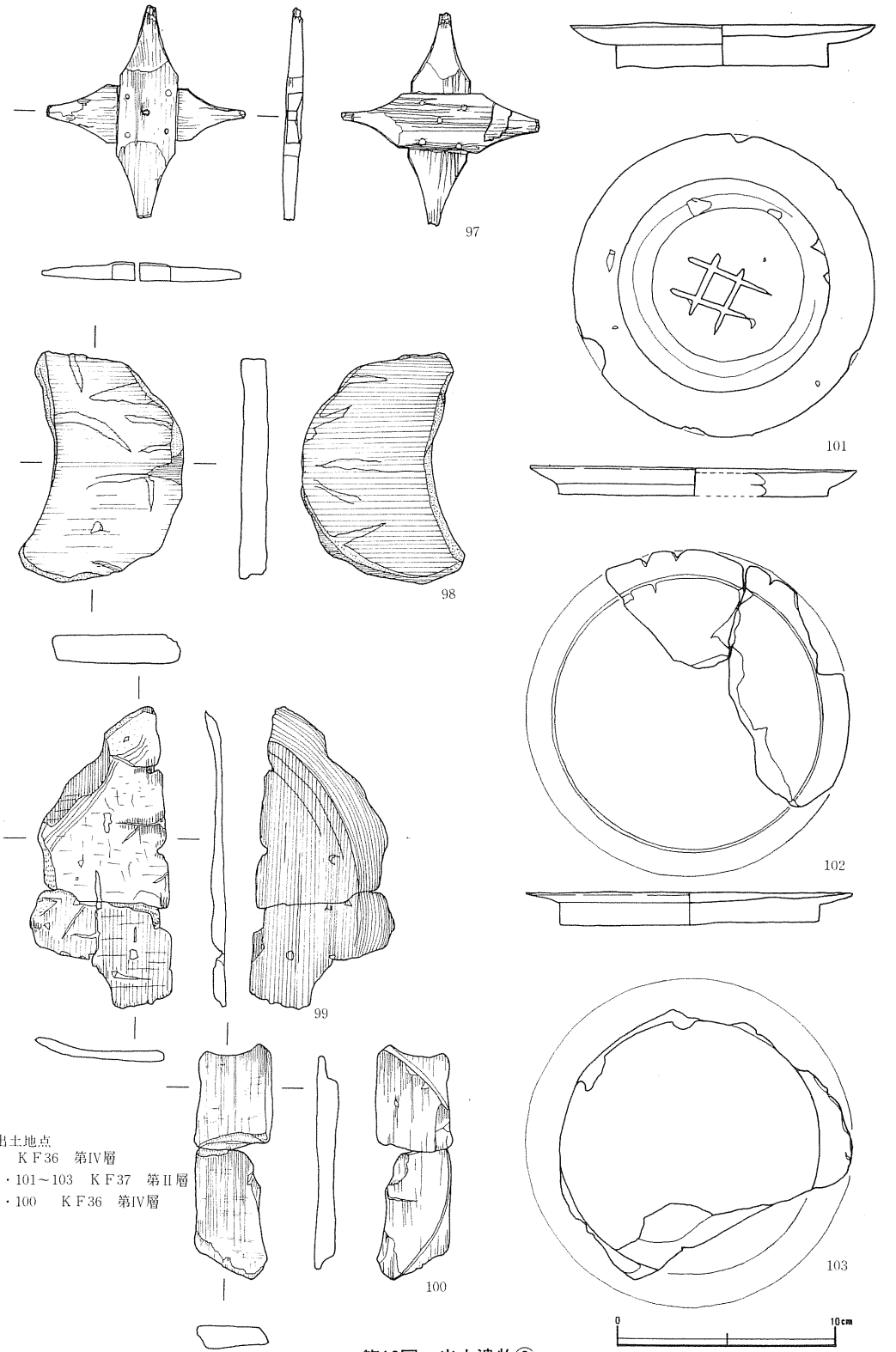

出土地点
97　ＫＦ36　第Ⅳ層
98・101～103　ＫＦ37　第Ⅱ層
99・100　ＫＦ36　第Ⅳ層

第16図　出土遺物⑨

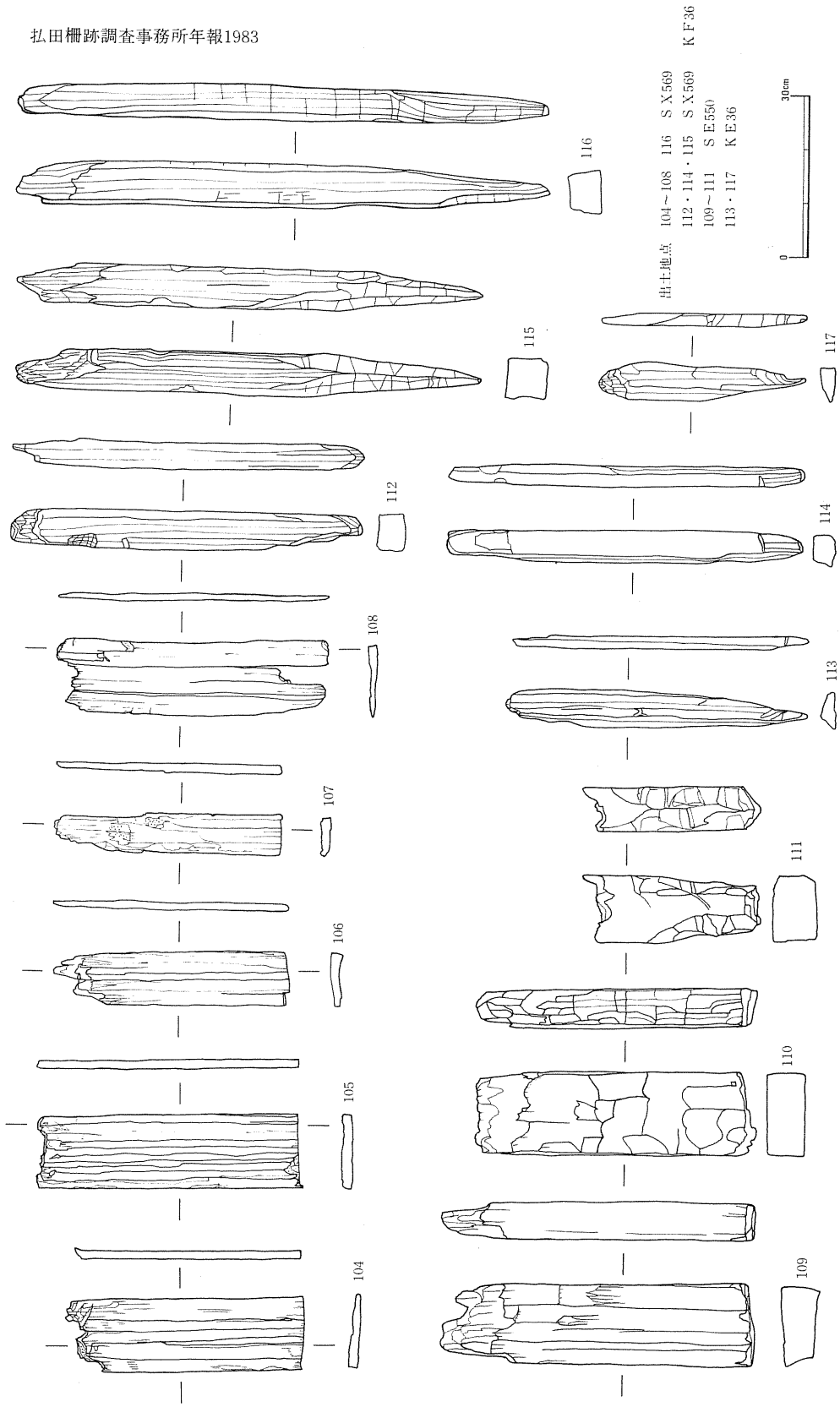
出土地点
104～108　116　S X569
112・114・115　S X569
109～111　S E550
113・117　K E36
K F36
30cm
0
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117

第17図　出土遺物⑩

から削り出し、各中央部分幅2.5cmの十字合欠き仕口をつくり、これを組み合せたものである。合欠き部分には四隅と中央の計５カ所に径３mmの孔を穿ち、木釘を用いて２枚の板材を固定している。98～103は挽物の皿である。101の外底面に「井」の刻字がある。104～108はＳＸ569に使用されていた矢板で、原形は幅14cm・厚さ1.5cmの板材である。112～117は杭である。116は104～108の矢板の南端に打ち込まれていた角杭で、側面は面取りされている。112～115はＳＸ569の東に点在していた角杭で、114・115は側面の面取りがされている。おそらくはＳＸ569と関連のある杭と思われる。113・117は板材の一端を鋭く削り出して杭としたものである。109～111はＳＥ550周囲より検出した角材で、110・111は側面の面取りがされている。111のみ先端を鈍角に削り出している。119・120は井戸側板で、幅18～24cm・厚さ４cmの板材である。いずれも幅４～５cm・深さ７～９cmの切りこみが認められる。118は磨滅が著しいが、井戸枠上部の角材であったと思われる。

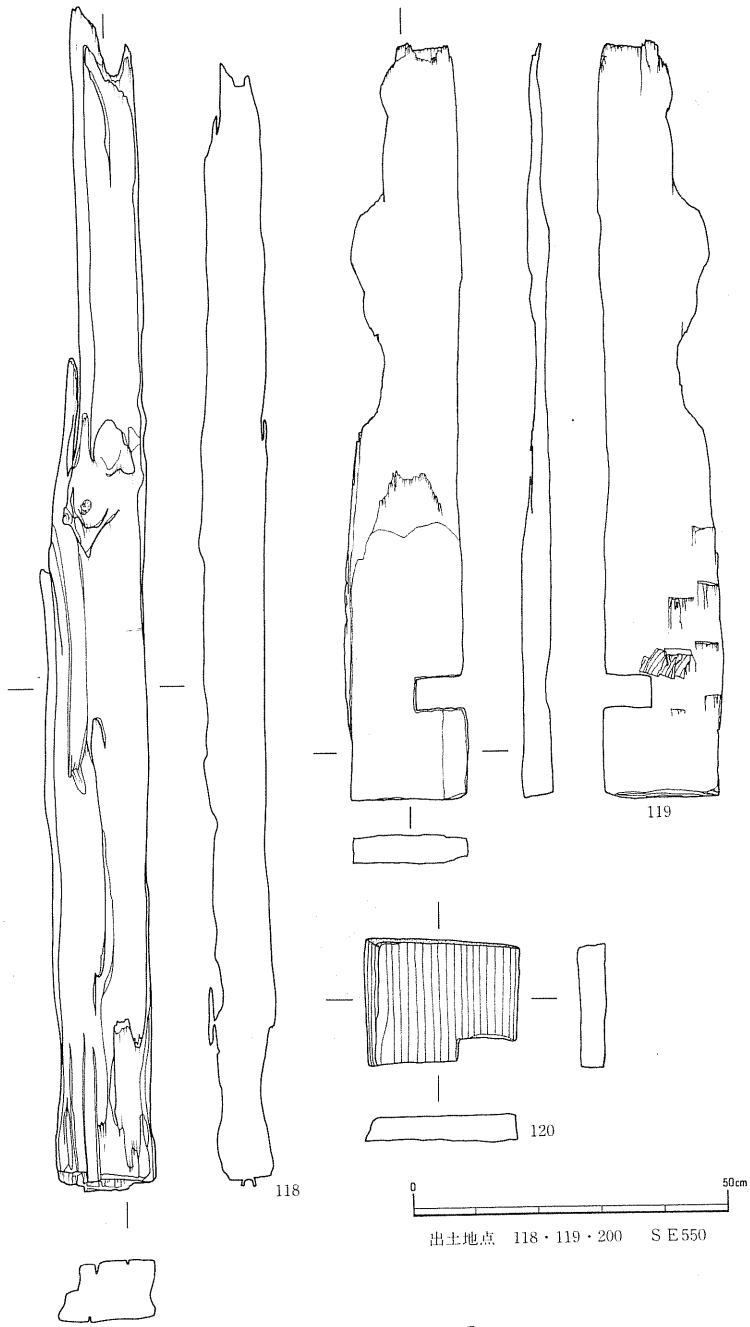

第18図　出土遺物⑪

4　木簡　（第19・20図、図版39～42）

本調査においては木簡８点を検出したが、判読可能なものは１点のみであった。また昭和55年12月10日に「ホイド清水」北側排水跡中より採集した第15号木簡の釈文もあわせて報告したい。

第15号木簡

・□□□□□貳佰枝進

〔陸ヵ〕〔信ヵ〕　〔弥ヵ〕〔郷ヵ〕
・□□□□□□□□□若櫻マ弓
〔賓ヵ〕
□□字四年六月廿六日

(19.5)×2.2×0.5　019

「ホイド清水」北側排水路北壁より突出していたものを文化課富樫泰時学芸主事が昭和55年12月10日に採集した長さ19.5cm・幅2.2cm・厚さ５mmの木簡で、柾目板短冊型である。

第17号木簡

・×解　申請借稲×

ＳＥ550北西のＫＦ37より出土した長さ11.7cm・幅2.5cm・厚さ４mmの木簡で、柾目板短冊型である。下部欠損、現存部も左側３分の１が木目に沿って折れ、一部折損している。

木簡１・２は木簡を約４mm幅で縦割にしたものの一部で、廃棄の際の処理方法がうかがえる。

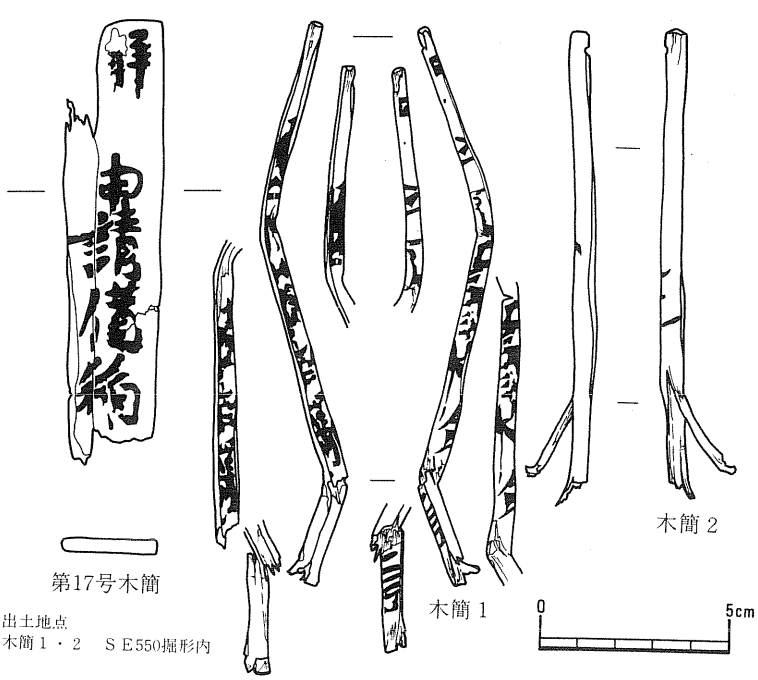

第19図　出土木簡実測図

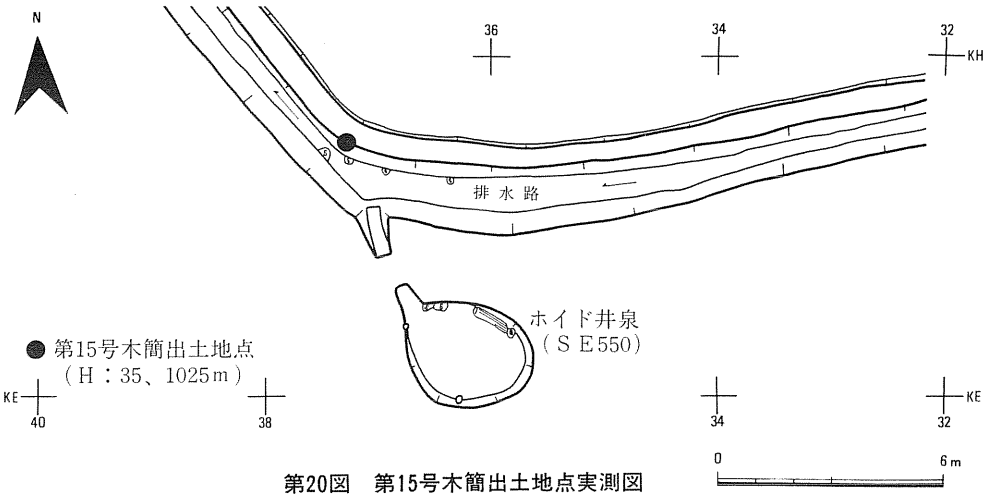

第20図　第15号木簡出土地点実測図

第４節　小　　結

昭和初年の発見から昭和40年代まで乱掘が続いていた「ホイド清水」の発掘調査を、３次にわたり実施したことになる。本年度の成果を中心に「ホイド清水」の発掘調査結果をまとめてみたい。

ＳＥ550は約４×４ｍの掘形内に７尺四方の井戸枠を設置したもので、北側に排水路（ＳＸ568・569）を有していたと推察できる。当初ＳＸ568を排水路とするにはＳＥ550底面と同一面での検出であるために無理があると考え、ＳＥ550に付属する洗い場的施設の存在を考えたが実証は得られなかった。その後ＳＸ568とほぼ同一面で杭と矢板６枚からなる排水施設の一部を検出したことから、ＳＸ568を流水路の一部と解釈し、排水路の一部に加えることにした。

しかし、発掘調査の結果からみれば乱掘は広範囲で、深部にまでおよんでおり、木簡・土器・遺構の相互関連を把握して古代「ホイド清水」を完全に復原することは不可能に近いものである。これまでに「ホイド清水」から出土した木簡は６点をかぞえる。第１～３・15号木簡は採集資料であり、第16・17号木簡は本調査による出土である。これらの木簡の相互関連は前述のように確定しえないものである。また出土土器の年代は相当な幅をもっていることが判明したため、年紀木簡に対応する出土土器の特定については今後検討することにしたい。

最後に、伝承によれば「ホイド清水」に接する北側の開墾は太平洋戦争後であり、開墾時に多量の建築遺材が出土したという。当時の遺材が残っていない現在では、この埋没家屋が古代のものであったという物証はないが、その可能性は大きく、今後機会が得られれば「ホイド清水」に隣接する北側一帯の発掘調査を実施してＳＥ550と他施設との関連を追求していきたい。

第４章　第53次発掘調査

第１節　調査経過　（第21図、図版12）

第53次発掘調査は政庁内未調査区域である北西部を調査範囲とし、政庁の全体把握を目的として実施した。政庁変遷の全体を把握するうえで重要な項目は、①板塀の変遷、②政庁北門の有無、③後殿の有無、④その他の主要建物および諸施設の有無、⑤北東部で検出された鍛冶工房跡が北西部に存在するか否かで、これらに十分に留意して調査を開始した。

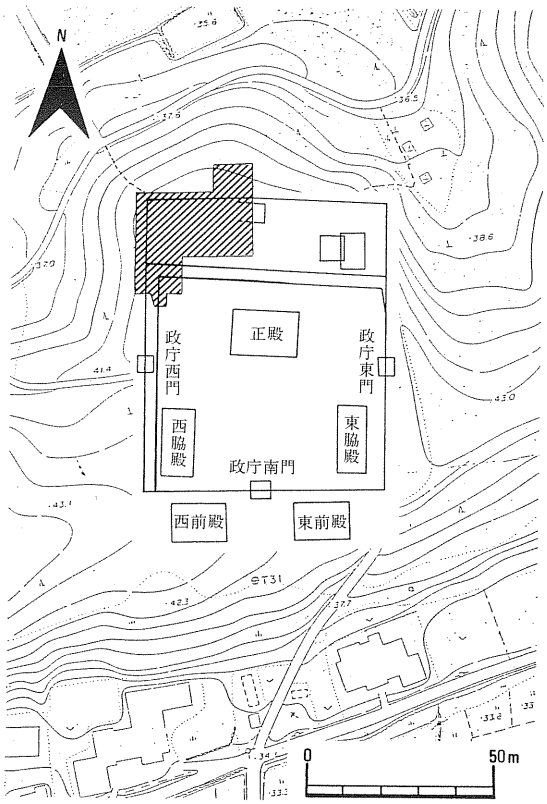

第21図　第53次発掘調査地形図

４月４日～９日の間に調査区内への基準点移動および基準杭の埋設を行い、あわせて発掘器材の準備・点検を実施し、11日から発掘調査を開始した。調査区内の基本層位は、第１層近代の盛土層、第２層黒褐色土(古代遺物包含層)、第３層黒色土（古代遺物包含層)、第４層黄褐色土(地山）で、遺構は第３層上面および第４層上面で確認できる。27日には国立歴史民俗博物館考古研究部長岡田茂弘教授が来跡され現地にて御指導をいただいた。28日にＫＣ～ＫＥ98～00内において２～３棟分の掘立柱建物跡を検出した。５月９日ＫＦ02～05内において板塀跡と１間×５間の掘立柱建物跡を検出した。24日土層観察用ベルトをすべて除去し、遺構検出に努める。第３層上面においては遺構プラン確認が困難な部分もあり、一部第４層上面において遺構プラン確認を行う。25日政庁を区画する５条の溝跡を確認し、政庁の全体規模を把握する。30日第２層の除土を終了し、調査区内全面の遺構プラン確認作業に入る。６月２日溝跡の北側に位置するＳＩ571内から土師器杯、甕、須恵器杯などが一括出土した。またＳＤ139と接続することが判明したＳＤ483の位置確認のためＪＯ・ＪＰ06を拡張調査した。16日までに掘立柱建物３棟・竪穴住居跡７軒を含む35遺構を検出した。同日ＳＢ330全面調査のため第35次既調査区分60㎡を拡張する。17日から竪穴住居跡が３～４軒重複していると思われる部分の精査に入る。

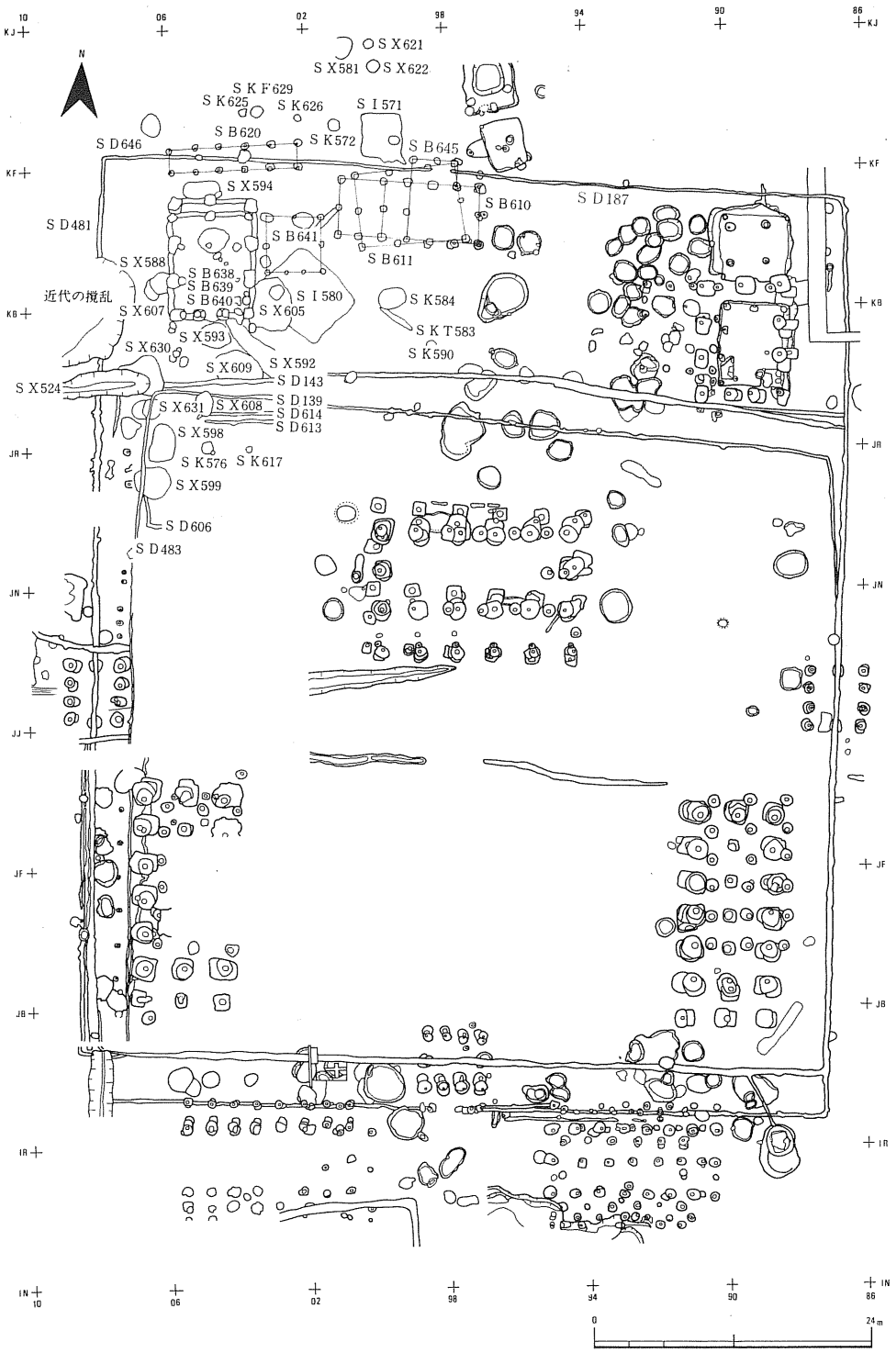

第22図　第53次発掘調査遺構配置図・政庁模式図

29日ＳＩ 602内より多量の炭化材と土錘が出土した。同日ＳＩ 580内より炭化した植物遺体を検出した。７月５日ＳＤ 187が途切れているＫＦ97・98内において政庁北門を検出した。９日遺構精査終了部分から最終平面実測を開始する。12日板塀の接続部分解明のためＳＸ 524の精査に入る。その結果ＳＤ 139 ・ 483の板塀が最終時期のものと判明した。21日には第18回顧問会議を秋田県埋蔵文化財センターで行い、第２次５カ年計画最終年度として第１・２次５カ年計画の実績と第３次５カ年計画（案）について報告をし御検討をいただいた。顧問新野直吉秋田大学教授、岡田茂弘国立歴史民俗博物館教授には直接現場において御指導をいただいた。25日掘立柱建物・竪穴住居跡の重複部分を除いて他の遺構の精査を終了した。26日竪穴住居跡の重複で調査が難行している部分に新たに掘立柱建物３～４棟分の重複を確認し、重複がより複雑となる。27日ＳＢ 640 － 4掘形内より漆紙が出土した。これまでに漆付着土器等の出土から存在が考えられていただけにうれしい発見であった。28日奈良国立文化財研究所　宮本長二郎遺構調査室長が来跡され、主に掘立柱建物の復原について御指導をいただいた。29日ＳＢ330とＳＢ 610は間仕切りのある同一建物と判明し、新旧２時期を確認した。30日午後２時から現地説明会を開催し、約60名の参加者に調査成果の報告を行った。８月２日ＳＢ 330・610・611の精査を終了した。３日竪穴住居跡と掘立柱建物の重複は、掘立柱建物４棟の重複であることを確認した。９日ＳＢ 641の精査を行い東西２～３間、南北２間の掘立柱建物であることを確認した。11日ＳＢ 638 ～ 640の精査を終了し、いずれも建物規模が次第に縮小されていることが判明した。12日各遺構の最終写真および調査区の全景写真を撮影し、調査を終了した。

第２節　発見遺構　（第22～39図、図版12～14・16～21）

本調査では、建物８棟、門１棟、竪穴住居跡２軒、溝８条、土壙30基、その他21の計70遺構を検出した。以下、順次説明を行う。

１　建物跡　（第23～31図、図版14・16・17・19）

(1)　ＳＢ 610　（第23・24図、図版16）

東西棟桁行６間×梁行２間の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は北側桁行11.77ｍ（東から2.06＋2.01＋2.16＋2.01＋1.58＋1.95ｍ）、南側桁行11.88ｍ（東から2.12＋(2.045)＋(2.045)＋1.88＋2.03＋1.76ｍ）、東側梁行4.93ｍ（北から2.31＋2.62ｍ）、西側梁行5.09ｍ（北から2.55＋2.54ｍ）で、計画尺による桁行40尺（北側桁行東から７＋７＋７＋７＋５＋７尺、南側梁行東から７＋７＋７＋６＋７＋６尺）、梁行17尺（東側梁行北から８＋９尺、西側梁行8.5尺等間）である。この掘立柱建物跡には２つの間仕切りと１間の廂が付されている。東側間仕切りは南北筋に東側３間×２間を画したもので、南北4.88ｍ（北から2.52＋2.36ｍ）、計画尺による17尺

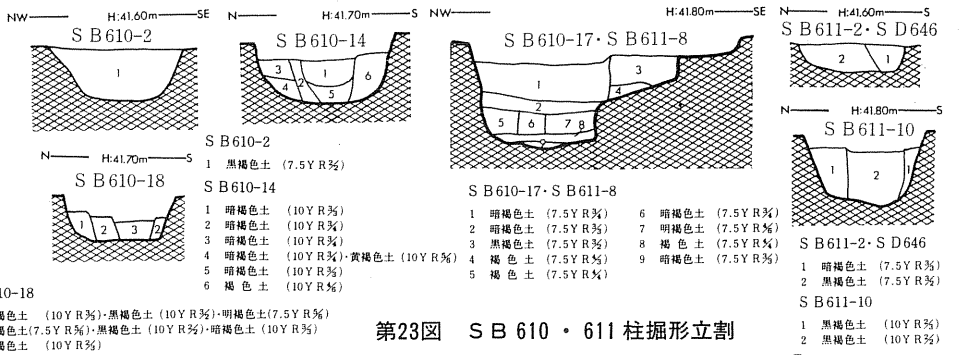

S B610-2

1　黒褐色土　(7.5Y R3/2)

S B610-14

1　暗褐色土　(10Y R3/3)
2　暗褐色土　(10Y R3/4)
3　暗褐色土　(10Y R3/4)
4　暗褐色土　(10Y R3/4)・黄褐色土 (10Y R5/6)
5　暗褐色土　(10Y R3/3)
6　褐 色 土　(10Y R4/6)

S B610-17・S B611-8

1　暗褐色土　(7.5Y R3/4)
2　暗褐色土　(7.5Y R3/3)
3　黒褐色土　(7.5Y R3/3)
4　褐 色 土　(7.5Y R4/3)
5　褐 色 土　(7.5Y R4/4)
6　暗褐色土　(7.5Y R3/4)
7　明褐色土　(7.5Y R5/6)
8　褐 色 土　(7.5Y R4/4)
9　暗褐色土　(7.5Y R3/3)

S B611-2・S D646

1　暗褐色土　(7.5Y R3/3)
2　黒褐色土　(7.5Y R3/2)

S B611-10

1　黒褐色土　(10Y R3/3)
2　黒褐色土　(10Y R3/2)

S B610-18

1　暗褐色土　(10Y R3/3)・黒褐色土 (10Y R3/2)・明褐色土(7.5Y R5/6)
2　明褐色土(7.5Y R5/6)・黒褐色土 (10Y R3/2)・暗褐色土 (10Y R3/3)
3　黒褐色土　(10Y R3/3)

第23図　ＳＢ 610 ・ 611 柱掘形立割

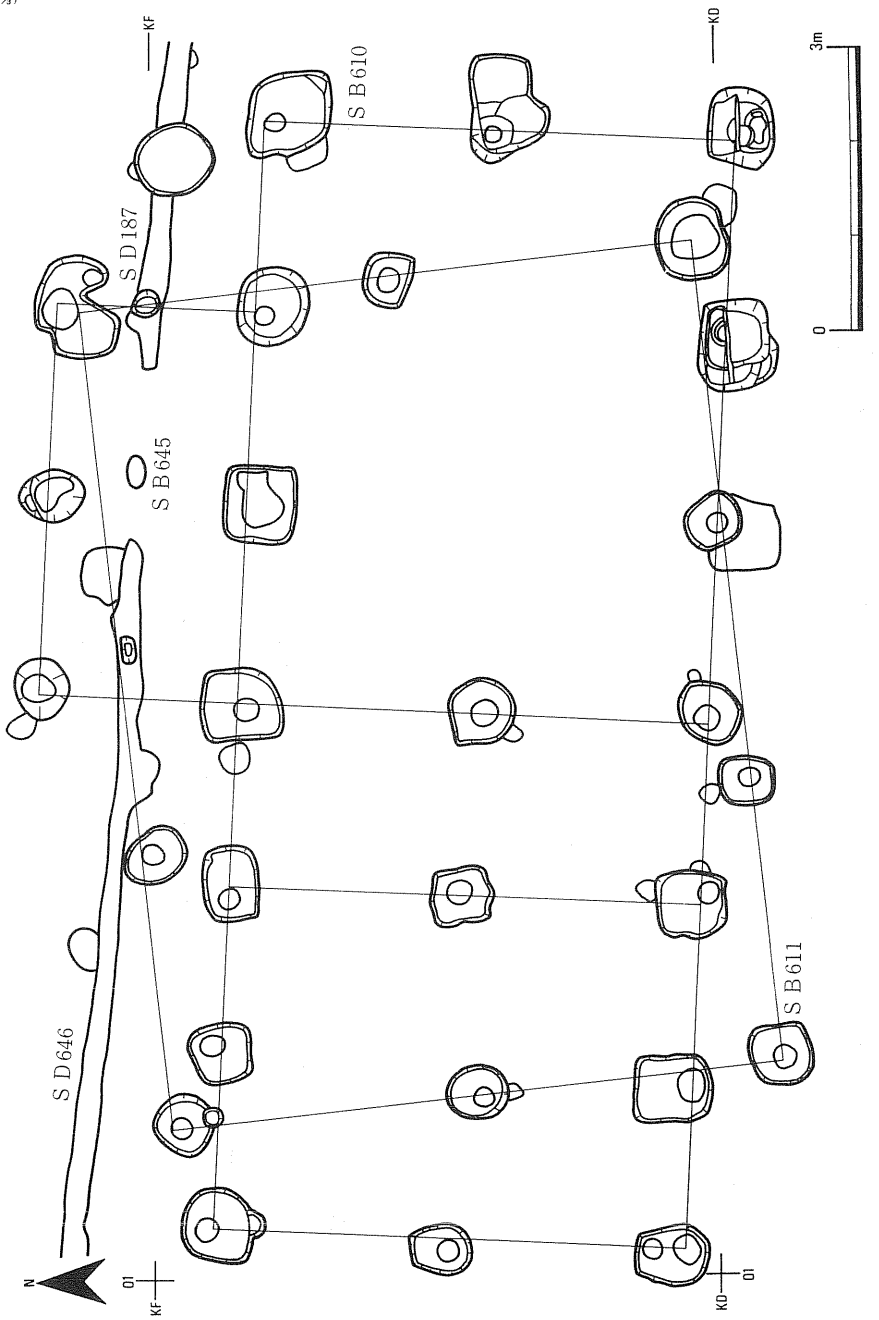

第24図　ＳＢ 610 ・ 611 ・ 645 実測図

（北から９＋８尺）である。西側間仕切りは南北筋に西側２間×２間を画したもので、南北5.08m（北から2.42＋2.66m）、計画尺による17尺（北から８＋９尺）である。廂は建物北側に１間付されており、東西は２間である。南北１間（西側2.25m、東側2.28m）×東西２間（4.01mで東から1.96＋2.04m）で、計画尺による南北7.5尺、東西14尺（７尺等間）である。１尺は平均29.5cmである。柱掘形は60～80cmで、直径16～35cm（平均20cm）の柱痕が認められる。柱掘形の形状は方形および楕円形を呈している。廂および西側間仕切りを除いては新旧２時期を確認した。建物方位はＮ３°03′Ｅである。ＳＢ610－17柱掘形はＳＢ611－８柱掘形に切られている。またＳＢ610－14柱掘形はＳＫＴ586を切っている。

(2)　ＳＢ611　（第23・24図、図版16）

東西棟桁行３間×梁行２間の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は桁行8.77m（東から3.05＋2.73＋2.99m）、梁行6.41m（北から3.20＋3.21m）で、計画尺による桁行29尺（東から10＋９＋10尺）、梁行22尺（11尺等間）である。１尺は平均29.8cmである。柱掘形は50～80cmで、直径平均20cmの柱痕が認められる。柱痕部分の炭化物含有量が多いため、建物が焼失した可能性も考えられる。柱掘形の形状は隅丸方形ないし楕円形を呈している。平面および断面観察において重複は認められず、１時期の建物と判明した。建物方位は政庁の他の建物群と異なり座標北より西に振れておりＮ６°11′Ｗ

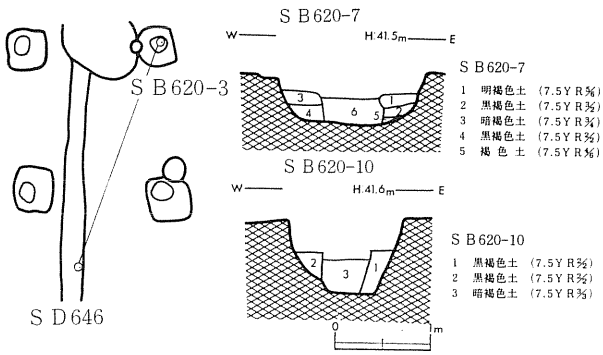

第25図　ＳＢ620柱掘形立割・灰釉陶器接合図

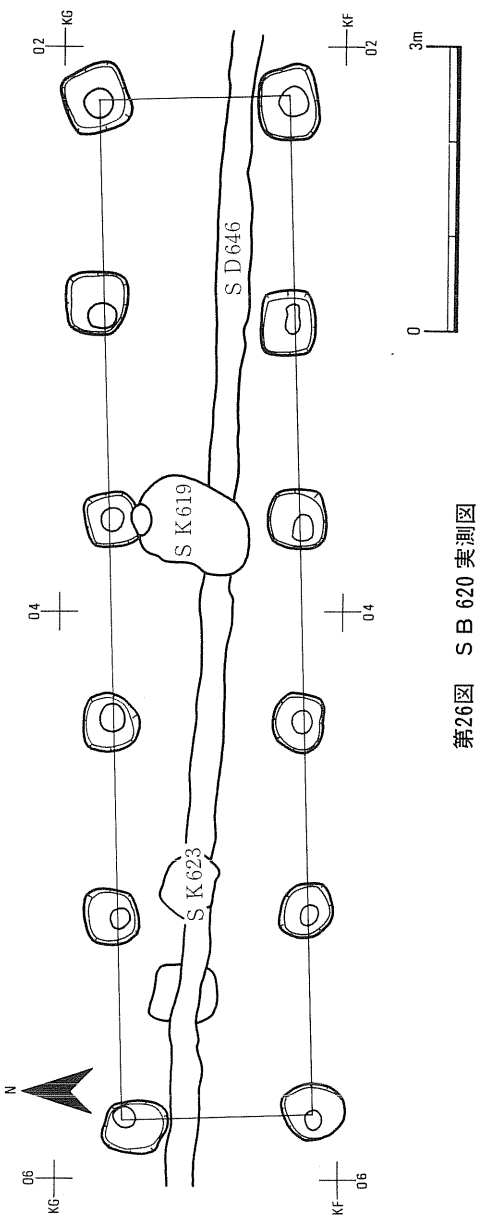

第26図　ＳＢ620実測図

である。ＳＢ 610 －17柱掘形をＳＢ 611 － ８柱掘形が切っているが、ＳＢ 611 － ２柱掘形はＳＤ 646 に切られている。

(3)　ＳＢ 620　（第25・26図、図版17）

東西棟桁行５間×梁行１間の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は北側桁行10.75ｍ（東から2.26＋2.16＋2.11＋2.11＋2.10ｍ）、南側桁行10.78ｍ（東から2.36＋2.19＋2.03＋2.04＋2.16ｍ）、東側梁行2.08ｍ、西側梁行2.00ｍで、計画尺による桁行35尺（７尺等間）、梁行７尺である。１尺は平均30.5cmである。柱掘形は50～60cmで、直径20～30cmの柱痕が認められる。柱掘形の形状は隅丸方形ないし略円形を呈している。平面および断面観察において重複は認められず、１時期の建物と判明した。建物方位はＮ１°58′Ｗ～Ｎ１°32′ＷでＳＢ 611 と同様に西に振れている。ＳＢ 620 － ３柱痕より出土した灰釉陶器破片がＳＤ 646 埋土中出土の破片と接合したため、両遺跡の関連が考えられる。ＳＢ 620 － ７柱掘形はＳＤ 646 に切られている。

(4)　ＳＢ 638　（第27・29・30図、図版14）

南北棟桁行２間×北側梁行２間・南側梁行３間の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は東側桁行5.77ｍ（北から3.00＋2.79ｍ）、西側桁行5.83ｍ（北から2.99＋2.84ｍ）、北側梁行4.81ｍ（東から2.36＋2.45ｍ）、南側梁行4.74ｍ（東から(1.5)＋(1.5)＋1.74ｍ）で、計画尺による桁行19尺（北から10＋９尺）、梁行16尺（北側８尺等間・南側東から６＋４＋６尺）である。１尺は平均30.2cmである。柱掘形は45～75cmの隅丸方形で、直径20～30cmの柱痕が認められる。柱痕のやや外側を柱掘形を切る壁溝が巡っており、すべてを確認することはできなかったが、南側梁中央部分のみ途切れていたと思われる。壁溝は上面幅16～20cm、底面幅５～10cm、深さ19cmで、断面において板材痕跡等は認められなかった。平面および断面観察において重複は認められず、１時期の建物と判明した。建物方位はＮ１°11′Ｅ～Ｎ０°29′Ｅである。ＳＢ 638 － ６～９柱掘形はＳＢ 639 － ８～11柱掘形・ＳＢ 640 Ａ・Ｂ － ８～11柱掘形を切っている。

(5)　ＳＢ 639　（第27・29・30図、図版14）

南北棟桁行３間×北側梁行２間・南側梁行３間の掘立柱建物跡である。総間は桁行8.36ｍ、梁行6.55ｍで、計画尺による桁行28尺（北から９＋10＋９尺）、北側梁行22尺（11尺等間）、南側梁行22尺（東から７＋８＋７尺）である。１尺は平均29.8cmである。柱掘形は60～75cmで、直径30～40cmの柱痕が認められる。柱掘形の形状は隅丸方形ないし楕円形を呈している。また建物外側を各柱掘形を結ぶように壁溝が巡っており、南側梁中央部分のみ途切れている。壁溝は上面幅32～39cm、底面幅12～25cm、深さ16～22cmで、断面において厚さ２～３cmの板痕跡を確認した。ＳＢ 639 壁溝はＳＢ 638 ・ 640 Ｂ壁溝と比較して、柱掘形との新旧関係において相異点があるが、検出状態から考えて柱掘形と壁溝は同一建物の痕跡と考えて間違いないものと推察される。(註１) 平面および断面観察において重複は認められず、一時期の建物と判明した。建物

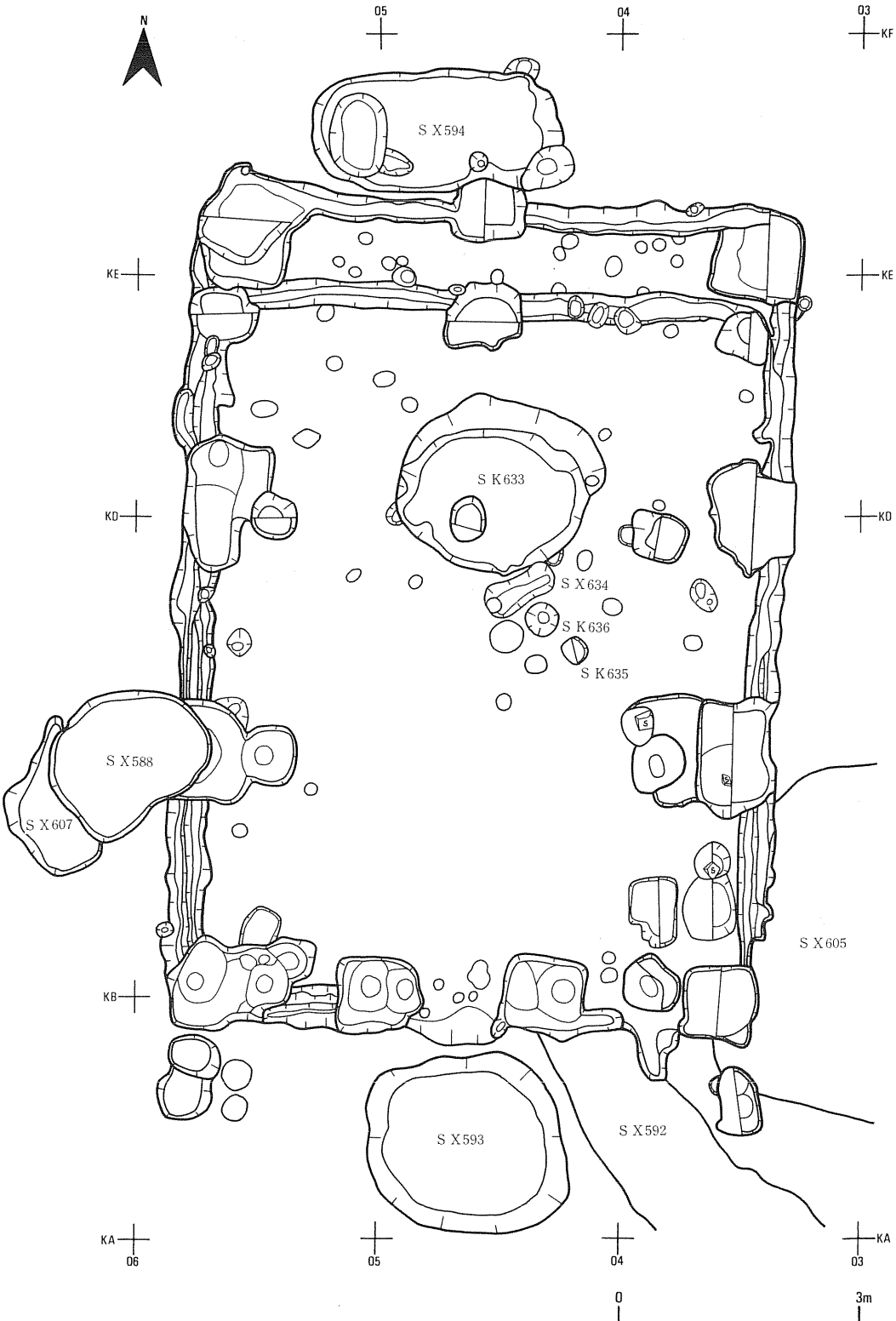

第27図　ＳＢ 638 ～ 640 実測図

方位はＮ２°07′Ｅである。ＳＢ639－８～11柱掘形はＳＢ638－６～９柱掘形に切られているが、ＳＢ639－４～11柱掘形はＳＢ640ＡＢ－４～11柱掘形を切っている。

(6)　ＳＢ640Ａ　（第27・29・30図、図版14）

南北棟桁行３間×北側梁行２間・南側梁行３間の掘立柱建物跡で、南側に１間の廂が付くものである。柱掘形はＳＢ640Ｂにすべて切られており一部しか確認できなかった。建物規模はＳＢ640Ｂと比較して母屋部分は同規模、廂部分がＳＢ640Ｂ廂より１尺長いと思われる。

(7)　ＳＢ640Ｂ　（第27・29・30図、図版14）

南北棟桁行３間×北側梁行２間・南側梁行３間の掘立柱建物跡で、南側に１間の廂が付くものである。総間は桁行10.47ｍ・梁行6.75ｍで、計画尺による桁行35尺（北から11＋11＋10＋３尺）、梁行22尺（北側11尺等間・南側東から７＋８＋７尺）である。廂は計画尺による南北３尺・東西22尺（11尺等間）である。１尺は平均30.3cmである。柱掘形は55～80cmの隅丸方形で、直径20～25cmの柱痕が認められる。廂の柱掘形はＳＢ640Ａ・Ｂ共に45～47cmの楕円形で、直径25cmの柱痕が認められる。柱痕のやや外側を柱掘形を切る壁溝が巡っており、南側梁中央部分のみ途切れている。（註２）壁溝は上面幅29～40cm、底面幅10～20cm、深さ12～21cmで、断面において板材痕跡等は認められなかった。平面および断面観察によって新旧２時期の掘立柱建物であることが判明し、ＳＢ640Ａ・Ｂとした。しかし壁溝の重複は認められず、柱掘形との切り合い関係よりＳＢ640Ａには壁溝が無かったと思われる。建物方位はＮ１°48′ＥとＮ２°21′Ｅである。ＳＢ640Ｂ柱掘形はＳＢ640Ａ柱掘形のすべてを切っており、ＳＢ640Ｂ－６～11柱掘形はＳＢ639－６～11柱掘形・ＳＢ640Ｂ－８～11柱掘形はＳＢ638－６～９柱掘形に切られている。

(8)　ＳＢ641　（第28・31図）

南北棟桁行２間×北側梁行２間・南側梁行３間の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は東側桁行4.71ｍ（北から2.35＋2.36ｍ）・西側桁行4.67ｍ（北から2.49＋2.26ｍ）・北側梁行4.80ｍ（東から2.32＋2.49ｍ）・南側梁行4.80ｍ（東から1.69＋(1.555)＋(1.555)）で、計画尺による桁行16尺（８尺等間）、北側梁行16尺（８尺等間）、南側梁行16尺（東から5.5＋５＋5.5尺）である。１尺は平均29.7cmである。柱掘形は40～55cmの隅丸方形で、直径20～25cmの柱痕が認められる。平面および断面観察において重複は認められず、１時期の建物と判明した。建物方位はＳＢ611－620と同様に西に振れており、Ｎ１°28′Ｗである。ＳＢ641－１柱掘形はＳＫＴ586を切っており、ＳＢ641－２柱掘形はＳＫ587に切られている。ＳＩ580との新旧関係は不明であるが、ＳＢ641の方が古いと思われる。

(9)　ＳＢ645　（第24図、図版16）

東西筋に２間の柱列で、板塀の途切れた部分からの検出であり、政庁南門中軸線にものってくることから政庁

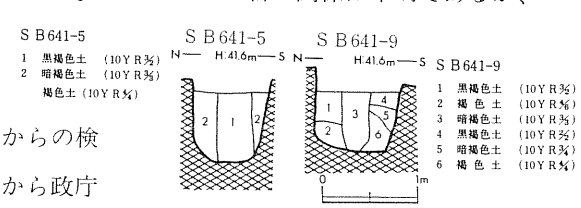

第28図　ＳＢ641柱掘形立割

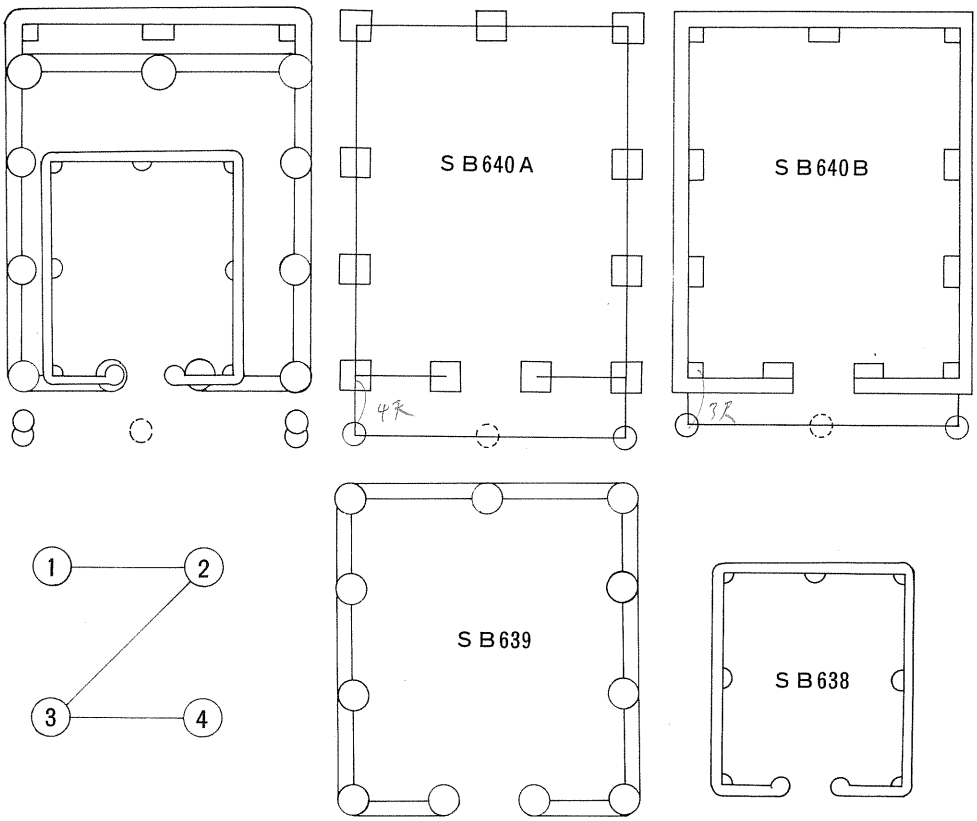

第29図　SB 638～640 模式図

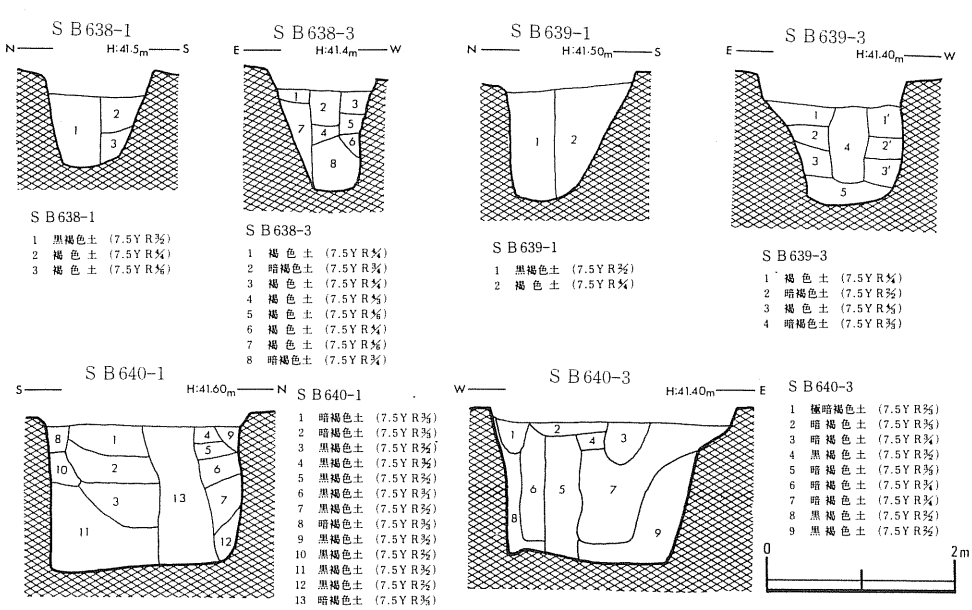

第30図　SB 638～640 柱掘形立割

北門としたものである。総間は3.36ｍ（東から1.77＋1.58ｍ）であり、中央は柱痕跡というよりも扉止め施設の痕跡と思われる。１尺は平均30.5cmである。柱掘形は不明瞭であるが、ＳＤ 187 西端、ＳＤ 646 東端にそれぞれ直径18～20cmの柱痕が認められる。建物方位はＷ４°16′Ｎである。

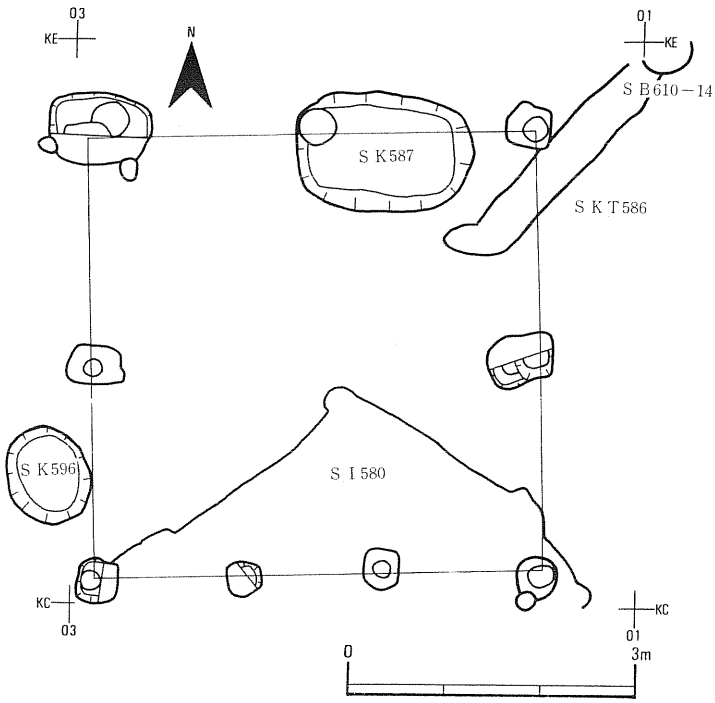

第31図　ＳＢ 641 実測図

2　竪穴住居跡

(1)　ＳＩ 571（第32図）

ＳＢ 645 の北西に位置する竪穴住居跡で、平面形は隅丸方形を呈し、その規模は東西 3.2 ｍ×南北 3.7 ｍである。壁高は25～38cmで、住居南東隅（対角線上）にカマドが構築されている。カマドは角礫を袖部の芯材として粘土で構築されており、焚口部に焼土が検出された。柱穴は住居跡内外ともに認められなかったが、壁際に径10cm前後・深さ５～10cmの小ピットが列をなしている。住居南壁に位置する１対のピットは径15cm・深さ10cmと他のピットより大きめで、周辺の床面も踏み固められていることから出入口施設に用いられたと思われる。覆土は南から流入した状態で12層に分けられ、第３層は一括して廃棄された炭化材である。床面積は13m²である。出土遺物には須恵器、土師器、鉄鏃、瓦があり、第３層を境に上・下層で区分できる。またＳＩ 571 カマド焼土下床直上より出土の須恵器蓋破片がＳＢ638、639 覆土中出土の破片と接合したため、両遺構の関連が考えられる。ＳＩ 571 床面下では時代を異にするＳＫＦ 575 を検出した。

(2)　ＳＩ 580　（第33図、図版19）

ＳＢ 641 の南に位置する竪穴住居跡で、平面形は長方形を呈し、その規模は長軸７ｍ×短軸 5.4 ｍである。壁は削平を受けており、現存部で壁高１～６cmである。カマドは認められないが、南壁際に焼土の広がりがみられる。床面積は39m²である。柱穴は住居四隅（西隅のみ不明）に位置し、径15～30cm・深さ18～37cmである。各柱穴を結ぶように壁溝が認められ、幅９～35

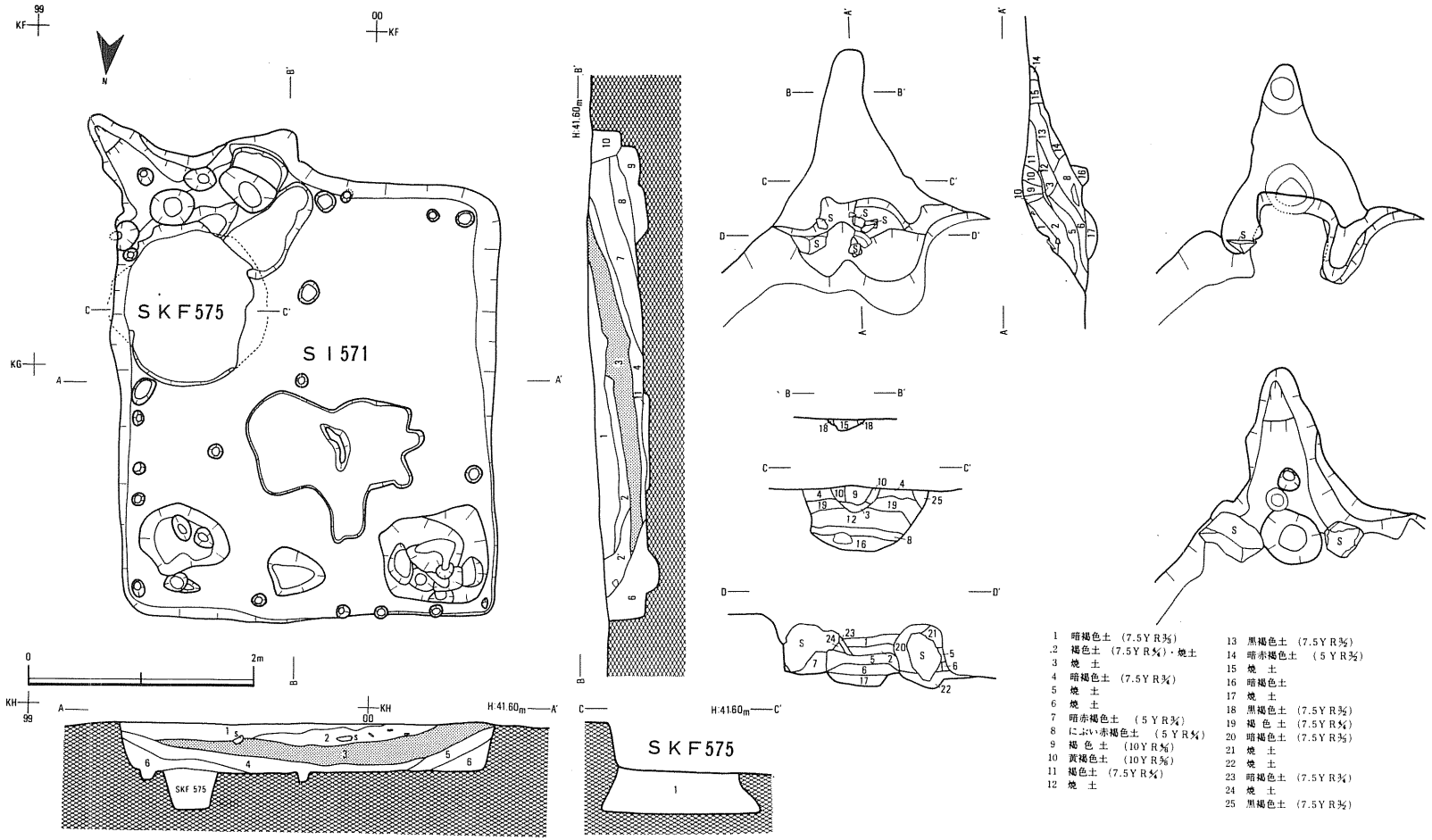

1 黒褐色土 (10YR3/3)
2 暗褐色土 (10YR3/4)・焼土
2 暗褐色土 (10YR3/4)
3 炭化物層
4 暗褐色土 (10YR3/3)
5 黒褐色土 (10YR3/2)
6 黒褐色土 (10YR3/2)
7 暗褐色土 (10YR3/3)
8 黒褐色土 (10YR3/3)
9 褐色土 (7.5YR4/4)・焼土
10 暗褐色土 (10YR3/3)
11 褐色土 (7.5YR4/4)

炭化物層 1 黒色土 7.5YR3/1

1 暗褐色土 (7.5YR3/3)
2 褐色土 (7.5YR4/4)・焼土
3 焼土
4 暗褐色土 (7.5YR3/4)
5 焼土
6 焼土
7 暗赤褐色土 (5YR3/4)
8 にぶい赤褐色土 (5YR4/4)
9 褐色土 (10YR4/6)
10 黄褐色土 (10YR5/6)
11 褐色土 (7.5YR4/4)
12 焼土
13 黒褐色土 (7.5YR3/2)
14 暗赤褐色土 (5YR3/2)
15 焼土
16 暗褐色土
17 焼土
18 黒褐色土 (7.5YR3/2)
19 褐色土 (7.5YR4/4)
20 暗褐色土 (7.5YR3/3)
21 焼土
22 焼土
23 暗褐色土 (7.5YR3/4)
24 焼土
25 黒褐色土 (7.5YR3/2)

第32図 SI571実測図

cm、深さ１～12cmである。覆土は削平のため厚さ20cm以下のところが多いが、全体に焼土が認められるため焼失家屋と思われる。出土遺物には土師器、塼がある。ＳＩ 580 はＳＫ585・589 に切られ、ＳＸ 605 を切っている。

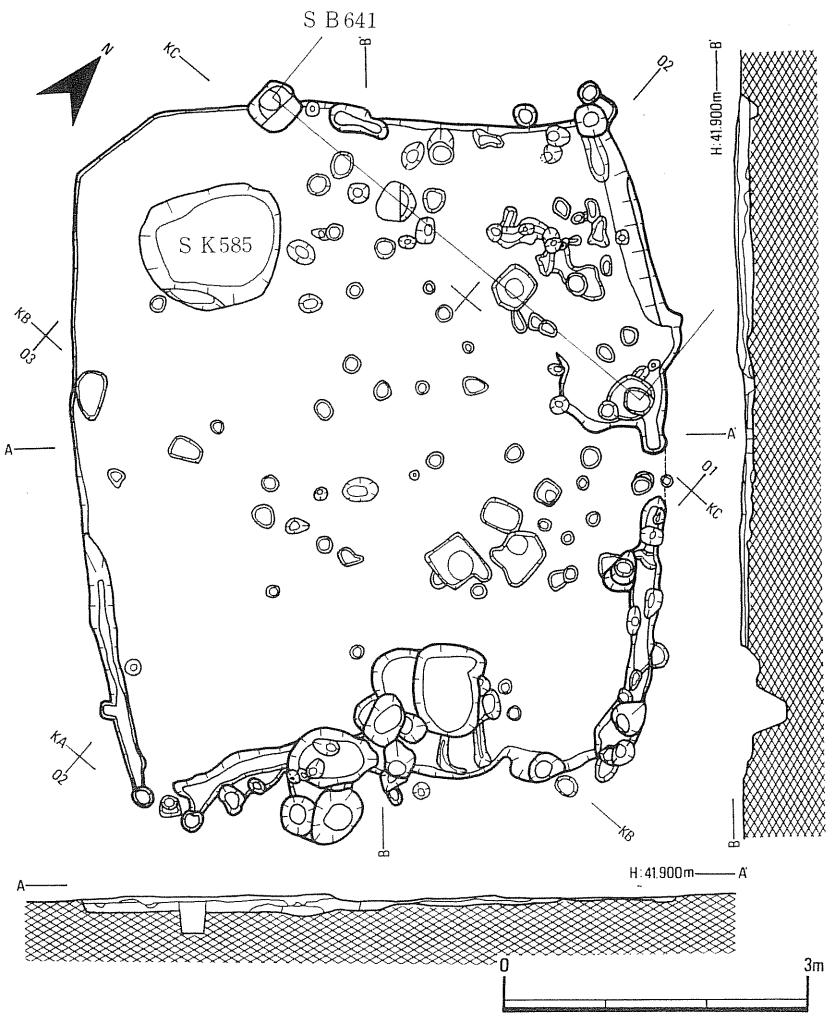

第33図　ＳＩ 580 実測図

3　溝跡　（第34～37図、図版17・19～21）

(1)　ＳＤ 139　（第34・35・37図、図版21）

政庁域北側を画する施設で、全長58.6ｍ、上面幅17～49cm、底面幅６～20cm、深さ９～44cmの溝である。東端においてはＳＤ 138と接続し、西端においてはＳＤ 483と接続している。ＳＢ 500（西脇殿）の柱掘形を切るＳＤ 483と接続していることにより、ＳＤ138・139はＳＢ 501（西脇殿Ⅵ期）に対応する一番新しい板塀であることが判明した。また、

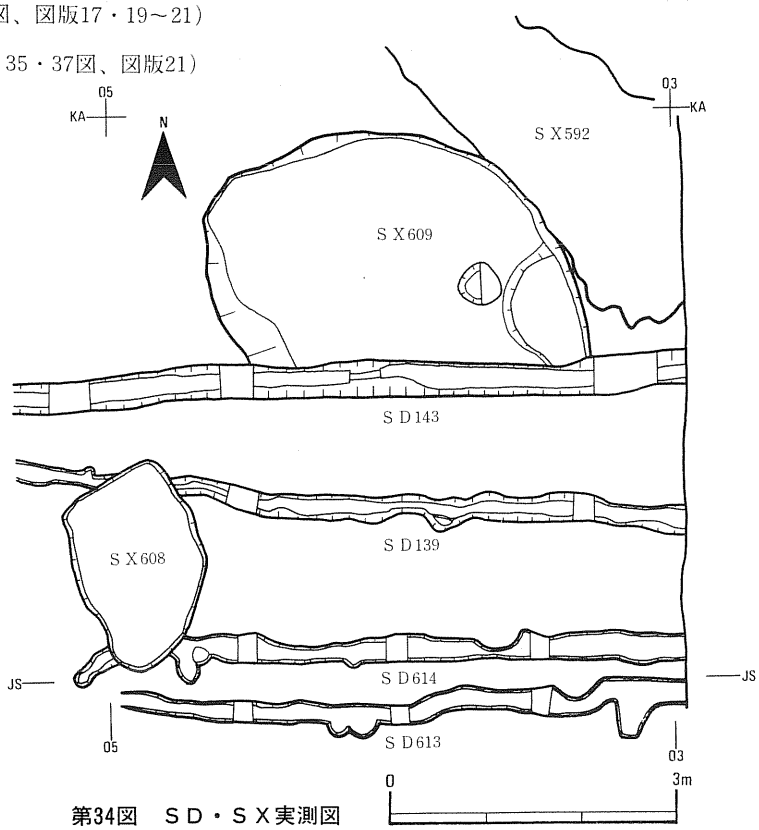

第34図　ＳＤ・ＳＸ実測図

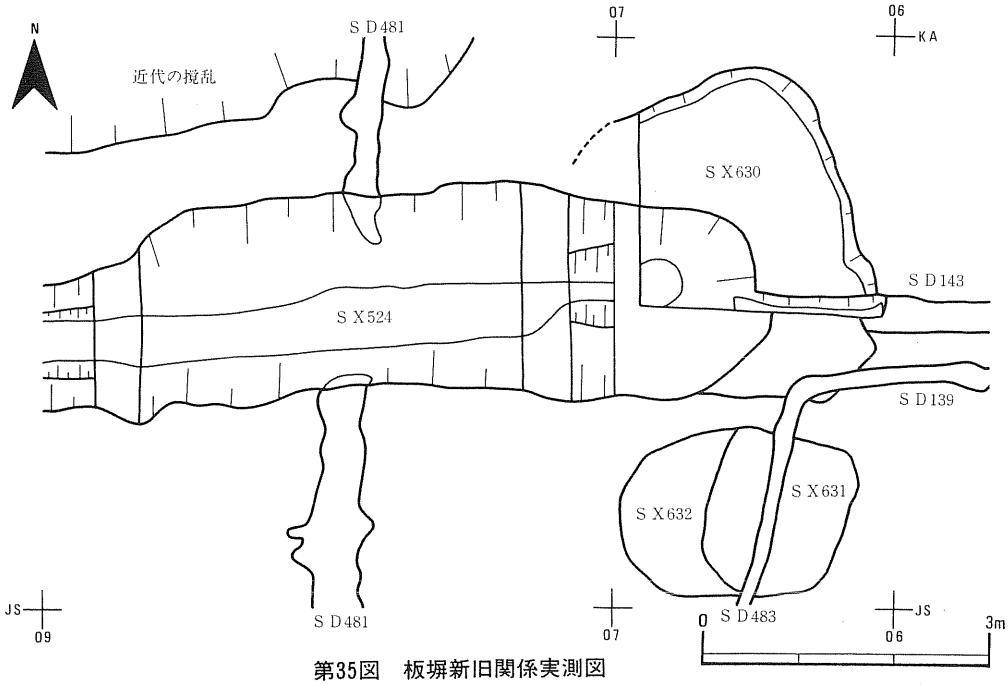

第35図　板塀新旧関係実測図

ＳＸ524・630とＳＤ139・143・481・483の切り合い関係によってもＳＤ139・483が一番新しい遺構であることが確認された。

(2)　ＳＤ143　（第34・35・37図、図版21）

政庁域北側を画する施設で、全長60.68ｍ、上面幅34～43cm、底面幅７～16cm、深さ37～71cmの溝である。ＳＤ142・ＳＸ609を切っており、ＳＸ524・630に切られている。ＳＸ609は覆土中に火山灰を含んでおり、これを切っているＳＤ143は火山灰降下以後の遺構といえる。

(3)　ＳＤ187　（第24図、図版19）

政庁域北側を画する施設で、政庁北門（ＳＢ645）から東へ33.46ｍ延びており、東端において南北に走るＳＤ123と直角に接続する溝である。上面幅21～28cm、底面幅15～24cm、深さ10～25cmである。当初ＳＤ187は政庁域北側全域を画する施設であると考えられたが、今回の調査で一部ＳＤ187が途切れることが判明し、同位置においてＳＢ645（政庁北門）を検出したためＳＢ645以東を従来通りＳＤ187とし、ＳＢ645以西を新たにＳＤ646とした。

(4)　ＳＤ606　（第36・37図、図版20）

ＳＸ599の南に位置するＬ字形の溝で、全長3.95ｍ、上面幅22～32cm、底面幅11～26cm、深さ54cmである。覆土中に火山灰を含むＳＸ599に切られているため、ＳＤ606は火山灰降下以前の遺構である。

(5)　ＳＤ613　（第34・37図）

ＳＤ614とともにＳＤ139・143と平行して東西に走る溝で、全長6.03ｍを確認し、上面幅19～26cm、底面幅14～20cm、深さ５～７cmである。

(6)　ＳＤ614　（第34・37図）

ＳＤ613とともにＳＤ139・143と平行して東西に走る溝で、全長5.93ｍを確認し、上面幅20～32cm、底面幅11～27cm、深さ７cmである。ＳＸ608

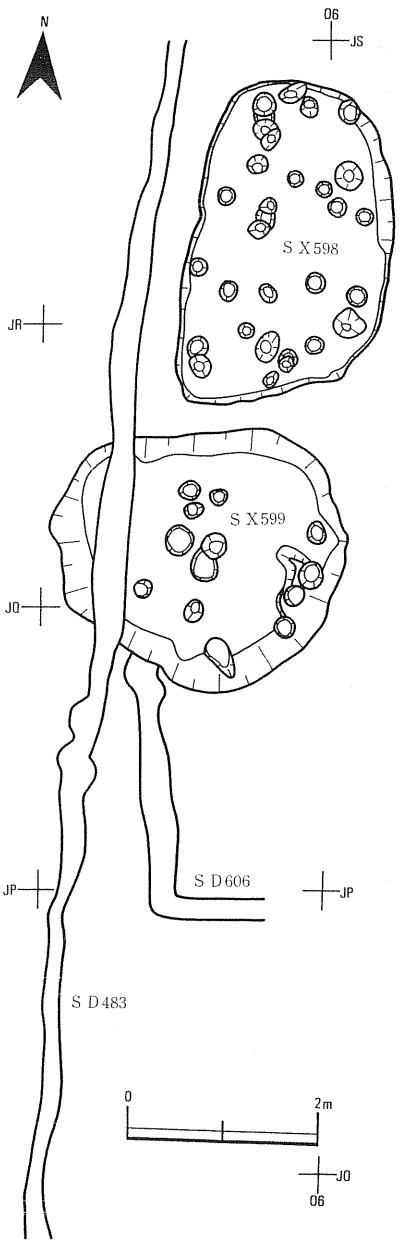

第36図　ＳＤ483・606実測図

に切られている。

(7)　ＳＤ 483　（第35～37図、図版20）

政庁域西側を画する施設で、全長 56.53 m、上面幅14～30cm、底面幅 6 ～20cm、深さ12～21 cmの溝である。ＳＢ 500（西脇殿）柱掘形を切り、ＳＤ 143 を切るＳＸ 630 および覆土中に火山灰を含むＳＸ 599 を切ってＳＤ 139 と接続する火山灰降下以後の遺構である。また政庁を画する施設の中では一番新しいものである。

(8)　ＳＤ 646　（第24・26・37図、図版17・19）

政庁域北側を画する施設で、ＳＢ 645（政庁北門）から西へ 27.21 m延びており、西端において南北に走るＳＤ 481 と直角に接続する溝である。上面幅19～33cm、底面幅 7 ～18cm、深さ 14～58cmである。埋土中より出土の灰釉陶器破片がＳＢ 620 － 3 柱痕より出土の破片と接合したため、両遺構の関連が考えられる。ＳＢ 611 － 2 柱掘形・ＳＢ 620 － 7 柱掘形を切り、ＳＫ 619 ・ 623 に切られている。深さ 60cm，板厚 50～55 cm

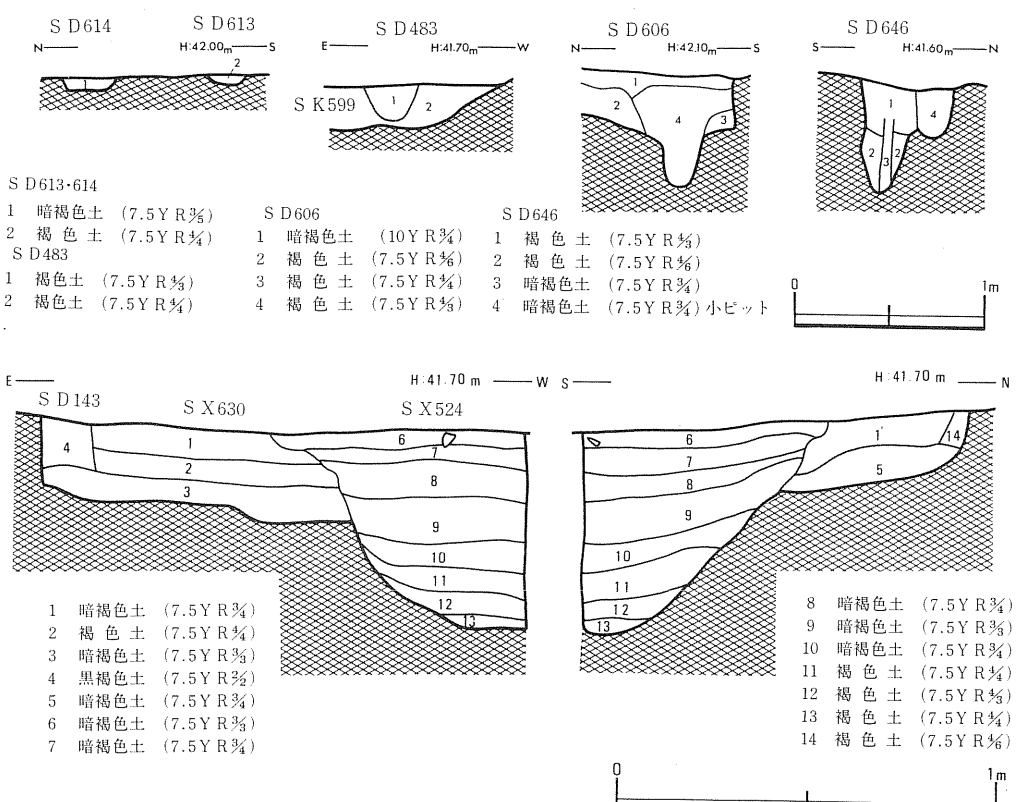

第37図　ＳＤ土層図・ＳＸ 524 ・ 630 土層図

4　土壙　（第38・39図）

(1)　ＳＫ572　（第39図）

ＳＩ571の西に位置し、円形を呈する遺構で、径1.03～1.05ｍ、深さ24cmである。

(2)　ＳＫ573　（第39図）

ＳＢ611－２柱掘形の北東に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸65cm、短軸54cm、深さ28cmである。

(3)　ＳＫ574　（第39図）

ＳＩ571の南東に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸60cm、短軸58cm、深さ28cmである。

(4)　ＳＫＦ575

ＳＩ571床面下に位置し、不整円形を呈するフラスコ状遺構で、長軸1.44ｍ、短軸1.08ｍ、深さ41cmである。ＳＩ571に切られている。

(5)　ＳＫ576　（第39図）

ＳＫ617の西に位置し、不整円形を呈する遺構で、径２～2.04ｍ、深さ70cmである。

(6)　ＳＫＰ579

ＳＩ571の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸43cm、短軸30cm、深さ54cmである。ＳＤ187に切られている。

(7)　ＳＫＴ583　（第38図）

ＳＫ584の南に位置するＴピットで、長軸3.13ｍ、短軸58cm、深さ56cmである。長軸両端部は中央部分が張出しており、フラスコ状となっている。ＳＫ584に切られている。

(8)　ＳＫ584　（第38図）

ＳＫＴ583の北に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸2.36ｍ、短軸1.7

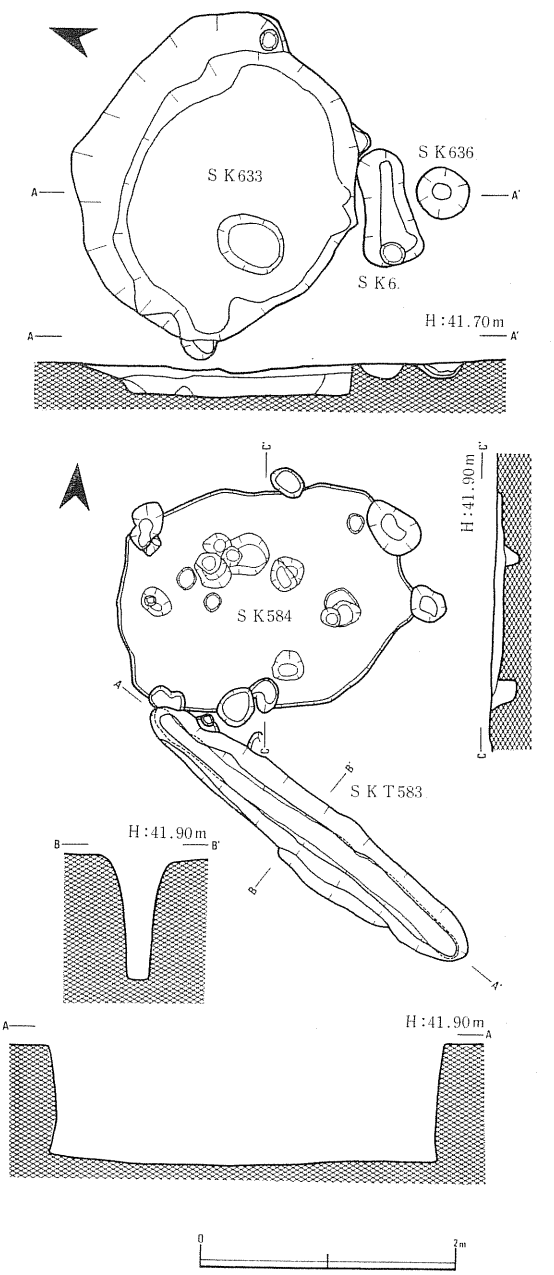

第38図　ＳＫ実測図

m、深さ8～18cmである。ＳＫＴ583を切っている。

(9) ＳＫ585 （第39図）

ＳＢ642－9柱掘形の南に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸2.87m、短軸2.54m、深さ23cmである。ＳＩ580を切っている。

(10) ＳＫＴ586

ＳＫ587の東に位置するＴピットで、長軸2.71m、短軸51cmである。ＳＢ610－10柱掘形、ＳＢ642－1柱掘形に切られている。

(11) ＳＫ587 （第39図）

ＳＩ580の北に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸1.87m、短軸1.26m、深さ30cmである。ＳＢ642－2を切っている。

(12) ＳＫ589 （第39図）

ＳＢ642－6柱掘形の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、径64～69cm、深さ12cmである。ＳＩ580を切っている。

(13) ＳＫ590 （第39図）

ＳＫＴ583の南東に位置し、不整楕円形を呈すると思われる遺構で、調査区外にも拡がるものである。現状で長軸90cm、短軸57cm、深さ15cmである。

(14) ＳＫ596 （第39図）

ＳＢ642－8柱掘形の北西に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸1.06m、短軸0.88m、深さ13cmである。

(15) ＳＫ597 （第39図）

ＳＢ620－6柱掘形の北西に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸3.65m、短軸3.38m、深さ24cmである。

(16) ＳＫ616 （第39図）

ＳＫ627・628の東に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸94cm、短軸74cm、深さ27cmである。

(17) ＳＫ617 （第39図）

ＳＤ613の南に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸60cm、短軸48cm、深さ21cmである。

(18) ＳＫ619

ＳＢ620－3・9柱掘形の中間に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸1.27m、短軸0.92mである。ＳＤ187を切っている。

(19) ＳＫ623

ＳＢ620－5・11柱掘形の中間に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸66cm、短軸54cmで

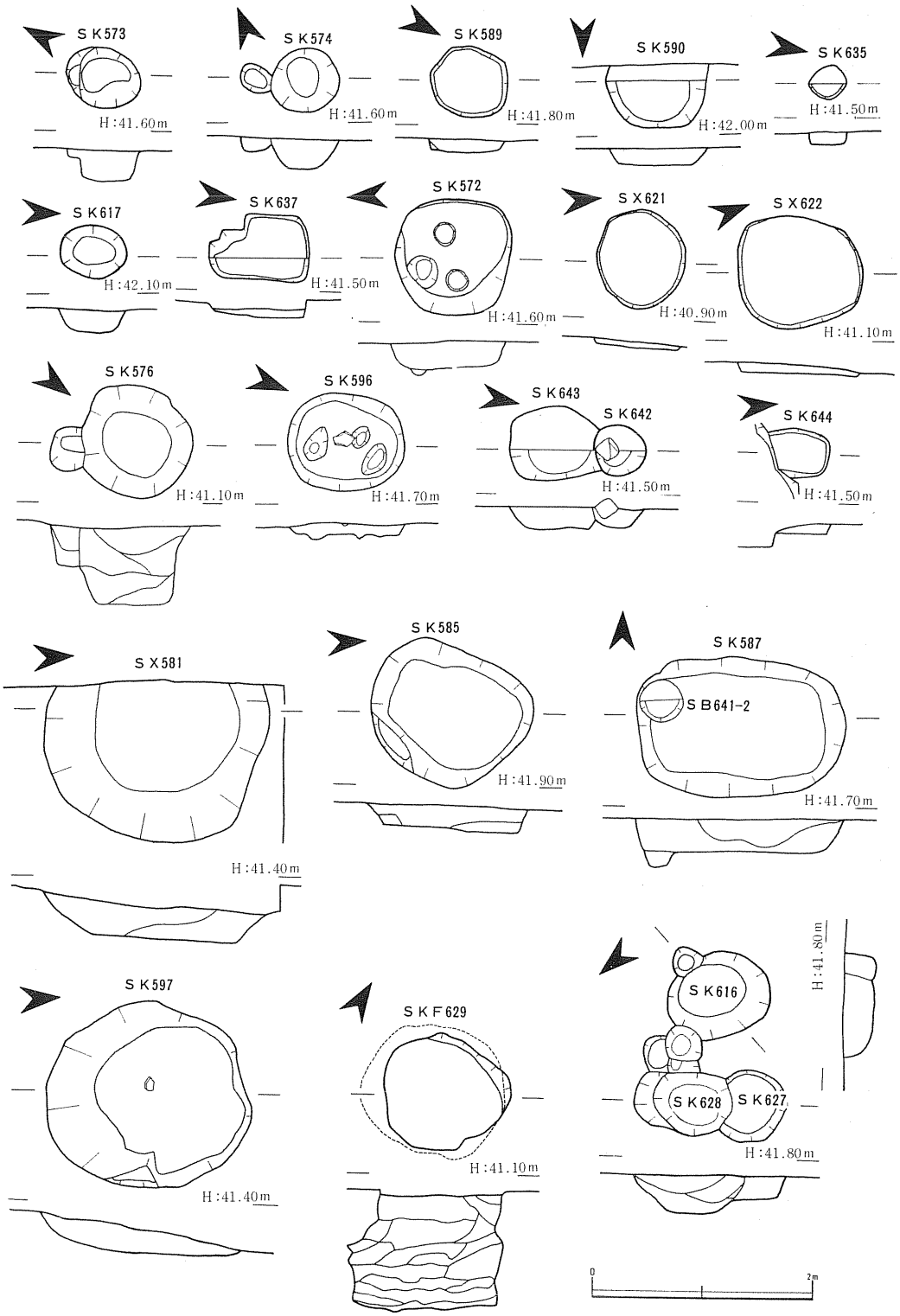

第39図　ＳＫ・ＳＸ実測図

ある。ＳＤ 187 を切っている。

⑳　**ＳＫ 627**　（第39図）

ＳＸ 630 の北東に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸65cm、短軸49cm、深さ22cmである。ＳＫ 628 に切られている。

㉑　**ＳＫ 628**　（第39図）

ＳＸ 630 の北東に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸90cm、短軸57cm、深さ35cmである。ＳＫ 627 を切っている。

㉒　**ＳＫＦ 629**　（第39図）

ＳＸ 625 の東に位置し、不整円形を呈するフラスコ状ピットで、開口部の長軸1.19ｍ、短軸1.07ｍ、底面の長軸1.28ｍ、短軸1.15ｍ、深さ1.02ｍである。

㉓　**ＳＫ 633**　（第38図）

ＳＢ 639 － 7 柱掘形の南に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸2.58ｍ、短軸 2.2 ｍ、深さ22cmである。ＳＢ 638 － 2 、ＳＫ 634 に切られている。

㉔　**ＳＫ 634**　（第38図）

ＳＫ 633 の南に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸92cm、短軸34cm、深さ11cmである。ＳＫ 633 を切っている。

㉕　**ＳＫ 635**　（第39図）

ＳＫ 636 の南東に位置し、不整円形を呈する遺構で、径30～34cm、深さ12cmである。

㉖　**ＳＫ 636**　（第38図）

ＳＫ 634 の南東に位置し、円形を呈する遺構で、径40～42cm、深さ12cmである。断面形は鍋底状を呈し、底面は受熱変化により明赤褐色である。

覆土は第１層が炭化物鉄滓を含む黒褐色土、第２層が焼けて固くなったと思われる青黒色粘土、第３層が焼けて固くなった暗赤褐色粘土である。

㉗　**ＳＫ 637**　（第39図）

ＳＢ 638 － 6 柱掘形の北に位置する不整形遺構で、長軸91cm、短軸59cm、深さ12cmである。

㉘　**ＳＫ 642**　（第39図）

ＳＢ 640 － 8 柱掘形の北に位置し、円形を呈する遺構で、径46cm、深さ17cmである。ＳＫ 643 を切っている。

㉙　**ＳＫ 643**　（第39図）

ＳＢ 640 － 8 柱掘形の北に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸79cm、短軸67cm、深さ20cmである。ＳＫ 642 に切られている。

㉚　**ＳＫ 644**　（第39図）

ＳＢ 638 － 9 柱掘形の北に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸49cm、短軸44cm、深さ9 cmである。

5　その他の遺構　（第34・35・37・39図、図版20）

(1)　ＳＸ 495

ＳＸ 524 の南に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸1.66ｍ、短軸1.39ｍ、深さ11cmである。

(2)　ＳＸ 524　（第35・37図）

第47次発掘調査でＳＤ 481 をＳＸ 524 が切っていることを確認していたが、今回の調査でＳＤ 143 をも切っていることが判明した。現状で東西7.82ｍ、南北上面幅 1.4 ～ 2.5 ｍ、底面幅20～50cm、最深部1.53ｍである。

(3)　ＳＸ 581　（第39図）

ＳＩ 571 の北に位置し、不整円形を呈する遺構で、西側に未調査部分を残すものである。現状で長軸1.92ｍ、短軸1.6ｍ、深さ32cmである。

(4)　ＳＸ 588

ＳＢ 638 の西に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸1.99ｍ、短軸1.54ｍ、深さ26cmである。ＳＢ 638 － 7 ・ＳＢ 639 － 7 ・ＳＸ 607 を切っている。

(5)　ＳＸ 592　（第34図）

ＳＸ 605 の南西に位置し、不整楕円形を呈すると思われる遺構で長軸7.48ｍ、短軸1.98ｍ、深さ２～14cmである。ＳＢ 640 ・ 639 － 9 ・ＳＢ 638 － 7 ・ＳＸ 609 を切っている。

(6)　ＳＸ 593

ＳＢ 638 ・ 639 ・ 640 の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸2.66ｍ、短軸2.37ｍ、深さ32cmである。

(7)　ＳＸ 594

ＳＢ 640 の北に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸 3.1 ｍ、短軸1.54ｍ、深さ24cmである。ＳＢ 640 － 2 を切っている。

(8)　ＳＸ 595

ＳＢ 640 －11柱掘形の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸70cm、短軸59cm、深さ36cmである。ＳＸ 624 に切られている。

(9)　ＳＸ 598　（図版20）

ＳＸ 631 の南に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸3.32ｍ、短軸 2.1 ｍ、深さ９～20cmである。

(10)　ＳＸ 599　（第37図、図版20）

ＳＸ598の南に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸3.11ｍ、短軸2.75ｍ、深さ30cmである。第１層覆土中に火山灰が微量に混入している。ＳＤ483に切られ、ＳＤ606を切っている。

(11)　ＳＸ607

ＳＢ640の西に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸2.01ｍ、短軸1.14ｍ、深さ12cmである。ＳＸ588に切られている。

(12)　ＳＸ608　（第34図）

ＳＸ609の南西に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸2.22ｍ、短軸1.43ｍ、深さ10cmである。ＳＤ139・614を切っている。

(13)　ＳＸ609　（第34図）

ＳＢ638・639・640の南に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸3.61ｍ、短軸2.55ｍ、深さ８～32cmである。第１層覆土中に多量の火山灰を含んでいる。ＳＤ143・ＳＸ592に切られている。

(14)　ＳＸ621　（第39図）

ＳＩ571の北に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸89cm、短軸81cm、深さ５cmである。

(15)　ＳＸ622　（第39図）

ＳＩ571の北に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸1.11ｍ、短軸１ｍ、深さ４cmである。縄文土器片が一括して出土していることから、縄文時代の遺構であろう。

(16)　ＳＸ624

ＳＢ640－11柱掘形の南に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸68cm、短軸50cm、深さ41cmである。ＳＸ595を切っている。

(17)　ＳＸ625

ＳＫＦ629の西に位置し、不整方形を呈する遺構で、長軸68cm、短軸50cm、深さ41cmである。

(18)　ＳＸ626

ＳＫＦ629の東に位置し、不整方形を呈する遺構で、長軸60cm、短軸57cm、深さ14cmである。

(19)　ＳＸ630　（第35・37図）

ＳＸ524の東に位置し、不整形を呈する遺構で、現状で長軸3.66ｍ、短軸0.90ｍ、深さ33cmである。ＳＤ143を切り、ＳＤ139・ＳＸ524に切られている。

(20)　ＳＸ631　（第35図）

ＳＸ630の南に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸1.68ｍ、短軸1.43ｍ、深さ14cmである。ＳＤ483に切られ、ＳＸ632を切っている。

(21)　ＳＸ632　（第35図）

ＳＸ631の西に位置し、不整楕円形を呈する遺構で、長軸1.73ｍ、短軸0.93ｍ、深さ５cmである。ＳＸ631に切られている。

第３節　出土遺物　（第40～52図、図版15・22～28）

１　建物跡出土遺物　（第40～45図、図版15・22～25）

(1)　ＳＢ620　（第40図、図版22）

土師器　123はＳＢ620－９柱痕より出土したロクロ成形の杯で、底部切り離しは右回転糸切りである。

(2)　ＳＢ638　（第41～43図、図版22～25）

須恵器　125～127はロクロ成形の杯で、底部切り離しは125・127が回転ヘラ切り、126が右回転糸切りである。134は宝珠状のつまみをもつ蓋で、つまみ周辺に回転ヘラ削りを施している。137・138・140は長頸瓶で、体部下半に回転ヘラ削りを施している。138・140は頸部と胴部の境に隆帯が巡っている。138は頸部にカキ目痕跡が認められ、胴上部に３条の平行沈線が２段に施されている。133・135・136は甕で、135は体部下半に回転ヘラ削りが施されている。133・136には体部外面に平行タタキ板痕、体部内面に同心円アテ板痕が認められる。

土師器　129～132はロクロ成形の杯で、底部切り離しは右回転糸切りである。128はＳＢ638床面で検出されたＳＫ642内より出土した、ロクロ成形の椀で、底部切り離しは回転糸切りである。

その他　139は一括して出土した土錘である。140は須恵器甕胴部破片を転用した硯である。142は陶硯の小破片である。

(3)　ＳＢ639　（第40・44図、図版22・25）

須恵器　122・143～146・148はロクロ成形の杯で、底部切り離しは122・144・145が右回転糸切り、143・146・148が回転ヘラ切りである。144内面には煤が付着している。

その他　152は須恵器甕胴部破片を転用した硯である。

(4)　ＳＢ640

須恵器　121はＳＢ640－10柱掘形より出土した宝珠状のつま

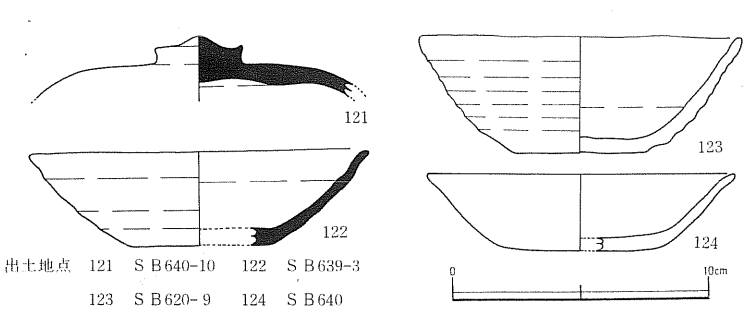

第40図　ＳＢ出土遺物①

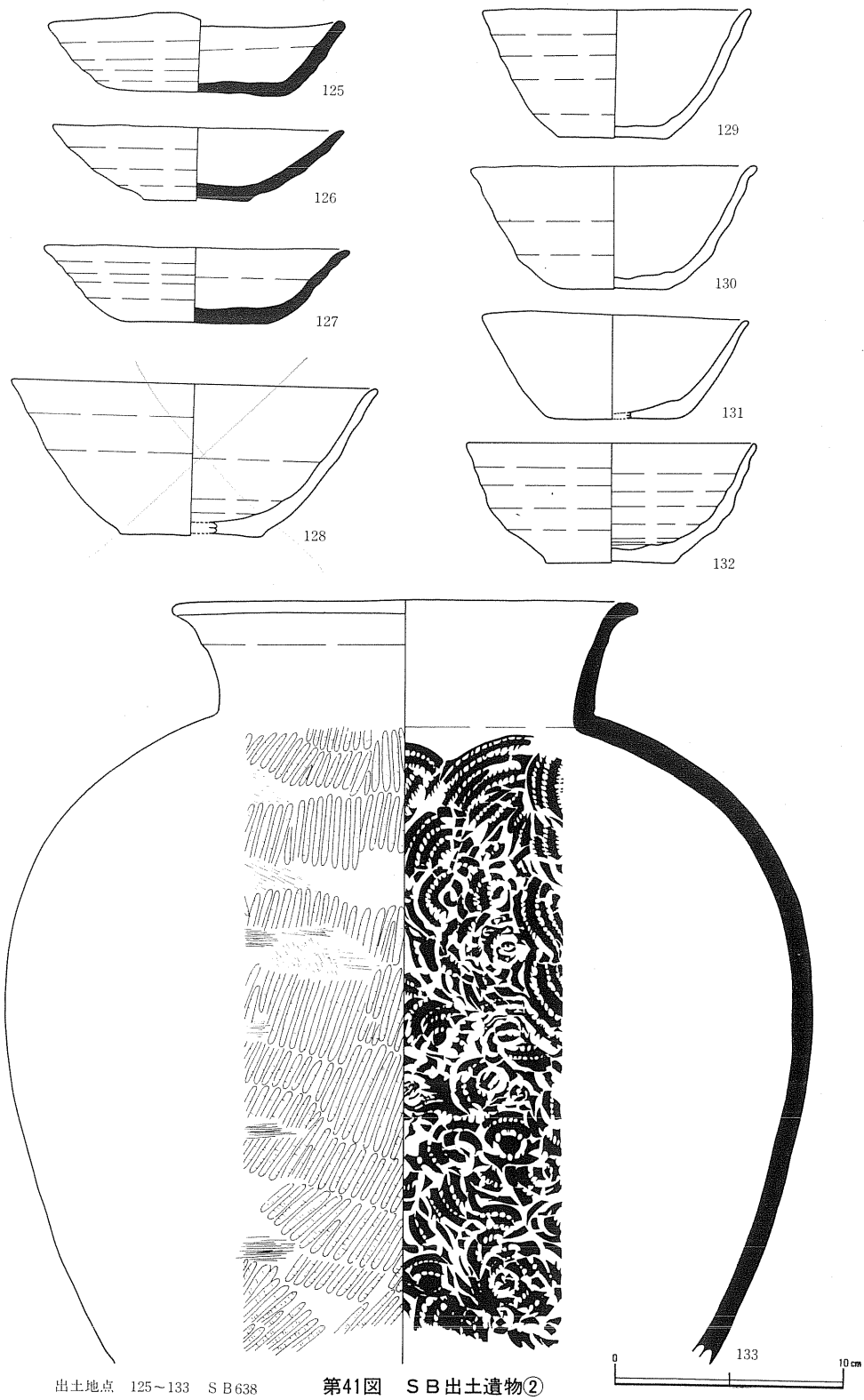

出土地点　125～133　ＳＢ638

第41図　ＳＢ出土遺物②

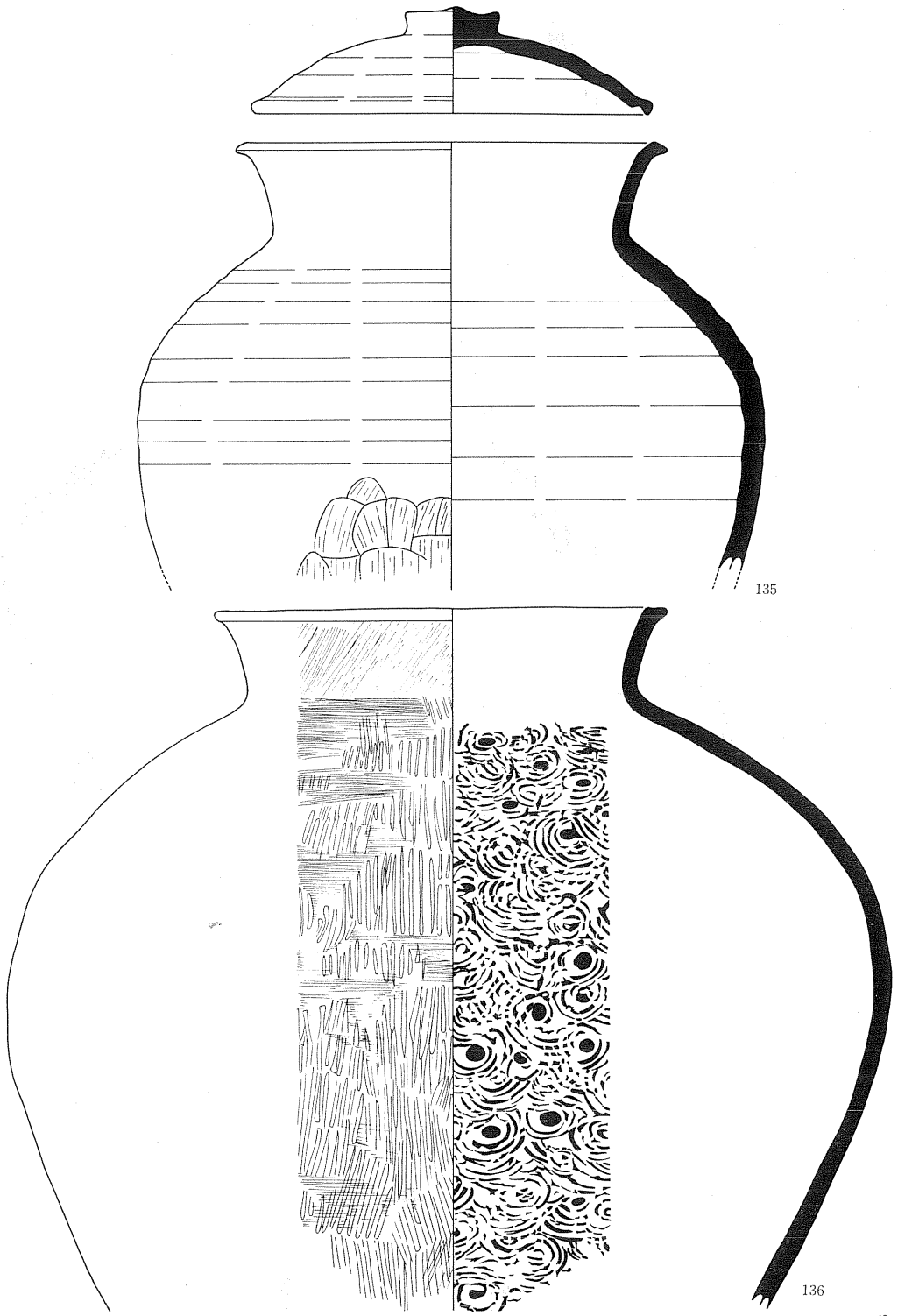

出土地点　134～136　ＳＢ638

第42図　ＳＢ出土遺物③

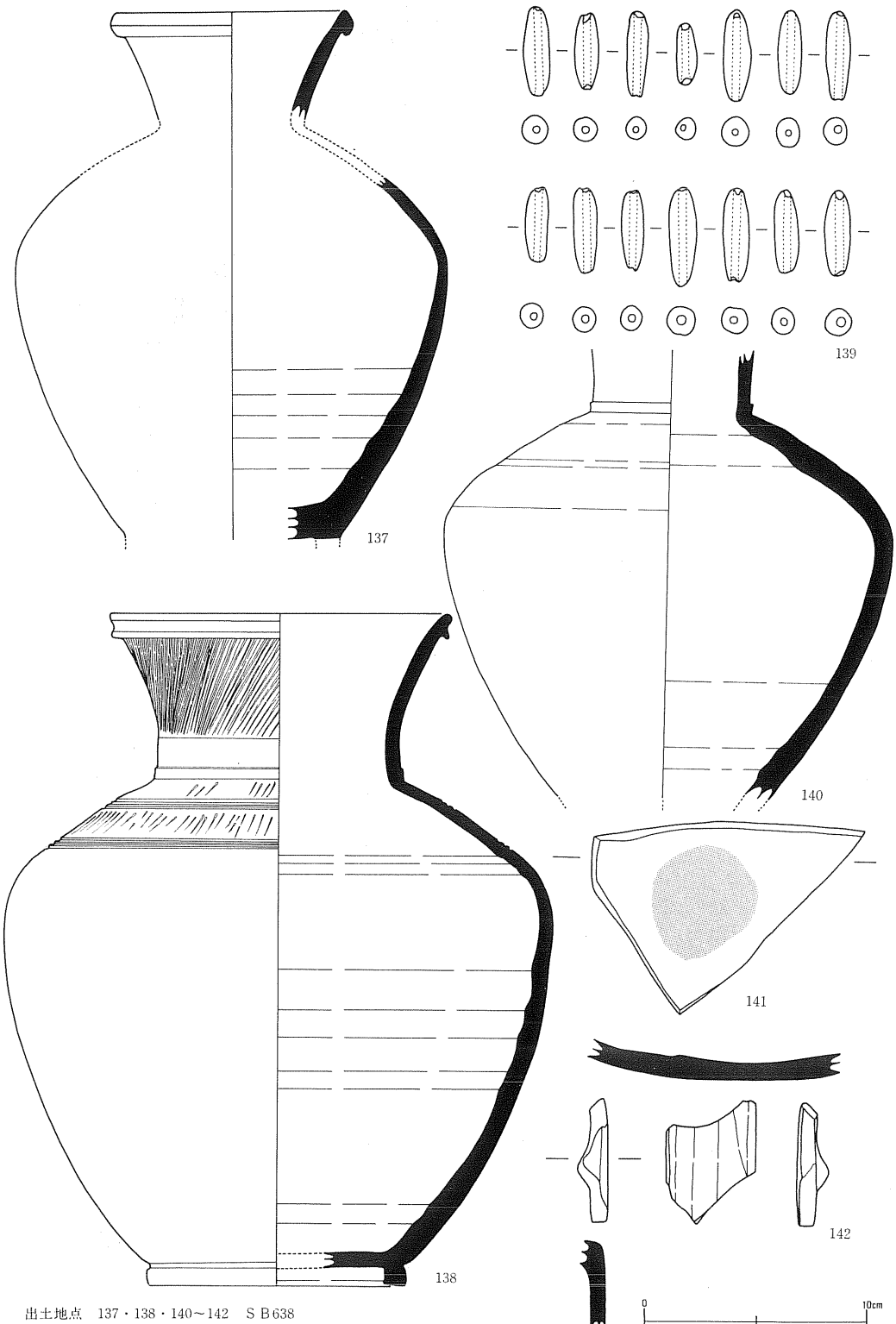

出土地点　137・138・140～142　ＳＢ638
　　139　ＳＢ638・ＳＢ639

第43図　ＳＢ出土遺物④

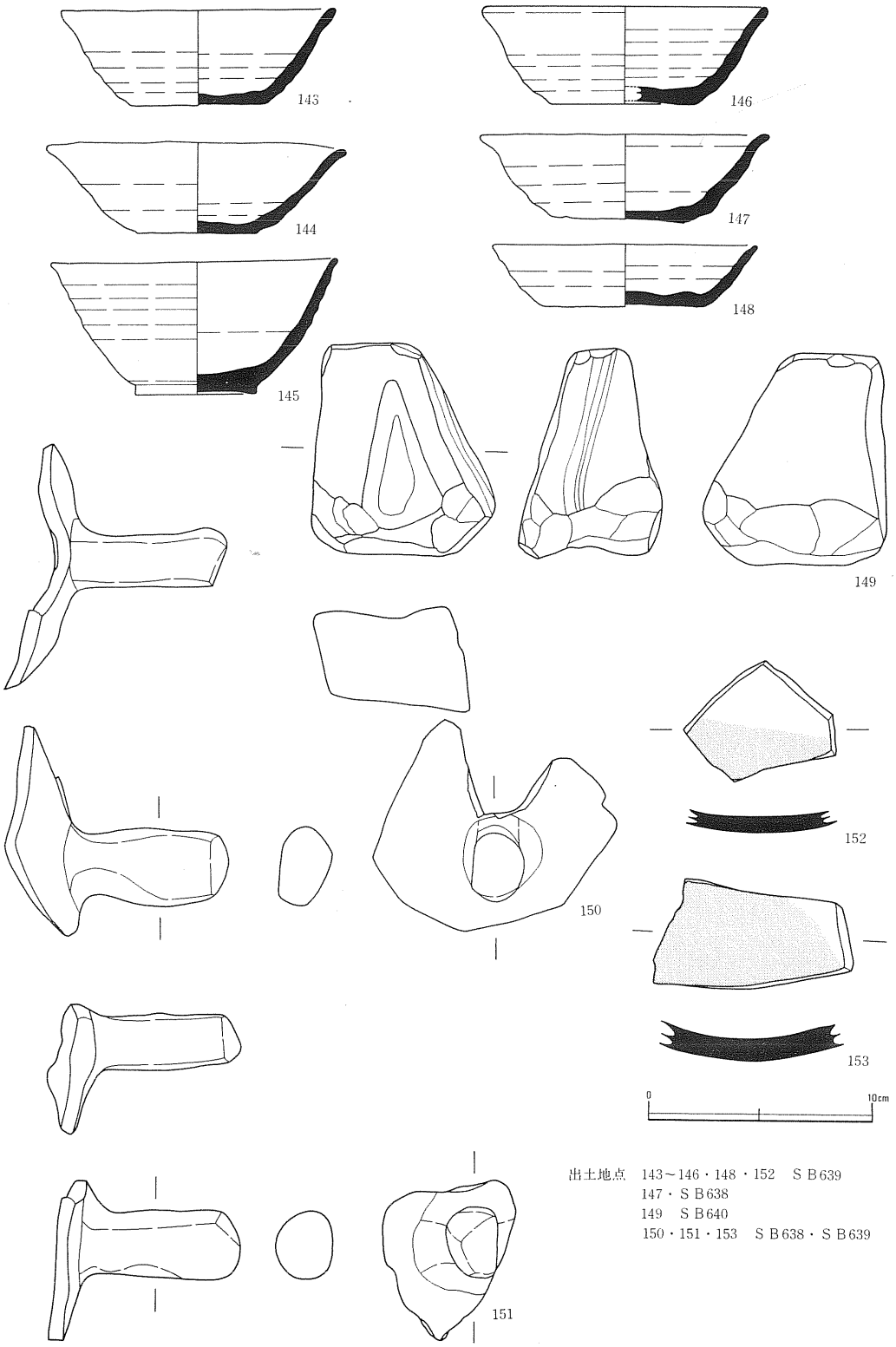

出土地点　143～146・148・152　ＳＢ639
147・ＳＢ638
149　ＳＢ640
150・151・153　ＳＢ638・ＳＢ639

第44図　ＳＢ出土遺物⑤

みをもつ蓋で、つまみ周辺に回転ヘラ削りを施している。内面には墨痕が認められる。

その他　149は石製品で用途は不明である。

(5)　ＳＢ638～640　（第40・44・45図、図版15・22・25）

須恵器　147はロクロ成形の杯で、底部切り離しは右回転糸切りである。

土師器　124はロクロ成形の杯で、底部切り離し等は磨滅のため不明である。150・151は脚付の鍋破片である。脚部はヘラ削りによって整形されている。

漆紙　ＳＢ639・640－4柱掘形内にある小ピットから四折の状態で出土したものである。現在分析を依頼中である。

その他　153は須恵器甕胴部破片を転用した硯である。

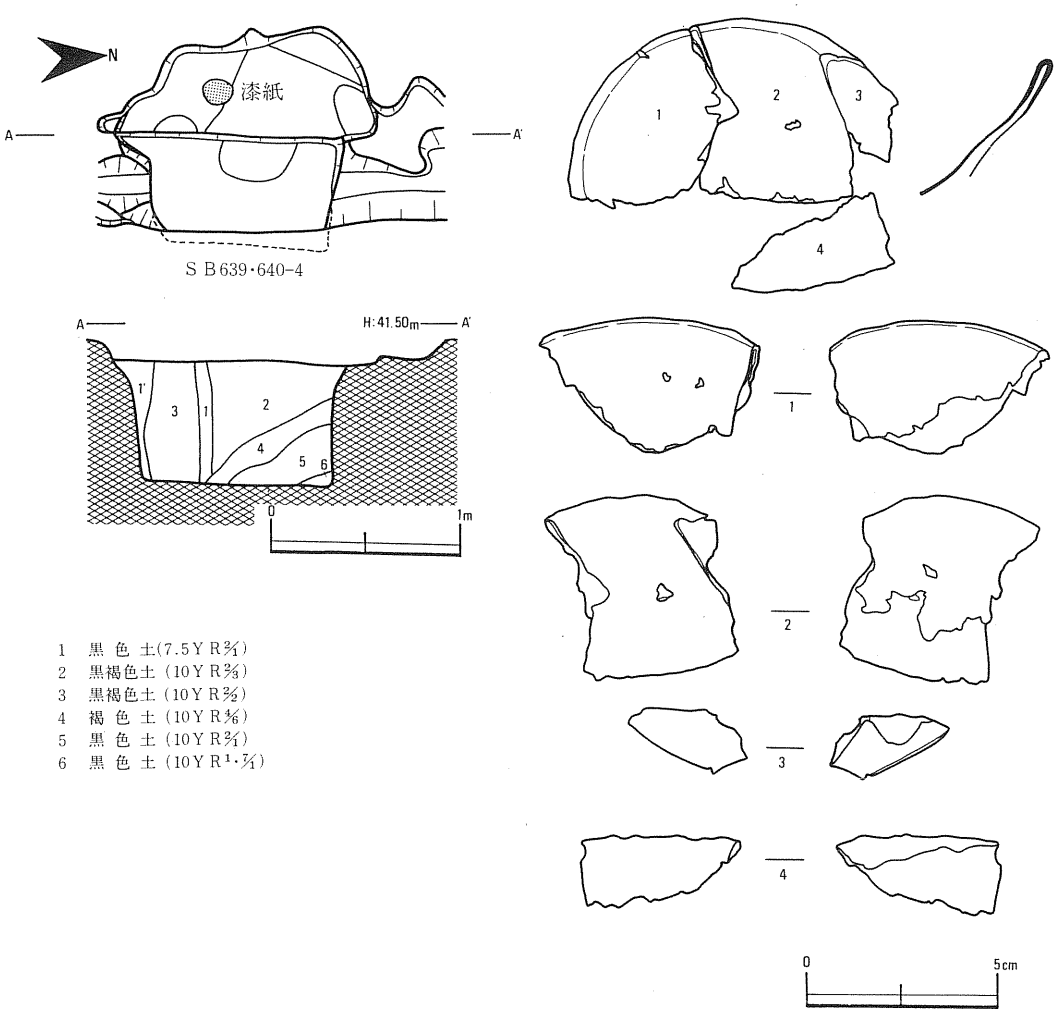

第45図　漆紙出土状態図・実測図

2　竪穴住居跡出土遺物　（第46・48・49図）

(1)　ＳＩ571　（第48・49図、図版26・27）

須恵器　154・155・161はロクロ成形の杯で、底部切り離しは回転ヘラ切りである。155は口縁部が直に立ちあがる高台付杯である。161は湾曲させることによって注口を設けている杯である。また内外面に火襷痕が明瞭に認められる。162は蓋で、つまみ周辺に回転ヘラ削りを施している。

土師器　156～159・165～170はロクロ成形の杯で、底部切り離しは右回転糸切りである。171・172は口唇部を引き出したロクロ成形の皿で、底部切り離しは回転糸切りである。174はロクロ成形の鉢で、底部切り離し等は磨滅のため不明である。163・164・173はロクロ成形の甕で、体部下半をヘラ削り、体部上半に刷毛目を施したものである。

その他　160は鉄鏃である。

ＳＩ571の出土遺物は覆土中にある炭化物層を境としてその上・下層に区分して取り上げを行った。上層出土遺物は165～174である。下層出土遺物は154・155・161・162・156～160・163・164である。下層出土遺物中の須恵器蓋破片がＳＢ638・639内出土の破片と接合できたため、両遺構の関連が考えられる。これに加えてＳＩ571住居外（ＫＦ98グリッド、第３層中）東側から出土した須恵器蓋破片が同じくＳＢ638・639内出土の破片と接合できた。

(2)　ＳＩ580　（第46図、図版27）

土師器　175はロクロ成形の杯で、底部切り離し等は磨滅のため不明である。

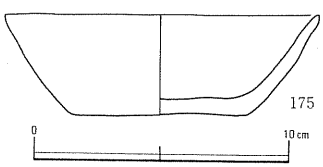

第46図　ＳＩ580出土遺物

3　溝跡出土遺物

（第47図）

176はＳＤ646内から出土した石皿の破片である。

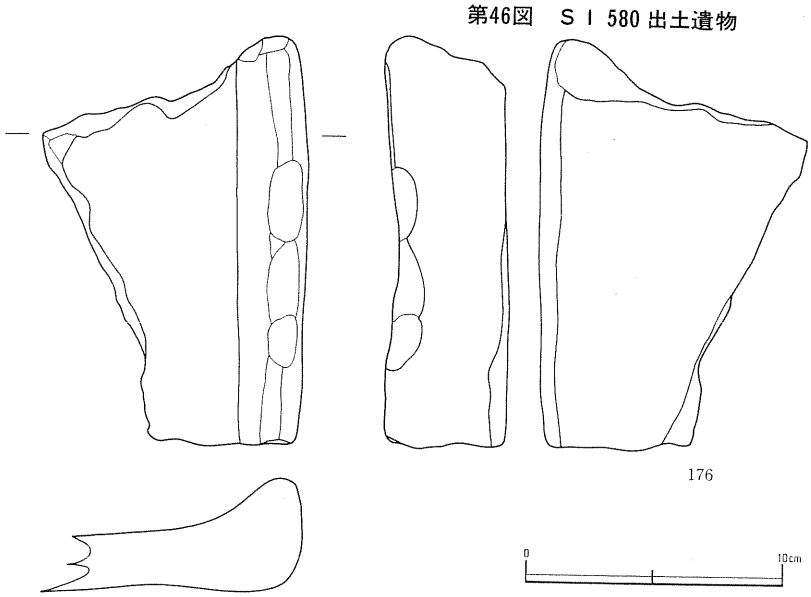

第47図　ＳＤ187出土遺物

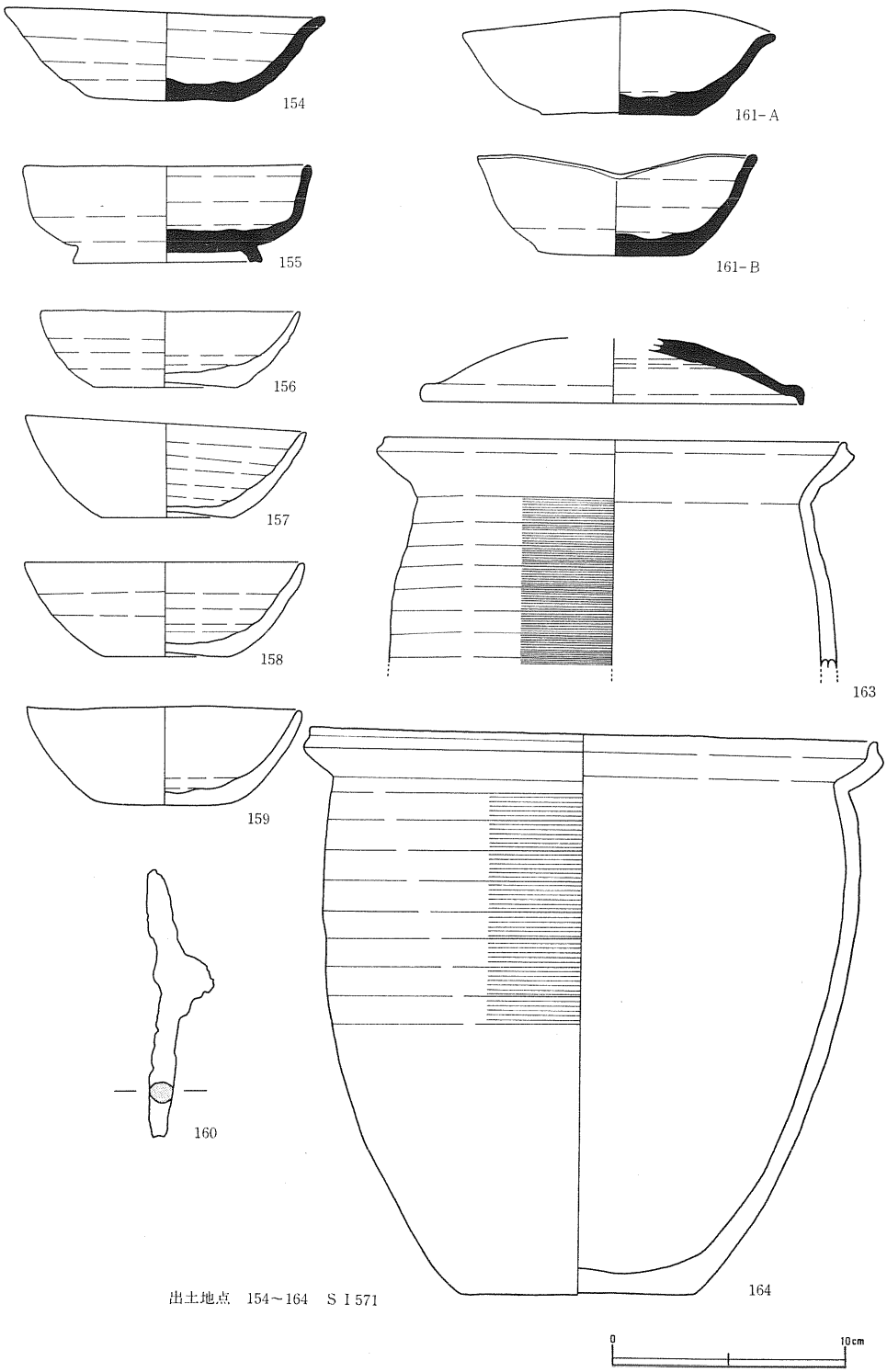

第48図　S I 571 出土遺物①

4　土壙出土遺物　（第50図、図版27）

須恵器　178はロクロ成形の杯で、底部を回転ヘラ切りで切り離し後、回転ヘラ削りを施している。

土師器　179はロクロ成形の杯で、底部切り離し等は磨滅のため不明である。186は口唇部を引き出したロクロ成形の皿で、底部切り離し等は磨滅のため不明である。

5　その他の遺構出土遺物　（第50図、図版27）

須恵器　177はＳＸ524より出土したロクロ成形の杯で、底部切り離しは回転ヘラ切りで

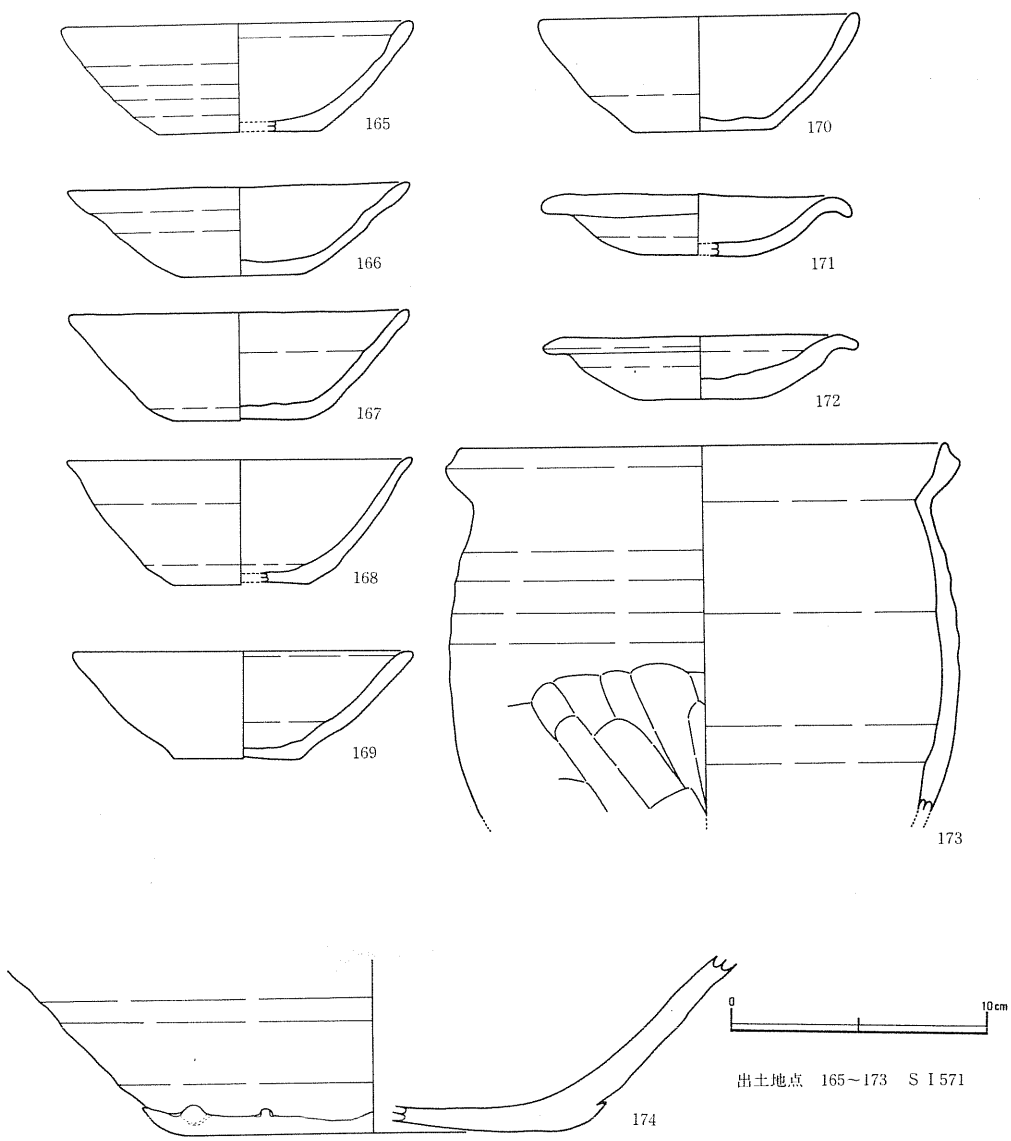

第49図　ＳＩ571出土遺物②

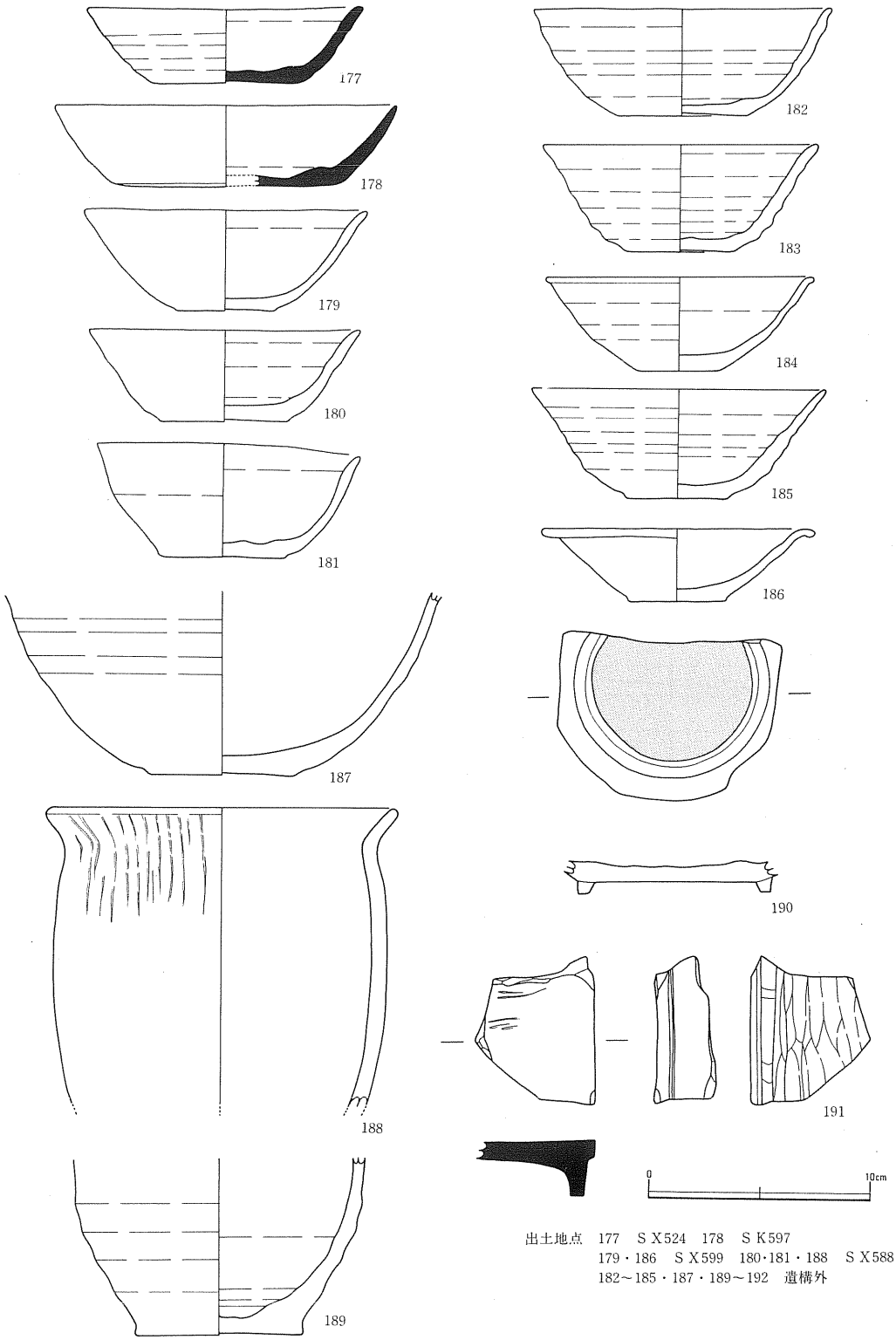

出土地点　177　ＳＸ524　178　ＳＫ597
179・186　ＳＸ599　180・181・188　ＳＸ588
182～185・187・189～192　遺構外

第50図　ＳＫ・ＳＸ・遺構外出土遺物

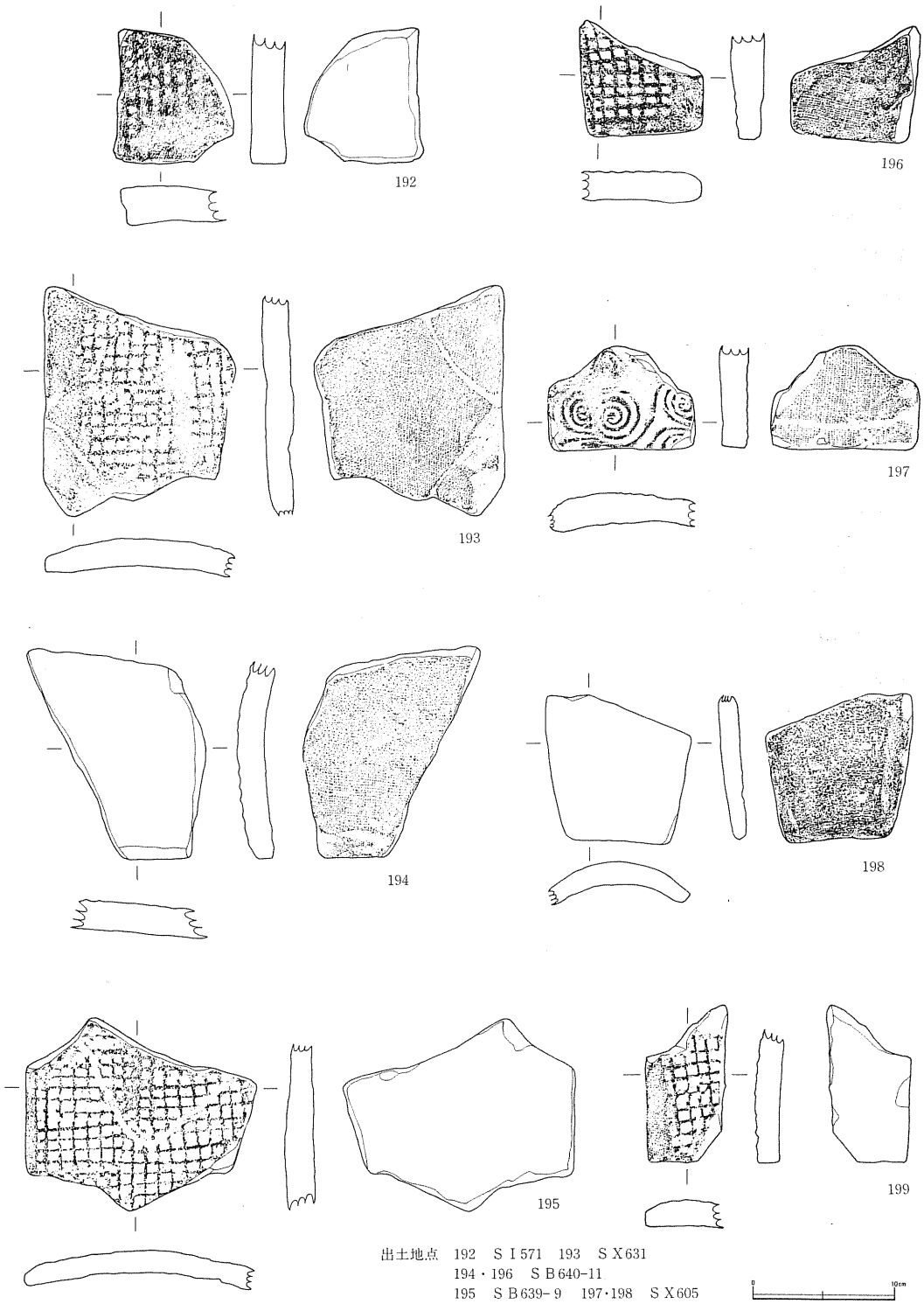

出土地点　192　ＳＩ571　193　ＳＸ631
194・196　ＳＢ640-11
195　ＳＢ639-9　197・198　ＳＸ605
199　ＳＢ640-10

第51図　出 土 瓦

ある。

土師器　180・181はＳＸ588より出土したロクロ成形の杯で、底部切り離しは右回転糸切りである。188はＳＸ588より出土した甕で、口縁部は縦方向の削りによって整形後、横ナデで仕上げている。

6　遺構外出土遺物（第50図、図版27）

土師器　182～185はロクロ成形の杯で、底部切り離しは右回転糸切りである。187はロクロ成形の内黒椀で、底部切り離しは右回転糸切りである。189はロクロ成形の甕で、底部切り離しは回転糸切りである。

その他　190は土師器底部破片を転用した硯で、外底面を使用している。191は陶硯の小破片である。

第４節　小　　結（第52図）

本調査では掘立柱建物８棟・門１棟・竪穴住居跡２軒・溝８条・土壙30基・その他21の計70遺構で、主要な遺構の重複関係は次のようになる。

北建物群　ＳＢ610 ⟶ ＳＢ611 ⟶ ＳＢ645

北西建物群　ＳＢ640Ａ・Ｂ ⟶ ＳＢ639 ⟶ ＳＢ638

建物と板塀　ＳＢ620 ⟶ ＳＤ646

板　　塀　ＳＤ143 ⟶ ＳＸ630 ⟶ ＳＸ524
　　↘ ＳＤ139・ＳＤ483

この他、重複しているが、新旧関係の不明なものには、ＳＢ640Ａ・Ｂ・ＳＢ639・ＳＢ638とＳＸ605、ＳＩ580とＳＢ641などがある。

政庁域の発掘調査は第12次・第12補足・第13次・第28次・第35次・第47次発掘調査にわたる延６年間の成果と関連するものが多い。本調査の事実確認から、すでに公表したものについて訂正を用するものもある。

1　溝跡（板塀）の変遷について

政庁域北側を区画する東西の溝（板塀）のうちＳＤ139の南端は、ＳＤ123によって切られているとしたが、次の新しい事実関係がある。ＳＤ138・139は第47次調査で検出したＳＤ483と連続すること、ＳＤ143→ＳＸ630→ＳＤ139・483の切り合い関係があること、ＳＤ483はＳＢ501（西脇殿第Ⅵ期）に対応する溝であること。したがって、ＳＤ138・139・483は一連の溝であり、最も新しい溝（板塀）である。

ＳＤ143とＳＤ646（187）との前後関係については西端のＳＸ524により不明だったが、東

端についてはＳＤ 142→ＳＤ 143→ＳＤ 123 の確認がある。したがって、東西に走る溝はＳＤ 142→ＳＤ 143→ＳＤ 187 ・ 646→ＳＤ 139 と判断する。本調査で、ＳＢ 620→ＳＤ 646 の切り合い関係があり、ＳＢ 620 － 3 柱痕内出土の灰釉陶器とＳＤ 646 掘形内埋土出土の灰釉陶器が接合できた。したがって、ＳＢ 620 とＳＤ 646 との間に若干の時間差を想定しても前後関係は動かない。

2　政庁北門について

政庁域を画する溝（板塀）のうち、南側には政庁南門と呼んでいる建物があり、政庁東西門がともなう時期もあるが北門については不明であった。本調査では、正殿北側の東西に走る最も北側のＳＤ 187 ・ 646 を調査したところ、既述したように溝が途切れた場所に１本柱の柱列を検出し政庁北門と呼ぶことにした。政庁北門は総間3.36ｍで、中央に扉止めの痕跡があり、内に開く両扉が付いたのであろう。政庁北門の確認後、ＳＤ 139 ・ＳＤ 143 の実測図を点検したところ、ＳＢ 645 と南北ラインのほぼ同位置に２間の柱穴を認めたので、各期板塀にともなう北門は一本柱２間の「政庁北門」であったと復原することができた。(註３)

3　西を向く建物

政庁建物群の方位は真北からわずかに東偏することがわかっている。本調査ではＳＢ 611 ＝Ｎ 6°11′Ｗ、ＳＢ 620 ＝Ｎ 1°32′～58′Ｗ、ＳＢ 641 ＝Ｎ 1°27′Ｗとなる。ＳＢ 620 とＳＢ 641 の振れは小さいが、ＳＢ 611 の振れは大きくおおよそ外郭北門の方向をさしている。ＳＢ 620 とＳＢ 611 は、ＳＤ 187 ・ 646 溝（板塀）以前の建物群であり、当遺跡の中では早い段階の造営なのであろう。

4　遺物の接合資料　（第52図）

１で既述したように、ＳＢ 620 － 3 柱痕内とＳＤ 646 掘形内埋土出土の灰釉陶器が接合できた。遺構の切り合い関係が明確だけに貴重な資料となった。灰釉陶器は口縁部破片であるが、椀形をなすであろう。復原した口縁部直径は約18cmである。口縁部がゆるやかに立ち上がり、口縁端がやや外反して外へまるく曲がり、まるくナデ調整されているようにみえる。施釉法は内面

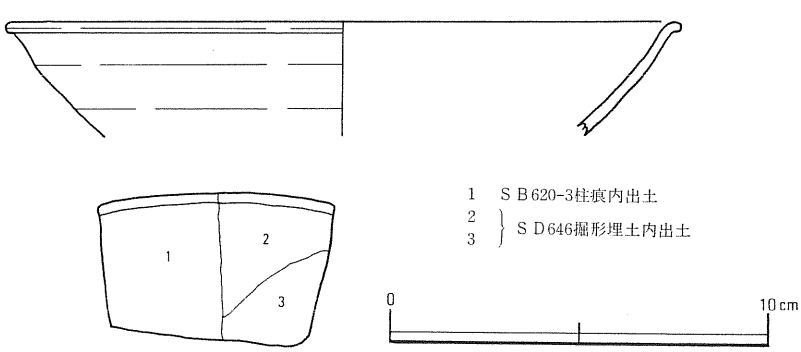

第52図　灰釉陶器実測図・接合状態図

は均一でていねいな刷毛がけであり、外面も刷毛がけであろう。器厚は3㎜で均一である。この灰釉陶器は美濃窯産であり、光ケ丘1号窯式期の所産である。(註4) 光ケ丘1号窯式は猿投窯の黒笹90号窯式に併行する時期に相当するようである。黒笹90号窯式の年代観については研究者間の一致をみていないが、楢崎彰一・斎藤孝正両氏の編年によれば、西暦900～(950)・970年代にあてている。(註5) 平城京内におけるＳＤ650Ｂ出土の灰釉陶器は黒笹90号窯式であり、9世紀後半代から10世紀に入るくらいの時期という考え方も示されている。(註6)

ＳＩ571カマド焼土下・床直上出土土器とＳＢ638・639覆土中出土の須恵器蓋形土器が接合できた。ＳＩ571下層土器とＳＢ638・639出土土器の年代差が大きく、土器接合による遺構年代の一致はないと考えたい。

5　火山灰を含む遺構

本調査では、ＳＸ599・ＳＸ605・ＳＸ609から火山灰を検出している。

ＳＸ599はＳＤ483に切られている。したがって、ＳＸ599降下火山灰は最後の溝（板塀）以前の降下だとすることができよう。ＳＸ605はＳＩ580より古く、またＳＢ640Ａ・Ｂにともなう廂柱穴がＳＸ605におおわれていたことから、ＳＸ609はＳＢ639とＳＢ640Ｂの間に入ることになる。ＳＸ609はＳＤ143に切られているように見えた。ＳＸ609の全体プランはＳＤ143の北側で完結していることが、気になる。ＳＸ609火山灰は、ＳＤ142・143以前か、板塀が存在していた頃の降下なのであろうか。払田柵跡の火山灰降下は、ＳＸ609の時期とＳＢ370廃棄後・ＳＢ530造営の時期と2回あったとせざるを得ないように考えられる。しかしながら、政庁を除いて遺跡内で火山灰を検出できたのは、第49次発掘調査だけにすぎない。当調査の土層観察では、火山灰層は一枚しか観察できていない。もし、火山灰の降下を1回だとすれば、溝跡（板塀）の変遷が、ＳＤ142→ＳＤ187・646→ＳＤ143とせざるを得ない。この場合、溝跡の切り合い関係や、ＳＤ142とＳＤ143の同位置造営の偶然性が大きすぎるなどの矛盾をかかえることになる。

註1　同一建物の壁溝を柱掘形が切っている場合の建築技法手順というのは、従来考えてきた建築技法・建築手順では充分納得のいく解答を生み出せないでいる。考古学・建築学両面から専門家諸氏の御検討および御教示をいただければ幸いである。

註2　柱痕と壁溝をもつ掘立柱建物の類例資料は、筑後国府跡（ＳＢ1024）にある。宮城県多賀城跡調査研究所　古川雅清氏から御教示いただいた。

註3　政庁建物群の検討にあたっては、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部遺構調査室長宮本長二郎氏から現場と実測図の直接点検をお願いし、御教示をいただいている。

註４　名古屋大学文学部助手　斎藤孝正氏から御教示いただいた。

註５　斎藤孝正　1981・９　「尾北窯における灰釉陶器の変遷」　『桃花台ニュータウン遺跡調査報告III』　小牧市教育委員会

　楢崎彰一　1983・３　「猿投窯の編年について」　『愛知県古窯跡群分布調査報告III』　愛知県教育委員会

註６　高島忠平　1971　「平城京東三坊大路東側溝出土の施釉陶器」　『考古学雑誌』　第57巻第１号　日本考古学会

　奈良国立文化財研究所　1974　「平城京左京一条三坊の調査」　『平城宮発掘調査報告VI』　奈良国立文化財研究所学報第23冊

　巽淳一郎　1983　「平城京における平安時代の焼物」　『研究紀要２』　愛知県陶磁資料館

第５章　第54次発掘調査

第１節　調査経過　（第53図）

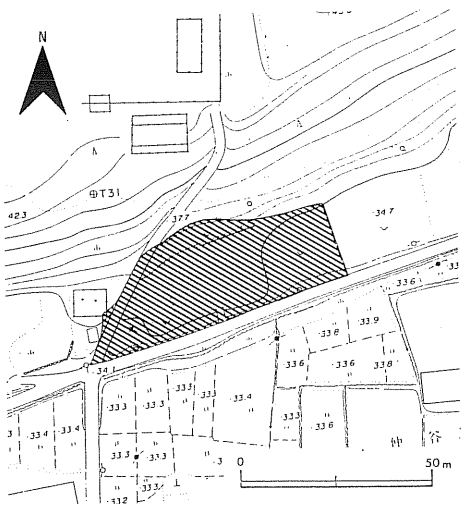

第53図　第54次発掘調査地形図

第54次発掘調査は内郭南門の一部未調査部分の補足調査および南門と築地土塀との接合部分の構造解明、南門付近での築地土塀の構築方法の解明と既調査区の構築方法との対比、内郭線と長森丘陵間の平坦地における主要建物および諸施設の存在有無の確認、内郭線の位置確定を主目的として実施した。調査は仙北町払田字長森11－２・３・６、26－２・３番地内の約1,500m²を対象として、内郭南門を含む西部地域をＡ地区、旧長渕忠治氏宅地を含む東部地域をＢ地区とし、８月23日よりＡ地区の調査を開始した。表土剝ぎと同時に内郭南門（ＳＢ230）の未調査部分である南東隅柱（ＳＢ230－９）の調査にも着手した。９月１日よりプラン確認を行い、８日までに９遺構を検出した。２日にはＳＢ230－９の柱痕跡を確認し、精査の結果新旧２時期の重複が判明した。またＳＢ230－９掘形の壁の観察によって調査区全体に盛土地業が施されている可能性がでてきたために94ラインに土層観察用のトレンチを設定した。６日までに94ライントレンチの掘り下げを終了し、その土層観察によって厚さ３～５cm単位の版築が幅約７ｍにわたって確認された。南側には崩壊土と思われるブロック状塊の不規則な堆積が確認された。第３・９・13次発掘調査の結果とあわせ考えれば、築地の基礎地業と本体の崩壊土と思われる。また調査区全体で築地基礎地業、南門構築以前の黒色土を固く叩きしめた整地地業が認められた。７日からＡ地区最終平面実測を開始し、10日にはＡ地区調査終了全景写真撮影を行い、Ａ地区の調査を終了した。同日よりＢ地区の表土剝ぎを開始し、ＩＦ85内より丸瓦が出土した。13日Ａ地区において検出した築地基礎地業のＢ地区における位置確認のため85・89ラインに土層観察用トレンチを設定した。14日には89ライントレンチ内ＩＥ89内から須恵器の壺が出土した。16日までに85・89ライントレンチの掘り下げを終了したが、85ライントレンチでは近代の攪乱および削平が激しく土層観察による基礎地業の確認はできなかった。89ライントレンチにおいては土層観察の結果大きく４種類の仕事を確認できた。①丘陵を一部削平し平坦地として整地した仕事　②丘陵裾を深く掘り下げた仕事　③砂と粘土を互層に版築した仕事　④Ａ地区で検出した

築地基礎地業の延長と思われる版築の仕事で南側に崩壊土をともなう。以上４種類の仕事の時期差は残念ながら不明である。③の仕事の底面からは加工痕跡の明瞭な板材が出土した。19日よりプラン確認を行い14遺構を検出した。26日よりＢ地区最終平面実測を行い、28日Ｂ地区調査終了全景写真撮影を行った。30日に補足調査を行いＢ地区調査を終了、第54次発掘調査を完了した。

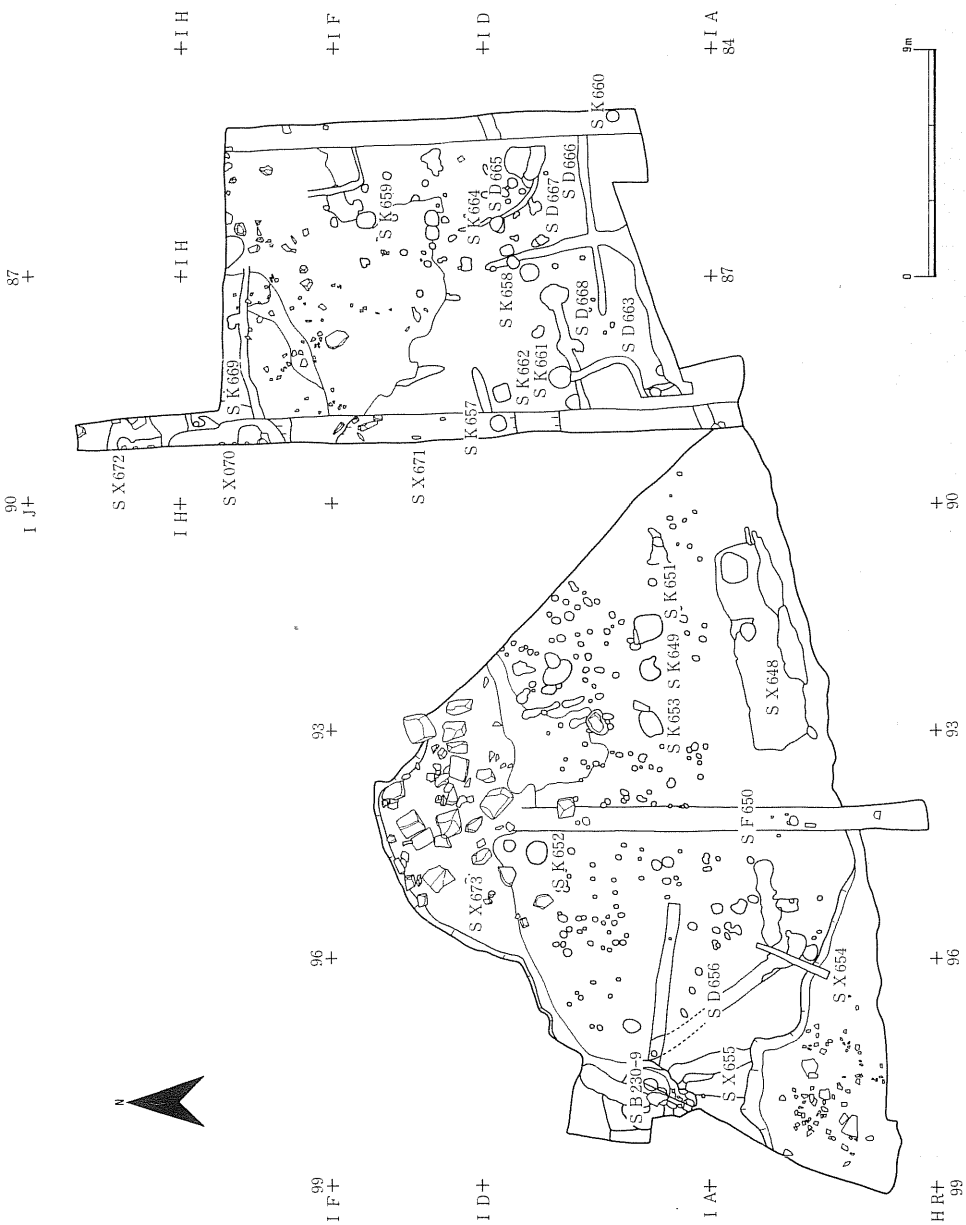

第54図　第54次発掘調査遺構配置図

第２節　発見遺構　（第54～60図、図版29～33）

本調査においてはＡ地区10遺構、Ｂ地区16遺構の計26遺構を検出した。内訳は築地基礎地業１・溝６条・土壙12基・その他７である。調査区は調査の数ヶ月前まで宅地であったため、かなりの削平および攪乱を受けており、26遺構中11遺構は明らかに近代のもので、古代の遺構と特定できるものはわずか８遺構にすぎない。以下遺構の説明を行うが、近代の遺構については数値の記録提示程度にとどめた。またＳＢ 230（内郭南門）について若干の補足説明を行う。

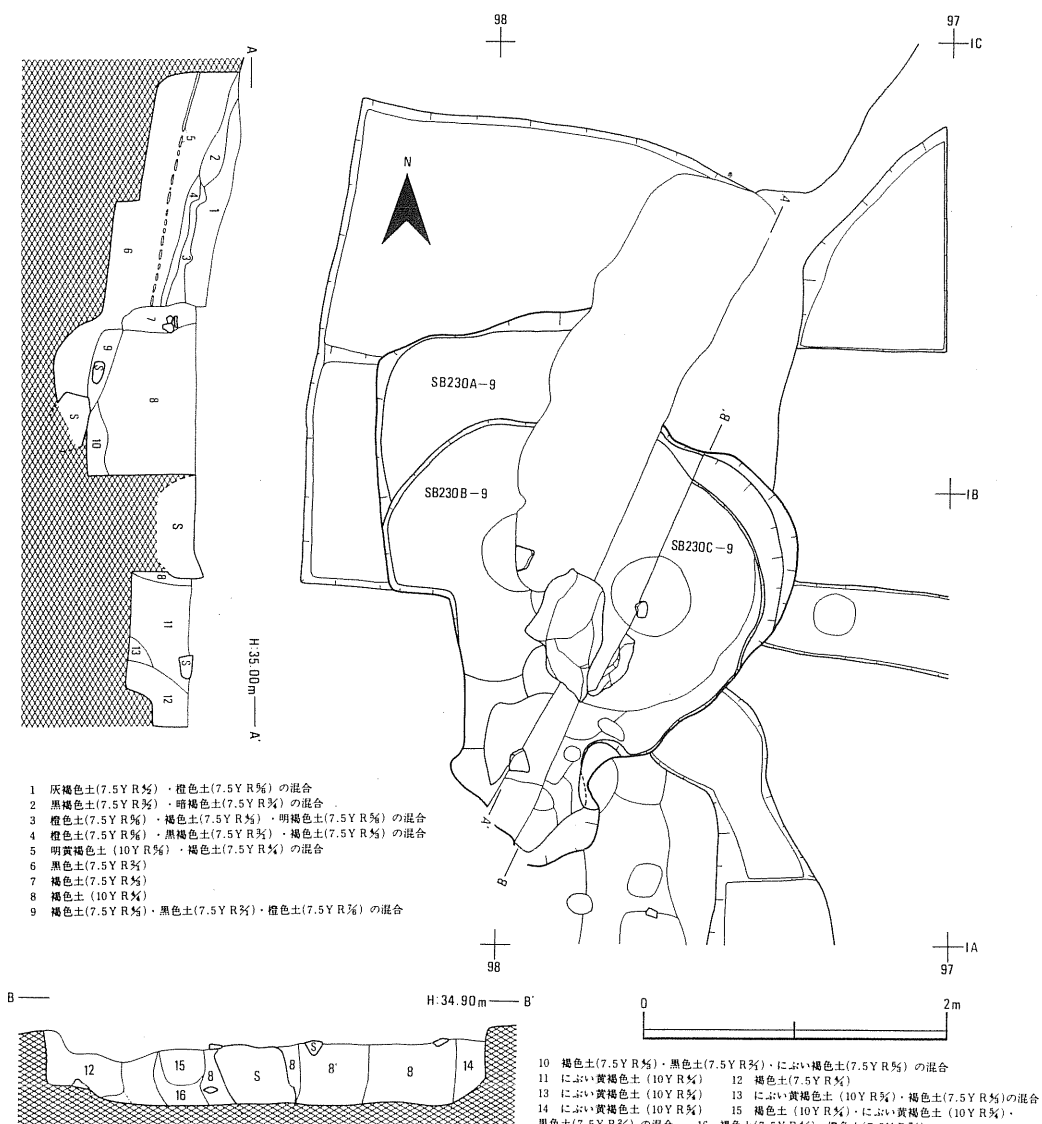

第55図　ＳＢ 230 実測図

1　ＳＢ 230（内郭南門）　（第55図、図版31）

現況が道路のため第13次発掘調査で全面調査を実施できなかったが、未調査部分である内郭南門南東隅柱（ＳＢ 230 － 9）が本調査区域内のため補足調査を実施したものである。

調査の結果、ＳＢ 230 Ｂ － 9の東に新たにＳＢ 230 Ｃ － 9を検出した。(註１) 柱掘形は 1.5 ｍの不整楕円形を呈し、直径51～53cmの柱痕跡が認められる。埋土は柱掘形が褐色土で、柱痕跡はにぶい黄褐色土である。ＳＢ 230 Ｂ － 9柱掘形をＳＢ 230 Ｃ － 9柱掘形が切っている。

2　Ａ地区　（第54～58図、図版29～31）

本調査区域では築地基礎地業１・溝状遺構１条・土壙４基・その他４の計10遺構を検出した。

(1)　築地基礎地業　（第57図、図版31）

ＳＦ 650　94ラインに設定した土層観察用トレンチ東壁断面で確認した築地構築のための基礎地業である。調査区南側でＡ・Ｂ両地区にわたって東西約37ｍを確認したが、宅地造成の際に削平を受けており、築地本体は現存していない。基礎地業は、地ならしされた黒色土上に幅 7.7 ｍにわたって積土が版築されており、厚い部分は約60cmで、多いところで11層の互層が認められる。版築の積土は２～10cmの厚さで平均５cm位である。基礎地業の西端部分は、ＳＤ 656 に切られている。

(2)　溝状遺構　（第56図、図版30）

ＳＤ 656　ＳＢ 230 Ｃ － 9 柱掘形の東から南東に走る溝状遺構で、幅60～80cm、深さ47cmである。ＳＦ 650 のほぼ西端に位置し、ＳＦ 650 を切っている。ＳＦ 650 との位置および新旧関係から、築地本体構築時における何らかの仕事の痕跡ではないかと推測したい。

(3)　土壙　（第58図）

ＳＫ 649　ＩＡ92内に位置し、不整形を呈する遺構で、長軸 1.1 ｍ、短軸74cm、深さ14cmである。ＳＦ 650 を切っている。

ＳＫ 651　ＳＫ 649 の東に位置し、不整形を呈する遺構で、

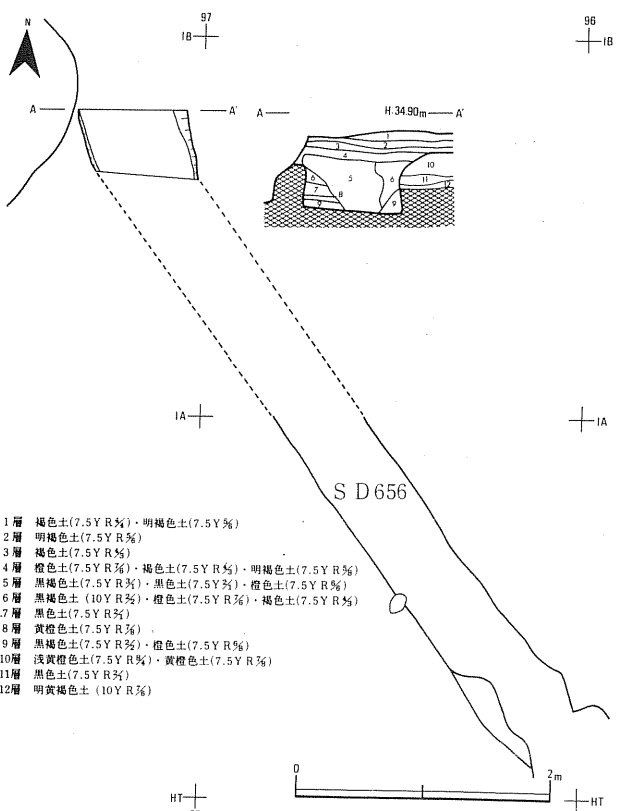

第56図　ＳＤ 656 実測図

第57図　94ライン東壁土層図

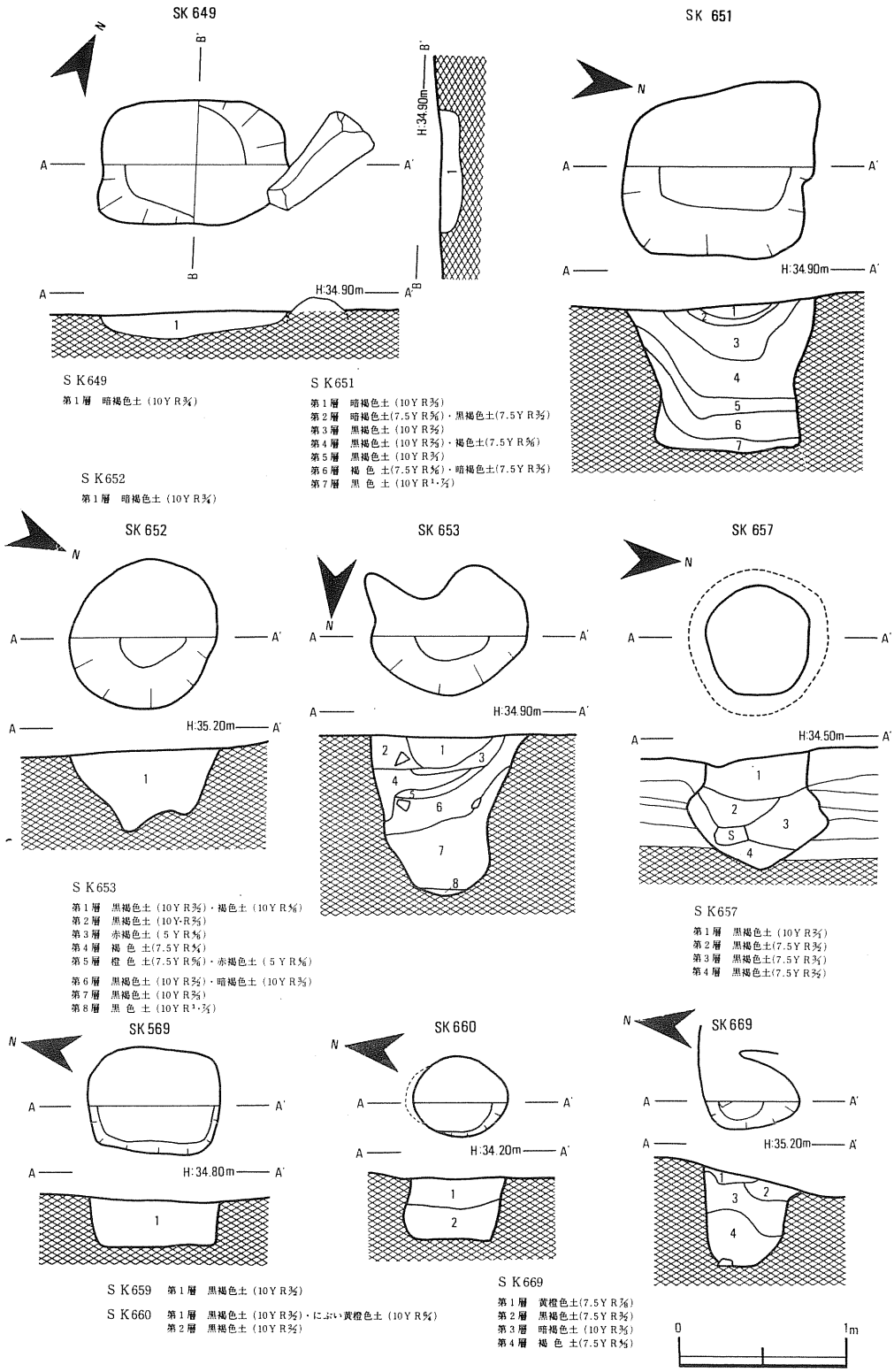

S K649
第１層　暗褐色土（10Y R3/4）

S K651
第１層　暗褐色土（10Y R3/3）
第２層　暗褐色土(7.5Y R5/6)・黒褐色土(7.5Y R3/2)
第３層　黒褐色土（10Y R3/2）
第４層　黒褐色土（10Y R3/2）・褐色土(7.5Y R5/6)
第５層　黒褐色土（10Y R3/2）
第６層　褐　色　土(7.5Y R5/6)・暗褐色土(7.5Y R3/3)
第７層　黒　色　土（10Y R1・7/1）

S K652
第１層　暗褐色土（10Y R3/4）

S K653
第１層　黒褐色土（10Y R3/2）・褐色土（10Y R5/6）
第２層　黒褐色土（10Y·R3/3）
第３層　赤褐色土（５Y R5/6）
第４層　褐　色　土(7.5Y R5/4)
第５層　橙　色　土(7.5Y R6/6)・赤褐色土（５Y R5/6）
第６層　黒褐色土（10Y R3/2）・暗褐色土（10Y R3/3）
第７層　黒褐色土（10Y R3/3）
第８層　黒　色　土（10Y R1・7/1）

S K657
第１層　黒褐色土（10Y R3/2）
第２層　黒褐色土(7.5Y R3/2)
第３層　黒褐色土(7.5Y R3/1)
第４層　黒褐色土(7.5Y R3/2)

S K659　第１層　黒褐色土（10Y R3/2）

S K660　第１層　黒褐色土（10Y R3/2）・にぶい黄橙色土（10Y R6/4）
第２層　黒褐色土（10Y R3/2）

S K669
第１層　黄橙色土(7.5Y R7/6)
第２層　黒褐色土(7.5Y R3/2)
第３層　暗褐色土（10Y R3/3）
第４層　褐　色　土(7.5Y R3/3)

第58図　土壙実測図

長軸105cm、短軸98cm、深さ88cmである。ＳＦ650を切っている。

ＳＫ652　ＩＣ94内に位置し、円形を呈する遺構で、直径88～95cm、深さ49cmである。

ＳＫ653　ＳＫ649の西に位置する不整楕円形を程する遺構で、長軸98cm、短軸80cm、深さ93cmである。ＳＦ650を切っている。

(4)　その他の遺構　（第59・60図、図版33）

ＳＸ648　Ａ地区南東部に位置し、不整形を呈する遺構で、長軸6.75m、短軸2.72m、深さ78cmである。

ＳＸ654　Ａ地区南西部に位置する東西12m、南北７mの不整形を呈する遺構で、５～80cm大の角礫を覆土中に含んでいる。地元の人の話によればこの場所には40年程前まで溜池があったそうで、埋め立ての際に角礫を土砂と共に使用したものと思われる。

ＳＸ655　ＳＢ230－９柱掘形から南に延びている不整形を呈する遺構で、東西1.3m、南北３mの範囲で確認された。埋土は非常にしまりのある混合土で、何らかの遺構の基礎地業とも思われるが、確証は得られなかった。ＳＸ654に切られている。

ＳＸ673　Ａ地区北部に位置する角礫群で、地山中の頁岩が露出しているものである。第13次発掘調査で検出したＳＸ253と連続するものである。

3　Ｂ地区

本調査区域では、溝５条、土壙８基、その他３の計16遺構を検出した。

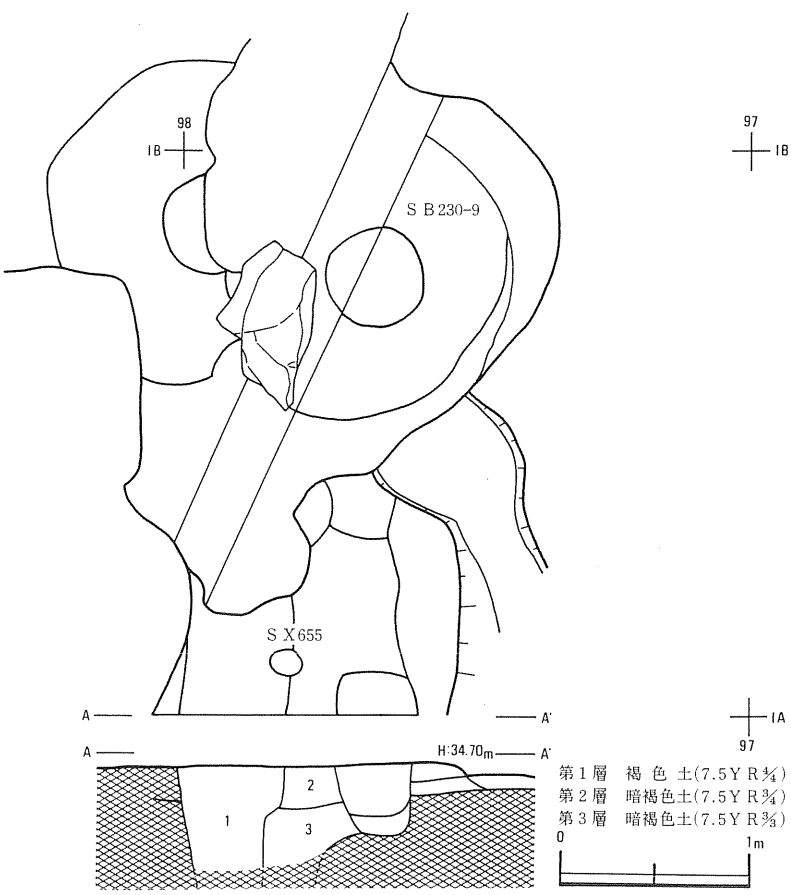

第59図　ＳＸ655実測図

(1) 溝跡

ＳＤ 663　ＳＫ 661 の南に位置する溝で、ＳＫ 661 から南走し、ＩＢライン付近で西に直角に曲るものである。溝幅は約30cm、深さ12cm、覆土は褐色土である。ＳＫ 661 に切られており、ＳＤ 668 を切っている。

ＳＤ 665　ＳＫ 664 の東を北西から南東にゆるい弧を描いて走る溝である。溝幅は10～25cm、深さ５cm、覆土は暗褐色土である。ＳＫ 664 に切られている。

ＳＤ 666　ＳＤ 667 と直交する溝で、溝幅は20～37cm、深さ５cm、覆土は褐色土である。ＳＤ 667 との新旧関係は不明である。

ＳＤ 667　ＳＤ 666 と直交する溝で、溝幅は0.25～ 1.3 m、深さ８cm、覆土は暗褐色土である。ＳＤ 666 との新旧関係は不明である。

ＳＤ 668　ＳＫ 661 の南を東西に走る溝で、溝幅は20～40cm、深さ６cm、覆土は褐色土である。ＳＤ 663 、ＳＫ 662 に切られている。

(2) 土壙　（第58図）

ＳＫ 657　ＩＣ88内に位置し、不整円形を呈する遺構で、上面直径66cm、下面直径85cm、深さ67cmのフラスコ状ピットである。ＳＦ 650 を切っている。

ＳＫ 658　ＩＣ86、87内に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸80cm、短軸69cm、深さ18cmである。

ＳＫ 659　ＩＥ86内に位置し、隅丸方形を呈する遺構で、長軸77cm、短軸62cm、深さ28cmである。

ＳＫ 660　ＩＢ84内に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸55cm、短軸47cm、深さ38cmである。覆土中より遺材が出土している。

ＳＫ 661　ＳＫ 657 の南東に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸93cm、短軸85cm、深さ26cmである。ＳＤ 663 を切っている。

ＳＫ 662　ＳＫ 611 の西に位置し、不整形を呈する遺構で、長軸90cm、短軸85cm、深さ21cmである。ＳＤ 668 を切っている。

ＳＫ 664　ＳＫ 658 の北東に位置し、不整円形を呈する遺構で、長軸60cm、短軸53cm、深さ57cmである。ＳＤ 665 を切っている。

ＳＫ 669　ＩＧ88内に位置し、不整形を呈する遺構で、長軸54cm、短軸44cm、深さ56cmである。ＳＸ 670 ～ 672 を切っている。

(3) その他の遺構　（第60図、図版33）

ＳＸ 670　Ｂ地区北西部に位置する南北4.72ｍ、東西1.65ｍ、深さ 1.2 ｍの不整形を呈する遺構である。全体は西側未調査部分にまでひろがる落ち込みと推測され、築地基礎地業、築

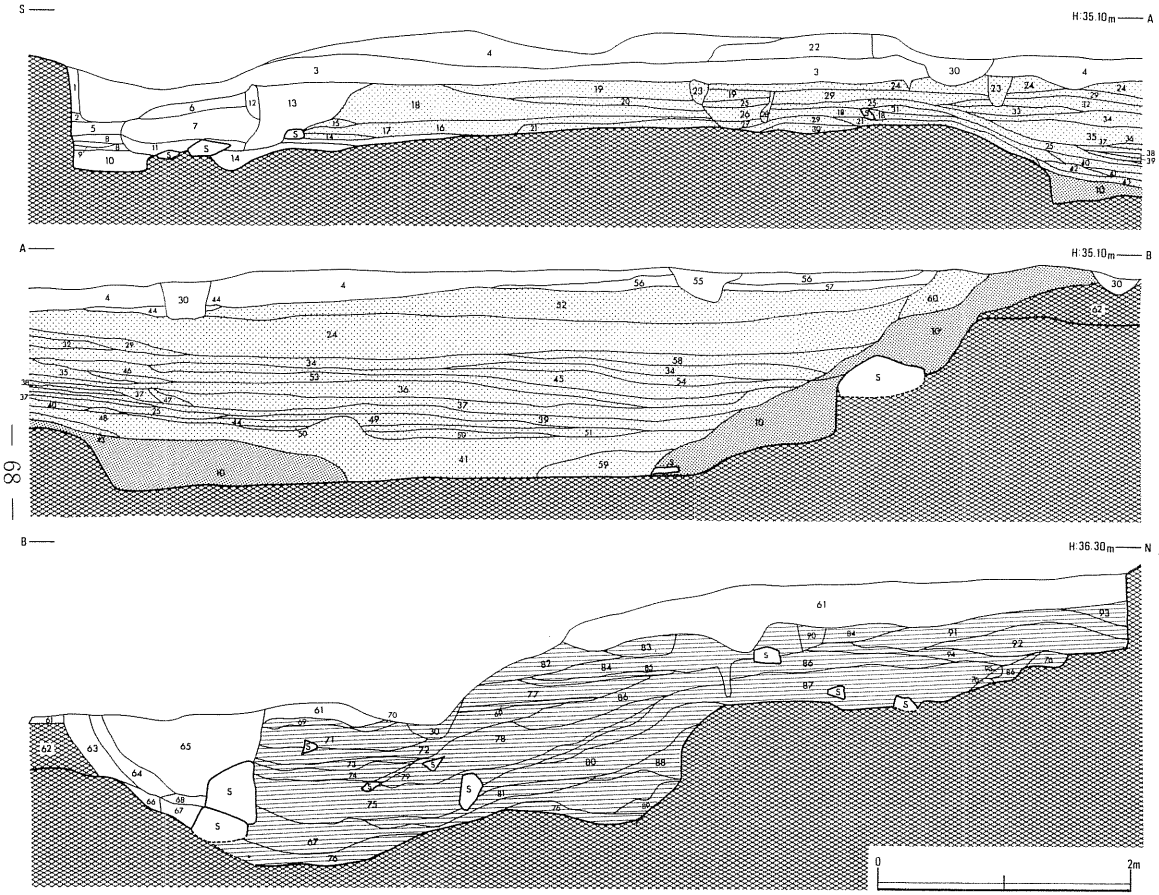

第1層　褐色土（10YR5/4）・にぶい褐色土(7.5YR5/4)
第2層　明黄褐色土（10YR7/6）
第3層　にぶい褐色土(7.5YR5/4)・にぶい橙色土(7.5YR7/3)
第4層　暗褐色土（10YR3/3）
第5層　明黄褐色土(7.5YR6/8)
第6層　にぶい褐色土(7.5YR5/4)
第7層　褐色土(7.5YR4/4)・橙色土(7.5YR6/8)
第8層　にぶい褐色土(7.5YR5/4)
第9層　黒褐色土(7.5YR3/1)
第10層　黒褐色土(7.5YR3/1)
第11層　にぶい褐色土(7.5YR5/4)
第12層　褐色土(7.5YR4/6)
第13層　褐色土(7.5YR4/4)
第14層　にぶい褐色土(7.5YR5/4)
第15層　にぶい褐色土(7.5YR5/4)・橙色土(7.5YR6/8)
第16層　褐色土(7.5YR4/4)
第17層　にぶい黄橙色土（10YR7/4）
第18層　橙色土(7.5YR6/8)・灰白色土(7.5YR8/2)
第19層　褐色土(7.5YR4/4)・暗褐色土(7.5YR3/3)
第20層　暗褐色土(7.5YR3/3)
第21層　黒褐色土(7.5YR3/2)
第22層　黒褐色土(7.5YR3/2)・橙色土(7.5YR7/6)
第23層　黒褐色土(7.5YR3/2)・褐色土(7.5YR5/6)
第24層　褐色土(7.5YR4/6)
第25層　褐色土(7.5YR5/4)・黒色土(7.5YR2/1)
第26層　褐色土(7.5YR4/6)
第27層　褐色土(7.5YR5/4)
第28層　暗褐色土(7.5YR3/3)
第29層　褐色土(7.5YR5/4)
第30層　現代の攪乱（砂利層）
第31層　暗褐色土(7.5YR3/4)
第32層　明褐色土(7.5YR5/6)・暗褐色土(7.5YR3/4)
第33層　褐色土(7.5YR5/4)・明褐色土(7.5YR5/6)
第34層　褐色土(7.5YR5/3)
第35層　褐色土(7.5YR5/6)
第36層　褐色土(7.5YR5/4)・明褐色土(7.5YR5/6)
第37層　赤褐色砂（5YR5/6）
第38層　褐色土(7.5YR5/3)
第39層　褐色土(7.5YR5/4)
第40層　暗褐色土(7.5YR3/3)
第41層　黒褐色土(7.5YR3/2)
第42層　黒褐色土(7.5YR3/1)
第43層　黒褐色土（10YR3/2）
第44層　褐色土(7.5YR5/6)
第45層　にぶい褐色土(7.5YR5/3)・褐色土(7.5YR5/6)
第46層　暗褐色土(7.5YR3/3)
第47層　褐色土(7.5YR5/4)
第48層　灰褐色土(7.5YR5/2)
第49層　灰褐色土(7.5YR5/2)・明褐色土(7.5YR5/6)
第50層　褐色砂(7.5YR5/6)
第51層　灰褐色土(7.5YR5/2)
第52層　にぶい褐色砂(7.5YR5/4)
第53層　暗褐色土(7.5YR3/4)
第54層　にぶい褐色土(7.5YR5/4)
第55層　黒褐色土(7.5YR3/2)・赤褐色土(2.5YR4/6)
第56層　褐色土(7.5YR4/3)
第57層　褐色土(7.5YR4/3)
第58層　橙色土(7.5YR6/8)
第59層　灰褐色土(7.5YR5/2)
第60層　褐色土(7.5YR4/3)
第61層　黒色土(7.5YR2/1)
第62層　明黄褐色土（10YR7/6）
第63層　黒褐色土（10YR3/2）
第64層　黒褐色土（10YR3/2）
第65層　褐色土(7.5YR4/4)・黒褐色土（10YR3/2）
第66層　黒色土(7.5YR2/1)・暗褐色土（10YR3/3）
第67層　黒色土(7.5YR2/1)
第68層　黒色土(7.5YR1.7/1)
第69層　明褐色土(7.5YR5/6)
第70層　暗褐色土（10YR3/3）
第71層　褐灰色土(7.5YR5/1)
第72層　暗褐色土（10YR3/3）
第73層　灰黄褐色土（10YR5/2）
第74層　明褐色砂(7.5YR5/6)
第75層　褐色土(7.5YR4/3)
第76層　灰白色土(7.5YR8/1)・黄橙色土（10YR7/6）.
第77層　暗褐色土（10YR3/4）
第78層　黒色土(7.5YR2/1)
第79層　褐色土(7.5YR4/4)
第80層　黒褐色土（10YR3/2）
第81層　灰白色土(7.5YR8/1)・黄橙色土（10YR7/6）
第82層　暗褐色土（10YR3/3）
第83層　暗褐色土（10YR3/4）
第84層　黒褐色土（10YR3/2）
第85層　黒褐色土(7.5YR3/1)
第86層　黒褐色土(7.5YR3/2)
第87層　黒褐色土（10YR3/2）
第88層　黒色土(7.5YR2/1)
第89層　黒色土(7.5YR2/1)
第90層　暗褐色土（10YR3/4）
第91層　浅黄橙色土（10YR8/3）
第92層　黒褐色土（10YR3/2）
第93層　黒褐色土（10YR3/2）
第94層　浅黄橙色土（10YR8/3）・灰白色土(7.5YR8/1)
第95層　黄橙色土（10YR7/6）・灰白色土(7.5YR8/1)

地ならし　10、10′層

基礎地業　（ＳＦ650、ＳＸ671）
14～21、23～43、45～54、58～60層
特に52層以下において砂との互層が認められ、場所により１cm前後の互層もあり、全てを図示する事はできなかった。
土色注記において互層とした層位はさらに細分されるものである。

地山削平整地地業（ＳＸ672）
ＳＸ670埋立を併行して行っている。

第60図　89ライン西壁土層図

地本体構築の際に土取りを行った場所と思われる。その後ＳＸ672の削平土によって埋められたものであろう。

ＳＸ671　ＳＦ650とＳＸ670の間にある埋め立て事業で、南北に幅約７ｍにわたって確認されたものである。最深部で約1.6ｍあり、埋土は下半部が灰褐色粘土と砂を互層としたもので、上半部はＳＦ650と同様でＳＦ650の延長とも考えられる。ＳＸ671は築地基礎地業を施行する時点で地形が大きく落ち込んでいたために、粘土と砂を互層に埋めたもので、他の地形と均衡を保ったうえでＳＦ650事業を実施したものと考えられる。ＳＸ671地業とＳＦ650事業に時間的差は認められず、連続作業として行ったのであろう。

ＳＸ672　ＳＸ670の北に位置する削平整地事業である。おそらくは緩傾斜を呈していた原地形を削りだして整地を行い、現在の平坦地を設けたものと思われる。また地山削平土は土層の観察によってＳＸ670の埋立てに用いられたと推察される。本調査では平坦地上に遺構は検出されなかった。

第３節　出土遺物　（第61・62図、図版34～36）

須恵器　200・201はＨＴ96内第２層より出土したロクロ成形の杯である。200・201ともに底部切り離しは回転ヘラ切りで、二次調整は施されていない。205はＨＴ91内出土の擬宝珠状のつまみをもつ蓋で、切り離しは不明である。つまみ周辺に回転ヘラケズリを施している。206はＨＳ94第３層出土の蓋で、切り離しは不明である。

207はＳＸ671基礎地業埋土中より出土した短頸壺である。ロクロ成形後に体部上半を回転しヘラケズリ後横位ナデを施しており、胴部下半はヘラケズリ調整後ヘラナデを施している。底部には胎土中に含まれている砂と同様の砂が付着しており、切り離しを容易にするためのものと思われる。208はＩＦ89内より出土した長頸瓶の頸部破片で、頸部を胴部に接合させたのちにヘラナデ調整を施している。接合部はヘラで右回りに押え付けており、頸部と胴部の境には隆帯が巡っている。

土師器　202・203はＨＴ97内から出土したロクロ成形の杯である。202は磨滅のため回転方向は不明だが回転糸切りである。203は右回転糸切りである。204はＨＳ95第１層中より出土したロクロ成形の高台付皿である。底部切り離しは二次調整のため不明瞭であるが回転糸切りである。内外面共に横位のヘラミガキを施したのち黒色処理されているが、ヘラミガキの単位は磨滅が著しいため図示できなかった。

木製品　210はＳＸ660覆土中より出土した木片で、現存最長部7.7㎝、幅3.5㎝、厚さ９㎜である。上部及び両側面は原形を保っており、上部には径５㎜の穴があけられている。木

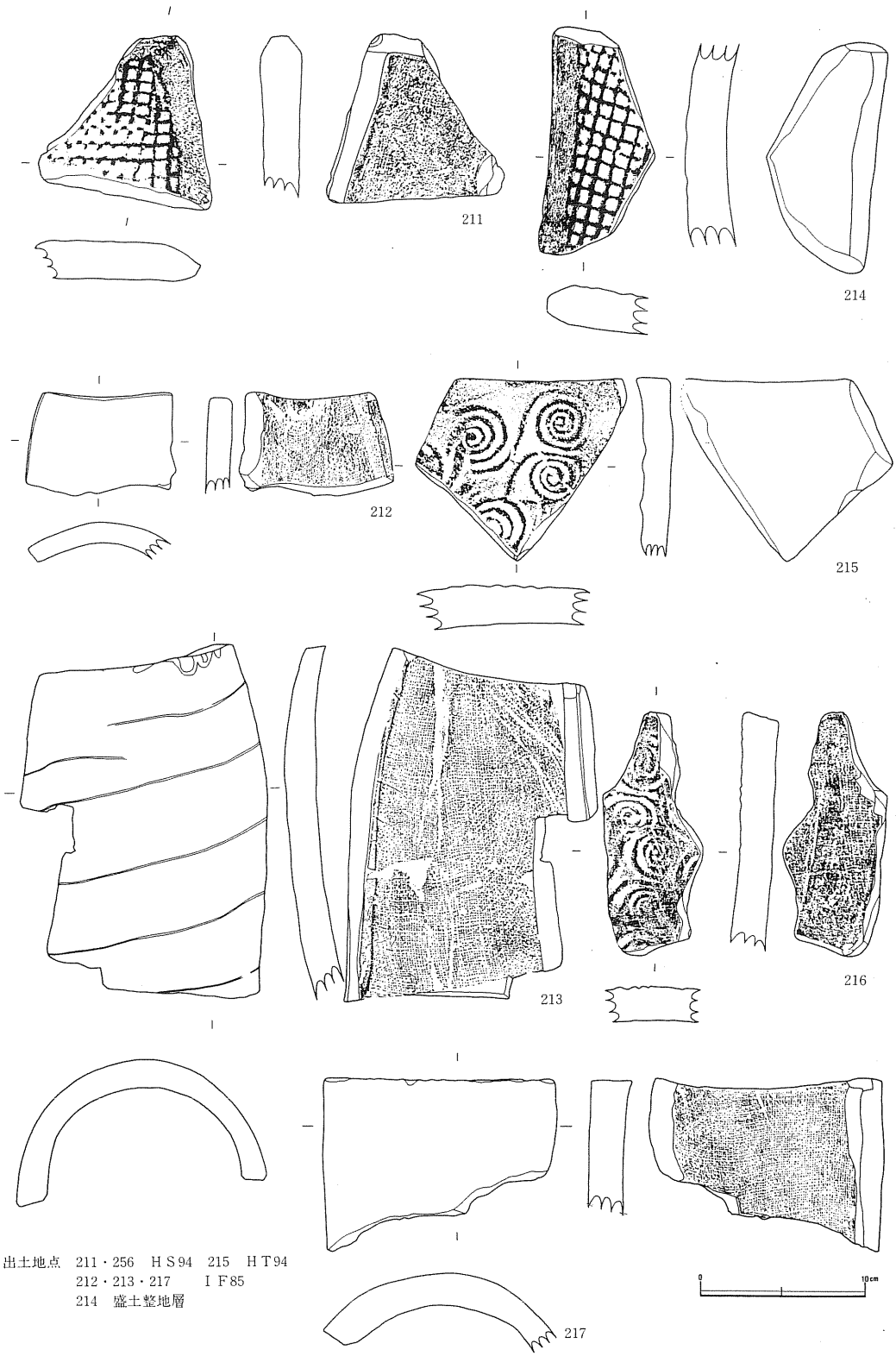

出土地点　211・256　ＨＳ94　215　ＨＴ94
212・213・217　　ＩＦ85
214　盛土整地層

第61図　出土遺物①

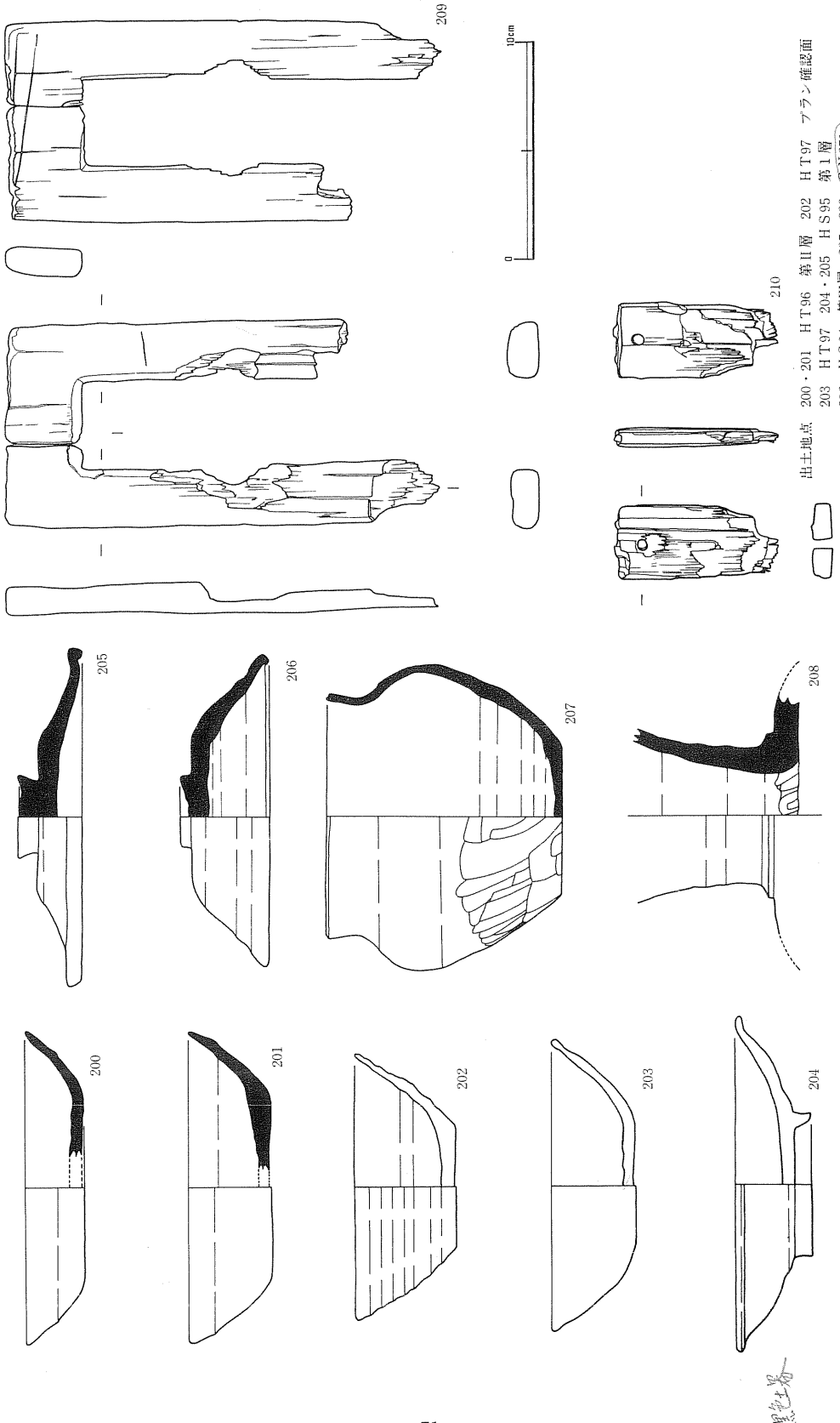
209
10cm
0
210
出土地点　200・201　ＨＴ96　第Ⅱ層　202　ＨＴ97　プラン確認面
203　ＨＴ97　204・205　ＨＳ95　第１層
206　ＨＳ94　第Ⅲ層　207・209　ＳＸ671
208　ＩＦ89　210　ＳＸ660
205
206
207
208
200
201
202
203
204

第62図　出土遺物②

札の類であったと推察される。209はＳＸ671基礎地業の最深部より出土した板材で現存最長部20cm、幅9.5cm、厚さ1.2～1.5cmである。上部および両側面は原形を保っており、上端部を残した中央部は4.1cmの幅で切り取られており、その後面取調整を施している。原形の復原が困難なため使用目的の推測は不可能である。

瓦　本調査で出土した瓦は小片も含めると10点であるが、代表的な7片を図示した。211・214・216は平瓦である。211・214は凸面が格子叩目で、凹面が布目の軟質瓦である。215・216は凸面が渦巻状を呈する叩目で、凹面が布目の軟質瓦である。212・213・217は丸瓦で、凸面はナデ調整によって叩目は消されており、凹面が布目の硬質瓦である。

第4節　小　　結

発掘調査の結果、調査区内全域にわたって宅地造成、畑地造成の際に削平・攪乱を受けており、各種事業の基礎地業等を検出したにとどまった。

内郭南門の補足調査では新たにＳＢ230Ｃ－9とした柱掘形を検出したが、この柱掘形の取扱いには多くの可能性が考えられる。第1にＳＢ230－9柱掘形が新旧3期の重複となったため、第13次発掘調査で2時期としたＳＢ230が3時期であった可能性がでてきたこと。第2にＳＢ230Ｃ－9の位置が間尺等から考えてＳＢ230Ｂ－9と考えられること、またその場合これまでのＳＢ230Ａ、Ｂ－9との新旧関係および、ＳＢ230Ａ、Ｂ－9柱掘形をどう考えるのか。第3にＳＢ230とは異なる掘立柱建物である場合。第4にＳＢ230と築地土塀を接続するための役割を果した柱である場合などが考えられるが、現在のところ決定資料に欠けるため来年度実施予定のＳＢ230南西部分の発掘調査において再度ＳＢ230と築地の接続部分の精査を実施したうえで結論をだしたい。門と築地の接続部分の解明もＳＢ230南西部分の調査結果を加えて行いたい。今回の調査では築地本体を検出することはできなかったが、築地構築のための基礎地業の確認によって内郭線の位置はほぼ把握できたと考えてよいものであろう。またＳＸ671の検出によって築地構築のための基礎地業は原地形にあわせた工法を取り入れておりその柔軟な対応ぶりがうかがえる。今後築地の調査の際には築地本体構築技術とともにその基礎地業にも十分留意して実施し、その解明に努めたい。

註1　本報告では便宜上ＳＢ230Ｃ－9としたもので、第13次発掘調査報告における内郭南門の重複2時期を3時期に変更訂正するものではない。しかしＳＢ230Ｃ－9の検出によってＳＢ230の新旧時期関係を再検討中である。

第6章　払田柵跡中の火山灰

東北大学農学部　　庄子貞雄
山田一郎

秋田県のかなりの古代遺跡中には火山灰が夾在している。秋田県北部の小坂町や鹿角市の火山灰は大湯浮石と呼ばれ、十和田－ａ火山灰と同時期の十和田火山由来の噴出物とされている。(註1)一方、秋田県中部の仙北町の払田柵跡や南部の増田町の平鹿遺跡の火山灰など、秋田県中部から南部の古代遺跡中の火山灰については不明の点が多い。本報告では払田柵跡中にみいだされた火山灰の１次鉱物組成、火山ガラスの形態、磁鉄鉱の化学組成などを、十和田－ａ、大湯浮石、秋田焼山軽石、灰白色火山灰のこれらの性質と比較検討した結果を報告する。

分析方法

１次鉱物組成分析用の試料は、火山灰全体の場合はそのまま篩で0.1～0.2㎜部分を採取し、次いでテトラブロムエタン(比重2.96)で重鉱物部分と軽鉱物部分に区分した。軽石部分の分析用試料ははじめに分離した軽石を軽く粉砕した後、火山灰の場合と同じように重鉱物と軽鉱物の二つの部分に分けた。各部分の鉱物組成は、それぞれ200～300粒検鏡し、その結果を粒数％でしめした。

火山ガラスの形態はスポンジ状・繊維状・扁平状・顆粒状の４種に区分した。スポンジ状は無色で鋭角な多数の突起をもつガラスであり、内部に小気胞の多いものから少ないものまで含めた。繊維状ガラスは無色であたかも繊維が束状になったようにみえるものである。扁平状ガラスは無色で扁平であり、スポンジ状や繊維状ガラスより厚みがある。顆粒状ガラスは茶褐色から黒褐色であり、多数の微晶を有する角塊状のガラスである。

火山灰中の磁鉄鉱の特定の化学成分を定量することにより、火山灰の岩質判定や噴出源の同定が有効であることが、庄子ら(註2,3)により明らかにされている。磁鉄鉱の化学分析用の試料は、火山灰全体の場合はそのまま、分離された軽石は乳鉢で十分粉砕した後、磁石で磁鉄鉱を分離した。さらに不純物を除くため、メノウ乳鉢で磨砕した磁鉄鉱を水の入ったビーカーに入れ、マグネティクスターラーで回転しながら浮遊物を除去した。この操作を浮遊物がなくなるまでくり返した。次にこの磁鉄鉱を分解し、Fe、Ｔｉ、Ｚｎ、Ｖを定量した。

結果　(表３)

１　１次鉱物組成と火山ガラスの形態

表３には払田柵跡の火山灰(ＤＨＴＨ、第49次ＫＤ37)全体と０.２㎜以上部分（圧倒的に発泡

性の良い火山ガラスから成るので表には軽石部分と記載)、および十和田－ａ(採取地、青森県二ノ戸郡二ノ倉)、大湯浮石（採取地、秋田県鹿角郡小坂町字大岱八、大岱Ⅱ遺跡)、秋田焼山軽石（採取地、岩手県岩手郡滝沢村)、灰白色火山灰(表には灰白と表示、採取地、宮城県栗原郡志和姫町堀口、御駒堂遺跡）の１次鉱物組成をしめした。十和田－ａ、大湯浮石については火山灰全体の他軽石（１cm以上部分）についても検討した。これは、岩片などの異質物の影響を除いた試料を比較検討するためである。

払田柵跡の火山灰の重鉱物含量は全体が10%、軽石部分が１%と少ない。重鉱物組成は、火山灰全体、軽石ともにシソ輝石＞磁鉄鉱＞普通輝石≫角閃石である。軽鉱物組成は、火山灰全体は70%が火山ガラス、残りが斜長石からなるのに対し、軽石部分は96%が火山ガラスである。火山ガラスの内容は、火山灰全体は顆粒状のものが最も多いのに対し、軽石部分はスポンジ状が最も多い。

十和田－ａ火山灰は、重鉱物含量は火山灰全体、軽石部分とも４%、５%と少なく、その組成はシソ輝石＞磁鉄鉱＞普通輝石であり、軽鉱物組成は火山ガラスが圧倒的で少量の斜長石を含む。火山ガラスの形態はスポンジ状≧扁平状＞繊維状＞顆粒状であり、扁平状が多いのが特徴である。

大湯浮石の重鉱物含量は各々10%、６%と少く、その組成は磁鉄鉱≧シソ輝石＞普通輝石＞角閃石である。軽鉱物組成は火山灰全体、軽石部分ともに火山ガラス≫斜長石であるが、火山ガラスの形態は、火山灰全体は顆粒状が大部分なのに対し、軽石部分はスポンジ状が大部分である。

秋田焼山軽石（略称、ＡＹＰ）は重鉱物含量が12%、その組成は、シソ輝石＞磁鉄鉱＞普通輝石であり、軽鉱物組成は火山ガラス≫斜長石である。火山ガラスの形態は顆粒状＞スポンジ状＞扁平状＞繊維状である。今回データはしめさなかったが、ＡＹＰの中には扁平状ガラスが認められない試料もあり、複雑である。

灰白色火山灰は宮城県一帯に認められる火山灰である。灰白色火山灰の重鉱物含量は３%と少なく、その組成はシソ輝石＞磁鉄鉱＞普通輝石であり、軽鉱物組成は火山ガラス≫斜長石である。火山ガラスの形態はスポンジ状が大部分である。

以上、払田柵跡の火山灰、十和田－ａ火山灰、大湯浮石、秋田焼山軽石（ＡＹＰ、名称は軽石であるが今度用いた試料は２mm以下が大部分の火山灰である。)、灰白色火山灰の１次鉱物組成と火山ガラスの形態を検討した。その結果、これらの火山灰は全て重鉱物含量が少なく、その組成は両輝石、磁鉄鉱よりなっており、軽鉱物組成は火山ガラス≫斜長石でと極めて類似している。また軽石部分を比較すると、この類似はより一層高まっている。しかし火山ガラスの形態をみると火山灰間で違いが認められる。払田柵跡の火山灰全体、大湯浮石の全体部分は顆粒

状ガラスが最も多く、払田柵跡の火山灰の軽石部、大湯浮石の軽石部、灰白色火山灰はスポンジ状ガラスが最も多い。十和田－ａ火山灰は、火山灰全体も軽石部分も扁平状ガラスが比較的多いことが特徴である。ＡＹＰはこの試料ではスポンジ状、扁平状、顆粒状ガラスの含有量に大差がない。

２　磁鉄鉱の化学組成　（表４）

表４には磁鉄鉱の化学組成を第63図には各火山灰のZn/Fe＋Ti（$\times 10^{-4}$）、V/Fe＋Ti（$\times 10^{-3}$）値をV-Znベルト上にプロットした結果をしめした。

Fe%は払田柵跡の火山灰が51～52%と低く、十和田－ａ、大湯浮石は57～59%とこれらの火山灰の中では最も高い。ＡＹＰと灰白はこれらの中間である。

Ti%は６%から14%までかなりばらついている。払田柵跡の火山灰は13～14%とこれらの火山灰の中では最も高い。十和田－ａ、大湯浮石の軽石部分、灰白はほぼ９～10%と類似している。

Znppmは払田柵の火山灰、十和田－ａ、灰白はほぼ800～900ppmと類似している。大湯浮石は1300ppmとこれらの火山灰よりもその値は高い。

Vppmは灰白が約2000ppmである他は、約1200ppmと類似している。

第63図にしめしたように全ての火山灰が石英安山岩質や流紋岩質と珪長質であるが、大湯浮石がZn含量が高いため最も上部にプロットされ、払田柵跡の火山灰が最も下方にプロットされている。この図からわかるように、十和田火山から同じ時期の噴出物である十和田－aと大湯浮石は明確に区別される。灰白色火山灰はＶ含量が2000ppmと、十和田－ａ、大湯浮石、ＡＹＰよりも明らかに高い。一方、払田柵跡の火山灰は、軽石部分で比較すると十和田－ａとほぼ同様の位置にプロットされるが、前述したようにFe%とTi%に違いがみられる。

３　考察　（第63図）

東北地方の古代遺跡中に認められる火山灰は、十和田－ａ、大湯浮石、秋田焼山軽石、灰白色火山灰[註４]および苫小牧火山灰[註５]などである。このうち、十和田－ａ、大湯浮石は十和田火山由来であり[註１]、苫小牧火山灰は白頭山であると考えられている[註５]。秋田焼山軽石は秋田焼山、灰白色火山灰は栗駒山と推定されているが[註４]、これらの火山灰は大湯浮石と同一の火山灰であるとの考えもある[註５]。これらの火山灰のうち、年代がほぼ明らかなものは灰白色火山灰の10世紀前半であり[註６]、他の火山灰は今後さらに検討する必要がある。

さて払田柵跡の火山灰であるが、その粒径をみると圧倒的に２㎜以下の部分が多く、火山ガラスの最大粒径は１㎜程度である。このことはこの火山灰の起源はかなり遠方である可能性が考えられる。

次にこの火山灰の色をみると湿状態で7.5ＹＲ4/4、乾状態で10ＹＲ7/4と、十和田－ａ火山灰

の2.5Y7/3(乾)や灰白色火山灰の2.5Y8/3(乾)に比べ赤味が強い。赤味が強いのは、この火山灰がやや風化が進んでおり、火山灰粒子が鉄の被膜でおおわれたためである。このような火山灰の変質は酸化還元をくり返すような堆積環境の場合によくみられるので、払田柵跡の火山灰は、比較的地下水の影響を受け易い堆積環境であることが考えられる。このことはまた、磁鉄鉱が変質を受け易い環境条件でもあり、第63図にしめしたように払田柵跡の3試料がやや離れてプロットされたのはこのためとも考えられる。

前述したように本質物である軽石の1次鉱物組成からみると、払田柵跡の火山灰は大湯浮石や灰白色火山灰と類似している。しかし、磁鉄鉱の化学組成は前記のような理由から、遺跡周辺の丘陵地の遺跡または土壌中の火山灰を用いてさらに分析する必要がある。従って、払田柵跡の火山灰が、十和田－a、大湯浮石、秋田焼山軽石、灰白色火山灰のいずれの火山灰に属するのか、それともまったく別の火山灰であるかは今後さらに検討する必要がある。

引用文献

註1　大池昭二（1972）「十和田火山東麓における完新世テフラの編年」『第四紀研究11』　228－235。

註2　庄子貞雄・小林進介・増井淳一（1974）「火山灰中の強磁性鉱物の化学組成と噴出源との関係について」『岩鉱誌69』　110－120。

註3　Shoji S.・Kobayashi S.・Yamada I. and Masui J. (1975)「Relationships between the Geochemistory and Ferromagnetic Component and the Chemical Properties of Airborn Pyroclastic Materials」『岩鉱誌70』12－24。

註4　井上克弘、山田一郎(1982)、「東北地方における奈良～平安時代遺跡埋土中の粉状パミスについて」『岩手県文化財調査報告書』第72集442-459。

註5　町田洋・新井房夫・森脇広（1981）「日本海を渡ってきたテフラ」『科学』51、562-569。

註6　白鳥良一（1980）「多賀城跡出土土器の変遷」『宮城県多賀城跡調査研究所紀要』7、1－38。

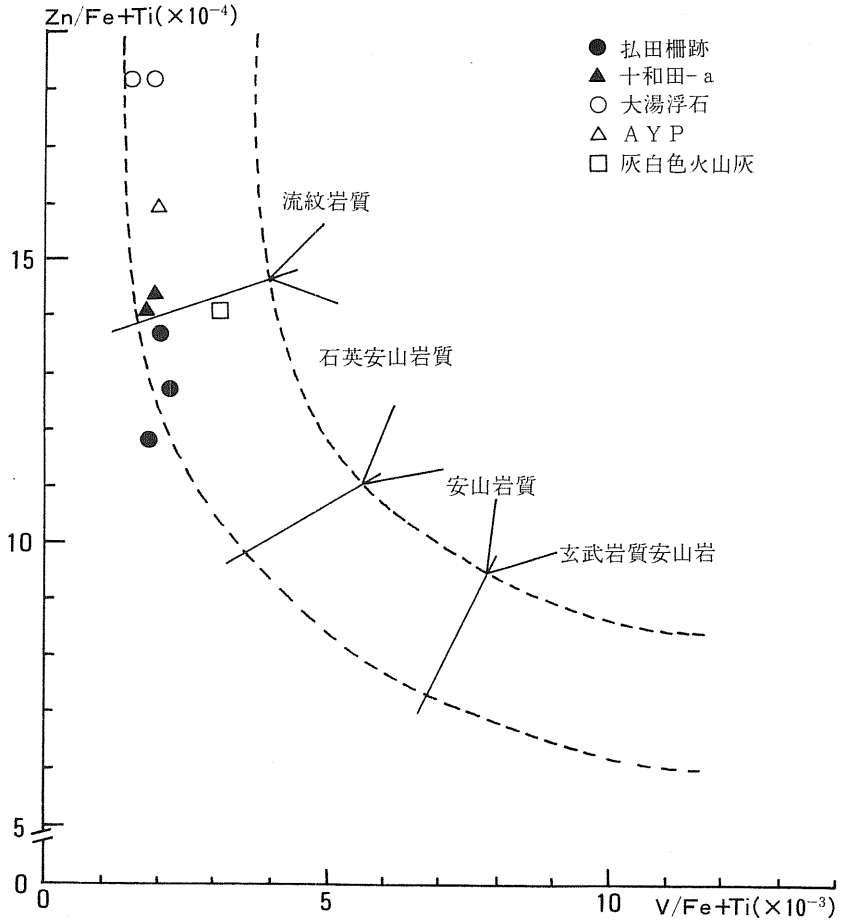

第63図　磁鉄鉱のＶ－Ｚｎ ベルト

表３　１次鉱物組成(0.1-0.2㎜部分、粒数％)

試料名	重鉱物組成				軽鉱物組成						重鉱物含量
	シソ輝石	普通輝石	角閃石	磁鉄鉱	火山ガラス（形態別）				斜長石	石英	(wt%)
					スポンジ	繊維	扁平	顆粒			
ＤＨＴＨ、第49次ＫＤ37	57	15	1>	27	2	1	7	60	28	1	10
同上軽石部分	52	11	1	36	77	3		16	2	1	1
十和田－a	50	19	1>	33	38	6	38	8	8		4
同上軽石部分	47	15		38	53	16	22	6	4		5
大湯浮石	36	9	1>	55		3	3	70	24	1	10
同上軽石部分	46	7	1>	46	76	8	1>	1>	16		6
秋田焼山軽石（ＡＹＰ）	52	9		38	27	4	14	38	17		12
灰白	58	21	1>	22	60	4	1>	18	15	1>	3

表４　磁鉄鉱の化学組成

試料名	Fe %	Ti %	Zn ppm	V ppm	$\frac{Zn}{Fe+Ti}$(×10⁻⁴)	$\frac{V}{Fe+Ti}$(×10⁻³)
ＤＨＴＨ、第49次ＫＤ37	52.15	14.41	782	1,248	11.8	1.9
ＤＨＴＨ、第47次ＳＸ489	51.17	13.15	819	1,425	12.7	2.2
同上軽石部分	52.03	13.21	896	1,281	13.7	2.0
十和田－a	57.04	8.92	940	1,280	14.3	1.9
同上軽石部分	57.18	8.97	935	1,170	14.1	1.8
大湯浮石層	59.72	6.69	1,274	1,281	19.1	1.9
同上軽石部分	59.03	10.10	1,320	1,203	19.1	1.7
秋田焼山軽石（ＡＹＰ）	53.70	11.25	1,036	1,244	15.9	1.9
灰白	54.40	9.98	910	1,968	14.1	3.1

第７章　「ホイド清水」出土の木簡

国立歴史民俗博物館　平　川　　南

第１号木簡

□件糒請取　閏四月廿六日　寺書生仙□氏監

（比較）上田三平氏釈読

件糒請取　閏四月廿六日　寺壽生仙氏監

(22.3)×2.4×0.5　019

〔上田三平『史蹟精査報告第３　払田柵址』文部省　昭和13年〕

上記の報告書によれば、「（長森の北部）井泉趾の東約二・三尺を離れた土中に二片に分離した木札を発見した。材は檜か杉か判明せぬが、長さ約七寸三分五厘（二片を継ぎて）、幅約八分、厚さ約一分五厘、上端は少しく欠け、又中央より稍下方にて二個に折れている。表面の両側に面取を施し、其の中央に左の墨書がある（下略）」とある。

また、上田氏は『指定史蹟払田柵趾』（高梨村史蹟保存会昭和７年）で、この木札について、「月日の下の記名は甚だ削磨して読み難きも上方の糒請取は極めて明確であるから此の遺跡の性質を決定する遺物として極めて貴重なものである」と述べている。一方、滝川政次郎氏は「寺壽生」という読みについて、「短冊考－払田柵址出土の木札について－」（「古代学」７－２、昭和33年）の中で、疑問を提示している。しかし、上田報告の木簡はその後、所在不明となってしまった。加えて、報告書には写真も実測図もないだけに、上田氏の釈読の是非も検証しようがなかった。

ところが、最近、一通の書簡が発見され、釈読の検討に役立つことが明らかになった。この書簡は払田柵跡の発見者の一人後藤宙外氏から地元の高階秀彦氏にあてた昭和13年４月18日付のものである。関係部分は次頁のとおりである。

木簡の寸法も上田氏の報告と合致するだけに、これは実測図に相当するある程度正確な模写とみられる。問題の「寺壽生」は「寺書生」と改めるべきで、「仙」と「氏監」との間の「ノ」は意味不明である。〔註１〕

なお、後藤宙外は、昭和７年12月15日・19日の２回にわけて、『仙北新報』紙上に載せた記事の中で、次のような指摘をすでに行なっている。〔註２〕

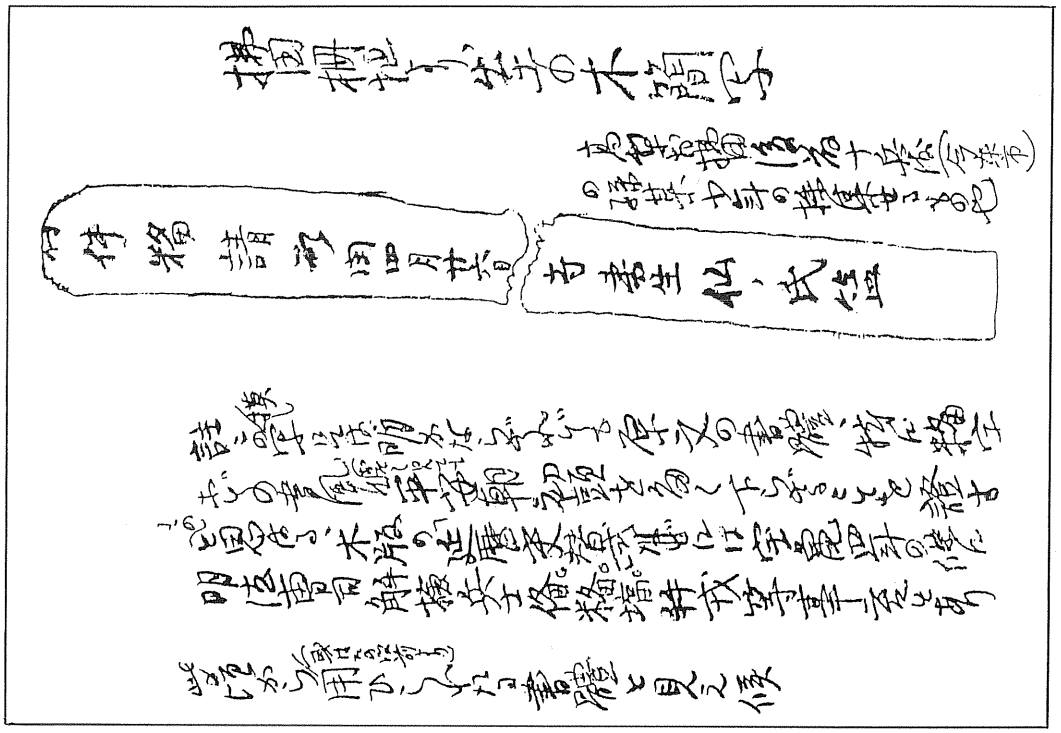

「（前略）その下の「寺壽生」は議論のあるところで墨書の鮮明でない故もあるが、人により之れを別様に読むべしとする意見もある。喜田貞吉博士が昭和五年十二月、二回目に払田柵址へ来訪の際、同地の池田禮治氏邸の奥座敷に於いて、此の木簡を親しく一見せられて、「壽生」と上田氏の読まれたのを「書生」と読むべきであると述べられたのであった。私も喜田博士の説の方が正しいと思う。「仙氏監」の仙の字も疑へば疑わるるが、何しろ墨痕がおぼろであるから確かな判断は出来かねる。しかしながら「壽生」は誤であって「書生」と見るのが正しいことだけは明かである。（後略）」

また、「閏四月」を８世紀から９世紀にかけてみるならば、養老六年（722）、天平宝字四年（760）、弘仁八年（817）、斉衡二年（855）、貞観十六年（874）に存在する。

しかし、本木簡からだけでは、いずれとも決めがたい。

第２号木簡

・飽海郡少隊長解　申進□□□□〔事カ〕

・　六月十二日　少隊長春日□継

29.4×2.9×0.7　011

藤井東一 「拂田柵」(「秋田考古会会誌」第2巻第4号、昭和5年)によれば、次のように発見当時の様子を述べている。

「(昭和五年)九月七日、厨清水の脇を発掘し、多数の文字ある土器を採集した。(中略)それから幅一寸、厚さ二分五厘、長さ一尺位の板片に沢山の文字を表裏に書いてあるものがある。これは浜田耕作先生著通論考古学の写真版にある木簡と言ふものによく似て居る様に、我々素人には考えられる。文字は表は最初の文字は館と読むことが出来る。二字不明。次は隊のやうに見える。其下は長判然と読めて、一字不明、申らしいが判然しない。其下文字ばかりあるが、判断が出来ぬ。裏面は中途から六月十らしく見える。其下二字不明。養らしい字、一字不明。(下略)」

ところが、この木簡は藤井氏の記録以後、最近まで所在が不明であったが、1975年12月、払田池田家の文庫倉から再発見されたのである。現状は風乾状態であるが、完形品で、文字も事書の貢進品目の部分の右半分の墨痕がほとんど失われている以外は、比較的良好である。今回、赤外線テレビカメラを使用して判読した結果は上記のごとくで、藤井氏の釈読を一部訂正し、なおかつ、筆者の旧釈文〔註3〕をも訂正した。

内容は解の書式をとる軍団関係の貢進文書と考えられる。貢進品目は不明である。隊長は軍防令軍団大毅条に規定のある隊正(五十長)のことである。ただし、少隊長の用例は管見の限りでは知らない。出羽国の軍団は一団のみで、その所在郡は明らかではない。

「飽海郡少隊長」としたのは、次のような例と同様に理解すればよいであろう。

『続日本後紀』承和七年(840)二月癸亥条

陸奥国柴田郡権大領文部豊主。伊具郡・擬大毅陸奥真成等戸ニ烟。賜_姓阿倍陸奥臣。同國人文部継成等州六人賜_姓下毛野陸奥公。(『続日本後紀纂話』は同十五年五月紀により伊具郡の下に人磐城団の四字を補う)『続日本後紀』承和十五年(848)五月辛未条

(前略)伊具郡麻続郷戸主磐城団擬主帳陸奥臣善福。色麻郡少飽外正七位上勲八等同姓千継等八烟賜_姓阿倍陸奥臣。

すなわち、飽海郡は「少隊長春日□継」の本貫を示すのであろう。

第3号木簡

・□十火　大粮二石八斗八升

・□二斗八升 □□□□ 二合

(15.3)×2.3×0.5　019

1972年10月、地元の一高校生が「ホイド清水」で表面採集して発見したものである。上半部欠損。現状は風乾状態。

内容は公粮（大粮）の請求文書かと考えられる。

兵士の公粮は、軍防令兵士備糒条に「凡兵士。人別備二糒六斗。塩二升。并当火供レ行戎具等一。並貯二当色庫一」とあり、食料、兵器を自備することとされている。その後も陸奥国の兵士に関する史料、『類聚三代格』弘仁六年（815）八月二十三日官符では、兵士らは「因二循前例一。可レ食二私粮一」とされ、また『続日本後紀』の承和十年（843）四月丁丑条にも「兵士年役。六十箇日。分結二六番一。以レ旬相代。口食二私粮一。身直二城塞一」と見え、この頃までは、上番兵士は私粮を食するという令制の建前は維持されていたように判断される。

この方針は史料の上では、出羽国に関しては、『三代実録』元慶五年（881）三月二十六日条によれば、元慶四年以前に出羽国二城（秋田城・雄勝城）の兵士一千人は日粮八合の番上粮を支給されていたことは明らかである。また、『延喜主税式』に陸奥国の例として、次のような規定がある。

凡陸奥国兵士間食料米二千八百八十斛人別日八合。

割二年中所レ輸租穀内一毎年充レ之。

この兵士の年間の間食料「二千八百八十斛人別日八合」の算出法は、『類聚三代格』弘仁六年（815）八月廿三日官符に見える「分配番上兵士一千五百人兵士一千人健士五百人」により、　　人別８合×1,000人×360日＝2,880石　　となり、その場合、本木簡の「二石八斗八升」は兵士一人の年間の食料米に相当することになる。つまり、兵士十火＝100人とすれば、人別二升八合八勺、日数にして、3.6日分の請求額となるのである。

兵士は『続日本紀』慶雲元年（704）六月丁巳条に「勅。諸国兵士。国別分為二十番一。毎番十日。教二習武芸一。必使二斉整一。令条以外。不レ得二雑使一」と規定されたように、10番に分かれ、10日交代だから、年平均36日番上ということになる。この点について、高橋崇氏もすでに指摘しているよう〔註４〕に、3.6日分という日数は、年平均36日番上に何らか関連すると思われるだけに、今後、大いに検討する余地を残している木簡といえよう。

第15号木簡

・□□□□□□貳佰枝進

〔陸カ〕〔信カ〕　〔弥カ〕〔郷カ〕
・□□□□□□□□□若櫻マ弓

〔寶カ〕
□□□字四年六月廿六日

(19.5)×2.2×0.5　019

1980年12月、「ホイド清水」北側側溝で採集されたものである。

上端を若干欠くが、文字の欠損はないと判断できる。墨痕は全体的にきわめて薄く、赤外線テレビカメラで、わずかに確認できる程度である。

内容はおそらく、貢進文書木簡と考えられる。貢進品目は不明である。貢進先についても、墨痕の比較的良く残存している部分を手がかりにするならば、常陸国信太郡阿弥郷と推定することが可能であろう。「阿弥郷」は、『和名類聚抄』刊本郡部の信太郡の項では「阿禰」、高山寺本では「阿祢」とあるが、『延喜式神名帳』によれば、信太郡に「阿弥神社」が存する。阿弥郷は現在の霞ケ浦に面した茨城県土浦市阿見に比定される。

文書の年紀は「字」は明確に読みとれ、「寶」も墨痕をかすかに残しているので、天平宝字四年（760年）とみて間違いないであろう。

第16号木簡

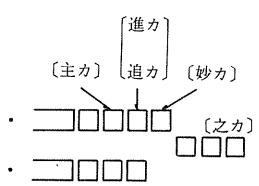

(17.0)×3.2×0.6　019

第17号木簡

×解　申請借稲×

(11.2)×2.2×4□081

上・下端とも欠くが、文字はきわめて鮮明である。裏面には文字を確認できない。

内容は請求文書で、借稲に関するものである。借稲は借貸稲を意味しているであろう。なお1975年の第7次発堀調査で、外郭南門跡近くの土壙跡（SK60）出土の第6号木簡に「假粟」の語がみえ、仮貸の粟と理解したのである。〔註5〕

〔附　記〕

「ホイド清水」は早くは昭和5年、2点の木簡（第1号、第2号木簡）を出土した注目すべき遺構である。その後も、その付近から木簡が数度採集されたことから、「ホイド清水」の本

格的な発掘調査の開始が待望されていたのである。しかし、今回の発掘調査の結果、井戸跡自身は予想以上に攪乱され、遺物の遺存状態も良好ではなかった。

「ホイド清水」出土の木簡の全般的な傾向としては、木簡の遺存状態がきわめて悪いという点が、まず指摘できる。完形のものがほとんどなく、また、墨痕も薄いのである。形状は欠損してはいるが、ほとんど短冊型と推測される。

内容的には、文書木簡に限られ、付札類は認められないのが大きな特徴である。年紀については、やはり、第15号木簡の「□字四年」が注目されるであろう。これは、第７次発掘調査において、 外郭南門跡近くの土壙跡（ＳＫ60）から出土した第４・５号木簡に記す「嘉祥二年」（849年）よりさらに古く、払田柵跡が少なくとも８世紀後半には機能していたことを示す重要な資料となるであろう。したがって、例えば、第１号木簡の「閏四月」についても、すでに記したように、８世紀から９世紀にかけて養老六年・天平宝字四年・弘仁八年・斉衡二年・貞観十六年のいずれかがあたるとすれば、当然、天平宝字四年が有力となってくるであろう。
その他の木簡についても、内容的に８世紀後半としても、矛盾なく理解できそうであるし、一方、年代を与えられることで、大きな問題を生ずる木簡もあるようである。しかし、これまで「ホイド清水」出土の木簡として、一括して扱われてきているが、本文中にも記述するように、木簡は井戸跡およびその周辺から採集されたもので、出土地点および層位等において不明確な点が多いだけに、今しばらくは、木簡相互の比較検討は差し控えたい。この点については、今後、「ホイド清水」の井戸跡周辺の発掘調査の進行をまって、全体的な検討を実施する必要があるであろう。

註１　参考までに、「仙」という墨書土器が払田柵跡近くの藤木遺跡（大曲市藤木二本柳字谷地）、男鹿市の小谷地遺跡（男鹿市脇本小谷地）から出土している（『秋田県の考古学』 吉川弘文館 1967年）。

註２　全文は船木義勝「出土木簡事始」（「古代学研究」第92号1980年）に紹介されている。

註３　拙稿「東北地方出土の木簡について」（「木簡研究」創刊号1979年11月）
〔旧釈文〕
・飽海郡隊長解　申請□□□□〔事ヵ〕

・　六月十二日　隊長春日旅□〔帰ヵ〕

註４　高橋崇「『払田柵』出土木簡について」（『アルテス・リベラレス』（岩手大学人文社会科学部紀要）第30号1982年７月）

註５　拙稿「払田柵跡出土の新木簡について」（『日本歴史』 第357号1972年２月）

第８章　調査成果の普及と関連活動

1　現地説明会の開催

昭和58年８月30日

第49・53次発掘調査について……船木義勝・山崎文幸

2　諸団体主催行事への協力活動

月　日	行事の名称	主　　題	協力所員	主　催　者
4．7	史跡学習	払田柵跡の概要	船木義勝	大曲ライオンズクラブ
4．26	史跡学習	払田柵跡の概要	船木義勝	婦人学習「ひだの会」
5．10	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	国士館大学文学部
5．13	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	大曲市文化財保護協会
5．24	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	大曲ロータリークラブ
5．26	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	秋田県立博物館
5．31	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	秋田県文化財保護協会
6．20	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	大雄村立田根森小学校PTA
6．24	郷土史学習	払田柵跡の概要	船木義勝	仙北町立仙北南小学校
6．24	郷土史学習	払田柵跡の概要	船木美勝	千畑村立千屋小学校
7．3	県南コミュニティ・カレッジ	払田柵跡の概要	船木義勝	秋田県教育庁南教育事務所
7．17	講習会	拓本教室	山崎文幸	仙北町公民館
7．31	県南コミュニティ・カレッジ	払田柵跡の概要	船木義勝	秋田県教育庁南教育事務所
8．5	文化財めぐり	払田柵跡の概要	船木義勝	秋田県教職員互助会
8．6	ふるさと学習	払田柵跡の概要	山崎文幸	仙北町公民館
8．9	フィールド・ワーク	払田柵跡の概要	船木義勝	秋田県教職員互助会
8．31	研修会	払田柵跡の概要	山崎文幸	大曲仙北地方教育委員会連合会
9．18	県南コミュニティ・カレッジ	古代の東北と城柵	船木美勝	秋田県教育庁南教育事務所
9．19	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	秋田市立旭川小学校ＰＴＡ
9．29	講習会	埋蔵文化財について	山崎文幸	太田町公民館
9．30	史跡めぐり	払田柵跡の概要	船木義勝	秋田市立高清水小学校PTA

月　日	行事の名称	主　　題	協力所員	主　催　者
11．9	研修会	払田柵跡の概要	山崎文幸	中仙町鑓見内公民館

（この他、発掘調査現場において多数の各種研修団体に現地説明を行った。）

3　顧問会議の開催

第18回　顧問会議　　昭和58年７月21日

第19回　顧問会議　　昭和59年２月22日

4　発掘調査への協力

(1)

遺跡名	風無台Ⅱ遺跡	所在地	河辺郡河辺町松渕
協力期間	昭和58年10月12日～31日	調査主体	秋田県教育委員会
協力所員	船木義勝		

(2)

遺跡名	蝦夷塚古墳群(範囲確認調査)	所在地	平鹿郡雄物川町造山
協力期間	昭和58年11月７日～12日	調査主体	秋田県教育委員会
協力所員	船木義勝・栗沢光男		

(3)

遺跡名	上の山Ⅱ遺跡	所在地	能代市浅内
協力期間	昭和58年11月21日～24日	調査主体	秋田県教育委員会
協力所員	船木義勝		

5　研究発表・執筆

船木義勝・山崎文幸　　払田柵跡（第49－２～３・53次発掘調査成果）第10回古代城柵官衙遺跡検討会　昭和59年１月29日発表

船木義勝　　「払田柵跡」『秋田県風土記』トラベル・メイツ社

山崎文幸　　「払田柵遺跡」『仙北風土記(上)』秋田文化出版社

栗沢光男　　「秋田県国指定史跡払田柵跡の紹介」『かけら』３号日本大学先史学会

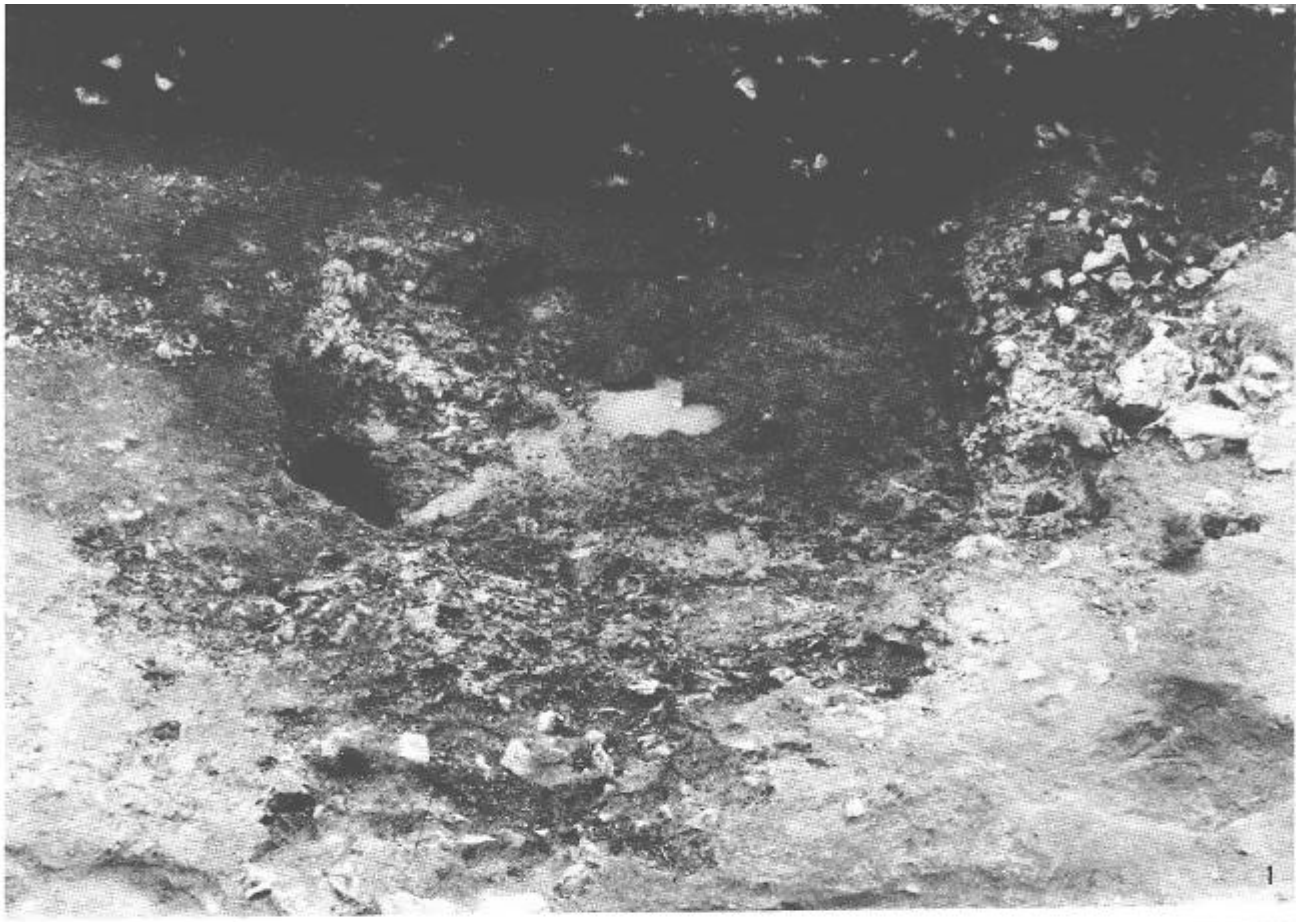

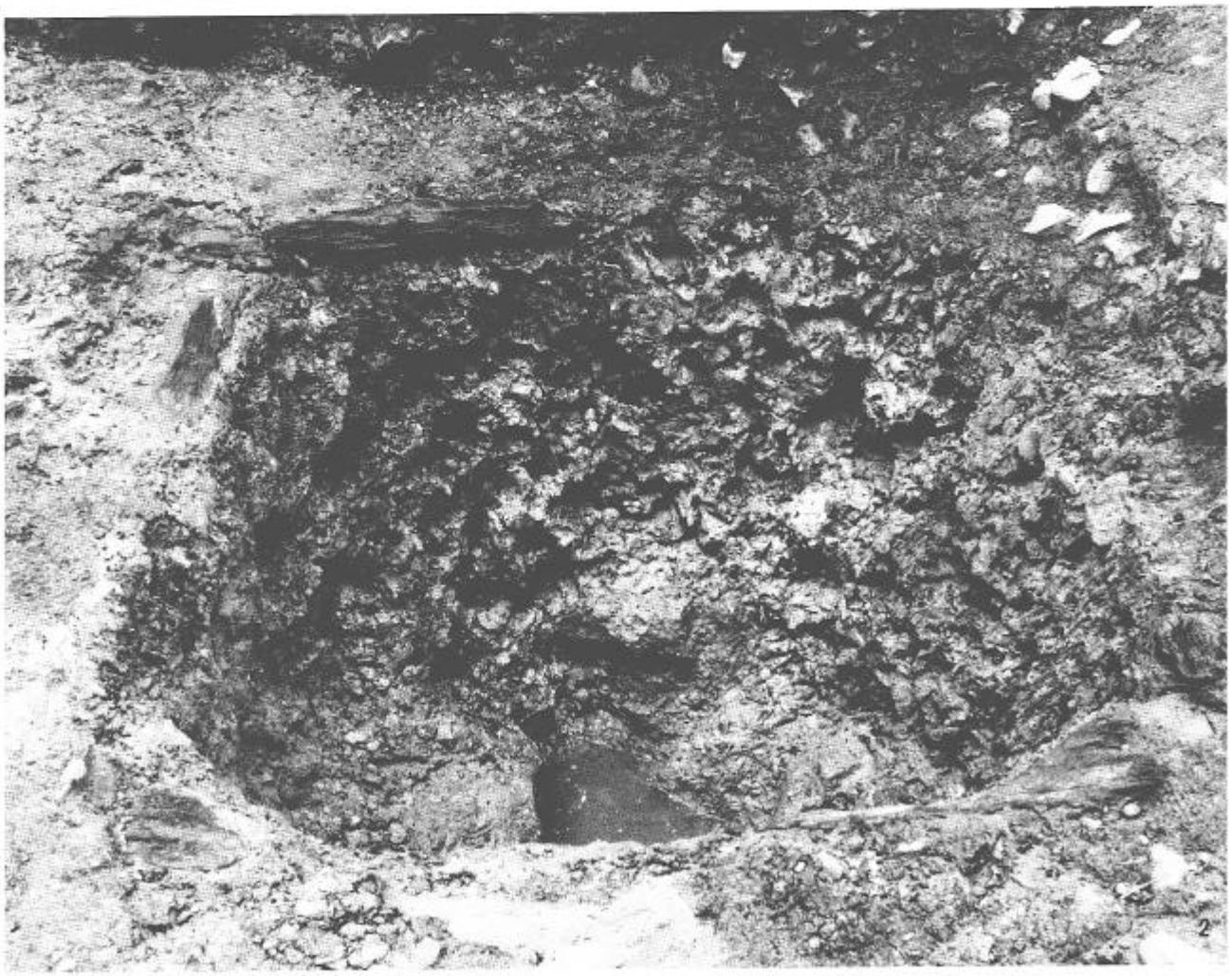

図版１　第49―２・３次発掘調査

１　ＳＥ550底面プラン〔南►北〕　　２　ＳＥ550完掘〔南►北〕

図版２

第49―２・３次発掘調査

１　ＳＥ550埋土〔南►北〕

２　調査区全景〔東►西〕

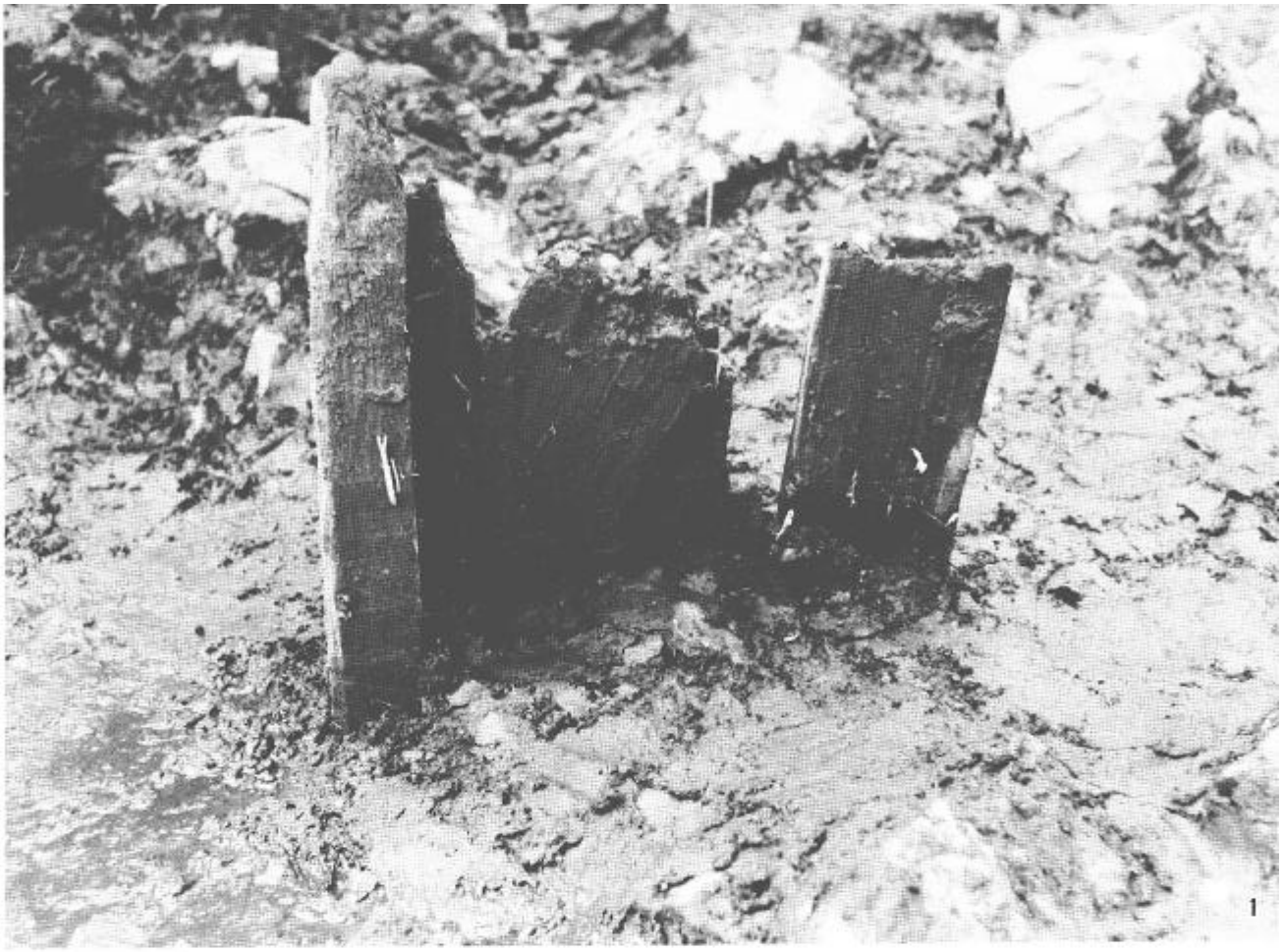

図版３　第49―２・３次発掘調査

１　ＳＸ569〔東►西〕　　２　ＳＸ569全景〔南►北〕

図版４　第49―２・３次発掘調査

１　遺物出土状況　　２　墨書土器出土状況

2

13

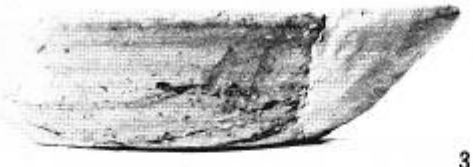
3

14

4

15

6

18

10

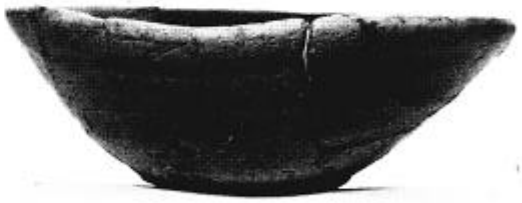
19

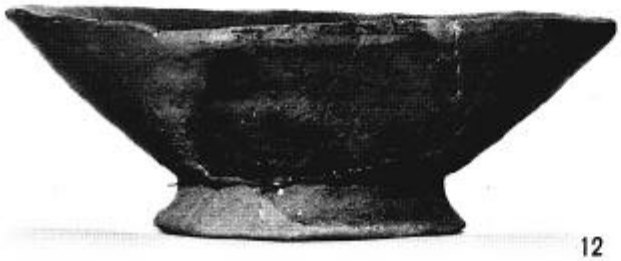
12

21

図版５　第49―２・３次発掘調査出土遺物１

22

31

24

32

25

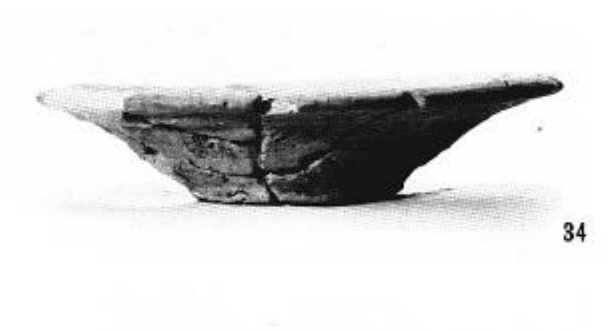
34

27

35

28

36

30

37

38

図版6　第49―2・3次発掘調査出土遺物2

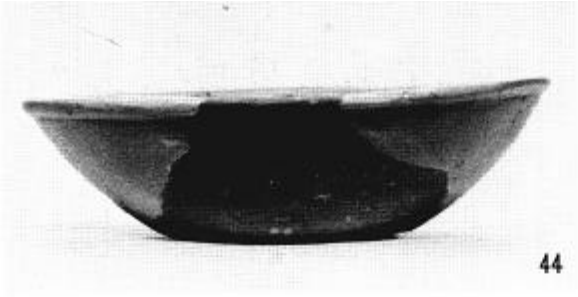
44

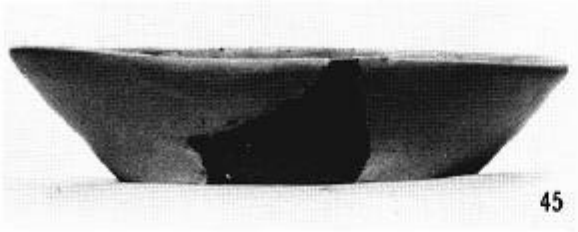
45

46

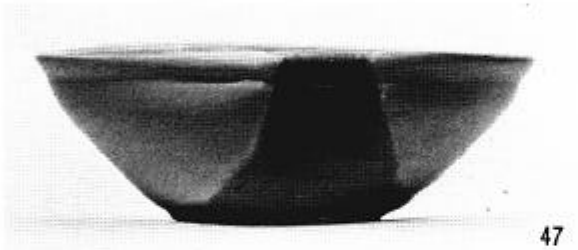
47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

図版７　第49―２・３次発掘調査出土遺物３

57

58

59

60

61

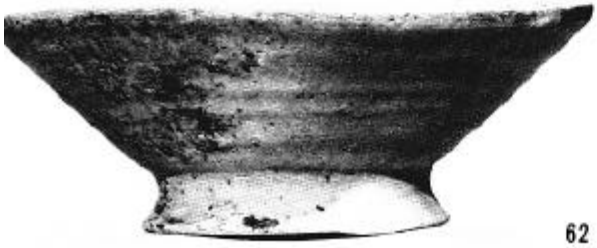

62

63

64

65

66

67

68

69

図版８　第49―２・３次発掘調査出土遺物４

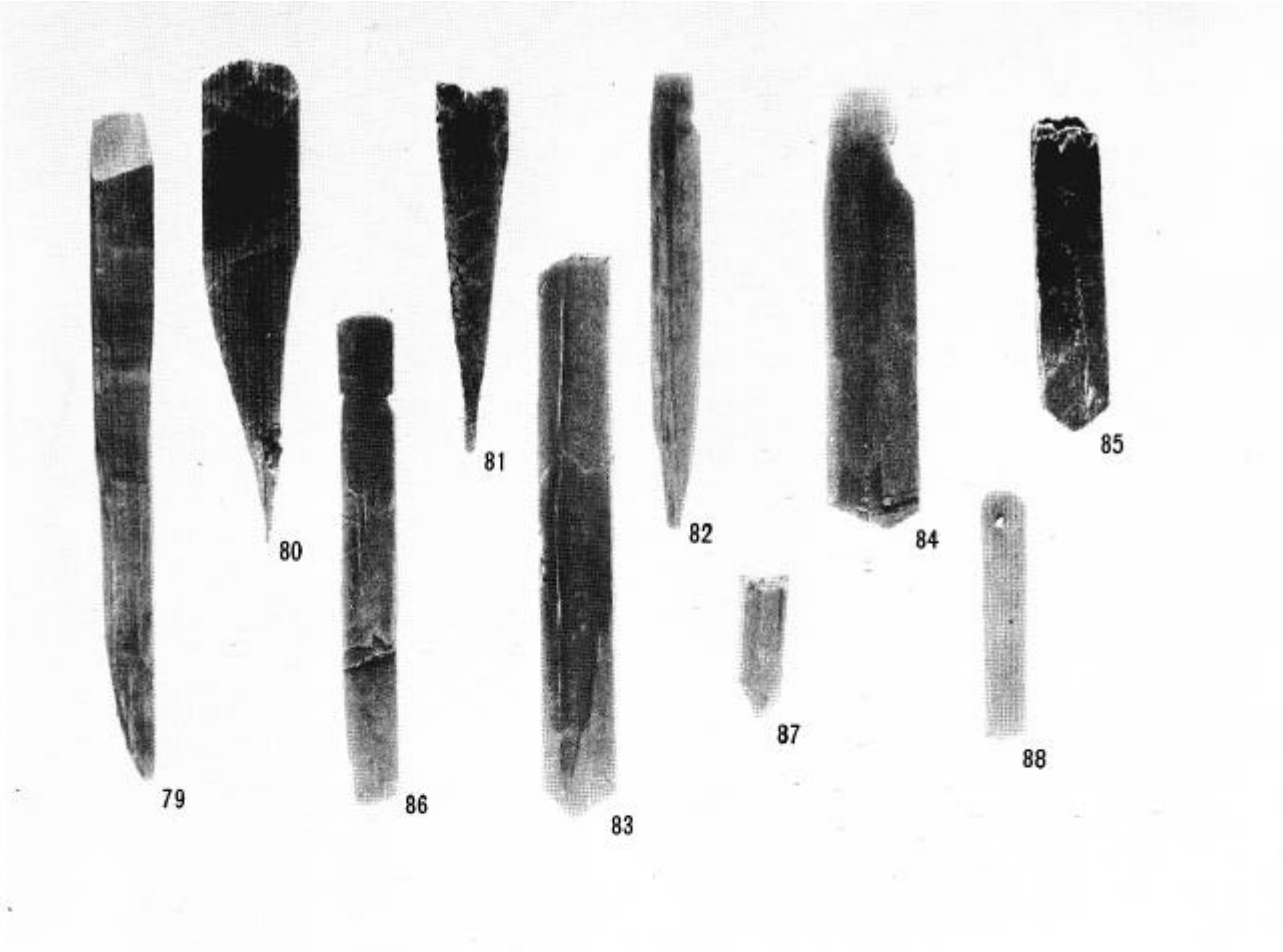

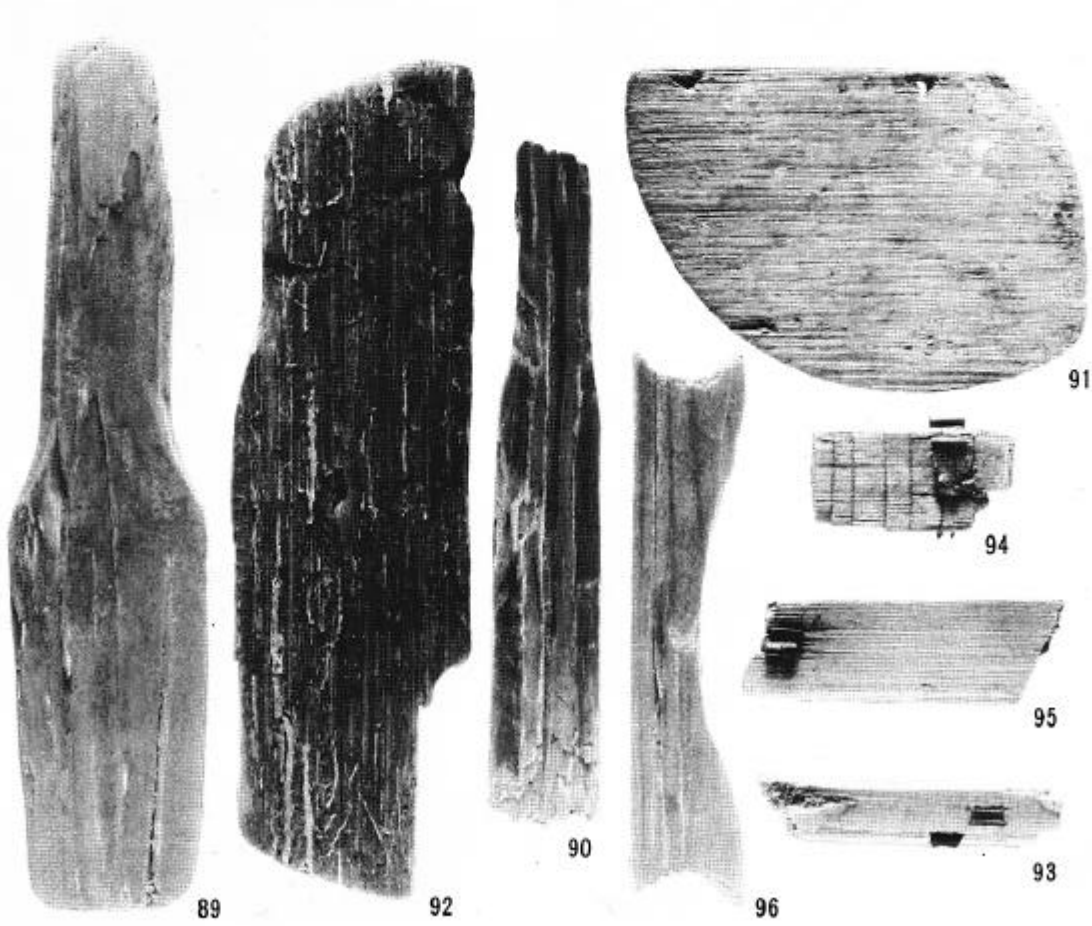

図版９　第49―２・３次発掘調査木製品１

101

103

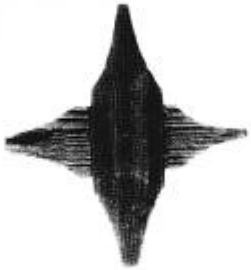

97

119

118

図版10　第49―2・3次発掘調査木製品2

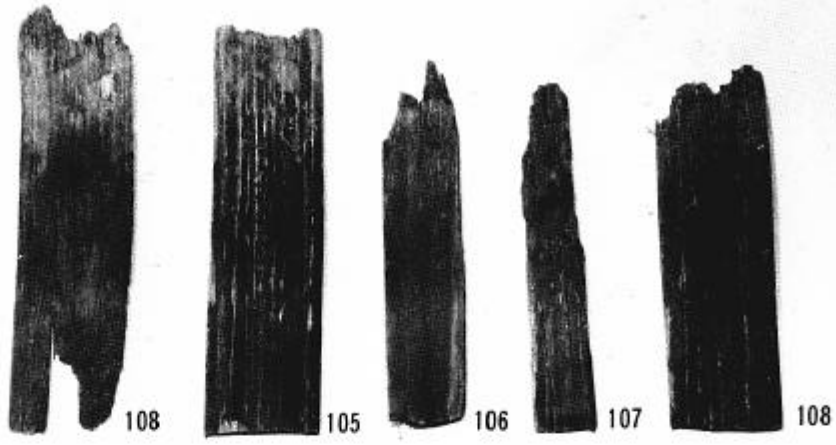

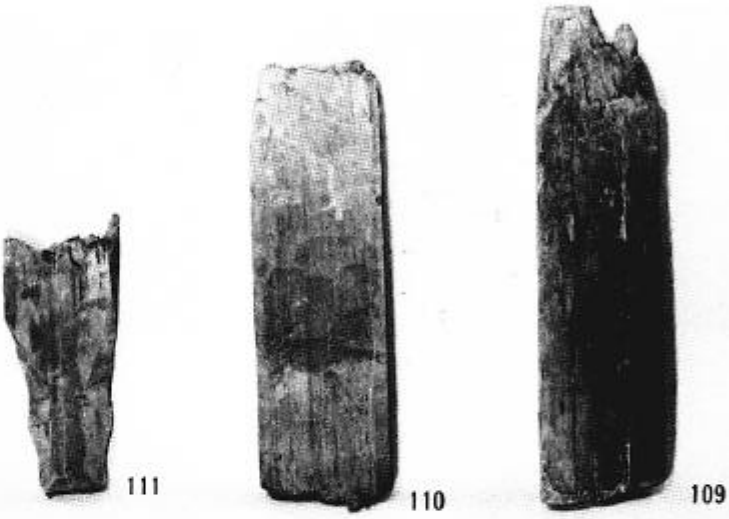

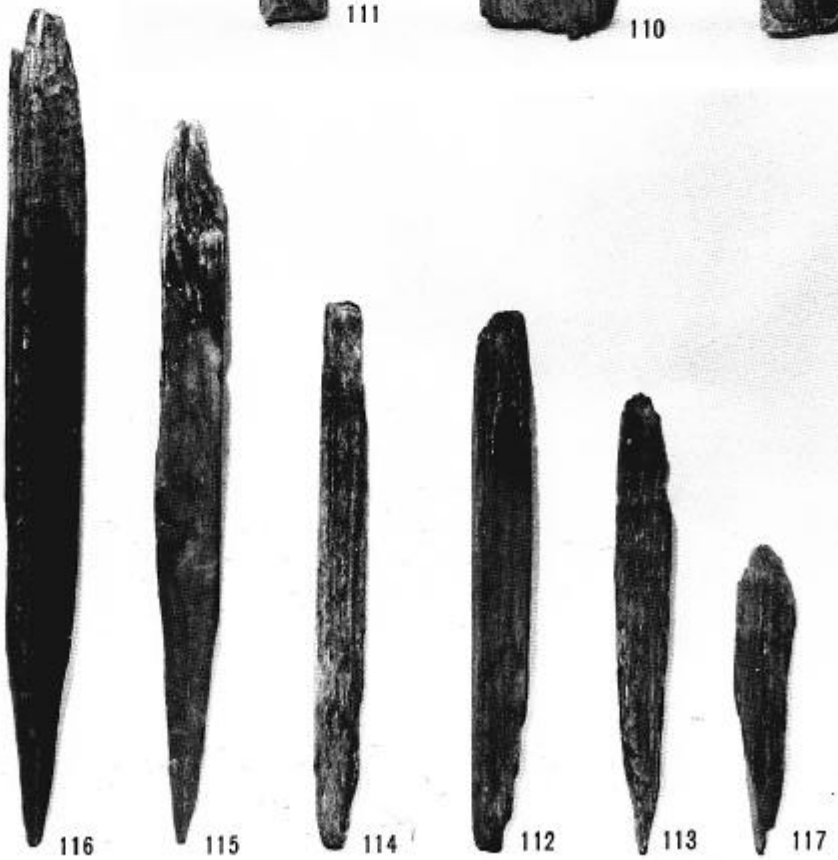

図版11　第49―2・3次発掘調査木製品3

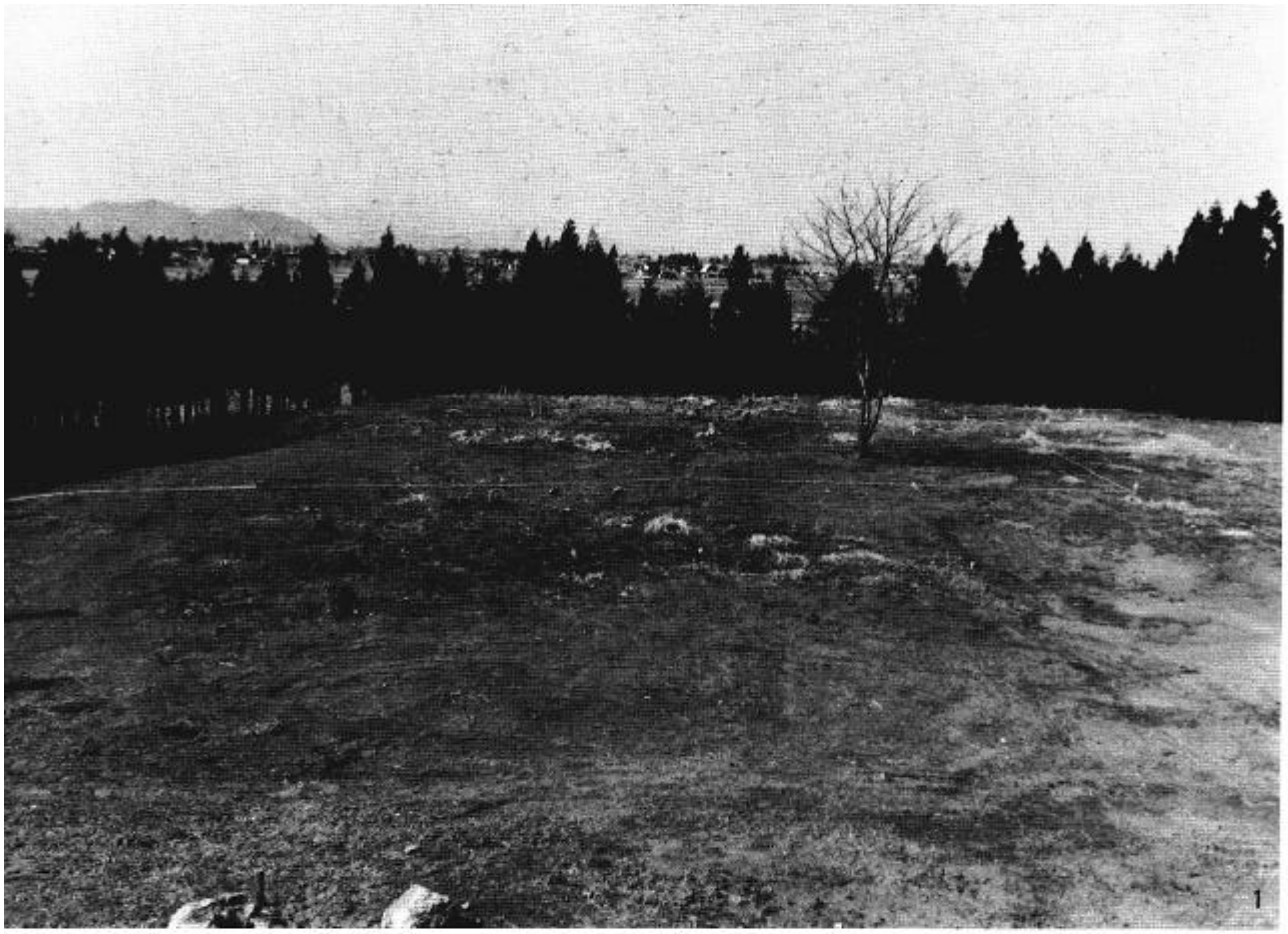

図版12　第53次発掘調査

1　発掘調査前〔南►北〕　　2　調査区全景〔南►北〕

図版13　第53次発掘調査

1　調査区全景〔東►西〕　　2　調査区東部〔南►北〕

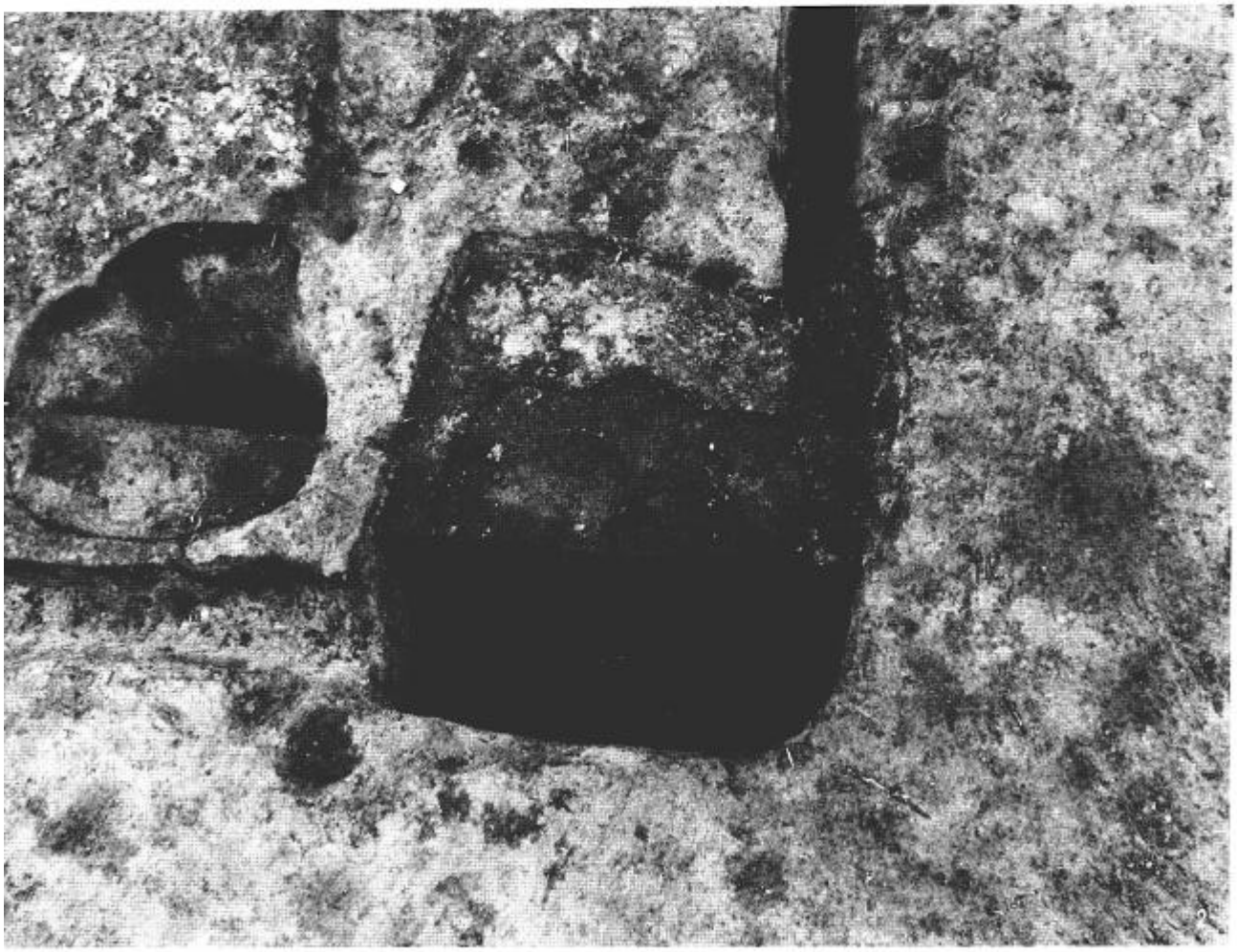

図版14　第53次発掘調査

1　ＳＢ638～640〔南►北〕　　2　ＳＢ640Ａ・Ｂ－１柱・ＳＢ639－1柱〔東►西〕

図版15　第53次発掘調査

1　漆紙出土状況（ＳＢ639・640―4柱）　　2　漆紙出土状況

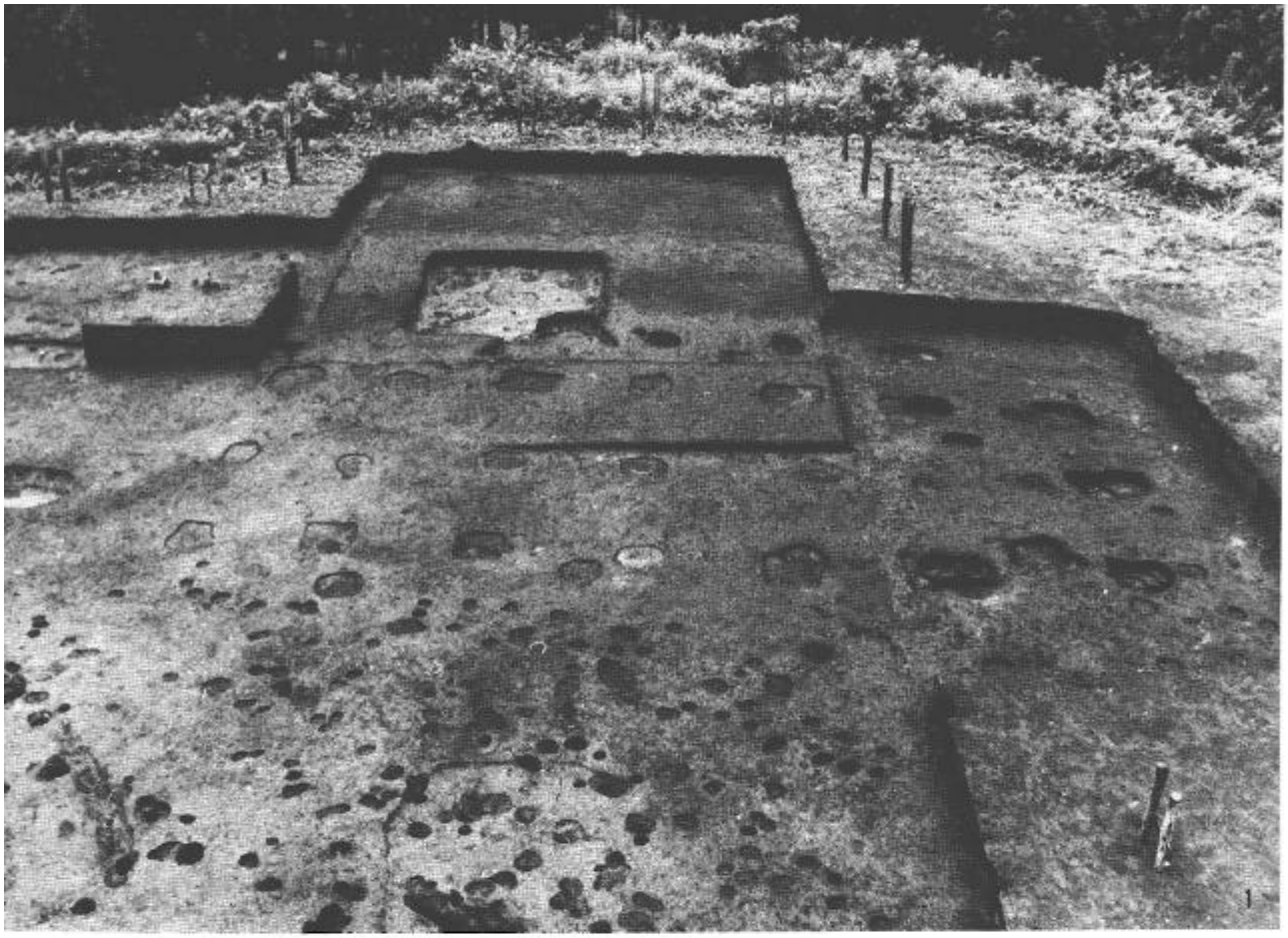

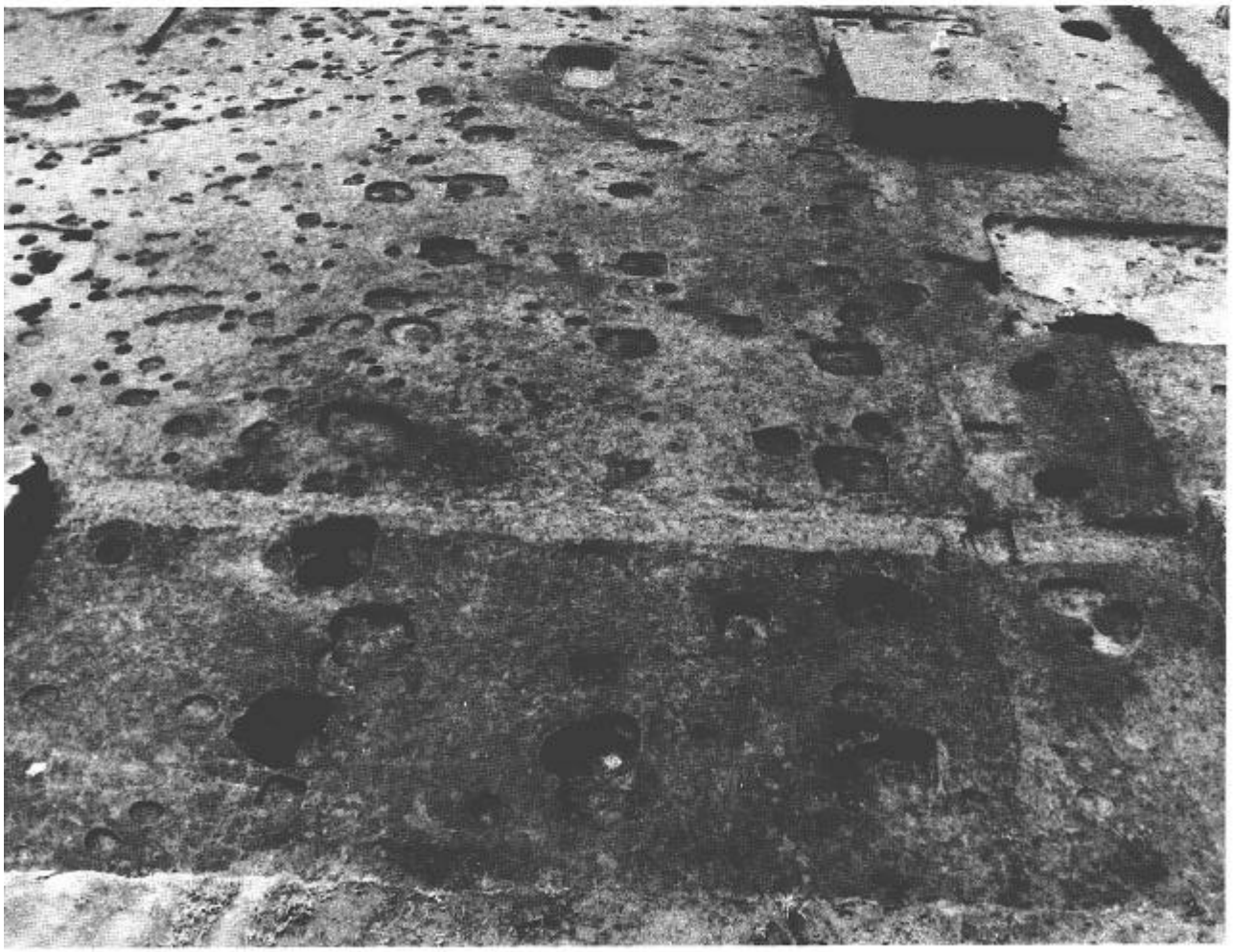

図版16　第53次発掘調査

1　ＳＢ610・611・645〔南►北〕　　2　ＳＢ610・611・645〔東►西〕

図版17

第53次発掘調査

1　ＳＢ620・ＳＤ646
〔南►北〕

2　ＳＢ620・ＳＤ646
〔西►東〕

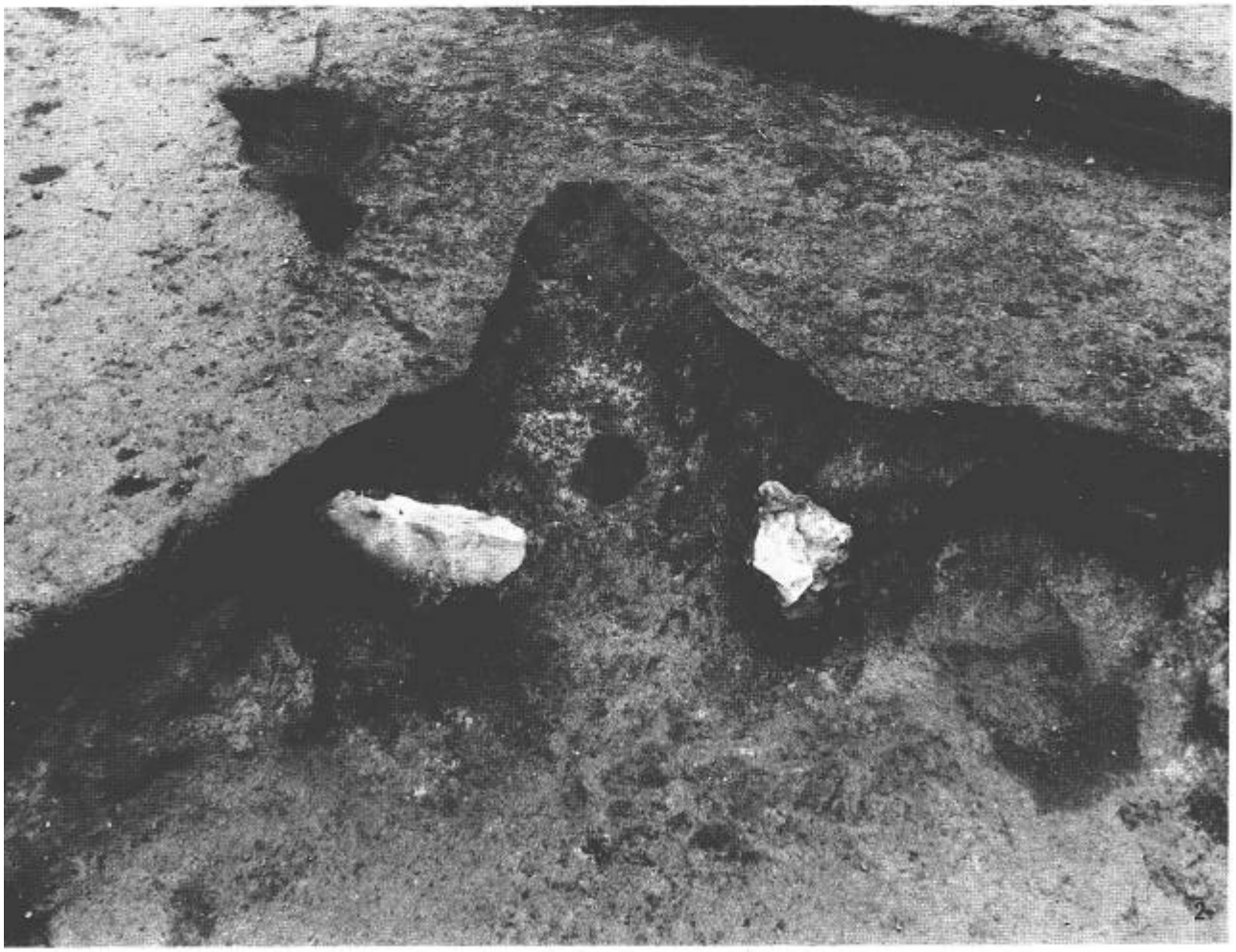

図版18　第53次発掘調査

1　S I 571〔南►北〕　　2　S I 571カマド〔北西►南東〕

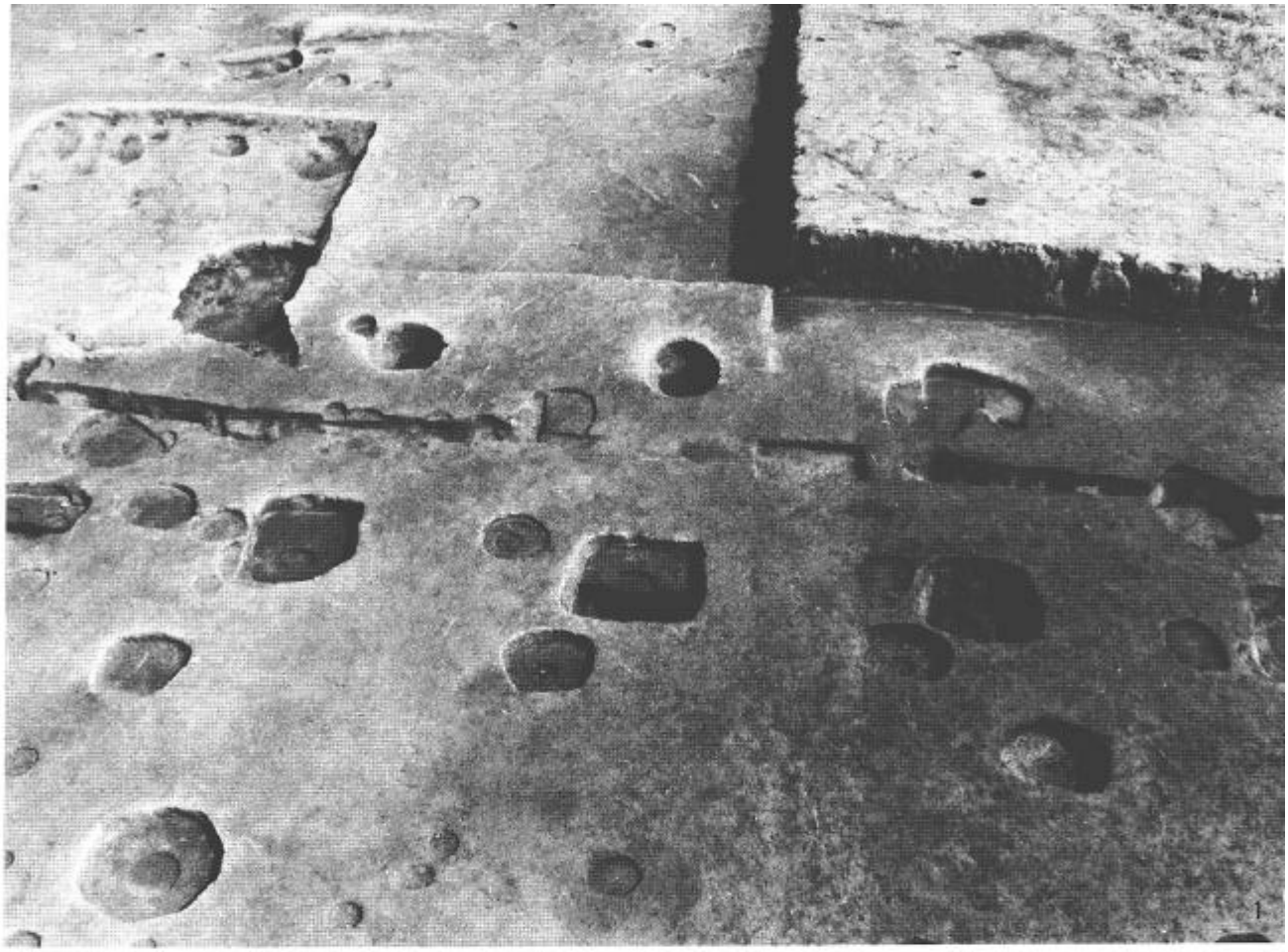

図版19　第53次発掘調査

1　ＳＢ645・ＳＤ187・646〔南►北〕　　2　ＳＩ580〔北東►南西〕

図版20　第53次発掘調査

1　ＳＤ483・ＳＸ598・599〔北►南〕　2　ＳＤ606〔西►東〕

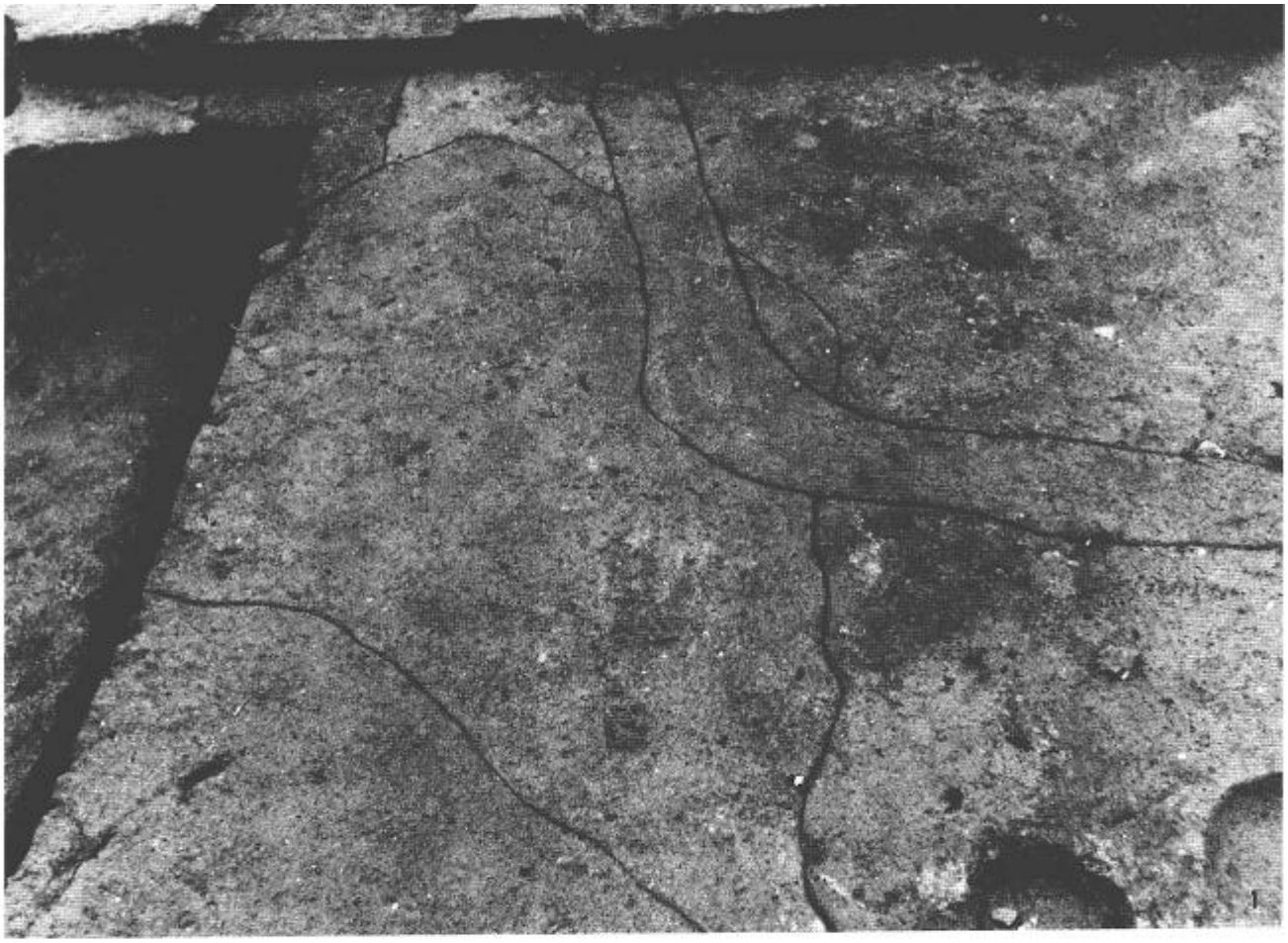

図版21　第53次発掘調査

1　ＳＤ139・143重複（西►東）　　2　ＳＩ571遺物出土状況

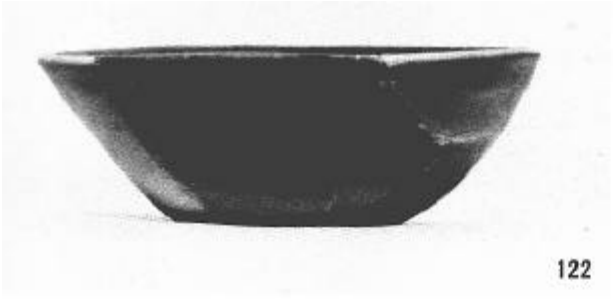
122

129

123

130

124

131

125

132

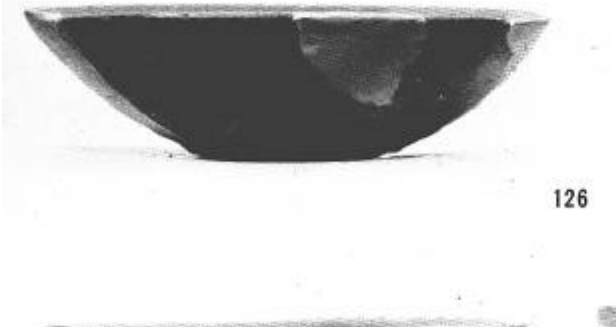
126

127

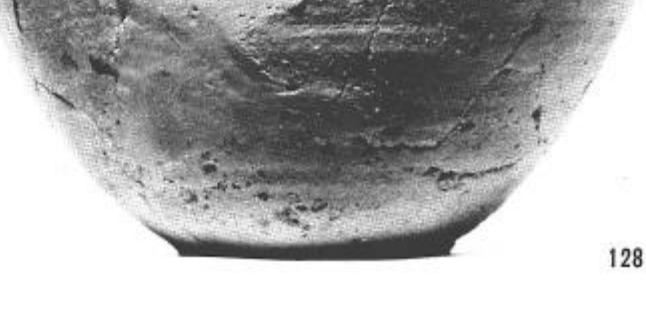
128

図版22　第53次発掘調査出土遺物 1

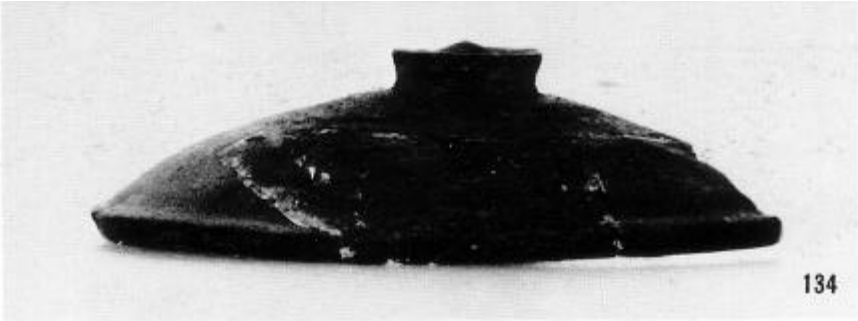

図版23　第53次発掘調査出土遺物２

136

140

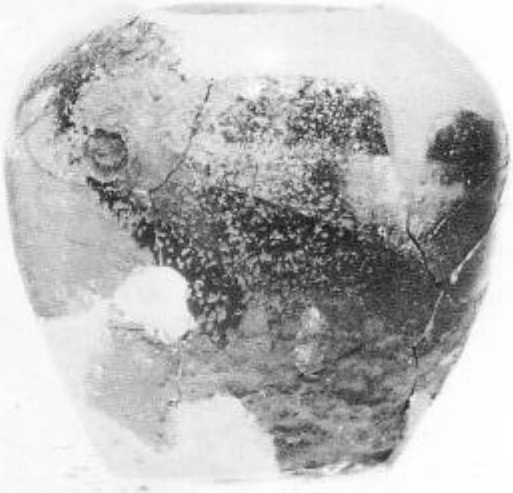

137

図版24　第53次発掘調査出土遺物３

138

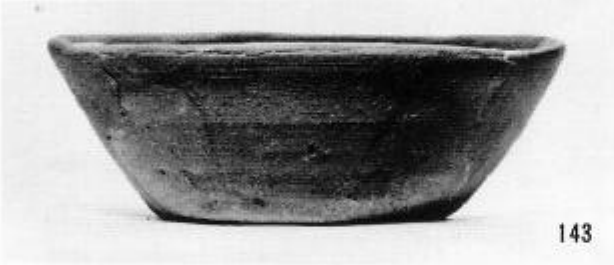

143

144

145

146

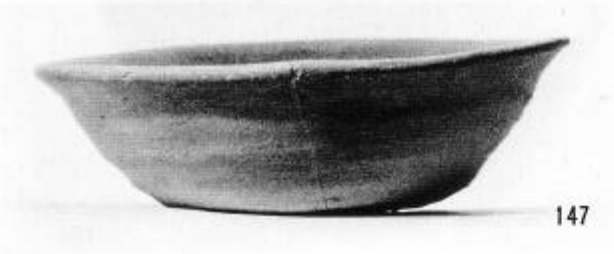

147

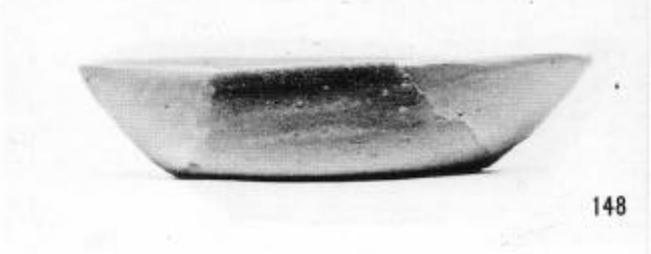

148

図版25　第53次発掘調査出土遺物４

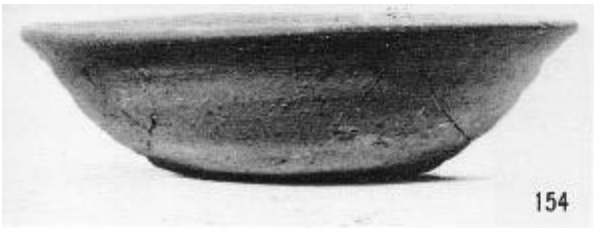
154

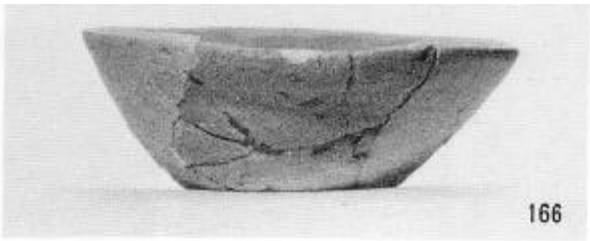
166

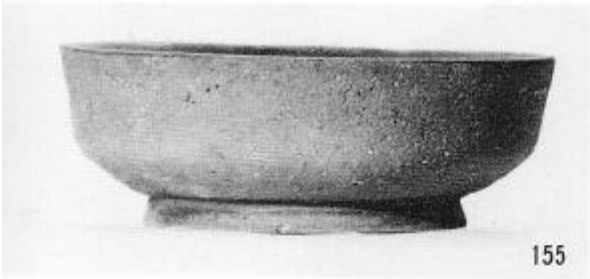
155

167

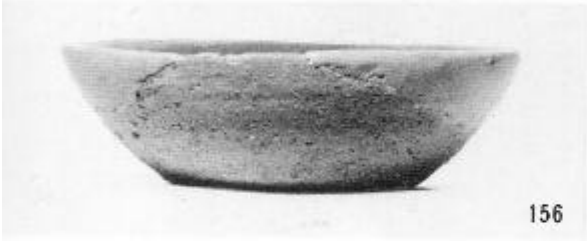
156

168

157

169

158

164

159

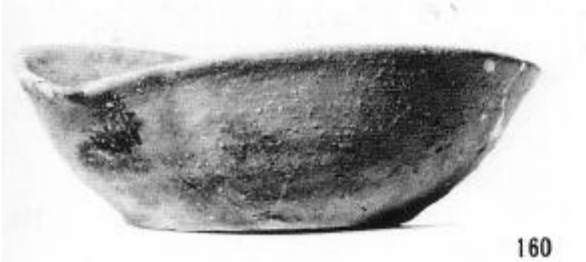
160

図版26　第53次発掘調査出土遺物５

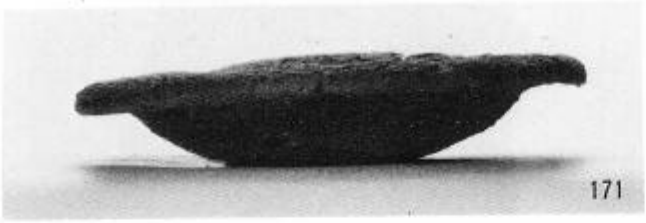

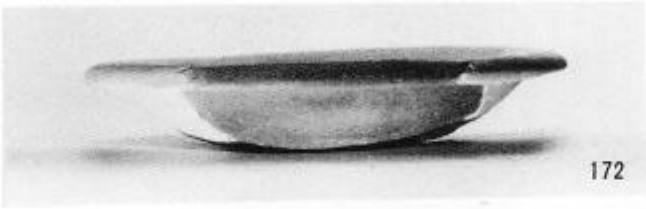

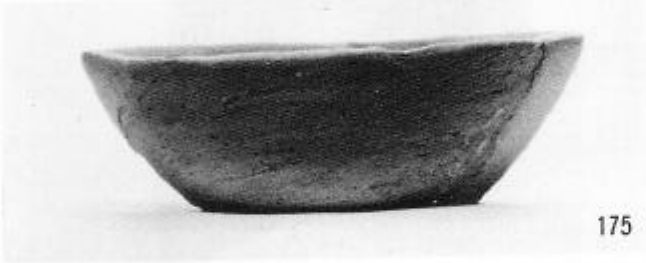

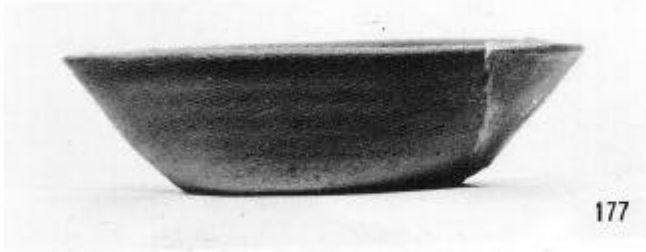

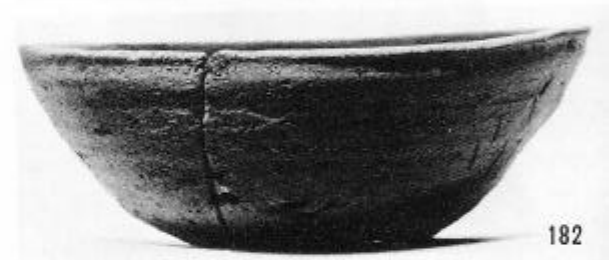

図版27　第53次発掘調査出土遺物6

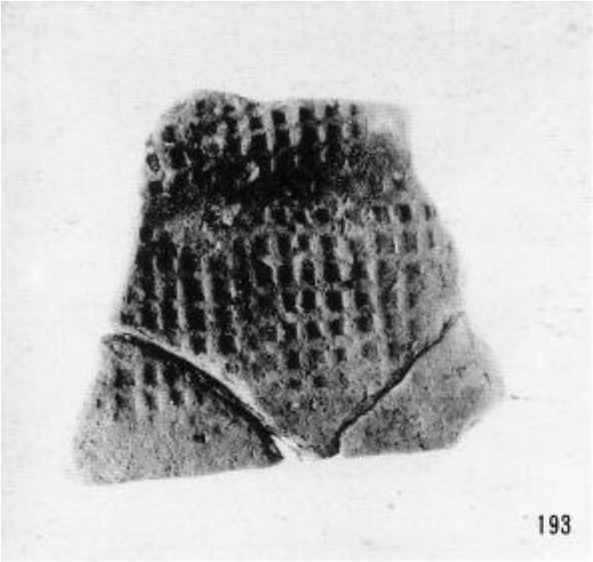

193

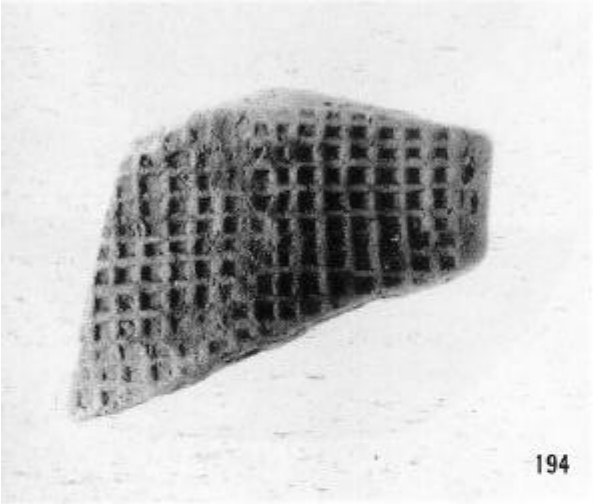

194

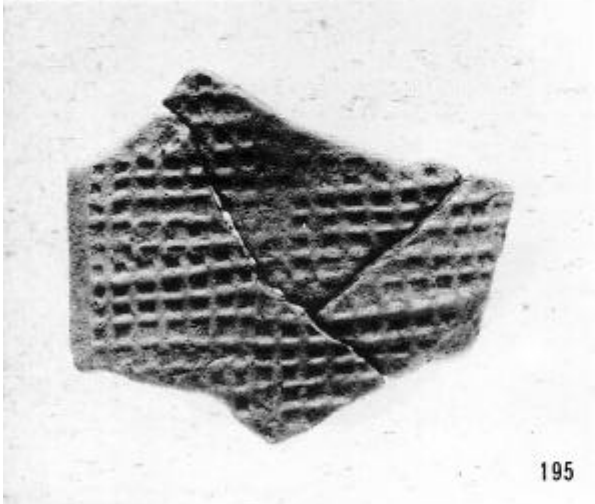

195

196

図版28　第53次発掘調査出土遺物７

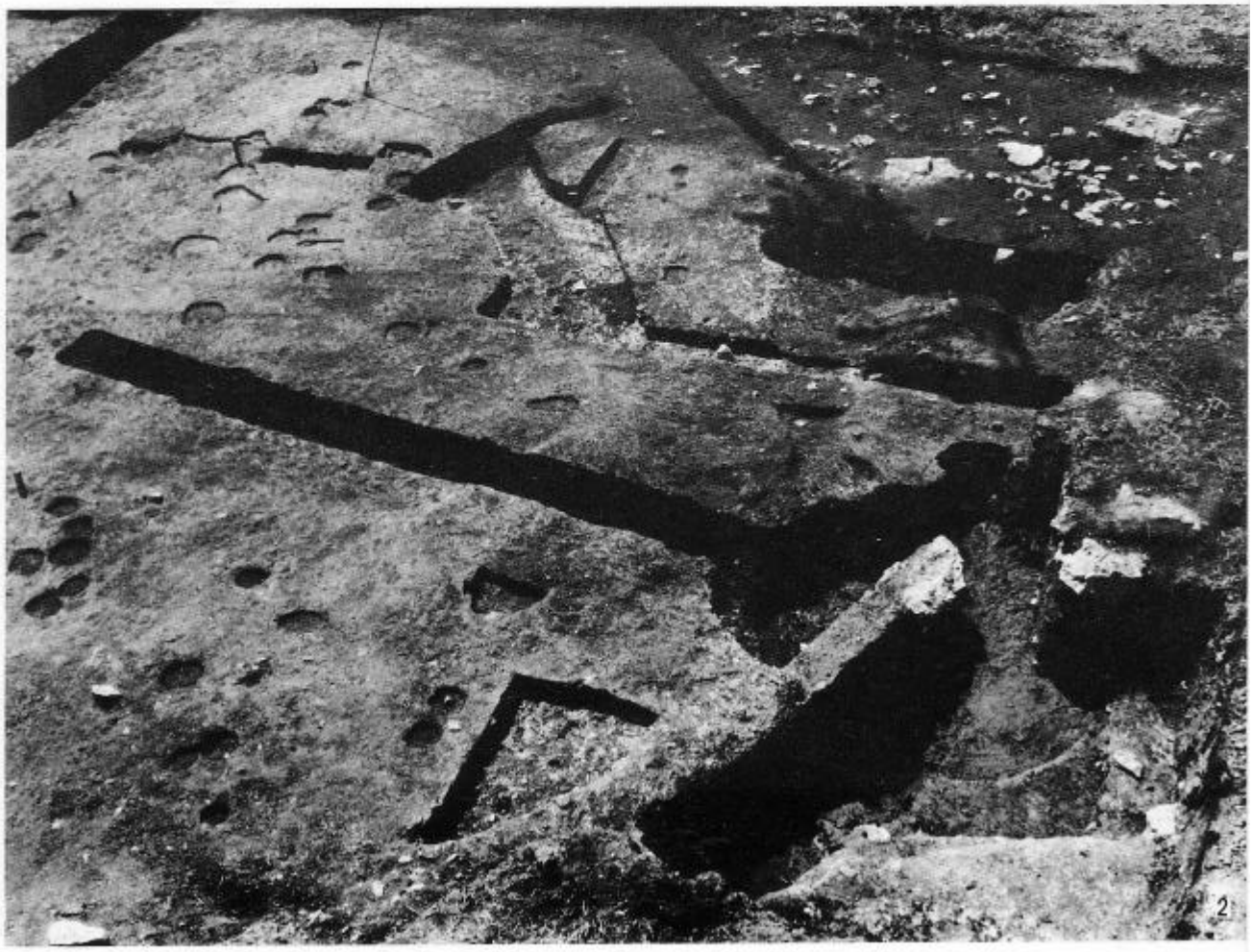

図版29　第54次発掘調査

1　A地区全景〔北►南〕　　2　A地区西部〔北西►南東〕

図版30　第54次発掘調査

1　ＳＤ656〔北►南〕　　2　ＳＤ656〔南►北〕

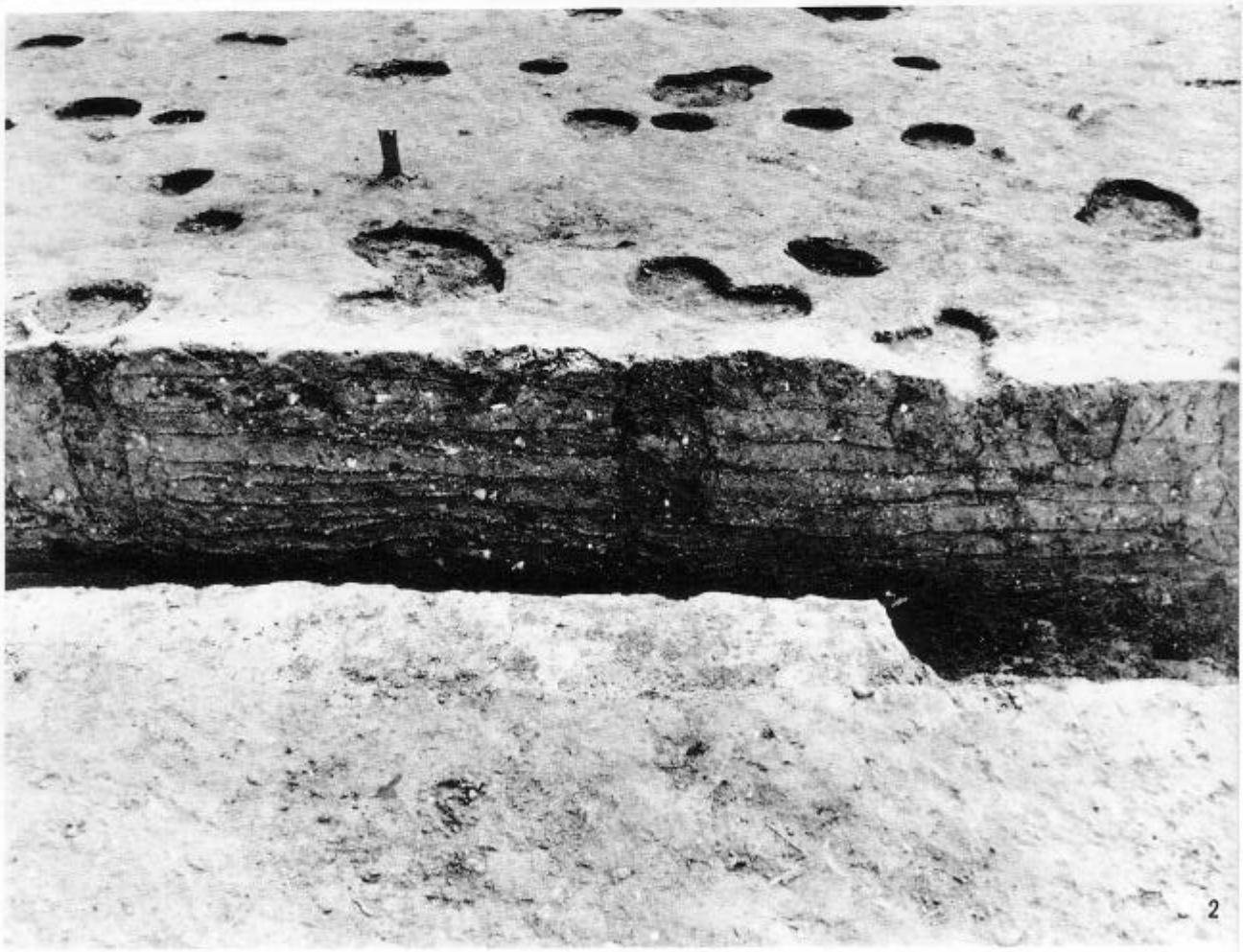

図版31　第54次発掘調査

1　ＳＢ230－９柱　　2　ＳＦ650〔西►東〕

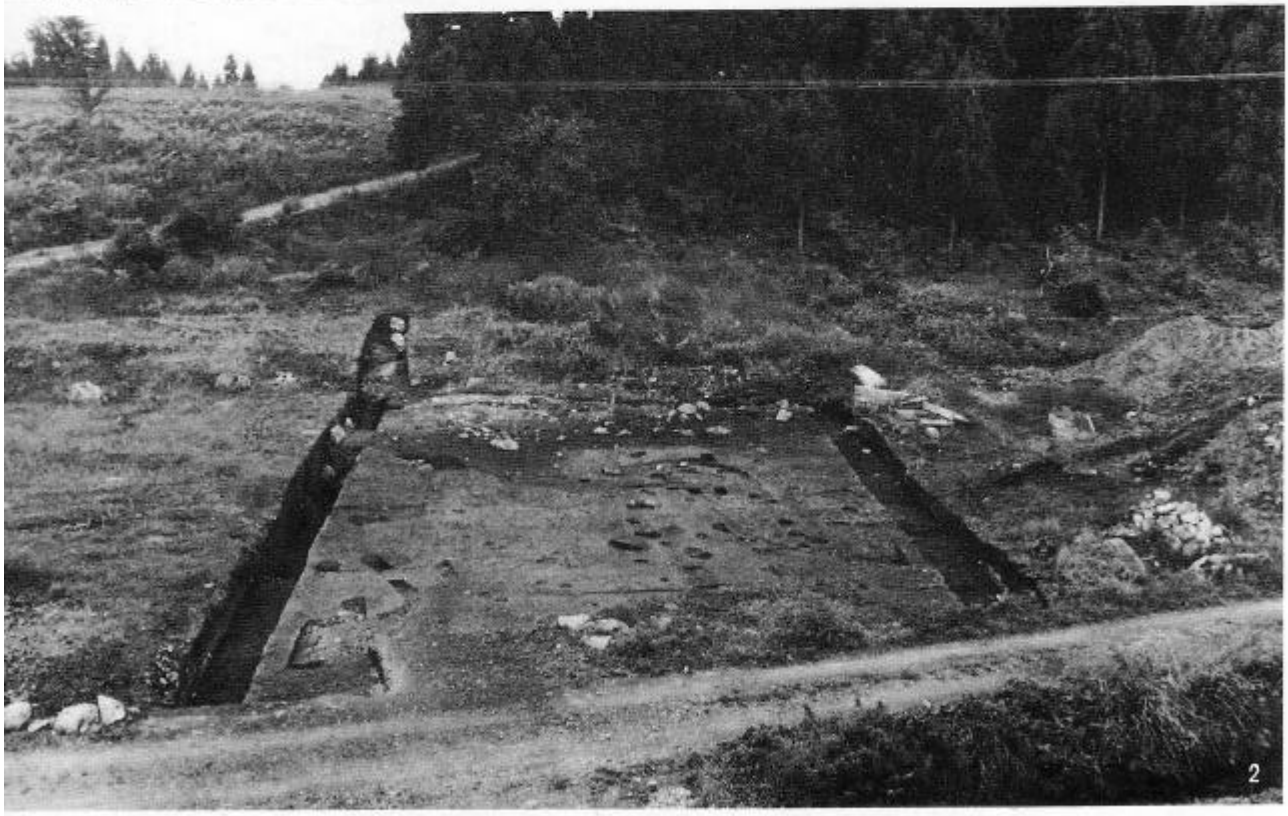

図版32　第54次発掘調査

1　B地区全景〔西►東〕　　2　B地区全景〔南►北〕

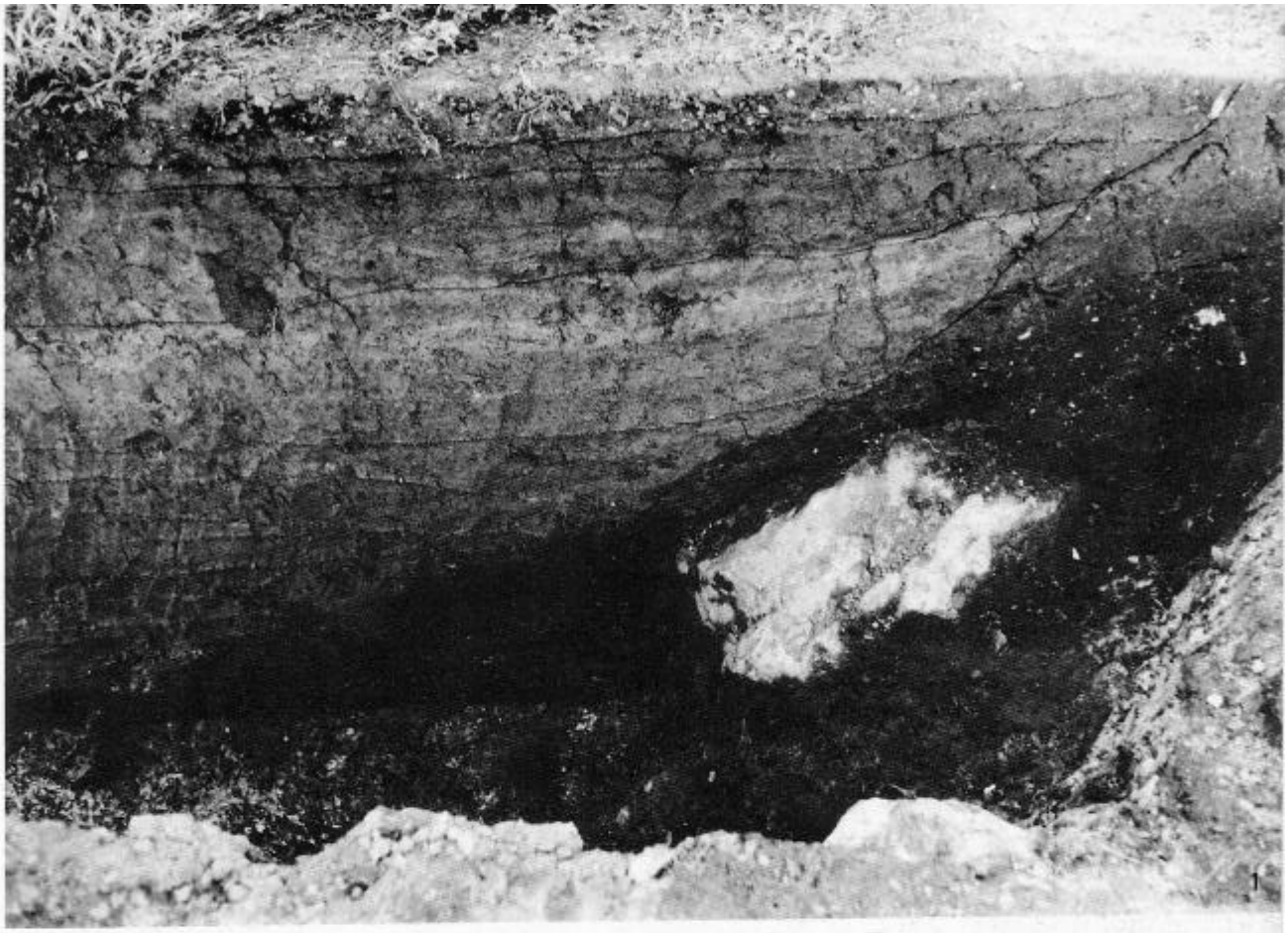

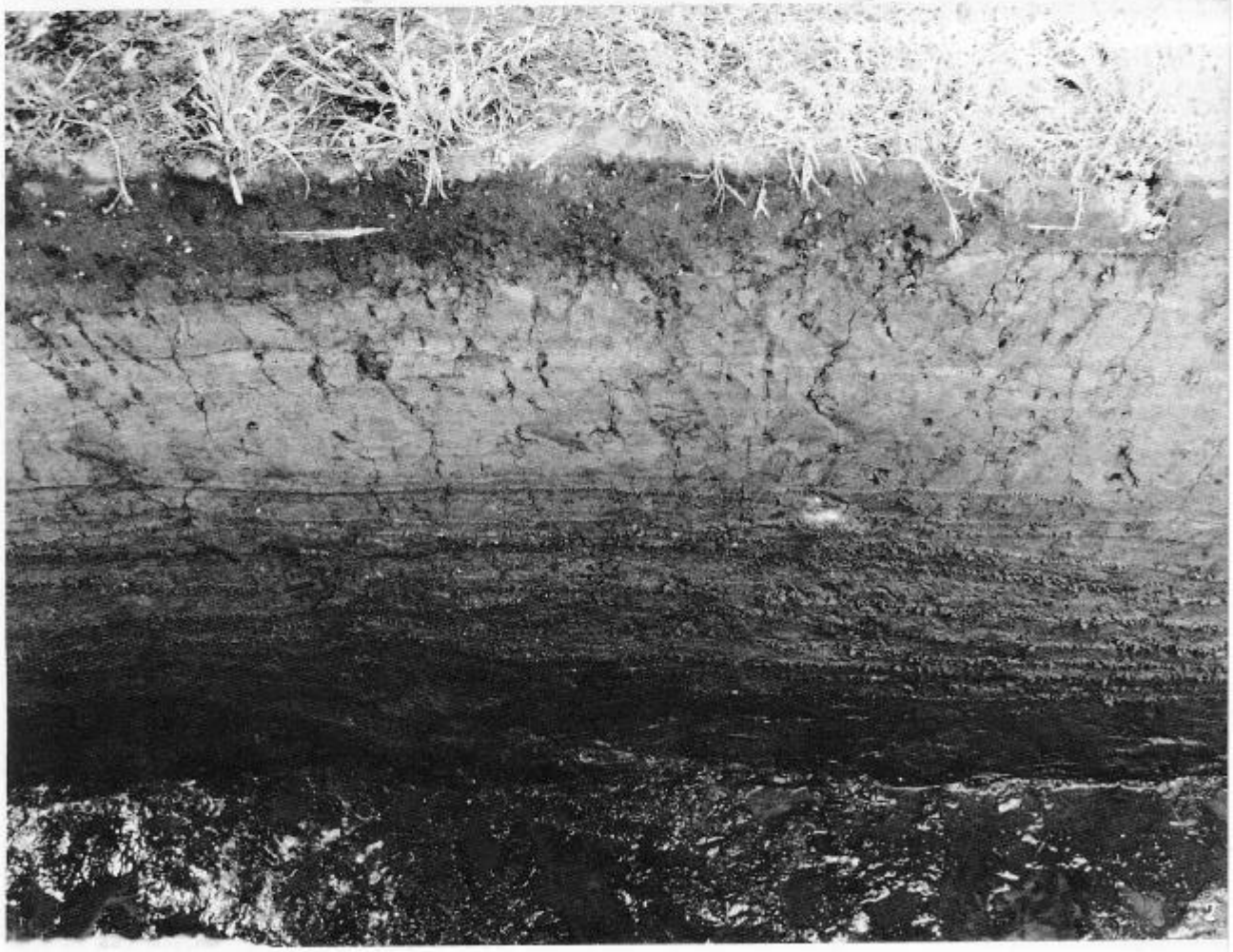

図版33　第54次発掘調査

1　ＳＸ671〔東►西〕　　2　ＳＸ671〔東►西〕

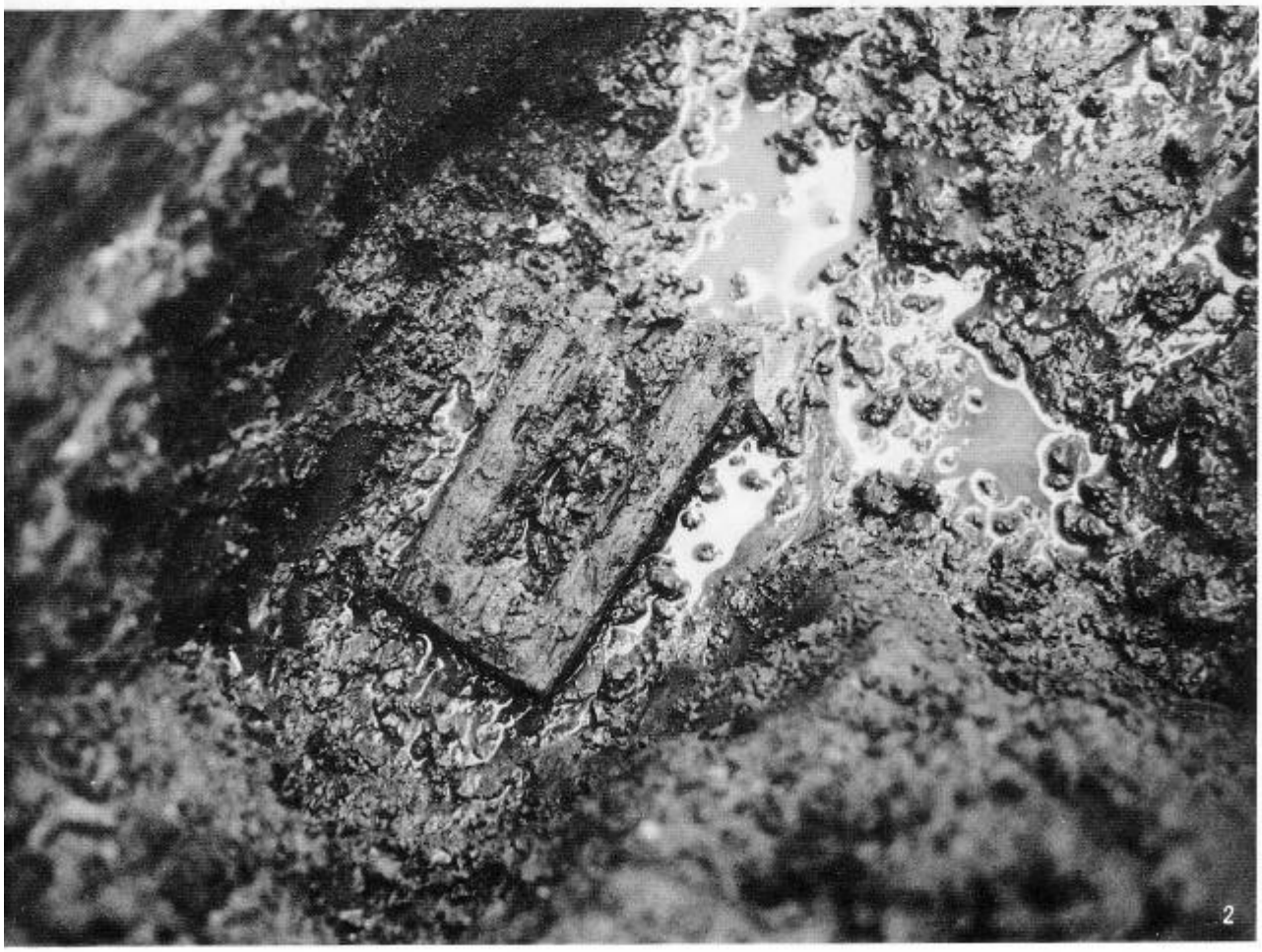

図版34　第54次発掘調査

1　遺物出土状況　　2　遺物出土状況

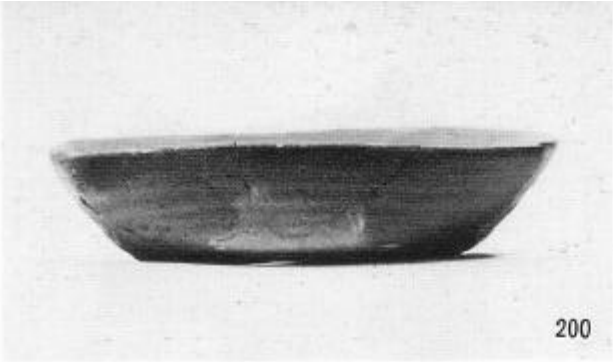
200

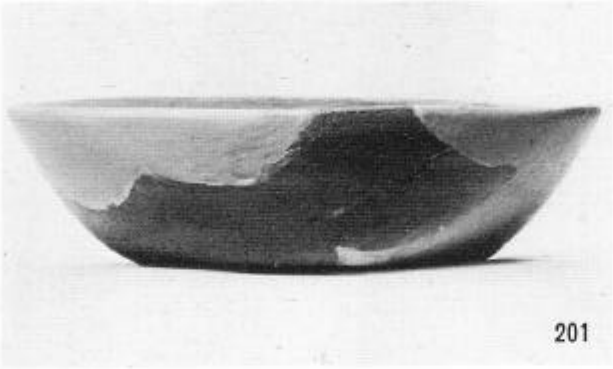
201

202

203

204

205

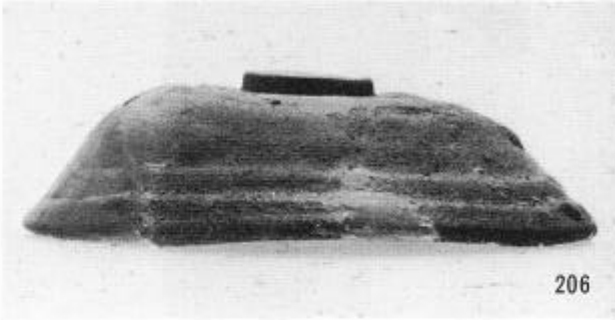
206

207

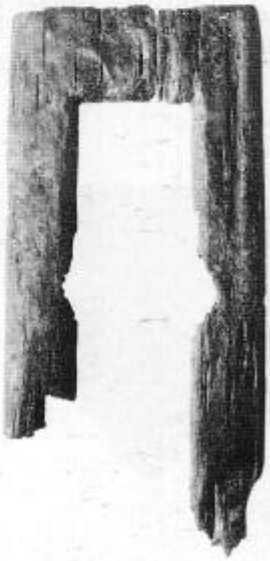
209

図版35　第54次発掘調査出土遺物１

213

214

216

215

図版36　第54次発掘調査出土遺物２

図版37 「ホイド清水」出土木簡（1）

1 第1号木簡（模写）

2 第2号木簡

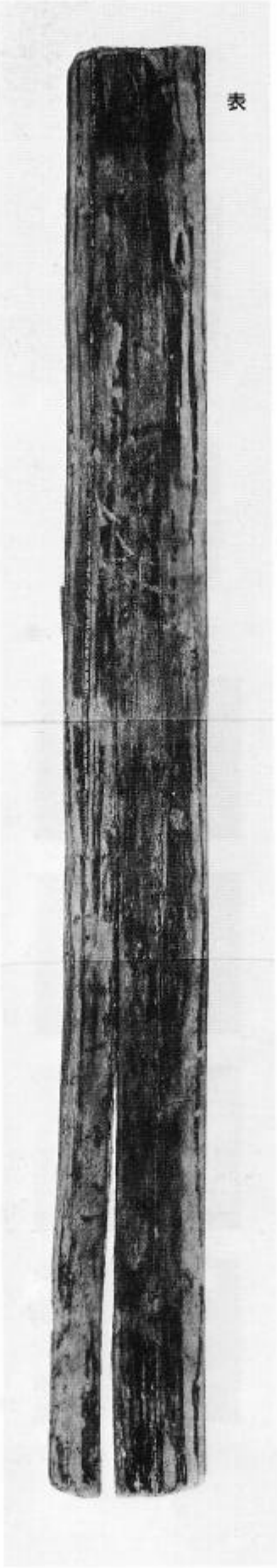

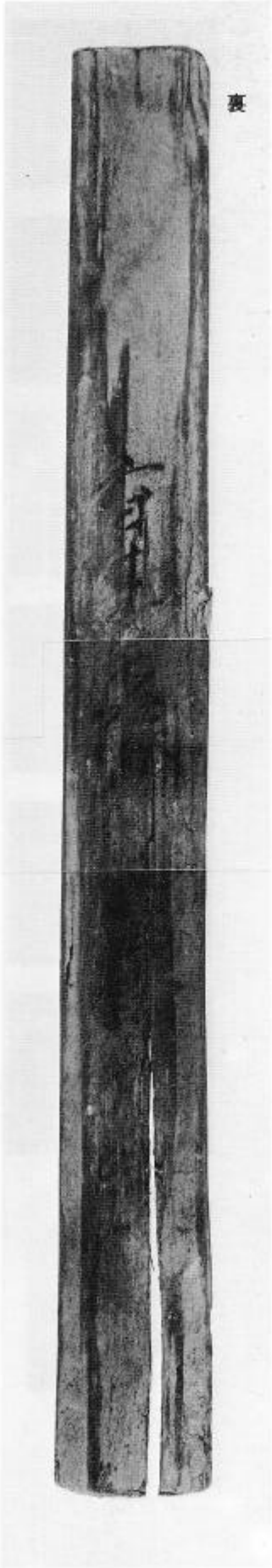

図版38

第2号木簡（赤外線テレビ）

「ホイド清水」出土木簡（2）

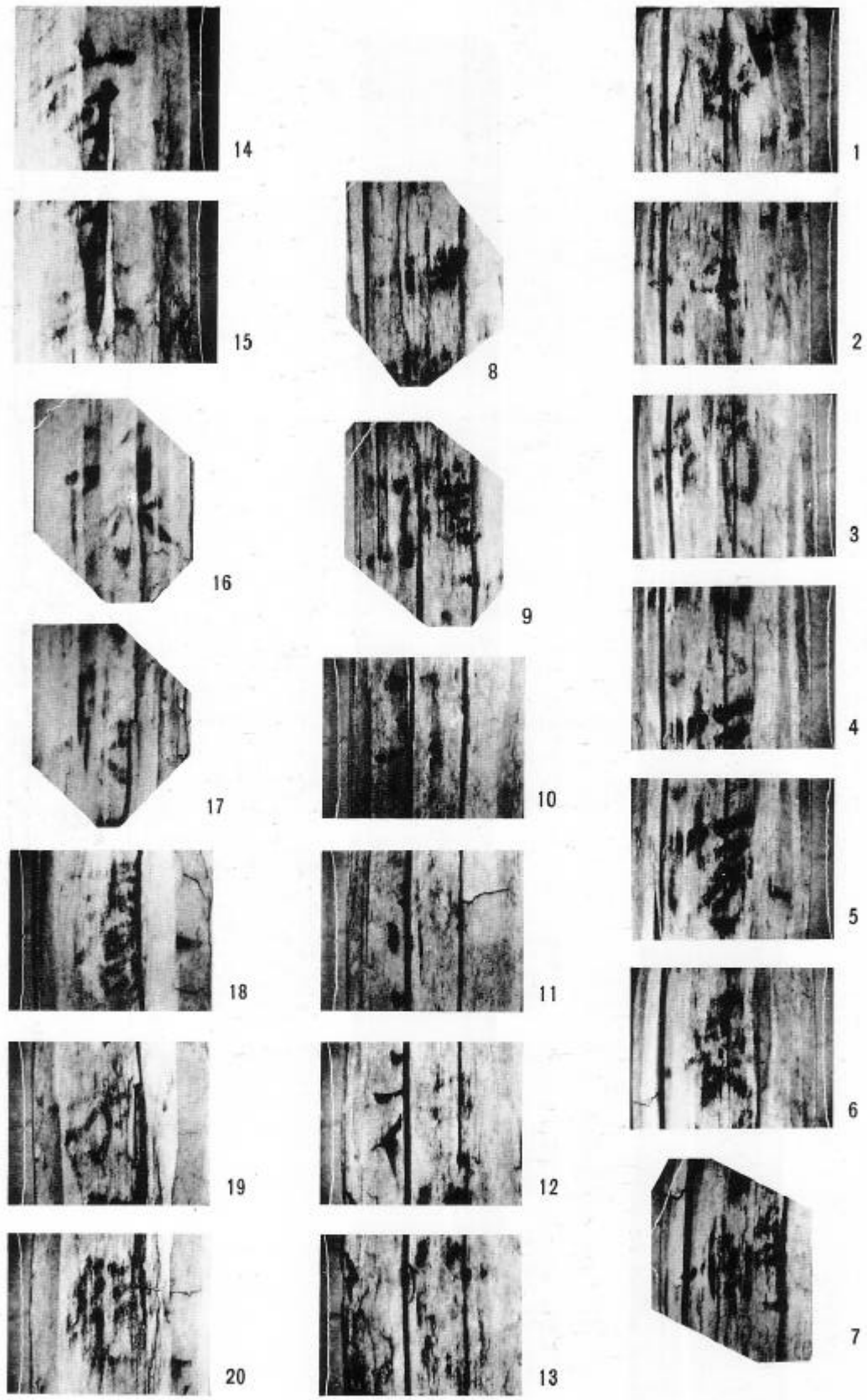

図版39 「ホイド清水」出土木簡(3)

1 第3号木簡・表(右)・裏(左)

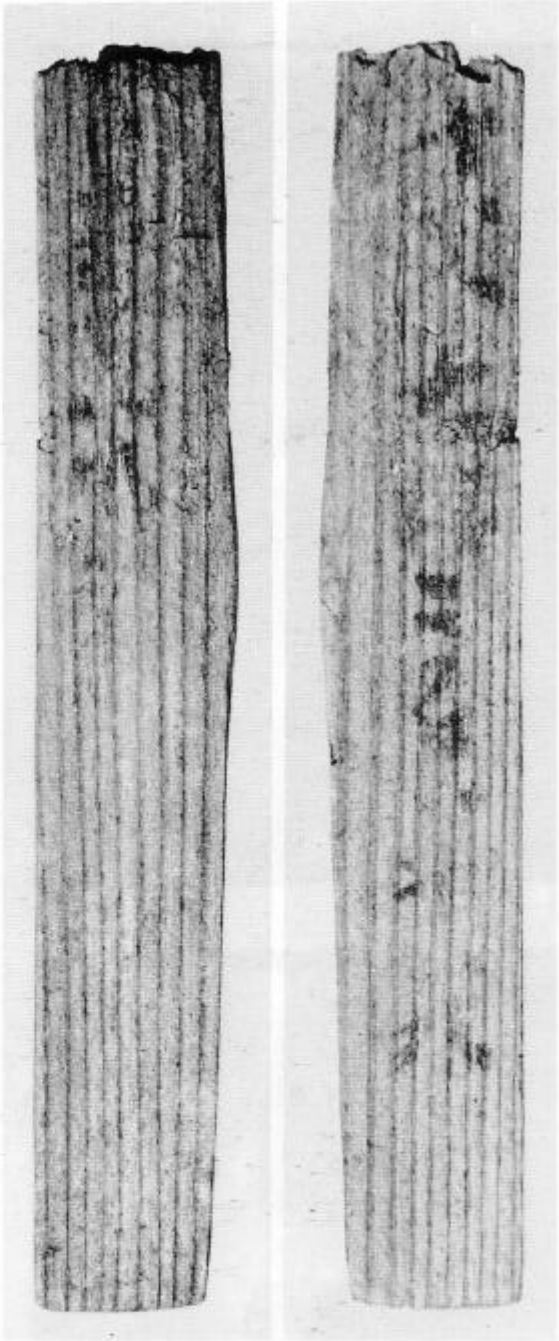

2 第15号木簡・表(右)・裏(左)

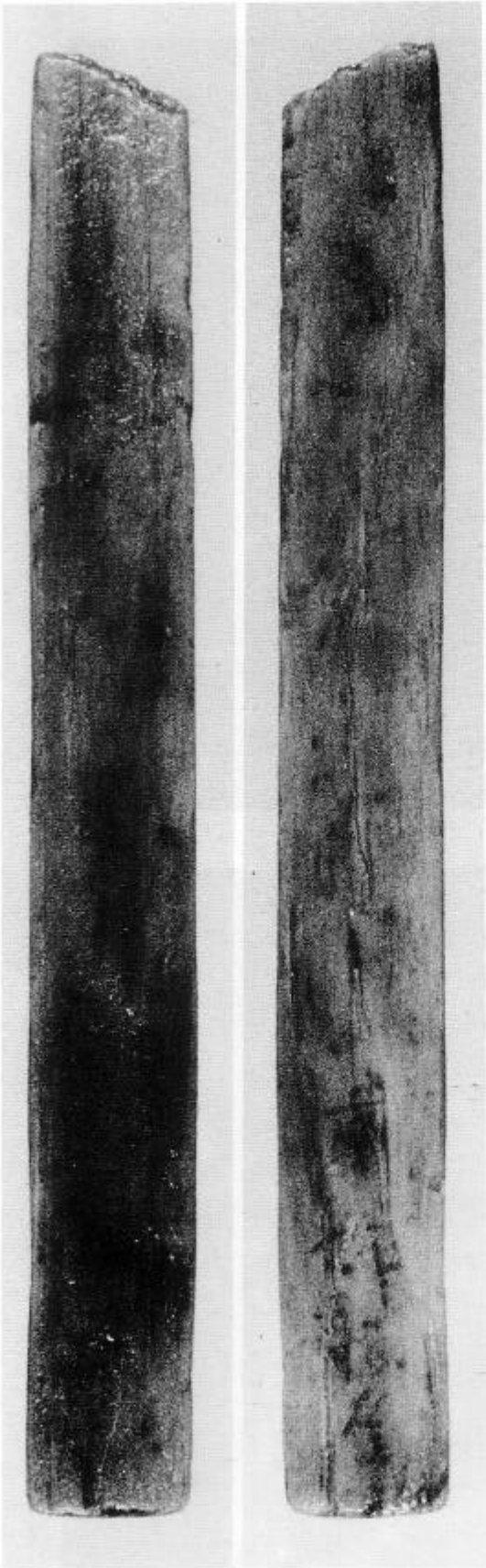

図版40

第15号木簡・表（赤外線テレビ）

「ホイド清水」出土木簡（4）

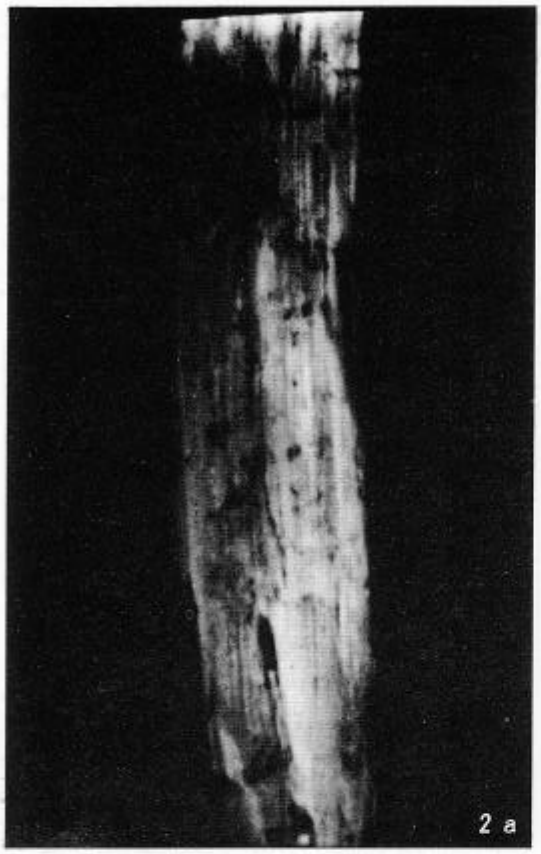

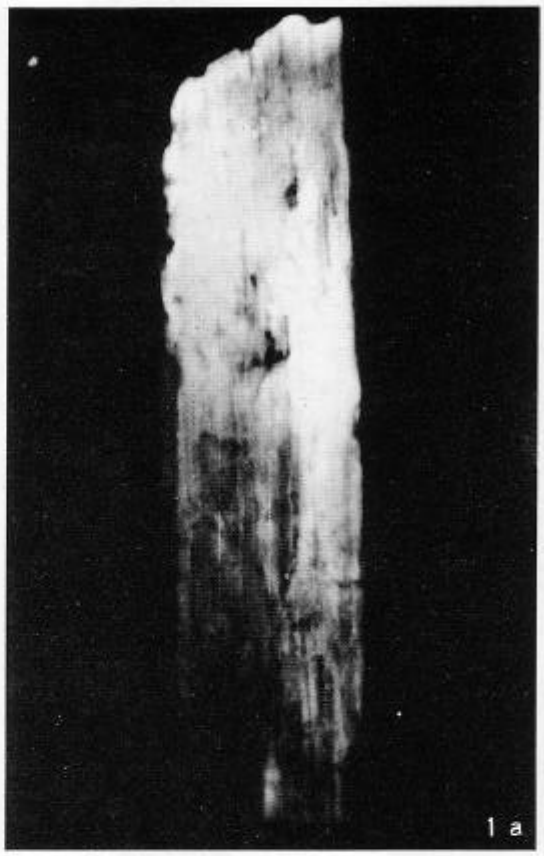

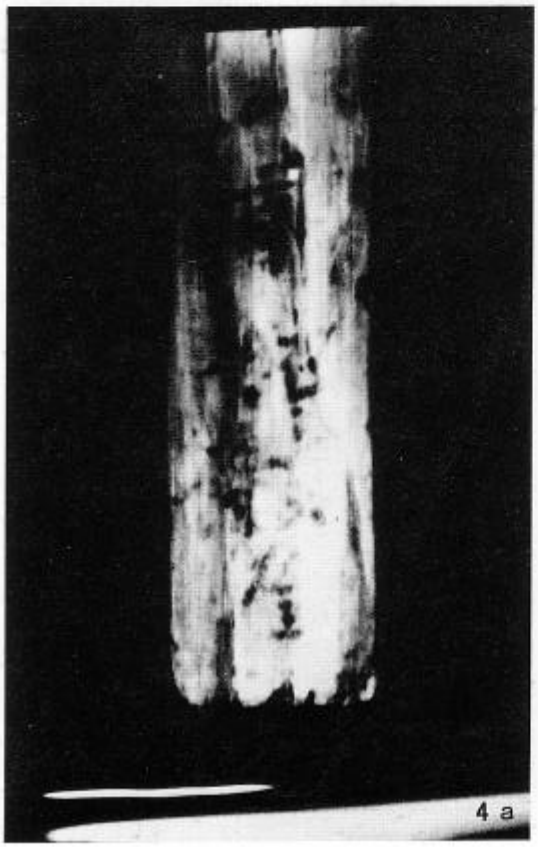

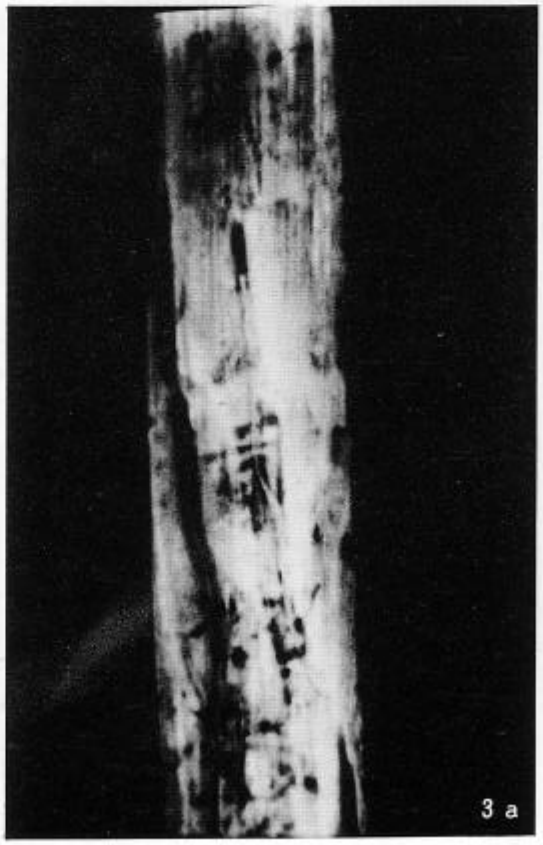

図版41 「ホイド清水」出土木簡（5）
第15号木簡・裏（赤外線テレビ）

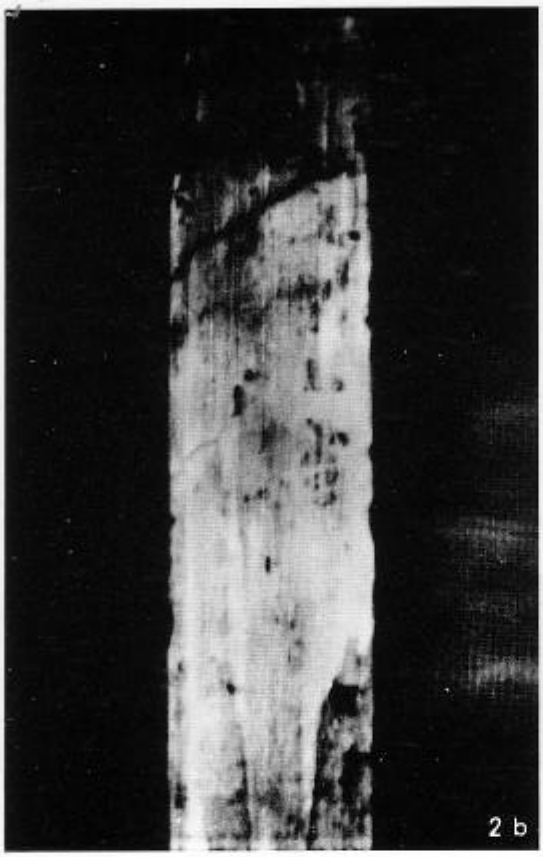

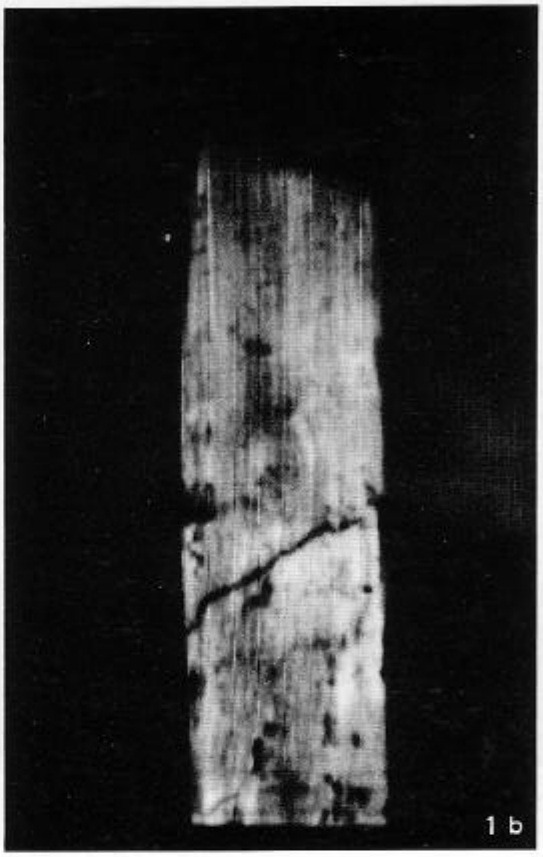

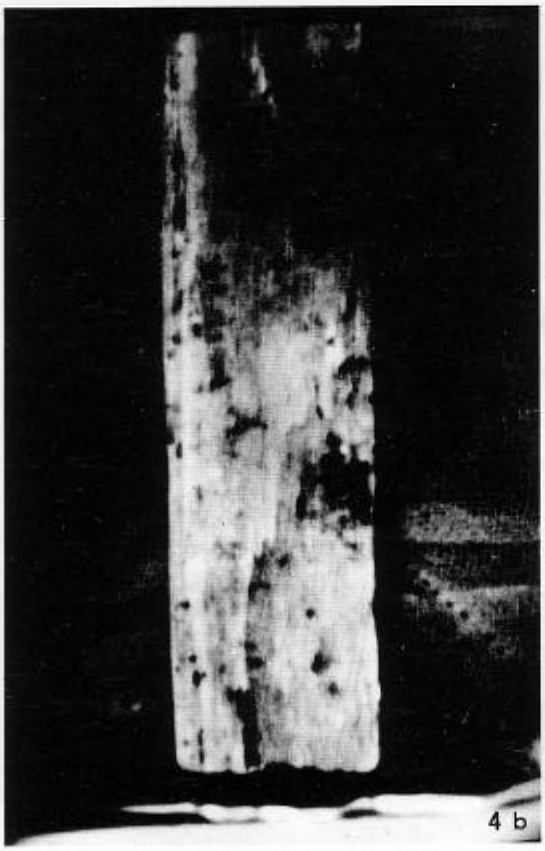

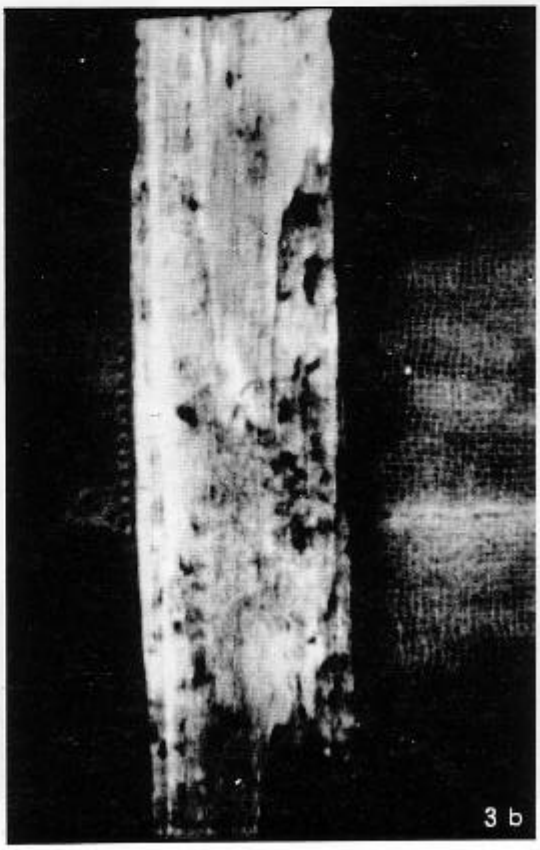

第15号木簡・裏(赤外線テレビ)

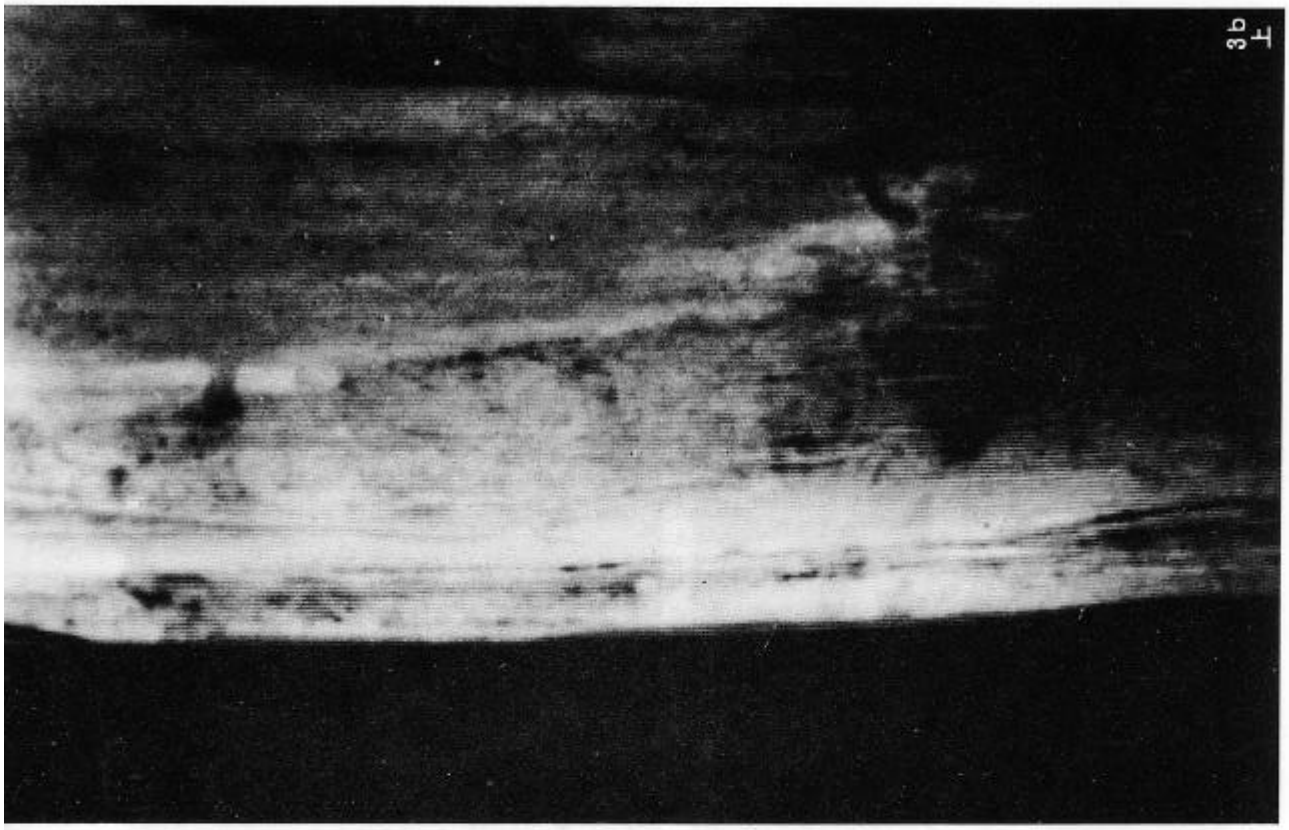

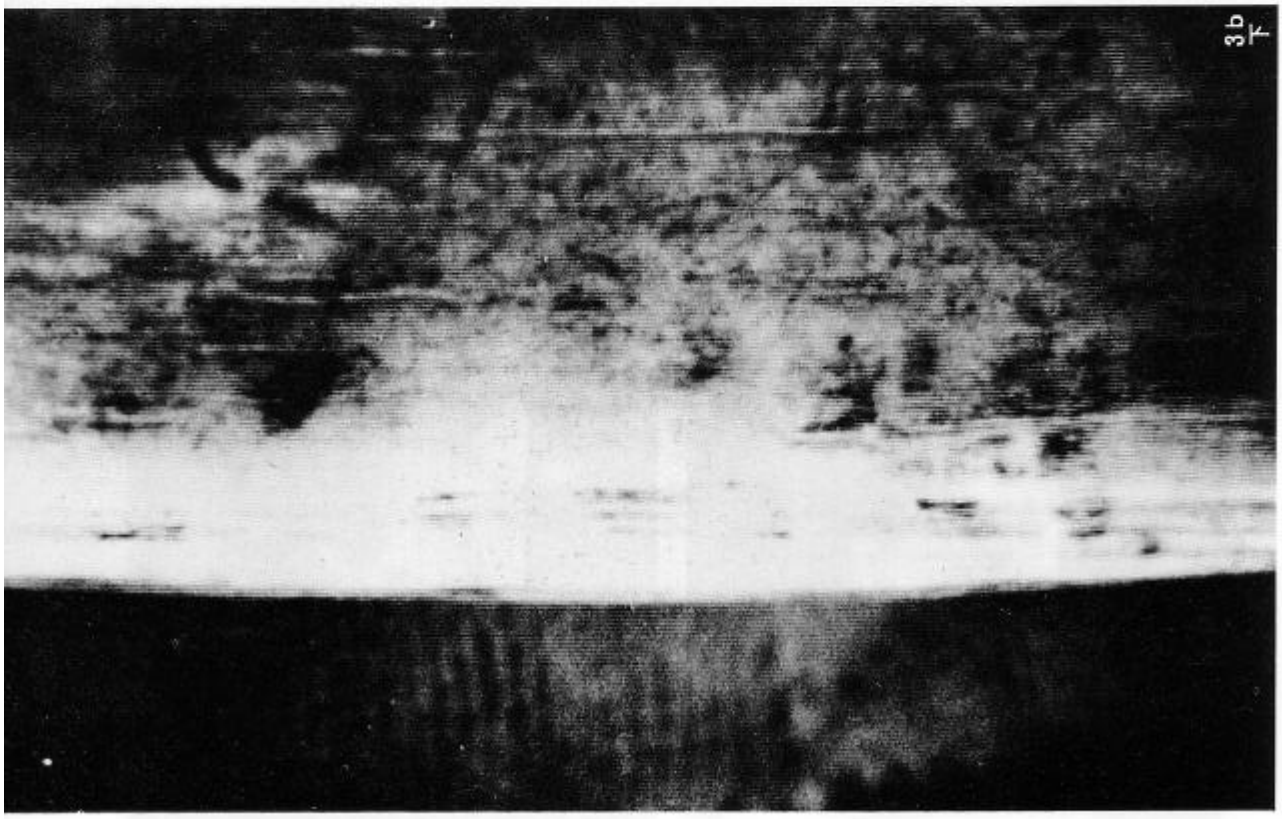

図版42 「ホイド清水」出土木簡(6)

図版43　「ホイド清水」出土木簡（7）

1　第16号木簡

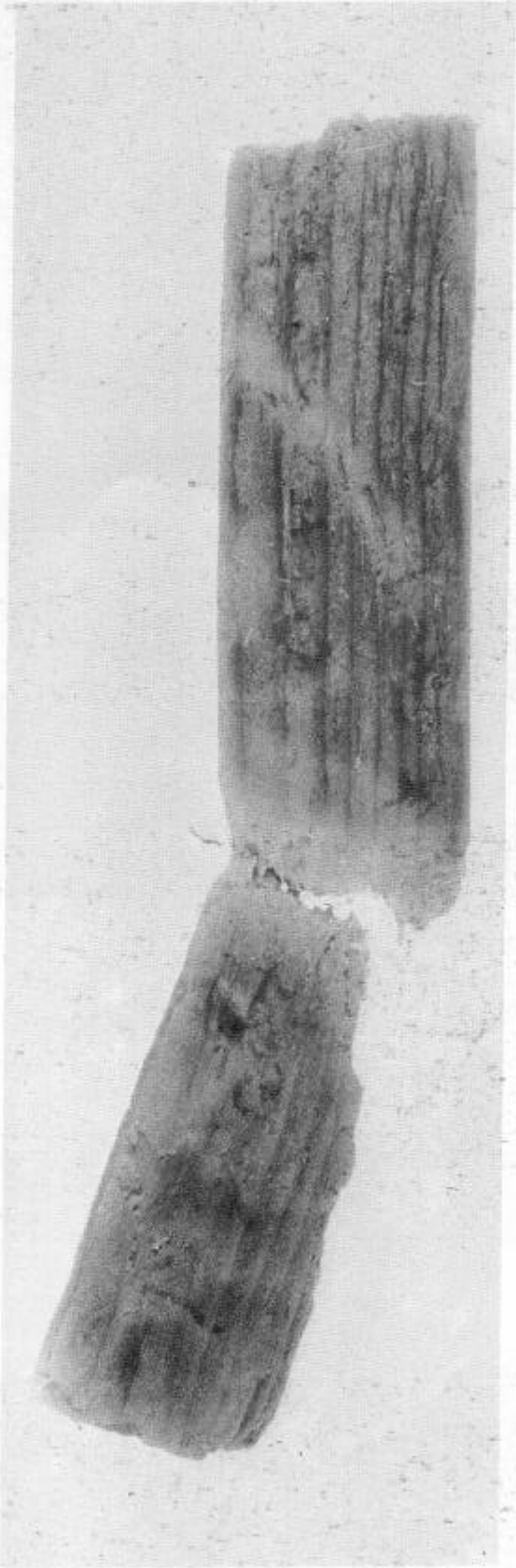

2　第17号木簡

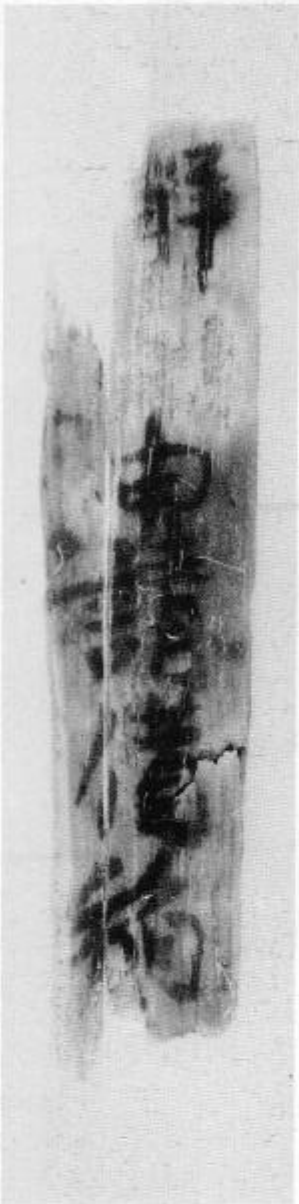

図版44　「ホイド清水」出土木簡（8）

1　第16号木簡（赤外線写真）

払田柵跡調査事務所要項

1　組　織　規　定

秋田県教育委員会行政組織規則

第６条（地方機関の設置）

名　　称	位　　置
払田柵跡調査事務所	仙北郡仙北町

第７条　文化課の所掌事務は、次のとおりとする。

８　払田柵跡調査事務所に関すること。

第８条　第２項　払田柵跡調査事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

１　史跡払田柵跡の発掘およびこれに伴う出土品の調査研究に関すること。

2　職　　員

（昭和59年３月現在）

職	氏　　名	備　　考
所　　長	大　井　　康	本務　文化課長
学　芸　主　事	船　木　義　勝	本務　埋蔵文化財センター　兼務文化課
社会教育主事	大　野　憲　司	本務　埋蔵文化財センター
主　　事	渡　辺　安　則	本務　文化課
主　　事	山　崎　文　幸	仙北町教育委員会派遣職員
調査補佐員	栗　沢　光　男	

3　顧　　問

払田柵跡調査事務所の発掘・調査研究を適正に実施するため、顧問を委嘱した。

顧問　新野直吉（秋田大学教育学部教授　古代史学）

顧問　岡田茂弘（国立歴史民俗博物館教授　考古学）

調　査　参　加　者

現場作業員　大河喜栄・茂木福太郎・杉沢　毅・菅原龍助・大川徳治・後藤龍男
高柳龍太郎・菅原謙蔵・菅原道明・森川周右ヱ門・越後谷哲也
熊谷道宏・古屋　学・新田光晴・熊谷　安・小林忠成・又井　薫
長沢廣子・佐藤せい子・後藤正子・新田律子・大川貞子・越後谷洋子
森川照子・加藤ハナ・高橋チタ・加藤京子

整理作業員　竹村純子・池田マサ子・渋谷　志・熊谷道宏・新田光晴・高橋チエ子
後藤のり子・佐藤隆子・山田牧子・高野ひより・池田静子・進藤妗子
高階恵子・嶋田富美子・細井洋子

〔敬称略〕

秋田県文化財調査報告書　第113集

払田柵跡調査事務所年報1983

払　田　柵　跡

—第49－2～3・53・54次発掘調査概要—

印刷・発行　昭和59年3月31日
発　　行　秋田県埋蔵文化財振興会
〒014
仙北郡仙北町払田字牛嶋20番地
TEL(01876) 9—3331

印　　刷　秋田マイクロ写真印刷株式会社
〒010　秋田市寺内字蛭根85—69
TEL (0188) 23—7161